

平成31年 第1回定例会

# 屋久島町議会会議録

平成31年3月5日 開会

平成31年3月20日 閉会

平成31年第1回屋久島町議会定例会会期日程表

自3月5日・至3月20日（16日間）

月 日	曜	会議別	日 程
3月5日	火	本会議	○開会
6日	水	本会議	○一般質問
7日	木	本会議	○一般質問
8日	金	委員会	○各常任委員会
9日	土	休会	
10日	日	休会	
11日	月	委員会	○各常任委員会
12日	火	委員会	○各常任委員会
13日	水	休会	
14日	木	委員会	○各常任委員会
15日	金	委員会	○各常任委員会
16日	土	休会	
17日	日	休会	
18日	月	委員会	○各常任委員会
19日	火	委員会	○各常任委員会
20日	水	本会議	○最終本会議



# 平成31年第1回屋久島町議会定例会

第 1 日

平成31年3月5日



平成31年第1回屋久島町議会定例会議事日程（第1号）

平成31年3月5日（火曜日）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第9号 平成30年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第6 議案第10号 平成30年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第11号 平成30年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第8 議案第12号 平成30年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第9 議案第13号 平成30年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第14号 平成30年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第11 議案第15号 平成30年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 施政方針説明
- 日程第13 議案第16号 屋久島町口永良部島本村温泉の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第17号 屋久島町口永良部島湯向公民館等の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第18号 債権の放棄について
- 日程第16 議案第19号 屋久島辺地総合整備計画の変更について
- 日程第17 議案第20号 口永良部島辺地総合整備計画の変更について
- 日程第18 議案第21号 屋久島町介護保険給付費準備基金条例の一部改正について
- 日程第19 議案第22号 屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第20 議案第23号 屋久島町介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第24号 屋久島町口永良部島本村温泉条例の一部改正について
- 日程第22 議案第25号 屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について
- 日程第23 議案第26号 屋久島町へき地学校教職員住宅管理条例の一部改正について
- 日程第24 議案第27号 屋久島町営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について

- 日程第25 議案第28号 農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について
- 日程第26 議案第29号 屋久島町未来につなぐ森林づくり基金条例の制定について
- 日程第27 議案第30号 平成31年度屋久島町一般会計予算について
- 日程第28 議案第31号 平成31年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第29 議案第32号 平成31年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第33号 平成31年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第31 議案第34号 平成31年度屋久島町診療所事業特別会計予算について
- 日程第32 議案第35号 平成31年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第33 議案第36号 平成31年度屋久島町船舶事業特別会計予算について
- 日程第34 議案第37号 平成31年度屋久島町電気事業特別会計予算について
- 日程第35 議案第38号 平成31年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 日程第36 発議第1号 屋久島町選挙管理委員濱崎勝秀君の罷免決議について
- 日程第37 発議第2号 屋久島町選挙管理委員佐々木義政君の罷免決議について
- 日程第38 発議第3号 屋久島町選挙管理委員永野武君の罷免決議について
- 日程第39 発議第4号 屋久島町選挙管理委員中村篤男君の罷免決議について

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員 (16名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	眞邊 真紀君	2番	相良 健一郎君
3番	岩山 鶴美君	4番	上村 富士高君
5番	大角 利成君	6番	渡邊 千護君
7番	石田尾 茂樹君	8番	榎光徳君
9番	眞邊 有次君	10番	高橋 義友君
11番	小脇 清保君	12番	日高 好作君
13番	下野 次雄君	14番	寺田 猛君
15番	岩川 修司君	16番	岩川 俊広君

1. 欠席議員 (なし)

1. 出席事務局職員

議会事務局長 書	上釜 裕一君	書	記	鬼塚 晋也君
記 長	井 綾乃君			

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木 耕治君	教育長	塩川 文博君
副町長	岩川 浩一君	会計管理者兼 会計課長	桑原 幸夫君
総務課長 宮之浦支所長兼 財産管理課長	鎌田 勝嘉君	尾之間支所長 兼税務課長	日高 邦義君
教育総務課長	山口 健蔵君	監査委員事務局長	上釜 裕一君
社会教育課長	佐々木 昭子君	電気課長	笹倉 聰君
企画調整課長	計屋 正人君	町民生活課長兼 永田出張所長兼運営管理委員会事務局長	塚田 賢次君
建設課長兼 建庁舎建築係	松本 薫君	安房支所長兼 福祉事務所長	寺田 太久己君
商工観光課長	松田 純治君	給食センター所長	川東 真稔君
環境政策課長	竹之内 大樹君	介護衛生課長	寺田 和寿君
庁舎建設推進室長	矢野 和好君	健康増進課長	日高 孝之君
農林水産課長	岩川 茂隆君	総務課長補佐兼行革法制係長兼 消防交通係長兼庁舎建築係	泊 光秀君
	鶴田 洋治君		

### △ 開 議 午前 10 時 00 分

○議長（岩川俊広君）

おはようございます。ただいまから平成31年第1回屋久島町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

### △ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩川俊広君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番、榎光徳君、9番、眞邊有次君を指名します。

### △ 日程第2 会期の決定

○議長（岩川俊広君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月20日までの16日間としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月20日までの16日間とすることに決定しました。なお、会期日程につきましては、お配りしてあるとおりです。

### △ 日程第3 諸般の報告

○議長（岩川俊広君）

日程第3、諸般の報告を行います。閉会中の事項につきましては、別紙で配付しておりますので、口頭報告を省略いたします。

### △ 日程第4 行政報告

○議長（岩川俊広君）

日程第4、町長の行政報告を行います。これを許可します。

○町長（荒木耕治君）

皆さん、おはようございます。行政報告の前に、少しお時間をいただき、このたびの山岳部保全利用協議会での不祥事につきまして、おわびを申し上げます。

このたびは、町民の皆さんを始め、屋久島の環境保全のために御賛同いただいた多くの皆様に多大な御迷惑をおかけしましたこと、大変申しわけありませんでした。

今回の件は、事務局を担う町が、規定どおりの事務を行っていれば防ぐことができた事件であります。二度とこのようなことが発生しないよう、管理体制を強化し、屋久島を訪れる皆様、町民の皆様からの信頼を一刻も早く取り戻せるよう、職員一同努めてまいります。

協力金制度に対し、さまざまなお意見があると思います。全ての御意見を真摯に受けとめて、再発防止に努め、屋久島に訪れる皆様が安心・安全な自然体験ができるよう、山岳部の環境保全に取り組んでまいります。このたびは、大変申しわけございませんでした。

第1回屋久島町議会定例会の開会に当たり、昨年第4回定例会以後の町政を取り巻く状況について御報告をいたします。

まず、第60回九州高等学校演劇研究大会及び第27回鹿児島県高等学校冬季県大会につきまして、御報告いたします。

去る12月22、23日にかけて、福岡県筑後市で開催された第60回九州高等学校演劇研究大会において、屋久島高等学校演劇部が最優秀賞を受賞し、初の全国大会への出場を決めたところであります。屋久杉の伐採が続く1970年代を舞台に、実話をもとにした創作劇であります。

また、2月10日に行われた第27回鹿児島県高等学校冬季県大会においても、九州大会とは異なる演目で、最優秀賞を受賞しております。指導された先生を始め、生徒たちの努力の結果と確信しております。今後、さらなる活躍を期待するものであります。

次に、成人式について御報告いたします。

去る1月3日に、安房総合センターにおきまして、屋久島町成人式を開催いたしました。議員各位におかれましては、多数御参列をいただき、また、激励をいただきましたことをこの場をおかりしてお礼を申し上げます。

ことしの成人式には、帰郷者も含めて新成人116名が参加をいたしました。新成人誓いの言葉では、未来への力強い決意と、これまで支えてくれた人たちへの感謝が述べられたところであり、屋久島町の未来を担う新成人に対し、大いなる期待をもって激励したところであります。

次に、消防出初式について御報告をいたします。

1月6日に、安房地区におきまして、新春恒例の消防出初式を消防団員総勢300名の

参加のもと、開催いたしました。御参列をいただきました皆様に対し、お礼を申し上げます。

本年は、8分団と婦人消防隊、消防車両が勇壮に市中行進を行い、安房河畔で放水演習を披露いたしました。

式典では、ゆかり幼稚園幼年消防隊による消火・救出訓練を披露していただき、消防出初式を盛り上げていただきました。

多くの町民が詰めかけ、消防に対する大きな期待と使命を痛感したところであり、崇高な使命を誇りとして、町民を守る消防防災への職務遂行への決意を新たにしたところであります。

また、栄えある表彰を受けられた皆様には、長年にわたる御努力と御功績に対しまして、心からお祝いを申し上げる次第であります。

次に、第66回鹿児島県下一周市郡対抗駅伝競走大会について御報告いたします。

2月17日から21日までの5日間にかけて開催されました第66回鹿児島県下一周市郡対抗駅伝競走大会には、本町から町職員、消防分遣所職員などを含む社会人と高校生が、熊毛代表としてすばらしい走りを見せてくれました。大会4日目には、各チームの主力が名を連ねる6区で、屋久島高校2年の森下治君が、見事区間1位の活躍を見せるなど、熊毛チームに大きく貢献したところであります。

選手の皆様には、これまでの努力に心から敬意を表しますとともに、地域を盛り上げるため、学業や仕事との両立を図りながら頑張っていただき、今後の御活躍を期待するところであります。

最後に、2月17日に開催いたしました2019サイクリング屋久島大会について御報告いたします。

本大会は、屋久島の自然の中を体と環境に優しい自転車を使って、大自然をより身近に感じながら、そのすばらしさを体感していただこうという趣旨で開催され、ことしで9回目を迎えました。

参加者も、2011年の第1回大会の129名と比較しますと、2倍以上の総勢281名となり、島内からは129名の皆さんに参加をしていただきました。

また、前日には、屋久島ヒルクライム2019も開催し、総合自然公園より白谷雲水峡までの上りのコースを53名の方が参加し、タイムを競い合ったところであります。

なお、本年も、屋久島電工株式会社様から、特別協賛として寄附をいただいております。この場をおかりして、心から感謝を申し上げる次第であります。

本大会を契機として、町民の皆さんにも屋久島のエコについて考えていただき、実践をしていただくような取り組みが実現できれば、屋久島の自然の意義がさらに高まるものと考えているところであります。

以上で、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

○議長（岩川俊広君）

これで行政報告を終わります。

- △ 日程第5 議案第9号 平成30年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）について
- △ 日程第6 議案第10号 平成30年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第7 議案第11号 平成30年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- △ 日程第8 議案第12号 平成30年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について
- △ 日程第9 議案第13号 平成30年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第10 議案第14号 平成30年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第4号）について
- △ 日程第11 議案第15号 平成30年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（岩川俊広君）

日程第5、議案第9号、平成30年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）についてから、日程第11、議案第15号、平成30年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてまでの7件を一括議題とします。

町長に、提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

平成31年第1回屋久島町議会定例会に提案いたしております案件につきまして、御説明申し上げます。

今回提出しております案件は、補正予算案7件、条例案9件、予算案9件、諮問4件、その他の案件5件の計34件であります。

それでは、議事日程に従いまして、議案第9号から議案第15号までを御説明いたします。

まず、議案第9号、平成30年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳出予算の主なものは、歳出見込み額の精査に伴う減額のほか、総務費では、公共施設

整備基金積立経費、ふるさと納税手数料、だいすき基金積立経費などを、民生費では、子ども教育・保育給付に係る経費などを、衛生費では、診療所事業特別会計繰出金、屋久島山岳部保全利用協議会運営に係る経費などを、農林水産業費では、農業委員報酬、農地利用最適化推進委員報酬などを、土木費では、安房中学校線道路改良に係る経費などを、消防費では、春牧区防火水槽修繕に係る経費などを、教育費では、小学校、中学校、幼稚園の空調設備整備、神山小ブロック塀改修に係る経費などを、災害復旧費では、永田港災害復旧に係る経費などを計上いたしました。

財源としましては、国・県支出金、町債などで調整し、歳入歳出それぞれ3億9,899万6,000円を増額し、予算の総額を115億6,446万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第10号、平成30年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳出見込み額の精査に伴う簡易水道施設管理費等の減額を町債などで調整し、歳入歳出それぞれ1,406万3,000円を減額し、予算の総額を9億604万円にしようとするものであります。

次に、議案第11号、平成30年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳出見込み額の精査に伴う減額を保険税などで調整し、歳入歳出それぞれ360万9,000円を増額し、予算の総額を17億9,191万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第12号、平成30年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、歳出見込み額の精査に伴う保険給付費等の減額を国・県支出金、一般会計繰入金などで調整し、歳入歳出それぞれ326万1,000円を減額し、予算の総額を14億6,941万9,000円にしようとするものであります。

次に、議案第13号、平成30年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出見込み額の精査に伴う減額を診療所使用料、一般会計繰入金などで調整し、歳入歳出それぞれ295万1,000円を減額し、予算の総額を1億6,277万円にしようとするものであります。

次に、議案第14号、平成30年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、代替船建造費の減額を含めた歳出見込み額の精査に伴う減額を国・県支出金、町債などで調整し、歳入歳出それぞれ4億5,213万4,000円を減額し、予算の総額を3億1,830万円にしようとするものであります。

次に、議案第15号、平成30年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金等の増額を保険料、一般会計繰入金などで調整し、歳入歳出それぞれ138万円を増額し、予算の総額を1億5,928万7,000円にしようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（岩川俊広君）

これより、議案第9号から議案第15号までの7件に対し、総括の質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（大角利成君）

二、三点お尋ねします。

まず、一般会計の繰越明許費の第2表の関係でありますが、災害復旧関連事業の事業繰越は理解をできるところですけども、その他明許繰越事業は、特に非常に多いのではないかと、そのように思うところでありますと、平成29年度の決算審査特別委員会においても、そのお考えを問うたところがありました。中には、当初予算に計上しているにもかかわらず、繰越しをされております。諸事情はあり、職員も一生懸命頑張っているとは理解をするところですが、この明許繰越の事業を見て、総務課長として、総務課長にお伺いいたします。どのような明許繰越の実情からして、どのような考え方をお持ちか、まず1点お伺いいたします。

それから、27ページ、一般会計、地域活性化対策費の目の6でありますけれども、負担金補助及び交付金の中で、航路・航空路運賃低廉化事業負担金が、大きく1,800万ほど減額されているが、これは、単に利用者の減によるものと解してよろしいのかお尋ねをいたします。

28ページ、目の18庁舎整備事業費の需用費の中に、修繕料350万円ほど計上されております。今、新庁舎を一部完成し、そしてまた、整備中でありますけれど、この修繕費の350万円について御説明をお願いいたします。

次、45ページから47ページにかけまして、これまで同僚議員とともににお願いをしてきました小学校、中学校、幼稚園の空調整備費を計上してございます。完成はいつごろを予定しているのかお尋ねをします。

一般会計の最後です、48ページです。

目の学校給食費の工事請負費の中で、金岳小・中学校の調理場の改修の減額がございます。事業を着手できなかった理由について、御説明をお願いいたします。

それから、特別会計、船舶事業特別会計でございます。

7ページ、フェリー太陽の代船建造に伴う工事請負費、減額をされております。これまでの経緯について、改めて説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○総務課長（鎌田勝嘉君）

明許繰越費につきまして、御説明を申し上げます。議員おっしゃいますとおり、災害復旧につきましては、決定がおくれたことは御存じのとおりでございます。

ただ、議場の音響設備、電話交換設備更新、光ケーブルの移転事業等につきましては、本庁舎の完成後に実施するものもございますので、そういうことになっております。

あるいは、各課からの明許繰越の起案が上がってくる段階で、どうしても納得できない部分もありますが、職員の台風等の対応等によるおくれもございます。そういうふうに御理解をいただきたいと思います。

当初予算から計上したものにつきましては、来年度以降、早急に完成することは、当然やっていきたいというふうに思います。

以上です。

#### ○企画調整課長（松本 薫君）

27ページの19、負担金補助及び交付金の件でございます。航路・航空路運賃低廉化事業の関係でございますが、議員おっしゃるように、見込み額の減によるものでございます。

以上です。

#### ○庁舎建設推進室長（岩川茂隆君）

28ページの需用費、修繕費につきましては、宮之浦出張所として使用する宮之浦の電気庁舎の1階の改修の必要でございます。

内容といたしましては、壁の撤去、空調の新設を予定しているところでございます。

建設庁舎です。済いません、間違えました。

#### ○教育総務課長（佐々木昭子君）

小学校、中学校の、幼稚園の空調の完成はいつかということでございますが、2020年3月を予定しております。

#### ○給食センター所長（川東眞稔君）

昨年の5月と7月に入札を実施しました。その際に、入札が落ちなかつたことが要因でありまして、工事に関しては、1度目に全体工事で発注しましたが、現状が庁舎建設とか金岳小・中学校の校舎建設が重なった等がありまして、業者のほうがなかなかできないという形になりました、7月には内部工事と外部工事を分けて入札を行い、外部工事だけが入札がありました。

したがいまして、内部工事に関しては、平成31年度に工事を再度行うということで、減額しております。

#### ○宮之浦支所長兼財産管理課長（山口健蔵君）

船舶事業特別会計の4億5,000万円の工事請負費の減でございますが、就航を平成32年3月予定から1年延ばして、平成33年の3月就航ということで、1年延長した関係で、

平成30年度分の新造船建設に係る分が減額になってございます。

○5番（大角利成君）

まず、繰越しの関係ですけれども、今、総務課長がおっしゃいましたように、ぜひ新年度、平成31年度からはそういう気持ちで全課取り組んでいただきたい。やはり予算に計上されると、町民は早くつくっていただきたい、つくっていただける、事業を実施していただけるという希望を持っています。ぜひ、大変忙しいでしょうけれども、調整しながら町民のサービス向上なり、我々地域の活性化のために力を注いでほしいと、そのように思います。

それから、学校の空調の関係ですけれども、多額の経費を要し、そして、授業との関連もございますから、なかなか思うように工事が進行しないのは理解をするところですけれども、私は今回、この3月で補正予算が計上されたということは、ことしの夏には幾分か、間に合わせ、間に合わせたいという、そういう教育委員会の気持ちがあつての、あるいは町当局のそういう配慮あつての計上だと思っておりましたけれども、来年の3月ということでがっかりをいたしました。できるだけ早急に完成ができるように、ぜひ、努力をしていただきたい、このように思います。

それから、太陽丸の関係ですけれども、これまで全協で説明がございました。最初の取り組みの状況はよく理解をしているものです。そのときに、年度末までのことについて、これからのことについて色々とお話を聞かせていただきました。その結果を実は聞きたいわけでありますと、予算としては平成31年度にまた計上されておりましたから、そうだろうなというように思っているんですが、ここに来て契約ができなかったということは、また後もって、特に私もお聞きしたいと思います。

1年おくれることで、口永良部の島民を始め、観光客あるいは町民の皆さんに迷惑をかけることになりましたので、それは、執行部の責任だけではありませんし、相手あつてのことですが、しかし、理解ができるような説明を、今後、町民にもさらにしていただきたいということを要望して終わります。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑ありませんか。

○6番（渡邊千護君）

一般会計の歳出のほうの35ページ、目の9山岳部保全対策費のほうで、補正額が310万円、その他の財源から来ているんですけれども、この財源はどこから来ているのかというのと、この内訳をまず聞きたいんですが。

○環境政策課長（矢野和好君）

山岳部保全利用協議会への負担金の内訳でございますが、今回の事件の当事者の職員を除く職員また用務員の人工費と、バス会社に支払いをする経費、その他、また事務所

等の電気代等で、合わせて310万を計上しております。

財源につきましては、山岳部環境保全基金を充当したいというふうに考えております。

○6番（渡邊千護君）

今、21ページの基金、繰入金から回すということなんですけれども、今回、こういう不祥事が起きました。今でわかっている金額で2,900万円、今、調査中ということで、実際今からはっきりした金額が出てくるということになります。また、刑事告訴も今からされるであろうということありますけれども、これ、行政の不備も兼ねてこういう体制の失態があったわけです。この繰入金から、これ、もし回っていくことになると、みんなの善意で集めたお金から、まずここにお金が回っていくことになります。この補填、この310万、補填、誰がするのか、これ。ここから持っていく、善意の金を補填しても、到底誰も納得できないお金の動きだと思うんですけども、そこら辺、どうなんでしょうか。

○副町長（岩川浩一君）

補填をどうするかということなんですが、とりあえず協議会で、まず当面基金で対応すると、足りない分はですね。そして、年間通してどれだけの資金が不足をするのか、そういうものをまず明らかにして、そして、それをどう補填するのかということは、これから町と協議会と十分協議して、その方針は決めていきたいというふうに考えております。

ですから、当初、この基金が1,700万程度ございますので、そこを当面充てるということは、協議会で決定したことあります。

○6番（渡邊千護君）

今、協議会で決定したことありますけども、これは、皆が集まった、善意のお金ですね。それが、基金に充てられたわけですよね。それで、今一番大事なのは、まだ、これから始まるであろう刑事告訴であったりとか色々あるわけです。そこで、この協議会、あり方そのものが問われていくという事態で、その協議会が決めていくんじやなくて、今から全てが解決するまでは、とりあえず、この間全員協議会があったわけですがも、議会としては、議長のほうにとりあえず一時ストップして、制度をとめるべきではないかという方向でお願いしているわけです。であれば、一時中断して、この繰入金を流すという、当分、1年間は見て、使っていくというのは到底住民にしても、観光客にしても、観光関係の方たちも納得はできないわけです。

行政で失態がありました、その責任をまずどこ、行政がどうやってとつていこうという話が行われた中で、始めてこの次の流れが出てくるんじゃないかと思うんですけども、これをいきなり、この1年間様子見ようというの、誰も到底納得できない答えだと思います。そこら辺、どうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

色々な、先程もおわびを申し上げましたけれども、色々な御意見があるのは承知をしております。ですが、この制度 자체は、何年もかけて協議をして、やっとつくり上げた制度であります。ですから、制度 자체に問題があったわけではなくて、要するに金の収受、そういう金の管理、そういうものに問題があったわけです。

後で、一般質問も受けておりますから、後ほど詳しいことについてはお話をしますけれども、協議会を、今これをやめて立ちどまるという議論も確かにありました。ですが、おわびをするところはおわびをして、この制度を続けていこうという協議会での結論になりました。

ですから、皆さんのが色々な立場で、色々なことをおっしゃいます。ですから、今言うように基金が、幸いにして基金が二千数百万ありましたんで、これを要するに今までのものを払わなければいけないわけです。人件費にしても、バス会社にしてもですね。だから、それはその基金を使わしていただきたい。そして、この制度は続けていきたいという結論を今出しましたので、だからこれで、今、3月1日からまた制度をしている。

ですから、これをいつまでどのようにするのかというの、また色々と協議をしなければいけませんので、今、四、五日の間に、また色々なことも言われております。そういうことも聞いておりますので、近々そういうものも含めて、また協議会を近々開いて、そこでまたもう一遍どうするかということは協議をしたいということでございます。

○13番（下野次雄君）

1点だけお伺いいたします。一般会計の31ページの工事設計委託料、屋根付運動施設設計委託料ですけれども、当初予算1,000万円近く予算が計上されたんですけれども、985万の執行残になっています。その執行残になった経緯をお示しください。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○安房支所長兼福祉事務所長（寺田太久己君）

お答えします。

当初の設計につきましては、基本設計と、30年度においては基本設計と、それから、その地盤の地質調査に係る経費を支出したものでございます。

それで、本設計につきましては、また再度、整った後に再度計上したいなというふうな考えでございます。

○13番（下野次雄君）

何で、慌てて設計委託料を計上したんですか。当初予算でもよかったです。しかも、そのときには副町長まで来て、総務課長まで来て説明したんですよ。何で、そんな無責任極まりないすさんな議案を上げないでください。じゃないですか。工事、いつごろそ

れ上げるんですか、お答えいただきたい。

○総務課長（鎌田勝嘉君）

基本設計が上がった段階で、全体的な事業費も概算として確認できるということでございますので、その額を確認しながら、長期計画に位置づけをしていきたいと思っています。今のところ、31年度の予算としては計上してございません。

○13番（下野次雄君）

31年度で計上、始まりですね、31年度が。ということは、31年度は無計画ということなんですか、副町長、屋根付ゲートボール場は。

○副町長（岩川浩一君）

設計を、予算を出すときに議会に御説明いたしました。そのときに、まだまだほかに急ぐ施設があるんじゃないかという大変たくさんの方の指摘をいただいたところあります。

そして、その中で、昨年の補正予算で、光ファイバーの予算が補助事業にいい制度ができたということがございます。それから、学校の空調設備が、同じく補正予算で補助金ができたと、そういう制度をきちんと活用していこうということで、この屋根付ゲートボール場は次年度以降に繰り越すということを町長が決断をしたわけですから、31年度の予算には載せていないということでありまして、次年度以降、先程総務課長が申し上げましたとおり、次年度以降の財政状況等をよく勘案をしながらやっていくということで、決してこれはとりやめになったということではございません。

○13番（下野次雄君）

何で補正で上げたのか意味がわからんし、何で副町長やら総務課長まで入って、所管の代表委員会に入って、お願いしますということまで言うたんですか。急を要するからあんたたちが入ったんじゃないの、違うの。それで本年31年度は予算に計上されていないし、全く急ぐ必要もなし、混乱する必要もない、そのときに私たちも言いましたよ。今、副町長が言ったように、優先順位が違うんじゃないですかって、児童生徒の空調設備も大事じゃないですかという話もしましたよ。それで、今はその空調設備は計上されてるからいいですけども、私たちは、逆に屋根付ゲートボール場は時期尚早だから、見直したらどうですかという立場でしたから、私たちからとてみれば幸いなんです。幸いなんすけれども、議会に上げる、何ていうのかな、議案として余りにもお粗末過ぎる。それに対して、町民も色んな形の中で、色んな意見を聞いてきましたよ、私たまも。何で今ごろ屋根付ゲートボール場を急がなくちゃいけないのか。議員の中でも色んなこと言いました、そのときに、すばらしいものをつくってくださいねとか、多目的に使えるからいいんじゃないですかとか、それで可決されたんでしょう、この予算が。そのとき、私は言いたい、ここで、賛成した議員はどう思っているのか。何も発言、まだ聞いたことない。見直すようだったら、もう少し計画を立てて、見直していただきたいとい

うふうに思っています。

以上です。

○町長（荒木耕治君）

今、議員色々御指摘を受けましたけれども、議会の、今議員が言われること、あるいは議会での議論、色々なことを私は私なりに判断をしました。ですから、議会とキャッチボールをするというのが、私の政治の姿勢でもあります。ですから、強引にそれをつくろうとかそういうことは。

ですから、今、急ぐものが出てきた、やっぱり行政というのは日々、生き物ですから、いつ何時そういうものが出てくるかもわかりません。

ですから、それは長年、屋根付をつけるということもありましたけれども、それはそれでやつていこうということで、予算を出しましたけれども、今、副町長も言ったように、ブロードバンドあるいは小学校クーラー、そういうものも出てきた中で、それは議会も全面的に言われてやるものと、それは、議会の方々も尊重し、私もそういう判断をした。ですが、これは、また後年度、そういうものはつくっていきたいというふうには思っております。

○13番（下野次雄君）

町長が言われたこと、全部私わかりますよ。でもやっぱり議案を上げるときには、やっぱりその、くどいようですけども、我々はそういう屋根付ゲートボールも必要、私なんかも決してつくらなくてもいいということはありませんでした、その当時も。

でも、やっぱり慎重に、執行部として、また議会として検討しながら、これは本当に優先順位はそれでいいのかなとか、そういうものを検討していただきたかったというの、我々の言い分なんです。それを今言ったように、小学校、中学校のクーラーのほうが大事じゃないの、幼稚園のクーラーも大事じゃないのということも言いました。そういうものを含めて、そういうふうに結果的にはなりましたから、それでよしとしたいんですけども、今後、やっぱりそういうものを上げるときに、私たちの思いというか、お願いというか、やっぱりもう少し踏みとどまって、慎重に検討した上で出していただきたいなというのが私の本心なんです。それを私は言いたいんです。

以上です。

○町長（荒木耕治君）

非常によくわかりました。ですから、私が、これはもう私が提案者ですから、全責任は私にありますので、それは今後、そういうことはきちっとやっていきたいというふうに思います。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑はありませんか。

○ 11番（小脇清保君）

重ねて言うようですが、同僚議員の言うとおりです。議会の議決は、そんな軽いもんじやない。軽々に、また同僚議員が言っていたように、賛成した議員の反論もないんですか。お願いしますよ。

1つ、1点質問しますんで、31ページ、高齢者路線バス利用助成金50万円の執行残があります。最終的に申し込み人は、何人だったんですか。

○ 安房支所長兼福祉事務所長（寺田太久己君）

30年度の実績で申しますと、437人の方が、利用の券を発行しておりました。

○ 11番（小脇清保君）

これ、課長、いつまで、6月が起点ですよね、6月が。そうすると、もうことし3月ですから、4、5と2カ月しか使えないんだけど、申し込みは見込めますか。

○ 安房支所長兼福祉事務所長（寺田太久己君）

基本的に、4月以降につきましては、新年度対応ということで、新年度から利用されはいかがですかということを申し述べて、私どもは推進していきたいというふうには考えております。

○ 11番（小脇清保君）

だったら、一旦50万じゃなくて、四百何名でしたか。

○ 安房支所長兼福祉事務所長（寺田太久己君）

437人。

○ 11番（小脇清保君）

437やったら、63万円返さなきやいけないんじゃないんじやないの、正確にやってくださいよ。

○ 安房支所長兼福祉事務所長（寺田太久己君）

3月の時点で、今現在で437名の方が申し込まれていますけども、3月中にまたあるんじやないかということで、予算を多少残したというところです。

○ 11番（小脇清保君）

もうないよ、2カ月しかないのに。こういうのを正確にやってください。

○ 議長（岩川俊広君）

ほかに質疑ありませんか。

○ 1番（眞邊真紀君）

先程、環境政策課長からの答弁で、ちょっと私、耳を疑うような内容が盛り込まれたので、そこをお伺いします。

310万円の内訳は何ですかという先程の渡邊議員の質問に対して、その内訳の中にバスの代金というふうな言葉が入っていました。このお金の流れ、協議会のお金の流れ、この図を私、ここ何日もずっと見ていました。このバス代金というのは、自然館のところ

とか観光協会の窓口とかで、バス代金は純粹にバス代金として収受していますよね。その収受したものを、単純にバス会社に支払う形で会計成り立っていると思うんですけども、その不足分があるというのは、一体どこから来ていて、その不足分を今回基金を取り崩して充当しなきやいけないというお金で支払うというのは、どんなお金の流れになっているんですか。それ、理解できるとか、納得できるできないの話ではなくて、これは絶対にあってはならないことですよね、会計上。その点、この310万円、基金からスライドさせるという方式は、これは、完全にアウトだと思います。その考え方、どうしたら正論で、これが正確にスライドさせていいというふうなことが証明できるのか、そこをどなたでもいいので、正確にお答えください。これ、大変なことですよ。こんなの、310万円を議会が議決したら、この町議会、あってないようなものだと、そんなふうに世界中に発信されます。これ、正確にお答えください。

○環境政策課長（矢野和好君）

この中にバスの代金が含まれております。その部分につきましては、この事件を起こしました当事者がやはり使い込んでいたということを告白をしておりますが、今のところ調査をしておりまして、その事実関係を今つかもうとしているところであります。

よって、最終的には本人からの弁済ということになると思いますが、3月中に支払いをしないといけない部分で、こういう補正予算を出したところでございます。

事実関係は以上です。

○1番（眞邊真紀君）

いや、調査中だからといって、基金を取り崩して充当するという考え方そのものが間違いだって言っているんです。

これは、こういう不備があるお金は、基金を取り崩して、善意を使って充当するべきものでは絶対にないんです。その考えはおかしいですよ。

こういうことが起きたとき、代替案の考えられるのは、責任のある者が弁償するんです。その議論が出てないのか、私、非常に疑問なんですけど、そこを教えてください。

○環境政策課長（矢野和好君）

この部分につきまして、先程副町長からもありましたように、近々協議会を開催いたしますので、協議したいということでございます。

○1番（眞邊真紀君）

近々協議会を開催して決めるものを、この議決、きょうは一括議題で質疑の後、決議しますよね。その材料がないまま、私たちに投げかけているというのは、一体どういうことなんですか、執行部は。私たち、判断できないじゃないですか、そんな協議会で結論も出ていないのに。この310万円を議決したら、町議会、リコールされますよ。

○副町長（岩川浩一君）

例えば、いわゆるバス代ということで、本来バスを利用している人から預かったお金を協議会が保管をしている。協議会の中でそういう事件が起きて、この分が、バス代の分がなくなったと。ただししかし、バス会社には当然お支払いをしないといけない。

議員おっしゃるように、このお金を弁償するのか、どうするのかというところまで、まだ議論が至っていないんです。例えば、法的に誰にどう弁済できるのかという法的な根拠があるのかということに、我々も調べてみましたけれども、法的な根拠というのはないわけです。道義的なものです。誰がその弁済をどうさせるのかというのを協議会できっちと協議しないといけないと思います。

事務局を預かっている町としての責任は、別途またその責任はあるわけとして、ですから、今回この基金から繰り入れをするということは、会計の法律、条例とか、会計法上は特に問題ないと。議会が、このことを議決して何らかの問題が問われることはないということで、提案をしているということあります。

#### ○1番（眞邊真紀君）

いや、何らか問われることはないというのではないですよ。何でその310万円を埋めるかわからない、わからないお金を、わからないけれども議決したのかと言われれば、それまでですよ。何で310万円返すからという協議が既にされて、その結論づけがされていたら、例えば、4月1日までに誰々と、監査役の誰々と、その数名で幾ら負うというのがわかつていたら議決できますよ。でも、今から決めるというものを、約束手形もないまあお金貸すのと一緒にやないですか。それ、公のお金だからといって、これちょっと公のお金というか、善意のお金ですよ。その取り扱い方も本当にわかつているのかなと、非常に腹立たしいです。これ、議会が議決したら、私、大変なことになると思いますからね。

以上です。

#### ○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑ございませんか。ないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第9号から議案第15号までの7件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第9号から議案第15号までの7件は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号から議案第15号までの7件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論と採決を1件ずつ行います。

まず、議案第9号、平成30年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

○1番（眞邊真紀君）

一般会計補正予算案には反対します。

今申したように、310万円、山岳部保全対策費310万円、こちらに本当はそんなバスの代金なんかに充ててはいけないものも含まれていますし、今議論していたように、何で充当するか、基金にどうやって返していくのかというのが示されないまま、こんなのを議会は承認するわけにいかないので、私はこの部分に反対いたします。

本来なら委員会付託があって、委員会で審議していれば、この部分の減額の修正案出せたんですけども、今、採決の場面になっているので、一般会計補正予算案として否決をさせていただきます。

以上です。

○議長（岩川俊広君）

次に、賛成者の発言を許します。

○7番（石田尾茂樹君）

先程、屋根付施設の賛成した議員の意見を、反論はないのかということで、同僚議員からお指摘というか、受けました。

そのことについては、私は何度も一般質問し、つくっていただけるという返事をいただき、言葉は悪いですが、高齢者の方が目の黒いうちにつくっとかよというお話をしたりして、前に進んでいるという状況の中で、今回、こういう状況になったということは、大変残念ではあります。

しかし、色々なものを優先するということを考えますときに、ああ、百歩譲っていたし方ないという気がしております。

先程から、基金から繰り入れてバス代、それと人件費の問題、色々とありますが、協議会の中で議論をし、決定したということをお聞きしました。そのことについては大変、今、この不祥事の中では、厳しい状況の中で判断したのかなというふうに思っております。

す。そして、今後また協議会を開くということありますから、しっかり議論をしていただきたいということと、やはり先程同僚議員からもありましたが、この補正予算には、小、中学校、幼稚園の空調施設をという大事な予算も含まれております。そのことも考えましたときに、私は賛成をしたいと思います。

以上です。

○議長（岩川俊広君）

次に、反対者の発言を許します。

○11番（小脇清保君）

1点目は、先程も申し上げましたが、町長の優先順位ということで、見直すというのであれば、議会にその旨を、全員協議会っていうのは何回でも開かれるんです。納得いく説明をしていただかないと、議会の議決そのものが余りにも軽々ですよ、これだったら。

それともう一点、老人無料バス、13万といえども大金です。これから4月、5月で申込者がふえて、450名になるという保証がありますか。恐らくないと思いますよ。バス会社に13万お金くれるようなもんです。そうじやないの。（発言する者あり）この2点で、ちょっとこの予算案には、私は反対したいと思います。

○議長（岩川俊広君）

次に、賛成者の発言を許します。

○14番（寺田 猛君）

腹の底から、心から賛成しているわけではないんですが、今回のこと、一連の動きの中で、先程町長が政治というか、あれは、行政は生き物だからという発言もございましたが、3月1日から再開をしなければいけないという中で、これは当面基金を運用してということだと思うんですが、この基金の中にどういううたわれ方をしているというのは、よく存じ上げませんが、おおむね基金というのは、どこでもそうでしょうけども、財政調整、緊急性、そういうまさかのときのためのというのもあると思うんです。そういう意味では、手続上、協議会を再開すべきだとか、色々ありますし、そういうものも十分執行部のほうには伝わっていると思います。

当面、バス会社その他関係機関にこれ以上の迷惑をかけるわけにはいかないから、基金から運用して、支出をして当面のやりくりをするというふうに理解したいと思いますので、この議案には賛成いたします。

○議長（岩川俊広君）

次に、反対者の発言を許します。ほかにありませんか。

○6番（渡邊千護君）

予算を執行はしなきやいけないので、通さなきやいけないなとは思うんですけども、

どうしてもこの310万円、善意のお金がここに入ってしまふというのは、どうしても私は納得できませんし、この310万円を見直した予算が、またこの会期中に提出してくれるんであれば、賛成したいと思いますが、それができないのであれば、この予算は反対します。

○議長（岩川俊広君）

次に、賛成者の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

○9番（眞邊有次君）

賛成の立場から申し上げます。

先程、賛成の立場からの同僚議員が2名申しした理由に全く同感であります。基金というものは、緊急性を要するとき、あるいはなんらかの形でこれを運用しなければいけないという、運用、財政調整のための運用のための金だというふうに理解をしております、私は。

ですから、今後、協議会で色々なことを協議して決定をし、あるいは、色々なまた捜査、調査等も行われるでしょうから、これが決定した後に、色々な協議会でまた策が講じられるものと思います。まず、払うものは払わないといけないわけですから、そのためにこの基金を運用するという立場から、今回のことについては、この議案に対しては賛成をいたします。

○議長（岩川俊広君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第9号、平成30年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（岩川俊広君）

起立多数です。

したがって、本案は原案とおり可決されました。

次に、議案第10号、平成30年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第10号、平成30年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成30年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第11号、平成30年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成30年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第12号、平成30年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成30年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第13号、平成30年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、平成30年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第14号、平成30年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、平成30年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第15号、平成30年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。11時20分より再開します。

休憩 午前11時10分

---

再開 午前11時20分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

### △ 日程第12 施政方針説明

○議長（岩川俊広君）

日程第12、施政方針説明を議題とします。

町長に説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

平成31年第1回定例会の開会に当たり、町政運営の方針と、行政各分野ごとの政策について御説明申し上げます。

はじめに、昨年からことしにかけて、「平成最後」というキーワードで色々な行事や

イベントが実施をされてきました。天皇陛下の在位30年を祝う式典などが開催され、私も、国民の一人としてお祝いを申し上げたところであります。

平成という30年余りの時代の流れの中で、屋久島町にとってどのような変化があつたのだろうか、あるいは、町民一人一人にとってどのような影響があり、どのような意味があつたのか考えるよい機会になったのではないかと思います。

私は、平成という時代を思うときに、色々な災害のうちに、特に阪神淡路大震災や東日本大震災に代表される大きな地震を原因とする災害が相次いだという強い印象があります。その他にも、雲仙普賢岳噴火災害や三宅島噴火災害などがあり、最近では熊本地震災害や北海道胆振東部地震災害などが記憶に新しいところであります。

本町においても、平成27年に発生した口永良部島の爆発的噴火災害が収束したわけではなく、今もその影響が続いておりますので、今後とも緊張感を持って対応してまいりたいと考えております。

平成の時代に起きたこの一連の地震災害と、近い将来に発生することが心配されている南海トラフ巨大地震との関連性を思うとき、言いようのない不安を覚えるのは、私だけではないと思います。

町民の生命と財産を守る防災事業は、町政の基本的課題でありますので、町民の皆様が潜在的に抱えている不安を解消するため、これまで寄せられた防災に対する要望には真摯に対応し、年次計画的に実施させてまいりたいと考えております。

災害への備えを、公助、共助、自助とよく表現しますが、この言葉のとおり、町と各集落、町民一人一人が連携を密にし、それぞれの立場で責任を果たすことは、安心で安全なまちづくりの要諦ではないかと思いますので、いざというときに屋久島町が一体となり、災害に対応できる体制づくりの構築に努めてまいりたいと思います。

一方で、平成という時代は、屋久島にとりましては名誉と飛躍を勝ち得た時代ではなかったかと思っております。

まず、平成5年に、我が国で初めて世界自然遺産に登録されたことは、町民にとって名誉であるとともに、大きな喜びがありました。このことによって、屋久島の知名度の上昇とともに、観光客が急増し、観光業の振興など、地域経済の活性化が図られることになりました。世界自然遺産の島としての魅力が、マスコミ等でたびたび紹介され、一度は訪れてみたいあこがれの島として認知され、観光地の魅力度ランキングにおいても、常に上位を占めるようになりました。

それから、平成17年には永田浜がラムサール条約湿地に登録され、続いて平成28年には、屋久島と口永良部島が、ユネスコエコパークに拡張登録されるという慶事が続きました。

ユネスコが所管する自然環境保全に関する国際条約が4つあると言われておりますが、

屋久島はそのうち3つの冠をいただいています。このような例は、国内的には屋久島だけですが、国際的に見ても極めて例が少ないと言わわれておりますので、私たちが住む島の自然環境に対する評価は、国際基準であると言えると思います。

私たちは、これまで屋久島憲章を定め、その理念にのっとり、ほかにないこの島の優位性を生かした産業の振興や地域経済の活性化を目指してまいりました。

私は、今後とも自然環境に負荷をかけず、この島の価値を損なうことなく後生に引き継ぐという基本的理念を逸脱することなく町政を進めてまいりたいと思います。

特に、本町の基幹的産業と言われている観光産業の振興につきましては、観光客の動向は、時々の経済状況などに左右される側面が多いですから、毎年の来島者数の多寡に一喜一憂し、小手先だけでの政策を打ち出すことなく、先程申し上げました類いまれな自然環境を有するこの島の価値を信じて、屋久島独自の地について振興策を推進すべきであると考えております。

このことは、観光協会など、観光関連業者とも意識の共有を図ってまいりたいと考えております。

次に、飛躍ということについては、平成19年に町村合併が成立し、屋久島町が誕生したことを挙げなければなりません。合併については、さまざまな評価があると思いますが、旧町時代に重複していた経費の整理統合が進み、特に人件費に関する経費縮減効果が発揮されるとともに、地方交付税の総額が合併効果による一定水準を確保しながら推移してきたことなどから、旧町時代より強固な財政基盤の確立が図られました。

さらに、行政の窓口が一本化したことにより、国及び県との協議がスムーズに行われるようになったため、各種事業の採択という点において、かなりの優位性が発揮されております。特に大型公共事業の導入という点で、その効果が発揮されやすいと考えておりますので、今後とも実り大きい果実を得ることができるよう、努力をしてまいりたいと思います。

そして、何よりも町が大きくなったということは、屋久島町自体に力がついたということですので、町民の融和を図りながら、力を合わせてこれから始まる新しい時代に大きく飛躍する屋久島町を創造してまいりたいと思います。

本年4月30日に天皇陛下が御退位、皇太子様が翌5月1日に御即位され、新元号のもと新しい時代がスタートすることは、皆様、御承知のことと思います。

時を同じくして、屋久島町も新元号のもと、新しく完成した庁舎とともに、新しい時代に第一歩を踏み出すことになります。

新庁舎の建設につきましては、紆余曲折はあったものの、作業は順調に進んでおりまして、本年3月末までにはほぼ完成する予定であります。屋久島では、初めての大型木

造建築物であり、大きな空間を支える樹状トラス工法、別名屋久島トラスと呼んでおりますが、この画期的な工法が高い評価をいただいているところであります。

町民の皆様を始め、建築関係者など多くの方々に見学していただき、屋久島地杉のよさを実感していただくことによって、林業の振興につなげる努力をしてまいりたいと思います。

新元号のスタートと新庁舎における事務の開始を意図的に合せたわけではありませんが、偶然といえどもこのような形になったことは、新しい時代とともに歩む屋久島町を強く意識し、アピールすることになりますので、町民の皆様とともに、将来にわたって希望の持てる屋久島町づくりに邁進をしてまいりたいと思います。

また、職員には、新しい時代にふさわしい知識や感性を身につけ、職員としての資質の向上を求めるとともに、新しい組織機構の中で、互いに切磋琢磨しながら、縦横無尽に活躍することを期待をしたいと思います。

あわせて、おののが地方公務員としての自覚を確立させ、町民の皆様に迷惑をかけるような不祥事や違法行為を根絶させるとともに、何よりも町民に信頼される職員としての姿や有り様を追求してほしいと思います。

さらに、現在取りまとめ中である屋久島町第2次振興計画が、本年4月から向こう10間の振興策としてスタートすることになります。

これから時代は、我が国経済が成熟期を迎え、大きな経済成長が期待できない中、他方では少子高齢化、人口減少社会が進展するため、社会や経済の仕組みが大転換するのではないかと言われています。

また、戦後すぐに誕生したいわゆる団塊の世代の方々が後期高齢者の仲間入りをする2025年ごろには、屋久島町人口ビジョンによると、高齢化率が35%を超える超高齢化社会が到来いたします。

したがいまして、これからまちづくりや地域づくりは、高齢者の方々に地域活動へ積極的に参加いただいて、知恵と力を拝借しながら、ともにつくり上げるという仕組みが必要であると考えます。

このようなことから、第2次振興計画の重点目標として、加速する人口減少、少子高齢化に備え、限られた財源で最大の効果を發揮し、住民、集落、行政が協働する「人情豊かなまちづくり」を掲げております。

具体的に申し上げますと、お年寄りが地域の人たちに見守られながら、元気に暮らすことができるまちづくりを進めるとともに、人口構造が大きく変化し、働き手が少なくなることにより地域経済が縮小することがないよう、町民と集落、行政が意思疎通を図り、よく話し合い、役割分担を行いながら、暮らしも経済も元気な屋久島町づくりを目指すことを目標について、掲げております。

「言うは易く行うは難し」といいますが、今まで述べてまいりましたような大変厳しい時代を乗り切るためには、覚悟と力が必要ありますので、全身全霊を傾注して頑張ってまいりたいと思います。

そして、ことしは屋久島町が新たなステージへ飛躍するスタートの年であるとの強い自覚を持ちながら、議会の皆さんとも歩調を合わせながら前進してまいりたいと思いますので、御支援賜りたくお願いを申し上げます。

次に、平成31年度の主要な政策について、幾つか御説明申し上げます。

屋久島空港の滑走路延伸事業についてであります。昨年度と同規模の4,500万円の予算を確保することができました。三反園知事は、先月19日に開催された県議会の所信表明の中で、屋久島空港については、ジェット機の就航に必要な滑走路2,000メートルの基本計画を取りまとめたとのことであり、今後、住民の合意形成を図るための手続であるパブリック・インボルブメントを実施し、事業化に向けた取り組みを着実に推進してまいりますと表明いたしました。

知事の言葉の中にもありますが、県の基本計画は作成済みであり、これをもとに1月18日には、県港湾空港課長に副町長も同行して、国土交通省との折衝が行われたところであります。新年度においては、県が主催するパブリック・インボルブメント、住民の意見を広く反映させるための会議を実施し、最終的な計画づくりに着手する予定であります。

いよいよ県における基本計画づくりは最終段階を迎えつつありますので、より一層連携を深めながら、国との折衝に万全を期したいと考えております。

屋久島空港のジェット化については、単に観光産業の振興にとどまらず、ポンカン、タンカンを始めとする第1産品の販路拡大につながり、農林水産業にも必ず相乗効果を及ぼすことが期待されますので、屋久島町の将来を占う重要政策として取り組んでまいりたいと思います。

次に、平成31年度より、光ブロードバンド通信網の整備に着手することにいたしております。光回線による通信網の整備については、長年にわたって町民より強い要望があったところですが、整備に関する初期投資が多額なことに加え、維持補修費など、後年度負担が大きく想定されることなどから、これまで先延ばしにしてきた経緯があります。

しかし、国の制度の改正により、後年度負担の少ない民設民営方式による整備についても補助対象になり、あわせて、有人国境離島地域については補助のかさ上げが制度化されたことから、好機到来と解釈し、事業の実施を決定したところであります。

去年度は、屋久島局から尾之間局まで、地域としては志戸子集落から平内集落までを予定をしており、次年度に一湊局、永田局、栗生局、地域としては、一湊集落から永田集落までと、栗生集落から湯泊集落を予定をしており、事業費は総額6億5,140万程度

になると想定をしております。

具体的なスケジュールについては、3月15日までに国に対して補助要望申請を行い、6月上旬に国庫補助申請、7月ごろより設備構築のための工事を開始することにしております。設備構築のための工事を翌年3月末までに終了させ、4月からサービスの提供開始ができるのではないかと思います。

この事業は、繰り越しができない単年度事業でありますので、2年目にも同じスケジュールになると思います。

高度情報化時代と言われる現代において、光回線によるブロードバンド整備は、時代の要請であり、必要な施設整備でありますので、町民の皆様が有効に活用することによって、地域振興につながることを期待したいと思います。

次に、町内小学校、中学校への空調設備導入につきましては、早期導入について、議会においても議論があったところであります。平成30年度の国の補正予算において、新たな交付金制度が新設され、これまで対象とならなかった小中学校への空調設備の導入が可能となりました。

この間、国及び県に対して、事業実施の意思表示を行うとともに、設計を実施し、事業費を確定させるなどの準備作業を進めてまいりました。平成30年度の繰越事業として実施することにしており、内容としては、小学校が普通教室53室、特別教室39室、中学校が普通教室18室、特別教室28室に設置し、あわせて八幡幼稚園もその対象にしたところであります。

近年、気象環境の変動により、夏季に異常な高温が続いている、体調を崩す生徒や熱中症により重篤な状況に陥る児童が相次ぐなど、全国レベルで学習環境の改善が急務であるとの指摘を受けております。

このような状況の中、本事業を実施することによって、本町の子供たちの学習環境が改善されることは、私たちだけではなく、PTAの皆さんにとりましても、待望していただけに大きな喜びであると思います。

今後、子供たちが心身ともに成長するとともに、スポーツや学習面での活躍にも大いに期待したいと思います。

次に、フェリー太陽の代替船建造についてであります。本年2月9日に、プロポーザル方式による入札会を開催した結果、長崎市の株式会社渡辺造船所に決定し、建造価格は税込みで17億8,200万円になります。

今後のスケジュールとしては、本年6月から基本設計書の作成に取りかかり、来年5月に起工式を行い、再来年3月に完成予定となります。したがいまして、新造船の就航もその時期になると想定いたしております。

平成29年4月に、九州運輸局鹿児島支局と県交通政策課の協議を開始してから、約

2年が経過しましたが、造船会社との契約という段階までにいたったことは、非常に感慨深いものがあります。

新しい船の建造費の内訳については、独立行政法人鉄道運輸整備支援機構との共同での建造でありますので、全体の費用をほぼ折半することになります。本町の持ち分の経費については、国、県の補助金と過疎債等の起債、基金繰入金などを充当することにしております。そして、償還については、鉄道運輸整備支援機構への返済分、過疎債などは7割が交付税措置されますので、残りの3割分、基金繰り入れした一般財源分の全額を国が11年かけて、全て減価償却処分として運営補助を交付してくれますので、建造費に係る実質的な本町の負担はほぼありませんので、そのように御理解いただきたいと思います。

口永良部島島民の新しい船への大きな期待に応えるため、揺れの少ない快適性、現在の船を上回る速度、災害に備えた定員数の確保やバリアフリーの徹底などを基本的な条件に設定しておりますので、新しい船の就航により、口永良部島への入島者が増加し、より一層島の活性化が図られることを期待したいと思います。

次に、法律が施行されてから3年目を迎える特定有人国境離島法についてであります  
が、平成31年度も、昨年度並みの予算が獲得できておりますので、予定されている事業  
が遅滞なく執行されると考えております。

本年度の本町の事業費の総額は、運賃低廉化、輸送コスト支援、滞在型観光推進、雇用機会拡充の各事業を合わせて約3億3,000万円を予定をしており、本町の負担金として約7,000万円を計上いたしております。

この法律については、有人国境離島の地域社会の維持をするため、各種産業の振興を図り、雇用機会の確保・拡充を図ることが主要な目的でありますので、内容をさらに充実させ、自治体が利用しやすい制度にする必要があると考えております。

私は、この法律と深いかかわりのある全国離島振興協議会の会長に就任をさせていた  
だいたことから、制度設計に一番意見が言える立場にあると思いますので、制度の維持、  
存続と発展のため、より一層の努力をしてまいりたいと思います。

次に、町民生活の利便性の確保と災害に強いまちづくりという観点から、島内インフラの整備は極めて重要であると考えておりますが、近年、国、県の予算確保が極めて厳しい状況にありますので、優先順位を考慮し、計画的に進めてまいりたいと思います。

まず、宮之浦港につきましては、現在進めている沖防波堤ケーソンの火ノ上山埠頭への移設が完了しますので、水深9メートルを確保できる埠頭整備に着手できるよう努力したいと思います。

将来にわたって大型観光船を安定的に受け入れるためには、克服しなければならない課題がありますので、国及び県への要望活動を強化してまいりたいと考えております。

安房港につきましては、港内の静穏度確保が喫緊の課題でありますので、防波堤南の消波ブロックで構築された部分についての改良工事を急ぎ、高速船が安定的に停泊できる港湾としての機能強化を図ってまいります。

次に、町道の整備についてであります、国の交付金事業の採択が厳しくなっているため、予算の確保に苦慮している状況にあります。したがって、優先順位により年次計画的に事業を進めておりますが、町民や集落からの要望がたくさん寄せられておりますので、起債事業や町単独事業の枠を広げるなどして、できるだけ要望に応える努力をしてまいりたいと思います。

また、多くの御指摘をいただきしております町道の維持管理については、作業員を増員するなどして適正な管理に努めてまいりたいと思います。

以上のほかにも、町政を取り巻く課題は山積しておりますが、為政者として職員を叱咤激励して、その能力を最大限引き出すことに努めながら、平成31年度も将来を見据えた施策の実践と各種の課題解決のため、誠心誠意努力をしてまいりますので、引き続き町民の皆様や議会の皆様の御支援と御指導を賜りますようお願い申し上げます。

続いて、平成31年度の予算編成方針及び分野ごとの施策の概要について説明いたします。

平成31年度は、普通交付税の合併特例が26年度に終了し、本年度まで5カ年かけて旧2町分の合算交付から、本来の屋久島町分の交付に向け徐々に減額されており、その差額の90%が減額されることになります。

平成25年度の地方交付税の総額が、約49億円と最も多額となっており、それと比較しますと、本年度の予算額は7億円弱の減を計上したところであります。

また、一般会計当初予算額は、新たに光ファイバーケーブルの敷設事業や大規模な災害復旧事業などの実施に伴い、102億7,000万円、前年度と比較して約2億4,000万円の増となっております。

あわせて、福祉、医療などの社会保障費の増などがあり、財政調整基金を対前年度比1億8,000万円余り多く繰り入れを行ったところであります。

次に、行政分野ごとの施策の概要について説明いたします。

なお、町政運営の方針で述べたものと重複するところは省略いたします。

まず、農林水産業についてであります。

農林水産業の持続的発展を目指して、後継者対策、遊休農地対策、農地中間管理機構の整備、6次産業化支援などに取り組むとともに、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金などを活用した農林水産物の出荷や原材料の輸送に係る費用に対して支援を行ってまいります。

農業については、基幹作物である果樹の老木等の更新や改植に向けた事業の推進を強

化し、栽培面積の維持・拡大に努め、高品質の果樹生産に向けた取り組みを進めてまいります。特に、早生系ポンカンのKP-2、トロイヤー・シトレンジ台木のタンカンの栽培を推進していきます。

また、果樹試験園において、新たなかんきつやアボガドなどの亜熱帯果樹の栽培試験を行っていくこととします。

さらに、農地の流動化、耕作放棄地の解消のため、農地中間管理事業を活用し、農地の有効利用を図りながら、バレイショ、ミエンドウなどの露地野菜を始め、ソロヤム、焼酎加工用サツマイモの作付面積の拡大促進、茶、花卉等の畑作営農の振興を図ってまいります。

畜産につきましては、せり価格が高値で推移しているものの、飼料費等の経費が値上がりしていることから、預託を受けた子牛の商品性を高めるなど、町営牧場の機能を強化し、農家の労働力の軽減による増頭を推進し、所得向上につなげてまいります。

また、畜産基盤再編総合整備事業により、採草放牧地の改良を行っていきます。

林業につきましては、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、新たに仮称森林環境税が創設されます。課税については、平成36年度からとなりますが、本年度から、仮称森林環境譲与税が先行して譲与されます。

本町におきましては、間伐の促進を図るため、所有者負担分の一部補助や、地元材を利用した住宅建築等への一部補助、再造林のための地杉苗の生産に対する補助等に譲与税を充ててまいります。

杉を中心とした人工林が利用期を迎えるにあたり、木材生産量が増加していることから、新庁舎の建築に合わせて推進してきた板材の生産、屋久島地杉加工センターによる間伐材の商品化など、価格的にも有利な販売先の確保、それに対応した生産体制の構築など、林業所得の向上に努めてまいります。

水産業につきましては、温暖化による影響や漁業者の高齢化により、トビウオや首折れサバなどの漁獲量は年々減少しており、また、海外輸入品の消費増加による魚価の低迷などにより、厳しい経営状況が続いております。

そういう中にあって、昨年トビウオの日本有数の漁獲地である長崎県平戸市、新上五島町、屋久島町と、あごだしの商品を多く手がけている久原本家グループの4者において、九州あご文化推進委員会を発足し、公式ウェブサイトの立ち上げや福岡市での歳末イベントの実施など、九州に伝わるあごの食文化を広めるための情報発信を行っており、さらなるPR活動を実施していきます。

商工業につきましては、小規模企業を取り巻く環境は、少子高齢化、地域経済の低迷等により、売り上げや事業者数の減少などが課題となっています。

のことから、国では小規模企業振興基金法、小規模支援法が、県では中小企業、小規模企業の振興に関する鹿児島県民条例が制定されました。

本町においても、商工会と連携し、県事業の活用のほか、安定かつ長期的な事業運営を展開するために必要な支援を継続してまいります。

また、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用した雇用機会拡充事業により、創業または事業拡大を行う民間企業者等に対する運営支援をしてまいります。

観光につきましては、観光基本計画に基づき、自然環境の保護と地域振興が調和する屋久島らしい地域づくりを推進してまいります。

エコツーリズムによる世界自然遺産屋久島の価値創造と観光立町の実現に取り組んでいくとともに、エコツーリズム推進法に基づく全体構想の策定に取り組んでまいります。

また、滞在型観光の促進のため、もう一泊したいと思わせる効果のある地域性・独自性のある着地型観光商品の開発のために、宿泊と体験がセットとなった商品及び閑散期の航空路の搭乗率を向上させる商品の販売促進を行ってまいります。

さらに、年々増加している外国人旅行者の受け入れのための環境整備に対する支援を行ってまいります。

次に、福祉についてであります。

高齢者の福祉については、高齢化や核家族化に伴う独居老人の増加、高齢者虐待、認知症高齢者の増加等により、老後の不安を訴えるケースが非常に多くなっていることから、高齢者の保護措置などを視野に入れながら、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画によるサービスの充実を図るとともに、地域包括支援センターや関係機関・団体と連携を図りながら、生きがいを持って健やかで、安心して生き生きとした生活を送ることができる地域社会づくりに努めてまいります。

障害者及び障害児の福祉については、自立支援協議会や各分科会との連携を図りながら、障害者が地域社会で暮らしていくための課題解決に努めてまいります。

また、相談支援体制の充実・強化のため、人材の確保を図りながら、障害者に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動に努めてまいります。

さらに、障害児については、早期に発見し対応することが重要であることから、各種検診等を活用しながら、障害者福祉計画及び障害児福祉計画に基づく児童発達支援、放課後等デイサービスの療育強化に努めてまいります。

児童福祉については、子供の視点に立った、子供が健やかに成長することができる社会の実現に向けて、子ども・子育て支援事業計画の策定に取り組みます。少子化が進む中、児童手当の支給、育児支援、放課後児童の健全育成事業などを実施し、青少年の健全育成を推進しているところであります。

また、虐待、放任、その他不当な取り扱いから児童を守るため、家庭相談員の活動を

強化し、関係機関と連携した個別ケース会議等を実施するなど、家庭や地域におけるきめ細やかな対応を行ってまいります。

母子・寡婦・父子家庭など、ひとり親の子育て支援に取り組み、児童扶養手当、ひとり親医療費助成等の各種助成制度の周知を図りながら、安心して子育てができる環境の整備に努めてまいります。

あわせて、母子の健やかな健康管理に資するため、子育て世代包括支援センターを設置します。

さらに、低所得者、子育て世代の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費の喚起、下支えをすることを目的に、新たにプレミアム付き商品券事業を実施します。

生活保護については、経済不況等により就労の道が閉ざされ、依然として失業者及び低賃金労働者が多い状況にあります。

また、老齢年金の受給額が少ない高齢者世帯にとっても厳しい生活状況であり、生活保護の相談、申請には、制度の基本原理・原則に基づき、適正な職務の推進に努めます。

さらに、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、相談支援員の配置を検討し、相談支援体制の構築に努めます。

今年度、新たに生活困窮者自立支援事業の一環として、子供の生活状況や家庭の経済状況を把握し、子育て支援に活かすため、子供の学習支援事業に取り組みます。本年度も、要援護者に対する支援体制を構築し、関係機関で共有することによって、地域におけるつながりの強化を図り、きずなの再認識のための仕組みづくりに努めてまいります。

健康対策については、町民の壮年期からの健康づくりと、脳卒中、心臓病などの生活習慣病の予防、早期発見・早期治療を推進します。そのため、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、訪問指導、各種健康診査を実施していきます。

また、広域的な疾病の発生防止及び健康の保持・増進を図るため、予防接種の向上に努めます。新たに小児インフルエンザのワクチン接種に係る保護者の経済的負担を軽減し、疾病の重症化予防に資するため、公費補助を実施します。

医療費対策につきましては、町民の健康及び福祉の向上を図り、健やかな地域社会づくりを推進していくため、町立の3診療所の運営を行うとともに、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科、歯科の巡回診療を実施していきます。

地域医療において、離島という地理的なハンディがある中で、いかに安心して医療が受けられるかが重要であると考えており、保健と医療、医療機関相互の連携を強化してまいります。

なお、現在、医師が不在となっている口永良部島診療所については、町立診療所の医師、医師会、その他医療機関と連携して医療の確保に努めてまいります。

保険対策について説明いたします。

後期高齢者医療事業については、安定的な運営が行われているところですが、高齢化が進む中、安全・安心な生活を営むことができるよう、高齢者医療制度を含む社会保障全般の安定強化が図られてきており、29年度から保険料軽減措置の段階的な見直しや、高額療養費の算定基準の見直しが行われ、31年度においても保険料軽減措置の見直しが予定されております。

今後も、長寿健診を実施するなど、疾病の早期発見による重症化予防と健康維持、あわせて医療費の適正化に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、高齢者が介護を必要とする状態になつても、できる限り自宅で自立した生活が営めるよう、社会全体で支える仕組みとして制度が始まっており、本制度創設から19年を経過した現在、被保険者数、要介護認定者数、認定率とともに高い伸びを示しております。

今後も、居宅事業、地域密着型事業、施設事業など、高齢社会に向け必要となる介護予防のサポート体制を整えてまいります。

国民健康保険事業につきましては、平成30年度から国の財政支援を大幅に拡充するとともに、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国保運営の中心的な役割を担うこととなりました。

本町においては、加入世帯数、被保険者数ともに減少しているものの、医療費の支出は年々微増傾向となっており、一方、営業所得、農業所得等の収入は、依然として向上しないため、保険基盤には大変厳しい状況となっております。

今後は、疾病の早期発見・早期発見による医療費抑制や特定健診の受診勧奨など、予防対策の徹底、重複受診の回避、保健指導の強化・啓発などを推進するとともに、医療費の実績を踏まえ、長期的な視点に立ち、安定的な財政運営が可能となるように、税率の改正を検討をしていきます。

自然環境対策については、世界自然遺産、ラムサール条約、ユネスコエコパークに登録された地域にふさわし自然環境の保護とその活用に向けて、各種施策を展開をしてまいります。

山岳部の環境保全のための協力金の取り組みにつきましては、不祥事によって信用を失ったことを深く反省し、その信頼回復に努め、所期の目的を達成できるよう努めてまいる所存であります。

また、日本ユネスコエコパークを構成する自治体と連携し、ユネスコエコパークの役割の情報発信に努めるとともに、世界自然遺産地域ネットワーク協議会の運営による世界自然遺産登録地の情報発信に努めてまいります。

生活環境対策としまして、水道、ごみ処理、し尿処理、生活排水処理、火葬など、町

民が安心して衛生的な生活を送ることができるよう、暮らしの生命線を守るため、関係する施設を適正に維持管理していきます。

水道事業については、南部地区及び口永良部島地区の簡易水道施設の整備に取り組みます。

また、老朽化が進むごみ処理施設の更新について、廃棄物減量等推進審議会から出された答申に基づき、具体的な検討を進めてまいります。

教育については、教育振興計画の基本目標である「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を目指し、教育振興基本計画に基づく諸施策を展開するとともに、屋久島の自然と歴史と人に学ぶ教育活動を推進してまいります。

学校教育においては、確かな学力、豊かな心、健やかな身体をバランスよく育てるとともに、自分のふるさとを大切にし、ふるさとで生きる子供、知識だけではなく知恵を身につけた子供、人権感覚と自尊感情を持った子供、危機管理ができる子供、人生設計ができる子供を育ててまいります。

新学習指導要領の全面実施に向け、主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善を進め、子供たちに、知識、技能、思考力、判断力、表現力など、学びに向かう力を育むとともに、中学校でも特別教科道徳を先行実施し、道徳教育の実施を図ります。

また、世界自然遺産の島ならではの屋久島型持続発展教育を継続・発展させます。

社会教育においては、町民が自己の人格を磨き、健康で豊かな生活をするための地域社会づくりを目指します。指導者の育成や確保、社会教育施設の維持など、生涯学習の基盤づくりに努めるとともに、青少年団体の活動、成人団体や文化団体の活動、公民館活動などの充実を図り、健康づくりや生涯スポーツの観点から、各種スポーツ・レクリエーション活動の振興に努めます。

また、民俗芸能の保存や文化団体の育成に努めるとともに、郷土に残る貴重な文化財の調査や適切な管理を行い、その活用を図ります。

2020年開催の鹿児島国体は、一湊海水浴場で実施されるオープンウォータースイミング競技の成功に向け、体制の充実と関係機関との連携を図り、準備を進めてまいります。

地域住民課が所管する出張所の事務につきましては、戸籍住民基本台帳など、各種証明書の発行はもとより、他課への取り次ぎ業務を行い、総合窓口として住民サービスの低下を来さないよう、十分な対応をとっていきます。

以上で、予算編成方針分野ごとの施策の概要の説明を終わります。

## ○議長（岩川俊広君）

これから、町長の施政方針演説に対する質疑を行います。

なお、当初予算に関連する質疑は、後ほど当初予算を含めた議案の提案理由説明がありますので、その総括質疑の中でお願いします。

また、一般質問に関する質疑も御遠慮ください。

質疑ありませんか。

○11番（小脇清保君）

町長、前段の部分で、迷惑をかけるような不祥事や違法行為を根絶させるとともに、何よりも町民に信頼される職員といううんぬんがあります。

昨日のニュース、ごらんになりましたか、5チャンネルの。1人の職員が退職をしております。その件については、色々と考えてみると、昨年の人事異動から符合する面があるのかなと、私なりに思い起こしているところですけれども、執行部の行政管理の不備は隠そうとしてある意図があったんじゃないですか。1人の職員をやめさせることで、自分の管理責任を逃れようとしていた節が見えるんですけど、そのあたりの言い分をお伺いします。

○町長（荒木耕治君）

全くそういう気はありません。

○11番（小脇清保君）

聞くところによると、副町長、本人にマスコミへの対応も自肅させ、断ったという意見も聞きますし、そして、最終的に本人の言い分では、副町長に、もうそろそろいい時期だぞと、やめるのがいい時期だぞと言われてやめますという証言をしてるんですが、そのあたり、どうですか。

○副町長（岩川浩一君）

私どもが屋久島警察署から、こういう今捜査をしているという話を伺い、それから色々、私どもなりに町で調査をしたところであります。

既に屋久島警察署の捜査が始まっています、結果的に、当然私たちが知り得ている情報というのは、本人からの聞き取り調査だけの情報であります。屋久島警察署においては、色々な推進委員の方々、民間の方々、事情聴取を済ませておられますので、格段に我々の情報は少ないわけで、そういう少ないと情報を出すということは、捜査の妨害になるということと、色々な方面から指摘を受けまして、捜査が完了するまで推移を見守るという、そういう方法しかとれなかったというのが実態でございます。

それで、職員の退職の件でありますけれども、退職願が出てまいりました。確かに私のところに何度も相談にまいりました。だけど、2回ほど私は、退職する事案ではないですよということで、本人と話をした経過がございます。

3度目に来たときは、本人の弁護士と協議をした結果だということで、町長それから総務課長とも協議をしながら、退職を受理したということでございまして、議員はどなたからそういう情報を聞きになったかはわかりませんけども、私が対応した実態とは違っておりますので、ここでしっかりと申し上げておきたいと思います。

○11番（小脇清保君）

結果の出ない事業を何年も続けていたという、その監査能力というのはいかがですか。もし、退職する事案がないというのであれば、やめさずに守ってくださいよ、1人の職員を簡単にやめさせないで。

そのことが1つと、今、先程申し上げましたように、実績の上がっていない事業を10人の委員に9万円という公金を支給していたということに対する反省はありませんか。

○副町長（岩川浩一君）

事業としては、民有林をきちんと管理をしていくということからすると、非常に意義のある、これは林業関係者ならわかると思いますけれども、やらなければいけない事業だというふうに、私個人としては認識をしております。

ただ、その事務処理の方法、それから、推進委員の選任を町が森林組合にある程度お願いをしていたという、当然、事業としては森林組合と協力しないとできない事業ではあるんですけども、町で行わなければいけない管理まで組合のほうにお願いしていたという経緯は、私どもの事情聴取でわかっております。

ですから、事業としては結果が出ないとかというよりも、立証しなければいけない事業だというのは認識をしておりますので、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

○議長（岩川俊広君）

ほかにありませんか。

○1番（眞邊真紀君）

18ページの山岳部の環境保全のための協力金の取り組みにつきましては、不祥事によって信頼を失ったことを深く反省しとされていて、議会冒頭でも、執行部のほうから議会のほうに謝罪があったと思うんですけども、実は、議会に謝罪をして終わりというのは、私たちもまた逆にきちんと両輪として果たしていなかったなんて謝罪をしなきやいけないなって実感したんです。

今後、協議会の中でどうしていくのかっていう対策をとられる、考えていくということをおっしゃっているんですけども、協議会で一から話し合うというよりか、ある程度の方向性を示して話し合うというのが筋だと思うんです。

なので、その方向性が、実際に今あるのかどうか、ある程度の方向性をやっぱりここに示すべきだと思うんです。なので、その具体的な方向性があれば示していただきたいというのが1点と。

あと、最初、1ページの中で、ちょっと表現の確認をしたいんですけども、口永良部島の爆発的噴火災害がという表現がありますが、つい最近、町長でしたか、爆発的噴火という表現を取り下げる、噴火というふうに置き換えるということを公表してますね。

爆発的噴火という表現が、恐らく今後なくなっていくと思うんですが、また、口永良部島が屋久島町であるということに関連して、今後も多分にこういう言葉が、出さなきやいけない場面が出てくると思うんで、ちょっとそこ調べていただいて、訂正が必要なら訂正していただけたらなと思います。

以上です。

○環境政策課長（矢野和好君）

協議会でのこれからの方針ということで、お尋ねのことでございますが、この協力金の制度につきましては、やはり、山岳部を利用する方々も自然に負荷を与えていているというところから、受益者負担と申しますか、利用される方々にも負担をしていただくということで、この協力金の趣旨、また目的というのは始まっておりませんので、その部分は大事にしながら、今回、問題でありましたのは、我々のチェック機能、また、収納の方法というものがありますので、そういうのを中心協議をしていきたいというふうに考えております。

○副町長（岩川浩一君）

御指摘の口永良部島の爆発的噴火災害ということのこの言葉の表現につきまして、災害の名称がどういうことになっているのか、ここできちっと把握ができませんので、もし、訂正が必要であれば、後ほどさせていただきたいと思います。

○1番（眞邊真紀君）

施政方針なので、私がお伺いしたいのは荒木町長なんですけど、環境政策課長ではないです、済いません。

協議会の会長として、どんなふうに今後、協議会をまとめていくのか、また、その改善策、これからよりよき制度にしていくためについての方向性をこの議会で表明するのが普通だと思うんです。もう、3月1日から協力金の収受をしているという現状があるので、そこをはつきりお示しいただけたらと思います。

○町長（荒木耕治君）

協議会で協議をして、25日に記者発表をしました。その前に、協議会を開催をしたわけでございます。

そのときに、事件、私も聞いたのは、その10日ぐらい前、多分10日ぐらい前に最初に聞いた、この事案。それは、びっくりしたわけですけれども、その中で、もう3月1日には、この制度が始まる。要するに、総会をやろうとしたときに、いったときに発覚をしたというのが、事の起りはそうです。

ですから、そういう中で、協議会で、じゃあ、どうするかということで、私が会長ですけれども、副会長は鹿児島県の屋久島事務所長でございます。監事が2人いますけれども、財団と環境省でございます。それで、皆さんにお集まりをいただき、色々協議を、

こういう事案がありました、今後どうしますかということです。

ですから、色々議論はありました。もう、ここでやめて立ちどまって、言ったらやり直そうということを言われる委員の方もいらっしゃいます。一方では、おわびをするところはおわびをし、こういうことを表に出してっていいますか、記者会見できちっと全国におわびをして、横領をしたことに関しては、それは、これから原因究明等、そういうことはきちっとやるということ。

それと、制度的には、この制度はみんなで議論をして、いい制度なので、この制度は続けたい。

だけど、その制度を3月1日からやるのか、それとも二、三ヵ月これをやめて、その後からやればどうかとか、そういう議論も実は中では色々ございました。ですが、その中で、最終的には、協議会としての結論は、3月1日からは今までみたいに半々、何でいいですか。あるいはお願いしますとか、強制的にバスのチケットの中に入れ込んだりということも、そうじゃなくて、自主的に払ってくれる人に対しては、そういうことを思って払わない人もいるかもしれないけれども、そういう制度自体は、個人も色々差があるだろうというようなことで、それは、制度はやる方向でということで、そのときの結論はそういうふうに出ました。

解明をする、原因解明をする。そして、その後の問題を穴の開いた部分をどうするのかということは今後、そのときには結論は出ませんでしたけれども、今後、そういう話し合いはやっていこうということでございます。

私も、1日の日、朝一番のシャトルバスのところへ行って、5時のバスには30名、5時20分のバスには18名でした。その中で、私は、そこでも皆さんにおわびもしましたけれども、その中でも色んな意見がございました。

ですから、大きな反響、これはもう私どもがおわびをしていかなければいけないというのはそうですけれども、今、そういう協議会の中で、先程から申し上げますように、近々、もう一遍協議会を招集して、その中で、今、議員から言われるようなことを、そういうことを、私がああする、こうするということじゃなくて、その協議会の中で結論を導き出していきたいというふうに思っております。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（榎 光徳君）

常任委員会でもよかったですんでしょうけれども、1点だけ、19ページの教育についての項なんですけれども、ここに4行程度にまとめてありますが、さきの12月の一般質問の中で、教育振興基本計画の件について、そういうやりとりをした経緯があるんですが、31年度で終了ということで、新たな基本計画を策定するということがありましたけれど

も、そこらへんがちょっと、盛り込まれてないんですけれども、それと、教育立町宣言あわせてどうかというようなこともやりとりをした経緯があるんですが、ちょうど町の振興計画も今、次期計画の策定中でありますので、それにあわせてというような議論をしたと思っておりますが、そこら辺のお考えはどうなのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○教育長（塩川文博君）

おっしゃるとおり、31年度で今現在の教育振興基本計画が終わりますので、31年度中に次の時期の基本計画作成に取りかかります。

それらも、ここにありますように、その下に具体的に書いてあります学校教育、社会教育、これらのものを含めながら、また、新たな学習指導要領の方向性も含めながら取り組んでいく所存ではございます。

○8番（榎 光徳君）

ぜひ、検討をお願いしたいと思います。

それと、先程の教育立町宣言もあわせて、これは町長も、そういう考え方であるというようなことありましたので、ぜひ、あわせてこの中に盛り込んでいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（大角利成君）

4ページです。先程来から色々出ますが、4ページの下から1行目、「地方公務員としての自覚を確実させ、町民の皆様に迷惑をかけるような不祥事や違法行為を根絶させるとともに、何よりも町民に信頼される職員としての姿やあり方を追及してほしいと思います」、この後段の部分が、私は非常に気になります。本来であれば、あり方を追求するというのは町長の所信ではないかなと、このように思います。

職員の研修につきましては、それぞれ、個々の研修、いわゆる係としての、職員としての研修には、ほぼ研修に参加をさせてていると思いますが、職員全体の本町における、職員全体の研修の実態は、私は把握してございません。

先程来から色々ありますように、私も情報不足で後段の部分の件については、本日知ったわけでございますけれども、このような時期ですから、ぜひ、職員側とも協議をしながら、時間外でも時間をつくっていただいて、ぜひ、職員の研修、このことを今年度は、町長、取り組んでほしいと思いますが、その考え方をお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

所信で、こういうことになりましたけれども、私もとにかく、180数名の職員を一堂に会することは、今、議員言われるようないです。私が訓示をするのも、仕事始め式

のときに、一番大きな人数では話をする、そういうことですから、もう常々こういうことは機会があるたびに、そういう意識といいますか、今度は、私も色々なところでは職員にも言いますけど、新しい庁舎をつくって、いい庁舎に入って、要するにいい庁舎はできたけれども、そこの中に入っている人はどうなのって言われないように、職員の研修っていうのは、これからそういうふうにきちっとやっていかなければいけないと思いますので、またこれを機に、新たにそういう新庁舎に移るということでございますので、そういうことは、徹底してやっていきたいというふうに思います。

○5番（大角利成君）

ぜひ、職員側とも、あるいは、組合の代表者でも結構ですが、協議をしていただいて、ぜひそのような格好で、職員の危機管理体制を充実してほしいと思います。

以上です。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで、町長の施政方針演説に対する質疑を終わります。

- △ 日程第13 議案第16号 屋久島町口永良部島本村温泉の指定管理者の指定について
- △ 日程第14 議案第17号 屋久島町口永良部島湯向公民館等の指定管理者の指定について
- △ 日程第15 議案第18号 債権の放棄について
- △ 日程第16 議案第19号 屋久島辺地総合整備計画の変更について
- △ 日程第17 議案第20号 口永良部島辺地総合整備計画の変更について
- △ 日程第18 議案第21号 屋久島町介護保険給付費準備基金条例の一部改正について
- △ 日程第19 議案第22号 屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について
- △ 日程第20 議案第23号 屋久島町介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について

- △ 日程第21 議案第24号 屋久島町口永良部島本村温泉条例の一部改正について
- △ 日程第22 議案第25号 屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について
- △ 日程第23 議案第26号 屋久島町へき地学校教職員住宅管理条例の一部改正について
- △ 日程第24 議案第27号 屋久島町営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について
- △ 日程第25 議案第28号 農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について
- △ 日程第26 議案第29号 屋久島町未来につなぐ森林づくり基金条例の制定について
- △ 日程第27 議案第30号 平成31年度屋久島町一般会計予算について
- △ 日程第28 議案第31号 平成31年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について
- △ 日程第29 議案第32号 平成31年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について
- △ 日程第30 議案第33号 平成31年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について
- △ 日程第31 議案第34号 平成31年度屋久島町診療所事業特別会計予算について
- △ 日程第32 議案第35号 平成31年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について
- △ 日程第33 議案第36号 平成31年度屋久島町船舶事業特別会計予算について
- △ 日程第34 議案第37号 平成31年度屋久島町電気事業特別会計予算について
- △ 日程第35 議案第38号 平成31年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について

○議長（岩川俊広君）

日程第13、議案第16号、屋久島町口永良部島本村温泉の指定管理者の指定についてから、日程第35、議案第38号、平成31年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算につ

いてまでの23件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

議案第16号から議案第38号について御説明いたします。

まず議案第16号、屋久島町口永良部島本村温泉の指定管理者の指定につきましては、平成31年3月31日をもって現指定期間が満了することから、口永良部島の活性化と島民の健康増進に寄与することを目的とした当該施設の設置目的に鑑み、当該施設を地域活性化の中核施設として効果的かつ効率的に管理運営するため、引き続き特命で選定し、指定管理者として指定しようとするものであります。

次に、議案第17号、屋久島町口永良部島湯向公民館等の指定管理者の指定につきましては、これらの施設は、集落自治の拠点として、地域密着型の施設となっていることから、施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、それぞれの区を特命で設定し、指定管理者として指定しようとするものであります。

次に、議案第18号、債権の放棄については、居所の特定が困難であるなど、履行される見込みのない住宅家賃の債権を放棄しようとするものであります。

次に、議案第19号、屋久島辺地総合整備計画の変更につきましては、屋久島辺地総合整備計画については、平成27年度から平成31年度までの5カ年を計画期間とし、各施設について整備計画を定めているところであるが、平成30年度以降の充当事業の起債額についての調整が必要となったため、変更しようとするものであります。

次に、議案第20号、口永良部島辺地総合整備計画の変更については、平成27年度から平成31年度までの5カ年を計画期間とし、各施設について整備計画を定めているところであるが、平成30年度以降の充当事業の起債額についての調整が必要となったため、変更しようとするものであります。

次に、議案第21号、屋久島町介護保険給付費準備基金条例の一部改正につきましては、屋久島町介護給付費準備基金の処分について、積立基金について地域支援事業に活用できる所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第22号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴う所要の改正と、旧被扶養者の国民健康保険税について、後期高齢者医療制度と同様の保険料負担軽減措置を講じる必要があるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第23号、屋久島町介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正につきましては、介護保険法第15条第1項により、屋久島町介護認定審査会の委員の定数について、社会情勢に弾力的に対応し、現状に即したものにするため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第24号、屋久島町口永良部島本村温泉条例の一部改正につきましては、燃料費の増加や最低賃金の改定による人件費の増、消費増税などにより、維持管理費が増加していることから、入浴者へ相応の負担を求め、施設の適正な維持管理に資するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第25号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正につきましては、単独住宅3戸を老朽化により用途廃止としたため、また、元教職員住宅1戸を所管換え及び町営住宅1戸を用途換えしようとするため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第26号、屋久島町へき地学校教職員住宅管理条例の一部改正につきましては、金岳中学校へき地教職員住宅の処分及び町営住宅から教職員住宅への所管換えに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第27号、屋久島町営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正につきましては、土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第28号、農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定につきましては、土地改良法等の一部を改正する法律による改正後の土地改良法第91条の第6項の規定により、町は条例で定めるところにより、農地中間管理権が設定された農用地を対象とした県が行う土地改良事業の施行地域内の農用地について、目的外用途への転用や農地中間管理権の解除をした場合、特別徴収金を徴収することができる」とされたことから、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第29号、屋久島町未来につなぐ森林づくり基金条例の制定につきましては、森林環境譲与税が屋久島町に譲与されるに当たり、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進を図る事項を目的に、屋久島町未来につなぐ森林づくり基金を設置するに当たり、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第30号、平成31年度屋久島町一般会計予算につきましては、普通交付税の減額措置が5年目となることから、これまでに引き続き徹底した歳出削減と、町税の徴収強化を始めとする自主財源の確保を課題として予算編成に取り組んだ結果、昨年度まで計上されていた本庁舎整備事業や金岳小学校改築工事などの事業が終了したものの、新たに光ファイバーケーブルの敷設事業や大規模な災害復旧費の予算計上もあり、一般会計当初予算総額は102億7,400万円となり、30年度当初予算と比較して2億4,400万円、2.4%の増額となったところであります。

歳出の主な増減につきましては、性質別では、普通建設事業費の減、災害復旧費の増、物件費の増による影響が大きく、目的別では、災害復旧費の増、教育費の減、民生費の増が大きな要因であります。

一方、歳入につきましては、町債の減、繰入金の増、寄附金の減による影響が大きな

増減要因であります。

また、自主財源比率は23.7%で、前年度より7.7%の増となっており、大規模事業に係る町債が大幅減となったことや、繰入金の増が主な要因であります。

次に、議案第31号、平成31年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算につきましては、簡易水道施設の維持管理費、南部地区、口永良部島地区の施設整備費などを計上し、予算の総額は7億9,481万9,000円であります。

次に、議案第32号、平成31年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、一般管理費、賦課徴収費のほか、保険給付費、国民健康保険事業納付金、保健事業費などを計上し、予算の総額は19億643万1,000円であります。

次に、議案第33号、平成31年度屋久島町介護保険事業特別会計予算につきましては、一般管理費、認定審査会の経費のほか、保険給付費、地域支援事業費などを計上し、予算の総額は14億3,111万円であります。

次に、議案第34号、平成31年度屋久島町診療所事業特別会計予算につきましては、町立の3診療所の運営に係る経費などを計上し、予算の総額は1億7,715万5,000円であります。

次に、議案第35号、平成31年度屋久島町農業集落排水事業特別会計につきましては、原地区農業集落排水施設の管理に要する経費及び公債費を計上し、予算の総額は3,981万3,000円であります。

次に、議案第36号、平成31年度屋久島町船舶事業特別会計予算につきましては、フェリー太陽の運航に要する人件費、修繕費、燃料費や、33年3月中の就航を目指すフェリー太陽代替船建造に係る経費などを計上し、予算の総額は7億6,460万円であります。

次に、議案第37号、平成31年度屋久島町電気事業特別会計予算につきましては、電気事業を運営するための電力購入費、高低圧線改修工事費や施設管理費などの経費を計上し、予算の総額は収益的収支6億7,904万2,000円、資本的収支6,840万円であります。

次に、議案第38号、平成31年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金、保健事業費、一般管理費などを計上し、予算の総額は1億6,288万2,000円であります。

以上で、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（岩川俊広君）

しばらく休憩します。13時5分から再開します。

休憩 午後 零時54分

---

再開 午後 1時05分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第13号から議案第38号までの23件に対し、総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（眞邊真紀君）

86ページから87ページにかけて、商工費のところで、屋久島杉自然館管理費、一般会計の補正予算のほうで、空調整備改修費が1,000万以上減額になっていたので、これ、こっちに空調設備のほうの費用出てきてないんですが、屋久島杉自然館のほうの空調設備のほうがどうなっているかというところと。

あともう一点が、議案第23号、介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について、こちらが、もともと人員を18人とするというのを、18人以内とするというふうになっているんですが、これ、社会情勢に弾力的に対応しということが書かれているんですけども、現在の社会情勢に対応するという人数自体が、今現在どれぐらい割り出されているのかというところをお伺いしておきたいです。18人以内というと、4人でも3人でも18人以内ということが該当すると思うので、その点、最低でも何人ということが考えられているのかというところをお聞かせください。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○商工観光課長（竹之内大樹君）

補正予算で1,000万減額されておりますけども、自然館の空調設備の更新につきましては、当初で5,500万ほどの予算をくんでおります。その執行残を減額をしたということで、今年度で完成をしております。

以上です。

○介護衛生課長（寺田和寿君）

社会情勢の中で、18名以内というふうに改正をしたいというふうに提案をしておりますが、現在は15名で運営をしております。したがって、現実に条例の内容から離れた数字となっていますので、是正をかけて条例を改正をしたいと考えております。

○1番（眞邊真紀君）

その減額の件は了解しました。18名以内で、現在15名でしているのでということで、15名で実際委員を構成していて、まだ多いというふうに感じて減らさなきやいけない状況なのか、もしくは15名で妥当であるのかということで、本来なら15名というふうに明記するべきだと思うんです。その点、お聞かせください。

○介護衛生課長（寺田和寿君）

委員は、医師、薬剤師、それから社会福祉士ほか専門士を含めた15名で構成をしたい

と考えているんですが、実際は、やめた方、医師をやめる方、それから、調査をするケアマネジャーとか、さまざまな専門の方々が入ったり出たりする状況にあります。

したがって、とりあえずといいますか、18名という人員は確保しながら、その中で参加できる方々を募って、一定の人員を確保するというスタイルが好ましいのかなと考えております。

○1番（眞邊真紀君）

わかりました。

介護認定審査会の委員というのは、介護保険のお金自体が物すごく莫大な予算組されますよね。重要な委員だと思うので、これまた委員会のほうで厳密に審査していただいと、最後、最終日に委員長の報告をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（大角利成君）

4点ほどお尋ねいたします。

まず、全体的にかかわる関係ですので、2点ほど総務課長にお尋ねいたします。

新庁舎移行後における本庁及び支所の宿直守衛業務の委託はどのようになるのか、教えていただきたいと思います。

2点目です。公共施設の清掃管理等の管理委託料の基準等が各課、これまでばらばらであることから、基準を見直して委託するように要望してきたところですが、今回の予算編成に当たり検討されたのかお伺いをいたします。

3点目、教育委員会にお尋ねいたします。予算には直接明記されておりませんが、岳南中学校のバス停の待合所の件であります。老朽化により取り壊されておりますが、新しく整備する予算が平成31年度、この中に計上されているのかどうかお伺いいたします。

最後に、船舶事業特別会計についてお尋ねをいたします。9ページです。節の7賃金の中で、臨時雇賃金が、昨年度、平成30年度と比較して大きく増額となっておりますが、その内容をお聞かせください。

以上です。

○総務課長（鎌田勝嘉君）

先の2点についてお答えいたします。

出張所等の警備につきましては、宮之浦、本庁、安房、尾之間において、これまでどおり1庁2名体制でスタートします。

理由につきましては、離島開発総合センターあるいは体育館等の使用の関係もあって、なかなか調整がつかなかったことも一つの理由でございます。

先々は、夜間警備業者に委託できるものは、委託していこうかなというふうには検討していきたいというふうに思っています。

清掃業務委託料の見直しにつきましては、なかなか調整が進んでおりません。一部見直しをしておりますが、全体的には見直しがなされていないというのが現状でございます。

○議長（岩川俊広君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時13分

---

再開 午後 1時13分

○宮之浦支所長兼財産管理課長（山口健蔵君）

船舶事業特別会計の臨時雇賃金でございますが、現在、フェリー太陽の運航につきましては、6名体制で運航しております。通常ですと、病気等で休んだ場合に、臨時に船員を雇うということで、主に長期の病休等の場合に利用している賃金ということでございますが、先程、町長の施政方針にもございましたが、ことしの6月から新しい船の基本設計に入ります。船長、機関長が、割と長期にわたって造船所で詰めて、設計を協議をするという機会が増えることを想定して、臨時雇賃金を大幅増にしております。

以上でございます。

○議長（岩川俊広君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時14分

---

再開 午後 1時14分

○議長（岩川俊広君）

再開します。

○5番（大角利成君）

宿日直、いわゆる宿直守衛業務の件ですが、決定じゃないんでしょうが、例えば、尾之間支所については保健センターにというような話ちらほら来ております。そんな中で、職員がいなくなつて、そして、後の利活用がされるまで、空きになった庁舎の管理もふくめて今の宿日直室での業務、そして、これまでどおり保健センター、中央公民館も含めたところの守衛業務というふうに理解をしてよろしいんでしょうね。わかりました。

それから、公共施設等の清掃等の管理委託ですが、もう合併して10年を過ぎました。依然として旧上屋久町時代の方式で北部はされている。南部は、旧屋久町時代の方式で

されている。以前に同僚議員が、数回一般質問等もされていると思いますが、一方では個人委託で数十万の委託料を払っている。一方では、地区的団体委託で、格安で同程度の規模でありながら、3分の1あるいは場合によっては4分の1程度の委託料で契約をしている実態がございます。ぜひ、今回、精査ができなかったということですが、早目に精査をしていただきて、次年度以降に備えていただきたい。このように改めて要望をしておきます。

船舶の関係は、そういう時期でありますから、よくわかりますが、要するに船長、機関長は不在をするので、その間に乗船の勤務体制等を確立するために、臨時の船員を雇用するというようなことで理解ができました。

あと、教育委員会のほうの回答、お願ひいたします。

○教育総務課長（佐々木昭子君）

一応、当初で要望をしたんですけども、諸般の事情で、当初に計上はしておりませんけれども、現在、学校それからPTAとかに、材料費をして、それからするかというような協議を行っております。31年度の補正でも計上させていただきたいと思っております。

○5番（大角利成君）

町長、今のような教育委員会の答弁です。ぜひ、平日はともかくとして、平日、早く帰る子供もいらっしゃいます。土曜、日曜、雨の日に定期バスを利用する生徒さんもあります。今までトタン張りの簡易な待合所がございましたが、それが今もう風等で壊されて、そして取り壊しがされております。ぜひ、子供たちの登校時の安全を守るために、そして、雨風をしのぐために、ぜひ、検討していただきたいということで、最後に町長の考えをお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

議員が言わることはごもっともだと思いますので、内部でも検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑はありませんか。

○11番（小脇清保君）

1点だけ、総務課長、施政方針演説の中でもありました、工事を翌年3月までに終了させ、4月からサービスの提供を開始するとなっているんですが、例えば、屋久島局ってどこですか。それが1つ。

もう一つは、屋久島局から始まったところは、でき上がったところは先に通電ができないのか、使用ができないのか、でき上がった局から、範囲から、そのあたりどうなんでしょうか。全体ができないと、使用開始にならないんですか。

○企画調整課長（松本 薫君）

光の件で、私、所管でございますので、企画調整課のほうでお答えします。

一応、今のところ、先程申し上げたとおりなんですが、屋久島局、小瀬田局、安房局、尾之間局というふうに進めてまいります。

それで2年目、なるべく1年目により多くというふうには考えているところですが、どうしてもハード事業ですので、やっぱりこれぐらいが限度からということで、2年目に送っているところです。

これは、入り口が楠川にありますので、それを順を追ってずっと工事を進めていくというふうにしておりますので、そこについては4月1日から供用開始できるようにするつもりでいますので、残り2年目、早目に対応したいというふうに考えているところです。（発言する者あり）初年度の分につきましては、初年度分でありますので、それは4月1日を目指しているということでございます。（発言する者あり）その件につきましては、私どもは今、4月1日というふうに考えておりましたので、確認をしてみますので、おっしゃっていることはわかりましたので、確認だけさせてください。

以上です。

○議長（岩川俊広君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

○8番（榎 光徳君）

所管外について、二、三お尋ねをしたいと思います。

歳出の56ページなんですが、プレミアム商品券事業、この内容についてちょっと教えていただきたいと思います。

それと、歳出の同じく74ページなんですが、農業振興費の中の輸送コスト支援事業補助金、多分、交付金事業になると思うんですけれども、これについては80ページの林業振興費の中の戦略產品輸送支援事業補助のところにも5,800万円ほど計上されておりますが、この中身一緒なのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

それと、歳出の91ページですね。河川総務費の中の委託料の水門管理費が計上されているんですが、これ、どこどこ、何個所で、どこかということをお尋ねしたい。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

○安房支所長兼福祉事務所長（寺田太久己君）

プレミアム商品券の事業についてご説明申し上げます。

まだ、現在、国のほうから正式な要項とかそういうのは送ってきてませんので、はつきりしたことは申し上げられないんですが、今のこの予算についても概算要求で、大体、

大まか事務費ということで組んでおります。

中身につきましては、基本的に、消費税が10月から10%に上がると。それについて、低所得者の子育て支援世帯、ゼロ歳児から2歳児の方。それからそういう方の世帯に対して、プレミアム商品券ということを20%割り増しで使う。例えば5,000円の券を買うために4,000円負担をして5,000円の券をもらう。それをプレミアム商品券を使える商店で利用する。

総額としましては、年間2万5,000円程度の額を設定をするというような、中身的にはそういうことなんですが、具体的な内容については、また今後、はっきりした時点で説明を申し上げたいというふうに思います。

○農林水産課長（鶴田洋治君）

戦略產品の輸送支援補助金ですが、輸送コスト支援事業補助金につきましては、農産物の果樹、それから野菜等の生鮮品にかかわる部分で、有人国境離島の補助金を利用いたします。

それから、戦略產品の輸送支援補助金につきましては、原木、チップそういったものの移出、島内から島外へ出す分と、島外から島内へ入れる移入の分も31年度からは該当することになりましたので、これは離島活性化交付金の補助事業で実施をします。

以上です。

○建設課長兼庁舎建築係（松田純治君）

水門等管理委託につきましては、鹿児島県が管理する河川の委託を県から町が受けまして、それを町のほうから個人のほうに委託するものであります。永田川、一湊川、栗生川の3つの河川であります。

以上です。

○安房支所長兼福祉事務所長（寺田太久己君）

先程、対象のほうで抜けておりました。低所得者のゼロ歳児から2歳児までの対象と3歳児未満の子供が属する世帯ということに対象はなります。

期間につきましては、おおよそですけど、ことしの10月から来年の3月31日までを期間とする、交換期間ですね。そういうことで、内容についてはそういうことです。

○8番（榎 光徳君）

プレミアムについては、まだはっきりしてないということなんですが、最終的に対象者がどれくらいになるのか。あるいは低所得者という基準ですね。そこら辺は、はっきりしてるとかどうかわかりませんが、そこら辺もまだはっきりしていないのかどうかですね。ちょっと後でお答えいただきたいと思うんですが。

それと水門管理ですが、今、先程3カ所ということだったんですが、管理人がどういう体制で管理をされているのか。それと、例えば報告書なり、定期的に報告書を出して

とか、そういうことをしているのか。

今、色々津波対策とかそういうこともあるんですが、大規模の津波とかになると、もう全部やられてしまうというのもあるんですが、小規模の場合はそういう河川からの逆流とか、水門関係、幾らか影響があると思いますので、そういった管理体制、報告書のそういったあり方とかですね。そこら辺は把握してのかどうかですね。回答いただきたいと思います。

○安房支所長兼福祉事務所長（寺田太久己君）

低所得者につきましては、2019年度の住民税の非課税世帯ということになります。

○建設課長兼庁舎建築係（松田純治君）

水門の管理につきましては、毎月定期的に作動状況などを検査をして、その内容を報告書という形で、日誌の形でまとめて、それを報告を受け、その結果を、また、県のほうに報告という形になっております。

その中で、例えば作動が不備なところがあれば、すぐに県のほうに報告をし、修繕を依頼するなどの管理を行っているとこです。

○8番（榎 光徳君）

その移送補助ですね。先だって地杉加工センターの観察に行かせていただいたんですが、今、あそこで加工した製品とか、トラックで色々安房方面に走ったり、逆の宮之浦方面にも走ったりしてますが、ああいったのも対象になってくるんですよね。

それと、加工センターで、今、聞いたところ種子島からの材を、屋久島を持って来て、屋久島でそれを加工してというような実情もあるというようなこともあったんですが、それも当然対象になってるということなんですかね、そこら辺の把握はできていますか。

○農林水産課長（鶴田洋治君）

この事業は、離島と本土を結ぶ海上運賃についての輸送ですので、種子島の部分は、現在、該当になっておりません。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案第16号、屋久島町口永良部島本村温泉の指定管理者の指定についてから、議案第38号、平成31年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてまでの23件は、お手元に配付しております議案等の委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

委員会審査の場所は、総務文教常任委員会は第3委員会室を、産業厚生常任委員会は第2委員会室を、それぞれ充てます。

- △ 日程第36 発議第1号 屋久島町選挙管理委員濱崎勝秀君の罷免決議について
- △ 日程第37 発議第2号 屋久島町選挙管理委員佐々木義政君の罷免決議について
- △ 日程第38 発議第3号 屋久島町選挙管理委員永野武君の罷免決議について
- △ 日程第39 発議第4号 屋久島町選挙管理委員中村篤男君の罷免決議について

○議長（岩川俊広君）

日程第36、小脇清保議員ほか2名から提出の発議第1号、屋久島町選挙管理委員濱崎勝秀君の罷免決議についてから、日程第39、発議第4号、屋久島町選挙管理委員中村篤男君の罷免決議についてまでの4件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

○11番（小脇清保君）

事務局の話では、日本で初めてだそうです。選挙管理委員会の罷免発議というのはですね。しかし、私はおかしいと思うんですね。基準や条例があるんであれば、ほかに例がないはずはない。例がないのであれば、その先鞭を切るという意味で、大変意義があると思っております。

それでは、選挙管理委員長罷免の理由を申し上げます。

町長解職請求においては、当初の成立提出数から選挙管理委員会の判定により、多数が無効署名と判断され、解職請求不成立となりましたのは皆様御存じのとおりであります。

平成28年11月7日に開催された平成28年度屋久島町選挙管理委員会第8回臨時委員会議事録には、このように記載されています。今から読み上げます。

委員長が、まず最初、では、議案第41号、屋久島町長荒木耕治解職請求書名簿の署名の効力確定のために必要な調査について、事務局のほうから説明がありましたとおり、調査をする必要のある署名が見受けられたとのことであります。

受任者の出頭を命じるか、出頭を命じないとすれば、その署名の調査の方法について委員の意見を求めますという委員長の発議の後、受任者の出頭を求めて、本当のこととは言わないであろう。他の委員も同意であります。

また、ずっと言ってきていますが、出頭を命じることは、署名者にとって負担になる

でしょうから、委員4人が分担して、訪問をして証言を求める方法でよいのではないかという。これは議事録の記録であります。

町長解職請求には、受任者と署名者の2つの立場があります。公職選挙法では、疑義がある場合は、疑義がある場合はですね。選挙管理委員会は出頭を求めることが可能と定められています。

議事録によると、受任者には出頭を命じても、どうせ本当のことを言わないであろうと決めつけて出頭も命じず、事情聴取もしない。疑義のある署名者には出頭を命じると負担となるので、委員4名で訪問して事情聴取、ちなみに戸別訪問を実施したのは、日本国内で唯一屋久島町選挙管理委員会だけであります。これは、例を見ても、皆さんお調べになっていただいても結構です。他の自治体では、全くこういうことは行われておりません。

日本では、憲法第32条で裁判を受けられる権利が明記されています。当事者に対し、裁判者が最初から一方の意見しか聴取しないということは、一般的に欠席裁判と呼ばれ、禁止されています。

地方自治法第182条選挙管理委員は選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者の内から、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙するというふうになっております。このように選挙管理委員は公正な識見を有する者と決められているわけです。

同じ屋久島町民に対しての平等ではない対応は公正ではなく、政治及び選挙に関し、公正な識見を有する者には当たりません。当たらないということは明らかであります。

地方自治法の中の罷免という部分には、第184条の2に普通地方公共団体の議会は、選挙管理委員が心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認めるとき、または選挙管理委員に職務上の義務違反、その他選挙管理委員たるに適しない非行があると認めるときは、議決によりこれを罷免すると、こういうふうになっているわけです。

したがって、私は、この職務上の義務違反と、選挙管理委員たるに適しないという項目を上げて罷免を発議するわけであります。

屋久島町選挙管理委員会委員の意識及び行った行為は、明らかに公正ではなく、選挙管理委員に適しないと認め、選挙管理委員長選出に責任のある我々町議会議員は、現在の選挙管理委員長の罷免をし、補充員との交代をすべきと発議する次第であります。

次の3名の選挙管理委員については、同文であります。したがって、同文という認識をしていただきたいと思いますが、最後に、選挙管理委員の中の中村篤男君の罷免決議については、この臨時役員会には出席はしておりませんが、その結果を追認したという部分では同罪であります。

したがって、中村篤男氏も罷免に該当するということで、以上4名を罷免をするもの

であります。

以上。

○議長（岩川俊広君）

これより発議第1号から発議第4号までの4件に対し総括質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題になっております発議第1号、屋久島町選挙管理委員濱崎勝秀君の罷免決議についてから、日程第39、発議第4号、屋久島町選挙管理委員中村篤男君の罷免決議についてまでの4件については、地方自治法第184条の第2第1項の規定によって、委員会において公聴会を開くことになっています。したがって、本件については、会議規則第39条の規定により、総務文教常任委員会に付託します。

審査の場所は、議案審査の場所とします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、3月6日午前10時から開きます。

日程は、町政に対する一般質問です。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

散会 午後 1時41分



# 平成31年第1回屋久島町議会定例会

第 2 日

平成31年3月6日



平成31年第1回屋久島町議会定例会議事日程（第2号）

平成31年3月6日（水曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
7番 石田尾茂樹	<p>1. 屋久島公認ガイド制度について</p> <p>(1) 屋久島公認ガイド制度の試行期間での現状をどのように認識しているか。</p> <p>(2) 公認ガイド利用者からのアンケート等による評価制度を導入すべきではないか。</p> <p>2. 海岸漂着ゴミの対策について</p> <p>(1) 屋久島における海岸漂着ゴミの現状をどのように認識し、対策と処理についての考え方をお伺いします。</p> <p>(2) 世界的な海洋汚染の問題となっているマイクロプラスチック対策として島内の飲食店等のプラスチックストローの使用を制限すべきではないか。</p> <p>3. 降灰対策について</p> <p>(1) 屋久島における口永良部島からの降灰による農作物の減収対策をお伺いします。</p>	町 長 町 長 町 長 町 長
15番 岩川修司	<p>1. 第1次産業の所得向上対策について</p> <p>(1) わが町にとって農家所得の向上が課題の大きな1つであると言っても過言ではないと思っています。基本的な対策をどのように考えているか。</p> <p>(2) 基幹作物、ぽんかん、たんかんの販売ルートは鹿児島市場だけでなく他の市場にも農協と提携し販路拡大に模索する考えはないか。</p> <p>2. 災害調査の在り方と減免対策、補助について</p> <p>(1) 災害とは台風災害だけなのか。災害内容を示せ。</p> <p>(2) 減免された農家戸数は。</p>	町 長 町 長 町 長 町 長

	<p>(3) 漁業における災害補助について現在屋久島近海でもフカの災害がおき漁民の大きな問題点での1つであるが行政としてどのように考えているか。</p> <p>(4) カラスの駆除補助における金額を改め直すことは出来ないか。</p>	町 長
12番 日高好作	<p>1. 大規模災害対応について</p> <p>(1) 南海トラフ地震の発生の可能性が言われる中、平成29年12月議会で同僚議員から質問がなされた、北分遣所の高台への移転について、その後検討がなされたのか伺います。また、南海トラフ地震についてどのような見解を持たれているのか伺います。</p> <p>(2) 本町の防災計画に示されている急傾斜地崩壊危険個所や県道の崩壊予想地域の検証や改善の現状について伺います。</p> <p>(3)瀬戸内町では南海トラフ地震防災対策推進計画が作成されていますが、本町ではどのように考えているのか伺います。</p> <p>(4) 内閣府告示では南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているが、県内で最大の津波の高さが予想されている本町は、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域への編入が必要ではないのか伺います。</p> <p>(5) 新庁舎での災害発生時の対応はどのような体制で考えているのか伺います。</p>	町 長
14番 寺田 猛	<p>1. 子育て支援制度の拡充について</p> <p>(1) 本町においても少子高齢化が各方面で顕著になる中、子育て世代の負担を軽減するため、例えば医療費や学校給食費、幼保育費の無償化など、あらゆる分野で屋久島町独自の子育て支援制度を拡充して少子化対策を展開すべきと考えるが、見解を伺いたい。</p>	町 長

<p>2. 屋久島高校の位置付けと地域振興策について</p> <p>(1) 町内の児童生徒数の減少に伴い、屋久島高校では、一学年3クラスを維持するのが困難な状況にあります。高校の存続と未来への展望を見据えて、県立高校の魅力化プロジェクト等を調査研究し、積極的に全国から世界自然遺産屋久島で学ぶ高校生を募るプロジェクトを立ち上げ、屋久島高校の教育機関としての充実と地域振興策を展開すべきと考えるが見解を伺いたい。</p> <p>3. 人材回帰に向けた育英奨学資金制度の創設について</p> <p>(1) 就業の形態や業種に関わらず、学業を終えて屋久島にUターンした奨学生は返済を一部免除する等の、ふるさと回帰や定住を促進する奨学金制度を創設すべきと考えるが見解を伺いたい。</p>	町 長
---	-----

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員 (16名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	眞邊 真紀君	2番	相良 健一郎君
3番	岩山 鶴美君	4番	上村 富士高君
5番	大角 利成君	6番	渡邊 千護君
7番	石田尾 茂樹君	8番	榎光徳君
9番	眞邊 有次君	10番	高橋 義友君
11番	小脇 清保君	12番	日高 好作君
13番	下野 次雄君	14番	寺田 猛君
15番	岩川 修司君	16番	岩川 俊広君

1. 欠席議員 (なし)

1. 出席事務局職員

議会事務局長 書	上釜 裕一君	書	記	鬼塚 晋也君
記 長	井 綾乃君			

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木 耕治君	教育長	塩川 文博君
副町長	岩川 浩一君	会計管理者兼 会計課長	桑原 幸夫君
総務課長 宮之浦支所長兼 財産管理課長	鎌田 勝嘉君	尾之間支所長 兼税務課長	日高 邦義君
教育総務課長	山口 健蔵君	監査委員事務局長	上釜 裕一君
社会教育課長	佐々木 昭子君	電気課長	笹倉 聰君
企画調整課長	計屋 正人君	町民生活課長兼栗生出張所長兼 永田出張所長兼運営管理委員会事務局長	
建設課長兼 建庁舎建築係	松本 薫君	安房支所長兼 福祉事務所長	寺田 太久己君
商工観光課長	松田 純治君	給食センター所長	川東 真稔君
環境政策課長	竹之内 大樹君	介護衛生課長	寺田 和寿君
庁舎建設推進室長	矢野 和好君	健康増進課長	日高 孝之君
農林水産課長	岩川 茂隆君		
	鶴田 洋治君		

## △ 開 議 午前 10 時 00 分

○議長（岩川俊広君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

## △ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（岩川俊広君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許します。

初めに、7番、石田尾茂樹君に発言を許します。

○7番（石田尾茂樹君）

おはようございます。石田尾茂樹でございます。新庁舎も3月には完成し、5月の連休明けからは、いよいよ新庁舎での業務が開始される運びとなっています。この尾之間支所議場での議会審議も今議会が最後となりました。

2月25日の南日本新聞の「ひろば」論点に、客員論説委員の鹿児島県立短大准教授の「レガシーとなる庁舎建設を」という興味深いコラム記事がありました。内容を抜粋してお話ししますと、戦後70年以上が経過をし、高度経済成長期に建設された全国の道路、橋、トンネル、庁舎等の老朽化が進行し、建て替えが必要な時期に差し掛かっている。鹿児島県内の市町村も例外ではない。新庁舎建設は政治的に問題視される傾向がある。主な反対理由として、「新庁舎建設は無駄な公共事業ではないか、むしろ道路、病院、学校を建設すべきである」、「借金をしてまで新庁舎を建設する必要があるのか」、「将来世代に負担を残すべきではない」等があろう。これらの意見は傾聴に値する。確かに、道路やダムにおいては無駄な公共事業は存在する。しかし、新庁舎は、単に行政事務を執行する場ではなく、災害復興、産学連携、観光、エコ推進、バリアフリー及びユニバーサル・デザイン推進の拠点でもある。そして、何よりも市民の憩い・交流の場である。その意味では、新庁舎の建設は優良な公共事業の代表例として評価できるのではないか。また、庁舎は一度建設すると50年程度は持続可能であり、次世代にツケを回すべきではないとの批判は幾分割り引いて考える必要がある。記事の最後に、「市庁舎を単なる耐久消費財と考える時期は終焉した。これから時代は、市庁舎を市民の芸術作品、歴史的レガシーと理解し、新設すべきではないだろうか。」で終わっていました。

私は、山本敬生先生の記事が全て正しいとは言いません。人それぞれの受けとめ方や考え方があると思います。しかし私は、「次世代にツケを回さない」、このことを一つ捉えても、補助金、合併推進債等の財政面を考えると、屋久島地杉を使い、地元建築業者での新庁舎建設は正しかったと思うところであります。

忘れてはならないのは、当局より小瀬田中学校への仮庁舎の提案を受け、議会は特別委員会を立ち上げ、議論した結果、仮庁舎は経費がかかり過ぎて無駄になるということから議会特別委員会が新庁舎建設の判断を下したことあります。

50年後は、私は残念ながらこの世にいません。次世代の島民が新庁舎を歴史的レガシーと理解、認めていただけるものと信じてやまないところであります。

前触れが長くなりましたが、今回は大きく3点について質問いたします。屋久島公認ガイド制度について、海岸漂着ごみの対策について、降灰対策についてであります。

まず、屋久島公認ガイド制度の平成28年度からの試行期間での現状をどのように認識しているかをお聞かせいただきたいと思います。町長の明解かつ誠意ある回答を期待いたします。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。石田尾茂樹議員の質問にお答えをします。

平成28年3月31日時点で登録ガイドであった者は、その後3年間に限り自動的に認定ガイドとなり、要件を満たせば公認ガイドとなるという移行期間のことかと思われます。

公認ガイド制度が条例により施行されてから3年目である今年度は、この移行期間の最終年度であります。今年度は、屋久島でガイドをする上での必要な知識をガイド目線で取りまとめていただきため、観光協会ガイド部会の有志の方々を中心にして、「屋久島学」というテキストを作成いたしました。さらに、テキストを活用して、公認ガイドになるための要件の一つである「屋久島学試験」を実施することができました。

このことにより、ガイド活動を行う上で必要な知識を補完できる制度が構築されたことから、屋久島公認ガイド認定者は、安全・満足・信頼を町が自信を持って保証できる制度になったと評価をしております。今後は、この公認ガイド制度が各方面の方々に認知されるよう周知をしてまいりたいというふうに思っております。

○7番（石田尾茂樹君）

私もこの公認ガイド制について、色々調べたというか勉強しました。この公認ガイドになるという3段階ですね、ありますが、その中では、私はその公認ガイドに、誤解をしないでいただきたいと思います。公認ガイドの皆さんと、そのガイドに適していないとか、そういうことではありません。逆に、公認ガイドになるには、先程町長がお話ししましたとおり、大きな色々なものをクリアしないとなれないということからいきますと、敬意を表したいと思います。

今現在、公認ガイドの登録人数が95名とお聞きしました。そして、屋久島学試験に2回合格された者は85名ときのうお聞きしたところです。くしくも、きょう3回目の試

験でしたかね、があるということで、それをクリアした方々から登録をしていくということからいきますと、非常にハードルが高いのかなと思っています。

いよいよ制度が、皆さんの中では成熟していくのかなと思っています。やはりこの公認ガイドを続けていくことが、屋久島の山岳部の利用に対する皆さんの信頼を受ける、そして利用者から喜ばれる、そういう制度になっていると思いますし、ある一定のしっかりしたモラルが守られていくというふうに理解をしております。

一つだけ確認したいんですが、屋久島公認ガイド利用促進条例、それと規則があります。ガイドの人たちの色々な細部について、屋久島町エコツーリズム推進会議が認定ガイドとして認めていく中で、ずっと、最後は色々なことをクリアしながら認定ガイドになりますが、この条例において、認定ガイドのその認定を受けるガイドの水準等は決まっていますが、皆さん利用者に対する対価というか、お金をいただきますが、そのことについては、一定の、認定ガイドが幾らですよとか、そういうものが議論されているのかいないのか、お聞かせ願いたいと思います。

#### ○環境政策課長（矢野和好君）

お答えをいたします。

料金につきましては、それぞれのガイドの方々の技量、また条件等、色々ありますので、その部分については議論はしたことがあるんですが、結論は出ておりません。ただ、随行の人数は7人程度にしましょうという程度の決め事はしております。

#### ○7番（石田尾茂樹君）

これは観光関連の人からよく聞くんですが、「石田尾君、公認ガイドの単価がバラバラだよね」というお話があります。やはり、私はその単価が高いとか安いとか、私が議論するところではありませんが、やはり利用者としては、公認ガイドは、ある一定の水準の料金体制にあるというふうに理解して頼む利用者、お客様がいらっしゃるということを聞くので、やっぱりそこは一定の水準でやるべきではないのかということを提案してもらえないかという御意見もありました。

私も前、この公認ガイド制のことについて、議会に離島開発総合センターで、たしか説明があったときに、単価はどうなるのということを聞いたら、バラバラだということを、たしか聞いた覚えがあります。やはり、まあ制度が始まったばかりということですが、そういう議論はしているということありますので、しっかりと、単価についても、ある一定の基準をしっかり示していくというのが本来の姿ではないかというふうに思っています。

それは、先程課長が言いましたけれども、個々の技量も違うということですが、しかしながら、そこに3段階を踏まえて認定ガイドになったということであれば、その技量は皆さん持っていると、ある一定の水準にあるということありますから、単価

についても私は同額にするべきではないかという考えであります、町長、どうでしょう。

○町長（荒木耕治君）

自然遺産に登録をされて26年です。私も、旧町時代の議会議員の時代にガイドの人たちの問題というのは、もうその当時から色々聞いてはおりました。私が一番身につましたといいますか、言ったのは、「荒木さん、これガイドを何とかしないと、屋久島の観光はここから崩れるよ」と言われたことが、今でも残っています。それは、まさに今言った料金のこと、あるいは人数のことでした。あれ1人で何十人も連れていって、それで1人から幾らでもらっているよと、ただそういうのをやつとったら、これ屋久島は、そこからおかしくなるよと言われたことも、それは十数年前の話です。

ですから、このガイド制度に関しては、公認ガイドにしては、私もまずガイドの、ツアーカーの色んな、その当時は二百幾らガイドがいたというふうに私は聞いております。ですから、それからガイドの皆さんも色々あって、ガイドの質というのは、だんだんだんだんよくなつてはきたんだと思います。

ですから、公認ガイドという、そういうものをつくろうということで、ガイドの皆さんも、みずからもそういう人たちを排除していったのではないかと、私は個人的に思っています。ですから、だんだんガイドの質もよくなつてはきたんだと。

ですから、私もそのときに、こんな冗談といいますか、話をしたことがあります。「ガイドの人って何で料金バラバラだよね」って。「同じガイドをするのに」って言つたら、「いや、それは」色々今議員が言われるよう、「個人差がありますよ」と。これこんな例え話がいいのか、そのガイドの人が言った例え話を、そのまま言いますと、「いや荒木さん、ラーメンだって500円もあれば800円もあるし1,000円もあるじゃないですか」って。ですから、それは自分たちが一生懸命導き、ただ歩くんではなくて、それは植物であつたり小鳥のさえずりであつたり、そういうことも色々やるんですよと。ですから、自分はその料金は高いとは思っていませんというような、そんな話をされました。

ですから、今議員が言われるよう将来的には、それは公認ガイド、それで統一料金、それが一番、究極のことだろうと私も思っています。ですから、そこはそういうふうにして、将来的には。ただ、この20年間、そういうことがずっともうなされてなかつたということで、ガイドはガイドで、そういう既得権みたいなものもあって、色々なことがそうですが、自然遺産の屋久島、白神というのはトップランナーで走ってきて、色々なことが、ルールができなかつたという部分もありました。ですから、あと知床にしても、小笠原にしても、そういう私どものそういうところを、いいところも学びますけれども、こういうところも学んで、利用調整をやつたり、最初からそういうことを学んできた、

やってきたという思いもある。

ですから、私は、屋久島の自然遺産、そしてガイド、これは屋久島にもともと本来なった産業です。これは自然遺産に登録をされて、新しく生まれた産業ですから。この産業が屋久島としてきちっとなるように、今議員が言われるよう、将来的には、もう統一料金で、あるいはガイドの皆さんもそういう質を上げて、そういう方向は、私個人は目指していきたいと思います。

○7番（石田尾茂樹君）

まさしく町長のおっしゃるとおりだと思っています。私も議員になる前に、ある観光業者から、白谷のガイドをしてくれということで二、三回、それと縄文杉に女子大学生を連れて、ニコニコしながら登って、帰りは私のはうが、ばて気味になって、非常に辛かったことを今も覚えていますが。そのときに私が一番感じたのは、ガイドさんはすごく勉強しているなという、私たちがお客様を連れていくという、そんなレベルではなくて、非常にサービスから知識から高いものがあるなというふうに感じたところであります。

この公認ガイド制については、非常に内容を見てみるとハイレベルだなど、非常にいい制度でありますので、やはりこれを成熟させていくという延長上には、今町長がおっしゃったとおり、一定料金で安心をして、料金面でも安心をして利用者が利用できるということが一番の課題ではないかというふうに思っています。

ちょっと話題が外れますが、この県議会で知事は、屋久島の空港は早期着工してジェット化を目指すと、そういうものが実現すると、やはり入込観光客の皆さんがあふえてくる、そういった中では、ガイドの必要性、やはり十分この認定制度が生きているという中では、やはり規制も必要になってくるというふうに感じていますが、屋久島のこの今認定ガイドに入っていない数というのは、現状どれぐらいなのかお聞きしたいと思います。大まかでいいと思います。

○環境政策課長（矢野和好君）

環境政策課長です。ただいま、島内でガイドが170名ほどいると言われております。そのうち観光協会のガイド部会に所属している者が130人程度、申し上げました今の公認ガイドは、更新前の95名ということになっております。

○7番（石田尾茂樹君）

170名もいるということで非常にびっくりしました。観光協会のガイド部会が130名と、その中で認定を受けた者は95名ということですね。一つだけやはり将来的に、私がいつも思っているのは、島外からの団体を、島外の観光業者がガイドを連れていくと。そこで20人も30人も連れていくという姿を、私も頂上付近で見ました。私たちは頂上に連れていくのが目的だから、おくれていっても構わないと。一人でも二人でも頂上に連れて

いけばいいんだというふうなことをガイドと、そのよそから入りましたガイドさんとけんかをしたのを覚えています。

やはり最終的には、そういった団体も含めて、連れてくるのは構わないと思いますが、やはり1団体に、この公認ガイドを1名つける、そういうところまで徹底をしていただきたいと思います。

試行期間というか、その期間が終わり、いよいよ4月からということありますので、より一層の制度の成熟を図りながら、この屋久島の山に来られる皆さんに安心安全な山のガイドを同行した観光というか登山をしていただくと、そういう意味では、町長以下、この担当課も含めて、屋久島町エコツーリズム推進会議ですかね、そこの皆さんにも頑張っていただきたいと思いますが、最後に一言、町長、この件について。

#### ○町長（荒木耕治君）

今議員が言われるとおり、私もあるところに、外国ですけれども行ったところに、要するに外国から来たお客さん、地元でないお客さんには、必ずそのまちの観光協会、あるいはガイドなりを必ず1人つけるという、そういうルールをつくっているところもありますんで、今議員が言われるように、よそから連れてきて、やはり屋久島のこの特異な、雨が多い、そういう気象状況の中で、何年か前か沢登りで、要するに島外のガイドが連れてきて死亡事故が起きたという、そういう件もありますんで。

ですから、今言うことは、非常に大事なことだと思うし、やっぱりそれによって屋久島に幾らかでもお金が落ちるという、そういうシステムを、ぜひ先に向けて検討していただきたいというふうに思います。

#### ○環境政策課長（矢野和好君）

ぜひともそういうことで関係課長ほか協議会の皆さん、町長も含めて頑張っていただきたいと思います。それでは、この件については終わりたいと思います。

次に、公認ガイド利用者からアンケート等による、これは評価制度というのは公認ガイドですね、評価制度を導入すべきではないか、このことについてお尋ねしたいと思います。

#### ○町長（荒木耕治君）

先程言いましたけれども、もう認定ガイド数は、今95名の登録があるということでございます。先程、答弁をしましたとおり、町が推奨する屋久島公認ガイドは、自信を持って安心安全、満足、そして信頼を提供できるものと自負できる程度の条件をクリアした者に認定をしておりますが、他方、どこにも所属をせず、認定制度にも申請をしないでガイド業をされている方もいらっしゃいます。

先程言ったように、170の中に観光協会に所属するのは130名、その中で認定は95名ですから、あるいは半分ぐらいが、まだそういう認定ガイドの登録とかそういうのは関係

なくガイドをしているという人たちがいるわけですよね。

ガイド料を、仮に評価制度を導入したとしても、その公認ガイド内での優劣を評価するにとどまるということで、ほかの人たちは評価ができないという、そういう疑問が残るところでありますんで、屋久島のガイド制度は、観光協会のガイド部会と色々今から協力をしながら構築をしてきたものでありますので、評価制度についても、今議員が言われるようなそういう評価制度というものが、どういうふうにやっていけばいいのか、ガイド部会とも相談をしながら進めてまいりたいというふうに思います。

#### ○7番（石田尾茂樹君）

先程言いましたように、制度が27年から始まり、28年からこれを施行したわけですけれども、やはり利用者の声を吸い上げる、利用者がどういうふうにこの公認ガイドを感じたか。本当にサービスがよかったです、一定の基準をクリアした方しか公認ガイドにはなりませんが、一緒に同行していただいたお客様、利用者が、その公認ガイドの、例えば1番の方をどう評価するか、そういう中での声を大事にするという意味では、私はその評価制度というのは、やはり早期に導入していくべきではないのかと。

確かに、170人、130人が全て認定ガイドになって、エコツーリズム推進会議の色々なものをクリアをして、町の発行する認定書をもらった認定ガイドとなるのがベストであります。残念ながら100%なるということは、非常に時間もかかりますし、ある意味、厳しいのかなというふうな気がいたします。

実際、今年4月からやっていくわけですから、学試験で合格された方が何名認定ガイドになるか、私の知るところではありませんけれども、やはりその人たちを利用されたお客様、観光客の皆さん、5段階ありますか、1、2、3、4、5という段階で、よかったです、悪かったです、まあそれ色々あると思いますよ。その中で、その人の評価をし、どこがよかったです、どこが悪かったです、気付いた点を書いていただく、そういうものを年に1回なり回収をして、やはりよくない、「2」とかある、もしそういう方がいらっしゃるんであれば、その人に、あなたにはこういう意見が届いておりますので善処をしていただけないのかというふうにして質を高めていく、かなりのハイレベルの質は持つていながら、お客様が捉える外から見た意見について真摯に受けとめていくということであれば、この認定ガイドの評価制度というのは、私は早期に導入すべきだと思っています。

やはり、先程から何度も言いますが、制度が始まって、なかなか見えない部分もありますし、実施していく中では、色々なことがあると思いますが、やっぱり制度を成熟していくというのは、こういう観光業については、やはり島外のお客様からの意見を聞いて、真摯に受けとめていくということが大事であろうと思いますが、町長、どうでしょうか。

## ○町長（荒木耕治君）

観光立町を目指して、この島はやっていくということを私は常々言っています。もう7割近い方が観光関連、直接間接、観光産業に携わっているということでございます。そして、一番現場でお客様と接するのは、ガイドです。ですから、ここが一番大事なことだらうということは重々承知をしております。

私も、宿屋をしておりますから、お客様と色々話をすることがあります。私がびっくりするぐらいのガイド料を払っている方もいらっしゃいますけど、その人たちは、何もそのガイド料が高いとは言いません。むしろそれで満足をしてあるという方もたくさんいらっしゃいます。また、その逆もありますけれども、そういうことはたくさんございます。

ですから、今、そういう評価制度といいますか、今までガイドも、いや、あのガイドは悪かった、あの人はよかったですと言いますけど、じゃあ、「石田尾」というガイドがよかったですのか悪かったのかということは、わかんないんです。誰がよかったですのか、誰が悪かったのかということはわかりませんから。そうすると、もう全体的に悪いみたいな話になっていくんで。

今、この公認ガイドの中では、少しそういう議論もしているようあります。例えば、このままで95人、評価じゃなくて、例えば、私が一番の、言えば簡単なので、今課長ですけど、これ一番のネームをつける。で、岩川が2番をつける、それでガイドをする。そうすると、もうはつきり、その名前、今つけてありますけど、小っちゃな名前でわかりませんから、もうお客様にわかるような。それで一番のガイドということは誰ということを、この95人の中で、例えば95番までガイドで番号をつけて、1番のガイドはよかったです、2番のガイドは悪かったです、そういうことが、特定ができるような、そういうことを、例えば、まず一歩、ここから始めなければいけないんじゃないですかということも、今そういう話もしているところでございます。それがどうなるか知りませんけれども、そういう議論は、今しているところです。

## ○7番（石田尾茂樹君）

私も、町長、全くそう思います。公認ガイドというのは、例えば、石田尾茂樹が1番だということで、アンケートの中身については色々議論がありますが、その1番の私が連れていったお客様にアンケートを渡すということで、そのアンケートは本人には渡さない、宿泊施設かどこかの回収箱に入れるということで、その評価の中でやっていくということが一番かなと思っています。

これからそういうのも含めて議論をしていただくということなので、そのエコツーリズム推進会議がずっと2段階まで基礎でありますから、その中でそういう評価についても、ガイド部会とも連携をしながら、きっちと話を進めて、やはりこの公認ガイド制度

をよりよい制度とする、制度を成熟させるためには、私はどうしても、この評価制度は導入すべきではないかというふうに思っています。しっかり議論をしていただきたいと思います。

仮に、例えば、石田尾茂樹が2が多かったということであれば、それは徹底的に指導をしていただくということになっています。この屋久島公認ガイド利用推進条例というのがあります。この中の第15条、信用失墜行為等の禁止、この第6項、第7項、利用者からの苦情に適切に対処せず、行為等を改善しないこととか色々あります。こういうのが該当するかしないかというのは、また別の判断になるのかなというふうな気がしていますが、そういった条例も含めて、きっちと整備をしていただいて、その公認ガイドについては、よりよい制度になっていくことを期待して終わりたいと思います。

次に、海岸漂着ごみの対策について。屋久島における海岸漂着ごみの現状を、どのように認識し、対策処理についてのお考えをお伺いしたいと思います。

#### ○町長（荒木耕治君）

海岸に流れ着いてくる浮きやペットボトル、発泡スチロールなどの海岸漂着ごみの量が年々増えてきており、特に台風シーズンや冬の季節風の強い時期は、かなりの量の漂着ごみが散乱をしている状況が、屋久島、口永良部島全域に広がっております。

町では、毎年、海岸漂着物等を地域対策推進事業という県の補助事業を活用して、海岸漂着ごみの回収、分別処理を実施しています。この事業は、補助率が90%で、毎年4月の交付申請時に重要海岸を15から20カ所ほど指定をした後、特に清掃が必要な海岸を担当職員が調査をして選定します。選定した海岸については、その清掃を集落に委託することが可能となりましたので、その区に業務委託をすることにより住民主体の活動となりますので、地域活性化にもつながっております。

今後は、さらに重要海岸を増やして、より多くの海岸を選定し、海岸清掃ができるよう、この事業の活用を最大限に生かしていきたいと考えております。

しかしながら、事業対象外の海岸において、台風時等、緊急な海岸清掃が必要になった場合は、町職員での対応や関係機関と協力しながら、早急な対応をしていきたいと考えております。

また、町の事業のほかにも、環境省のグリーンワーカー事業や、屋久島環境文化財団のマリンワーカー事業を活用した海岸漂着ごみの清掃活動も行われております。

毎年4月に観光協会が主催する町内全域での海岸清掃においては、指定ごみ袋の提供や、クリーンサポートセンターへの海岸漂着ごみの受け入れを行っておりますので、関係機関とも連携を図りながら、海岸漂着ごみの適正な処理を実施をしてまいりたいというふうに考えております。

#### ○7番（石田尾茂樹君）

この海岸漂着ごみについては、すごく私も調べたんですけども、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律、これが議員立法で平成21年の7月に全会一致で成立しています。簡単に言うと、海岸漂着物処理推進法というふうに仮称で呼んでいます。これは昨年の6月に法改正されています。それを調べてみると、今度は明確に、役割というか色々なものを細部にわたって改正をされているということになっています。

町長がおっしゃるとおり、平成31年度も海岸漂着物地域対策推進事業費を320万円組んでいます。これが補助率が90でしたけども組んでいるということで、このことについては質問しませんでしたけれども、ことしも実施されるということなんですが、口永良部も含めて、やはりこの今先程ボランティアの件も含めて、手の及ばない、そういうところのごみというのが、もうだんだんふえているという状況にあります。

漁業再生の関係で、漁業集落再生事業で、その事業をもらっている安房、宮之浦、志戸子、一湊というのは、海岸清掃を年に2回ほどやっていた経緯がありますが、やはりこの漂着物地域対策推進事業の絡みなのかわかりませんが、その事業から対象外になつたということで、漁民の皆さんには、あとはボランティアでしか清掃しないということになっています。

色々なところで清掃業務をやっていますが、やっぱり年に2回ぐらいですかね、屋久島全島、全町民で、この漂着ごみの、安全な場所でもいいんで、そういうボランティア活動を実施していくということで、やはりこの屋久島における漂着物の実態を知つてもららうという意味でも、できれば実施をしていただきたいというふうに思っています。

それと、昨年のこの6月改正には、非常に財政上の措置というのも政府はきちつとうたっています。離島その他の地域において、地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費については特別な配慮をしなさいというふうにうたっていますので、こういう予算がついたのかなというふうな気がしています。全庁的な取り組みについて、町長、どうでしょうか。

#### ○町長（荒木耕治君）

全庁的には、当然、このことはやっていかなければというふうに思っております。今議員からもらいました、これは場所はどこですか。

#### ○7番（石田尾茂樹君）

みなさんのお手元に漂着物の写真の2枚がありますが、これはシーサイドホテル近くの海岸です。見ていただくとおり、ハングル文字のペットボトル等や浮きが多いということです。浮きについても、これは日本のものではないということで、台湾、韓国、中国のものだということになっています。これはごく小さく撮っているんであれですが、やはりひどいところは、我々も捨てるときには軽トラックで10台ぐらい出るときもあり

ました。

これはまた後の質問でも関連が出てくる、こういうのがだんだん波間で崩れていって、マイクロの小さな微細なプラスチックになっていくこともあります。これはシーサイドホテル近くの海岸であります。

○町長（荒木耕治君）

屋久島の漂着物もそうなんんですけど、今全国離島振興協議会の中でも、この漂着ごみのことを何とかしなければいけないというときで、沖ノ島の町長が、この間、先日、提案をしまして、要するに、ほかから行けるところは、集落でやったり、ボランティアでやったり、今少しづつですけれども、そういう運動で広がっている。ただ、ほかから行けない部分になると、そういうところにも、かなり全国の離島、かなりあると。ですから、それをどんなふうにするのか、それ部分的にだけ取ったって、それはしょうがないでしょう。だから、それを今私どもは、国にこれを公共事業として、そういうものに今度は逆にできないのかと。

要するに、海岸、ほかから行けなければ、海から、要するにそういう船ですか、どういう船を使うのか知りませんけれども、そういうものを使って、国でそういう特別なものをやってもらえないかということを、今、議論を今始めているところでございます。

ですから、この漂着物というのは、屋久島に限らず、離島はどこでもそういう、今特にこの東海岸というか日本海側が多いというふうに聞いておりますので、そういうことも含めて、何とかこれをできるように色々頑張ってみたいというふうに思っております。

○7番（石田尾茂樹君）

ぜひ離振の会長でもありますので、今町長が回収困難な海岸を公共事業でできないかということありますので、ぜひともそういうことを前に進んでいただきたいと思います。

まだ中国が海洋投棄をしているんですかね。多分しているんじゃないかと思っています。中には、医療器具とか注射針とかあるようあります。非常に危険であります。

この間ネットを見ておりましたら、石垣島のビーチが漂着ごみで、もう埋め尽くされているというような状況です。屋久島からすると、もっとひどい状況のあるところもありますので、ぜひともこの漂着ごみの対策については、しっかり取り組んでいただくことを最後にお願いして、時間もありませんので次に入りたいと思います。

2番目です。世界的な海岸汚染の問題となっているマイクロプラスチック対策として、島内の飲食店のプラスチックストロー等の使用を制限するべきではないか、お尋ねしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

2015年ごろから、海洋ごみの中でもマイクロプラスチックごみが世界的に問題になっ

ております。これは5ミリ以下の微細なプラスチックのことですが、このごみに吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれることにより、生態系に影響を及ぼすと懸念をされています。もともとはビニール袋や発泡スチロールなどが自然環境の中で破碎細分化をされてマイクロサイズになったものですが、環境省では、海洋プラスチックごみ問題の解決に向けた取り組みとして、使い捨てプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底など、プラスチックとの賢いつき合い方を全国的に推進をし、取り組みを国内外に発信をする「プラスチック・スマート」キャンペーンを、平成30年10月に立ち上げております。

本町では、これまでにプラスチック抑制対策として、平成21年4月から、地球温暖化防止等循環型社会の構築に向けた環境配慮を目指し、大幅なレジ袋削減のためのマイバッグ持参運動及びレジ袋の有料化の取り組みを、いち早く実施をしてまいりました。

また、廃棄物を有効に利用する再資源化や、廃棄物処理に係るCO<sub>2</sub>発生量の削減及びごみ減量化を図るため、平成27年7月よりごみの細分化分別を開始し、現在、17種類のごみの分別を行っており、ビニール・プラスチック系のごみの分別を徹底していますので、これが先程紹介しました環境省の「プラスチック・スマート」キャンペーンにつながっていければと考えているところであります。

島内飲食店等のプラスチックストローの使用を制限すべきではないかとの御質問ですが、この問題の本質は、プラスチックごみをいかに減らすか、川や海に流出させないようにするにはどうするのかといった取り組みを、まずはしないといけないというふうに考えております。

本町では、既にマイバッグ運動、レジ袋の有料化、ビニール・プラスチックごみの細分化に取り組んでおりますが、さらに周知のため、飲食店はもちろん、町民の皆様に、再度ごみ分別の徹底と周知を図るためのごみ分別説明会を実施をしてまいりたいというふうに考えております。

#### ○7番（石田尾茂樹君）

ごみの分別については、私も理解しているつもりです。やはり、今は大手のコーヒー飲食メーカーというか、そういうところも紙ストローにかえていっていると。そのマイクロプラスチック、廃プラスチックの脱プラスチックの関係だと思います。

世界遺産の島として、色々な環境問題、そして、ごみ減量化に取り組んでいる、分別をし、それをしっかり循環型社会を目指して再利用していくということはありますけども、このプラスチックについては、もう行き先がなくなっていくというようなことも聞いていますので、これから大変な問題になっていくのかなと思っています。世界自然の遺産の島として、やはりこういうものについては、早く取り組むべきじゃないかと思っています。

マイバッグでレジ袋を有料化にして、確かに地元の皆さんのがレジ袋を買うという姿は

ほとんどなくなっていますが、観光のお客様については、そういうものを利用しているということです。

町長も御承知のとおり、亀はクラゲと間違って食べて死んでいくというような状況もありますし、そのマイクロプラスチックごみが、微細なものは化学物質を吸収して、先程町長のお話にもありましたとおり、生態系を壊し、その中で食物連鎖でそれを動物、魚、そして人間の体内に入していくということであれば、大変大きな問題あります。屋久島は小さな島でありますけれども、世界遺産の島として、やはりこういうものについては、積極的に取り組んでいただきたい。ことあるごとに指導していただきたいと思っています。

これはあくまでも飲食店の独自の考えでありますから、機会あるごとに、そういった商工会なりそういう場で、そのことについて指導を徹底していっていただきたいと思いますが、担当課として担当課長、これについてはどうか意見がありますか。

#### ○環境政策課長（矢野和好君）

町長が答弁しましたとおり、ごみの分別につきまして、今、紙・プラスチックは再分別をしていただいているが、なかなか進んでおりません。回収率も年々低くなっていますので、そういう意味では、また、住民の皆様に周知徹底を図ることをお願いをする説明会、各公民館ごとに説明会をしたいというふうに思っておりますので、今後、議員のおっしゃるそういう取り組みを、積極的にやっていきたいというふうに担当課では考えております。

#### ○7番（石田尾茂樹君）

ぜひともそういうことをお願いしたいと思います。さすが屋久島は世界遺産の、自然遺産の島であるということで、こういうものに積極的に取り組んでいるということを、観光に来られたお客様、また地元も含めて、しっかりとそういう認識のために取り組んでいただければと思っています。

大変簡単そうで簡単じゃないことではないかと思っています。やはり、利用する、それを使う飲食店の問題でもありますから。しかし、しっかりと指導をしていけば、徐々に徹底していくのかなと思っていますので、これからぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

時間がありませんので次に行きたいと思います。

次は、降灰対策についてであります。屋久島における口永良部島からの降灰による農作物の減収対策をお伺いしたいと思います。

#### ○町長（荒木耕治君）

昨年末から年明けにかけて口永良部島が噴火をし、それに伴い、屋久島にもかなりな降灰がありました。特に1月17日の噴火では、吉田地区、永田地区では降灰はひどく、

灰雨となったこと也有って、収穫前のタンカンにこびりつくような状況がありました。

町としましては、関係機関とも協議し、スプリンクラー、動力噴霧器による散水を呼びかけたところです。その甲斐あって、散水を行った樹園地については、かなり効果がありました。

しかしながら、少量の散水では、完全に灰を除去することはできませんが、選果機でのブラッシングにより除去することができております。農協の選果場においても特に問題はないということで、順調に出荷をされております。

噴火については、今後も継続することが心配されますので、4月から本格的に収穫が始まる茶についても、降灰があった場合の対応について、現在、関係機関とも対策を協議をしております。

また、県に対しても、降灰対策事業採択の可能性についても問い合わせを行っておりますが、採択基準を満たす降灰量にはなっていないようあります。

いずれにしましても、降灰は今後続くと考えますので、降灰があった場合の対策には、関係機関と連携し、情報共有をしながら、早急に対応してまいりたいというふうに考えております。

## ○ 7番（石田尾茂樹君）

今、このタンカンの写真があると思いますが、これは1月24日に、永田区長と降灰の現状のお話しに行きました。その後、上村議員と2人、タンカン園に現状を調査にというか、見に行ったところであります。

こういうタンカンの状況ですね。これは結局、スプリンクラーもない樹園地だったと思います。それからいきますと、やはりそういう、先程スプリンクラーのあるところは回す、このタンカン、ポンカンについては回す。ないところでは、動噴で振ると。もし可能であれば、樹園地に新しく事業を導入して、そういうスプリンクラーをつけるということが大切なと思っています。

町長のおっしゃるとおり、すごくこの採択基準というのが厳しいというか、降灰の量が違うので、2センチ以上のとか、もう一ついくと5センチとか、1平米当たり1キロとか、非常に採択基準が厳しいです。

この間、2月20日の午後7時から永田公民館で、口永良部島の火山活動に係る住民説明会というのがありました。同僚議員と3名で出席したところですけれども、火山防災連絡場から説明があって、非常に住民の方も興味を持っておられて、吉田、永田で60名以上の方が集まったという中でも色々意見が出ました。ロードスイーパーをできないのかと、そういった話もありましたし、色々な、野菜が降灰してだめだと、今後続けば、水稻の栽培もできないんじゃないかというふうなことがあります。

県の採択基準を、この今のまま、時折降る状況の中では基準をクリアできませんので、

町長のお話にもありましたけれども、しっかりと県と協議をしていただいて、今後続くようであれば、採択基準を屋久島に適用したような話に持つていけないのか、町長、もう一度お尋ねしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

検討も十分にそういうことは協議をして、何か基準を下げるとか、特別に何かやってもらうとか、そういうことを積極的に話をしてみたいというふうに思っております。

タンカン、ポンカン、農作物にはそうですけれども、道路、県道に降灰があるという、住民から私もそういう声を聞いて、県道の灰をどうにかしてくれみたいな話もありましたんで、それも含めて、散水車、あるいは何ていうんですか、屋久島電工が持っているロードスイーパーですかね、ああいうものも含めて、町でも少し考えてみたいというふうに思います。

○7番（石田尾茂樹君）

このことについては、私が今、永田の話をしましたけれども、風向きによっては南部地区も非常に降灰を受けるということありますので、県としっかりと協議をしていただけ、もし可能であれば、そういう採択基準の見直しをしていただきたいということあります。

県道の降灰につきましては、単車等、非常に滑って危ないというようなことも聞いておりますので、屋久島町はロードスイーパーを買えるということではないとは思いますが、鹿児島市あたりと連携をして、リースをするとか、リース車もあるんじゃないかなと思ってるので、県とも十分協議をしていただきたい、この降灰対策を十分とていただきたいと思います。そのことをお願いして、私の質問は終わりたいと思います。

○議長（岩川俊広君）

しばらく休憩します。

11時10分から再開します。

休憩 午前11時00分

---

再開 午前11時10分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、15番、岩川修司君に発言を許します。

○15番（岩川修司君）

おはようございますと言うべきか、それともこんにちはと言うべきか、まだ迷っているところでございますが、お疲れさまでございます。岩川でございます。一般質問の初日の2番手でございますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

質問の前に、少しだけお時間をいただきまして、私もおしゃべりをしたいと思っております。3月3日の日に、永田集落の里歩きというところに参加をいたしました。町長の御挨拶もいただきました。

その中で、ちょっと私、後を振り向きまして、管理職の皆様方に、ちょっと手を挙げてもらいたいと思います。参加した人、手を挙げていただけますか。まあ、ごらんのとおりです。（発言する者あり）いや、あそこはほとんど、私の状態の中でわかつていましたから。（笑声）はい、同僚ですから少しだけ胸にしまう点もございます。

町の防災無線の中で、「やりますよ」と、「皆さん御参加をお願いします」ということでやっているんです。確かに体の健康上とか、そういう方もいらっしゃると思います。

私は、その日に朝から雨が降っておりまして、行こうかなと、しかし、昼食を申し込んでいると。豚汁を食って帰りたいなということで、卑しさの余り、私は行きました。

ところが行ったら小雨。また雨がやみました。私は、Aコース、Bコース、Cコースの中でAコース、4キロ500を歩くことになったんですけど、非常にしんどかったです。その中で、中間で、私は本当に永田集落のおもてなし、それに感銘をいたしました。

「お疲れさん」と、「お茶があるよ」、「はい、これを食べて、はい、これを飲んで」と、そういうその中で本当に感銘をいたしたところでございます。議長の奥さんも来ていましたが、議長は姿がなかったもんですから、私、奥さんに「父ちゃんどうしたか」と言ったら、「風邪を引いている」と。健康上であるからやむを得ないところもあったのかなというふうに考えて、私は一日を過ごしたところでございました。

昨今、毎日のようにテレビ、そして新聞紙上で騒がれていました虐待問題というのが、相当騒がれておりました。私もそれを、ここにきょう、私の応援団が2名ほど来ておりますが、その中で、ああ、3名ですね、「3名ですよ」と言わされました。その中で妻と語りました。「毎日のように出てるね」と。そういう半面の中に、三、四日続けて出たのは屋久島の問題であります。

見ることに本当に釈然としない、そして、愕然としておりました。皆さん、すなわち皆さん御存じでございます。町長が25日に記者会見、そして昨日は謝罪と、そういう格好の中で、またこれから先はこうしますというようなことで、私たちもそれを受けたところでございますが、舌の根も乾かないというふうに使ったほうがいいんですかね、これは。また不祥事があらわれたと。これはまたどういうものかと。まず怒りを感じたのは、これは役場いけんしょっとかと。これ屋久島町いけんなっちょっとかと。そういう意味で怒りを感じたことは事実でございますが。

町長、これは本当に一刻も早く信頼回復のために尽力されますことを期待いたしまして私の質問にさせていただきますが。2番手と言いますと、野球に例えますと、1番手が1塁に出塁した場合には必ずバントをしろという監督からの命令が下ります。そして、

まあ今度の場合は、フォアボールあたりで1塁スタートを、私、今考えております。その中で、私もぜひ確実なバントではなく、セーフティーバントで私も1塁に進みたいと、そういうふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告しておりました私の質問に入りたいと思います。質問内容は2点でございます。第1次産業の所得向上対策について、それから災害調査のあり方、減免対策、補助についての2点でございます。

まず1点目の質問に入ります。我が町にとって、農家所得の向上というのが大きな課題の一つであると言っても私は過言ではないと思っております。町長、基本的な対策をどのように考えているか伺います。よろしくお願いします。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

岩川修司議員の質問にお答えをします。

本町の産業構造は、観光業とサービス業が伸びたこともあり、3次産業が約70%、次いで2次産業、1次産業となっております。特に、農業については、高齢化、後継者不足が急速に進んでおり、荒廃農地の拡大も深刻化しております。一番の大きな原因は、屋久島で一番の作付面積を占めるポンカン、タンカンの販売価格が、以前に比べ、大きく下がってきていることだと考えます。今後、バブル期のような販売単価は望めないと想いますので、ますます生産コスト削減、作業効率化、複合経営の推進を図っていかなければならぬと考えております。

そのためには、地域の話し合いによる人・農地プランに基づく担い手への農地集積を行い、大規模化を進め、機械化できる作物については機械化、スプリンクラー活用による薬剤散布の省力化、新規作物の導入等を進めてまいります。

また、町内で農業振興を図る地域をある程度限定し、集中して施策を実施していくことも考えなくてはならないと思いますので、今後、関係機関、地域と十分協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

○15番（岩川修司君）

町長の答弁をいただきましたが、私、30年度の事業計画、そして31年度の事業計画を見比べてみました。町長、言われるように、全く同じような問題等が書かれております。であれば、私は30年度に何をしていたのかなと。少しでも期待の中で、確かに町長の言っていることはわかります。価格の低迷、それはわかります。あとは色々な土地の、高齢化によって、また土地の手放し、荒廃地、それはよくわかります。

でも、農業をしている人にとれば、ある程度、担当課が率先して前向きに動かないどうなのかなと。毎年同じような計画を立てて、その計画の中で、本当にこれはやりま

したよ、これはやったよというのが見えてこないんですよ。それを見るためには、計画を立てるんであれば、そこまで農林水産課としては、やっぱり責務の中で、技術員がいるわけですから、それなりに僕はやってほしいものだと思っております。

31年度には、ぜひそうやっていただくことを期待して、もう一度、町長、見解を伺います。

○町長（荒木耕治君）

なかなか時間のかかる問題もあると思いますので、今議員指摘のとおり、スピード感を持ってやらすように担当課には指示をしたいというふうに思います。

○15番（岩川修司君）

町長の答弁の中に、なるべくスピードをもって担当課と話し合いしながらやっていくという答弁もいただきました。ぜひ来年度は、この事業計画が幾らか減った中で、やっぱり収入の向上というのを見えてきたらなというふうに考えておりますので、ぜひ担当課は全力を尽くすように、心してかかるようにお願いをいたします。

これは、私のこの一つの最初の質問というのは、基本的というような施策論ということでしたから、これ以上の質問というのはなかなか見えてこないと。ただ、農業をしている人にとれば、本当に死活問題になってくる。所得の低迷というのは。それをやっぱり町としても、それなりに取り組んでほしいという私の思いも語っておるところでございます。

私は、もう淡々と質問をいたします。もし町長がいいよと言えば、また、ホームランになる可能性もございますので。それでは、この問題に関しては、31年度はぜひ違った方向性で計画が立てられればと思っております。この問題は、一応、この中で終わりたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

基幹作物とされているポンカン、タンカン、もう長年そうなんんですけど。このポンカンに関しては、販売ルートというのは、たしか鹿児島市場でとまっているんではないかと私は思っているんですけど。タンカンに関しても、農協、共販の組は色々なところに出しているんじやなかろうかと思いますけど。これをもう一度改め直して、ポンカン、タンカンというのを農協と提携した中で、ほかの市場にもPRするという考えがあるかどうかというのを伺いたいです。

○町長（荒木耕治君）

ポンカンにつきましては、これまで県外市場について販売できないか、市場調査も実施をされてきました。県外において、ポンカンは1月以降の果物との認識が強く、年内の贈答用としての取り扱いが一般的でないため、鹿児島市場並みの販売単価は望めません。

ポンカンを栽培していく中で、一番の問題は、収穫期間が非常にタイトであるということ。植栽から50年以上の木が多く、収量が上がらないことです。そのため、現在色づきの早い系統、KP-2の植栽を進めております。また、ポンカンにかわる品種についても試験栽培を開始をしております。

タンカンについては、福岡での試食宣伝販売、県内の「おいどん市場」での販売を行っております。東京、大阪など市場では、販売量、流通経費等を勘案すると販売が難しいため、相対取引により販路拡大を図っております。

特産品は、地元単価が高い傾向にありますが、タンカンについては県外でも人気がありますので、今後もふるさと納税の返礼品などでの取り扱いを増やすなど、検討をしてまいりたいというふうに思っております。

#### ○15番（岩川修司君）

確かに町長、ポンカンというのは、町長おっしゃるとおりでございまして、鹿児島市場からほかに出しても、ほかのところのほうがかなり出回っていると。であれば、原価の低くなるのは当然のことだと思っております。

今、タンカンのことでございましたが、福岡、大阪とか東京都というふうに申しました、相対でやっていると。これは共販だけの問題なんですか、町長。これは農協とかそういうのと一緒に、デパートとかそういうところに行ってやっているだけのそのお話ですか。

であれば、当然、共販を離れた個販というのもありますから、そこら付近はちゃんと担当課もそういうところを熟知して、やっぱり相対となると、共販だけが相対になってしまふと。農協が、個販の人に、「よかミカンはな、おいどんがところに持ってきて、おいどんところと一緒に」というのは、まずないです。だから、そういうところも、ちゃんと、同じ島の人間ですから、そういうところは分け隔てのないようにやっていたくことが、私は行政だと思っておりますので、そこら辺はちゃんと注意してやっていただきたいと思います。

そして、KP-2ですかね、KP-2ですね。それを今やろうとしていると。前は、薩州というミカンもございました。その薩州のミカンの今のポンカンとの原価のあれというのは、担当課長で結構ですけど、どのぐらいの開きがありますか、5キロに対して。

#### ○農林水産課長（鶴田洋治君）

原価のほうでしょうか、それとも販売単価でしょうか。（「販売です」と発言する者あり）現在、屋久島の薩州、それから、先程から「KPツー」と言っていますが、「KP二」ですので、「KP-2」につきましては、まだ、市場で評価をされるほどの量が出ておりません。薩州については若干出ておりますが。値段的には、さほど今出ている吉田系の大きい高しょう系と言われるポンカンとかわりはないと思います。

ただ、市場の中でも評価が色々あります、低しうる系のそういう薩州を好む方もいれば、やはり贈答用には吉田系の大きなのが、やっぱり見栄えがいいということで、そちらを取引、メインにする方もいらっしゃいますので、なかなか比較をして、どちらがいいということは言えませんけれども、ただ、先程ありましたように、色づきというのが一番ポンカンの場合は問題になってきていますので、できるだけ色の、着色の早い系統というものを今後推進していくかなければならないというふうに考えております。

以上です。

#### ○15番（岩川修司君）

薩州の問題を言いましたんですけど、薩州をつくってくださいというふうにしてきたのは、多分町だと思うんですよ。薩州の問題にしても。それで我々ポンカンというのは、高しうるという認識しか持ってなかつたんですよ。薩州は、なぜ低しうるでいいのかと言つたって、すあがりがないというのが、私なんかが聞いた覚えの中では、そういうふうに聞き覚えたこともあります。すあがりがないよと。

だから、私なんかのポンカンの認識というのは高しうるで、どかつとこう力強くそこにあるというのが私はもうポンカンだという認識しかしなかつたから。ぜひ、そういうのができた、なお、カラーリングの必要のないやつをということで、進めていくて、ここ何年かの間には所得も上がるような方向性を持っていくのが私はあなたたちの役目だと思っていますので、それはもう汗を流してでも泣いてでも、それはしっかりとやっていただければと思っております。

これについても、大体のお答えがいただけたんではないかと思っておりますので、次に進めさせていただきます。

大きな2点目ですけど、災害調査のあり方と減免対策、そして補助について、そのうちの1問でございます。災害調査という中で、町が防災無線を使った中で、農林水産課並びに税務課と一緒に、税務課がその中に参席しながら一緒に災害調査に参ります。それは今行っているのは、台風のときの後だけになっております。災害の、台風災害だけなのかと、災害内容を示せということで、私は質問をしております。よろしくお願ひいたします。

#### ○町長（荒木耕治君）

国の災害対策基本法では、災害を防風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他の異常な自然現象など及び放射性物質の大量放出などの自然現象以外の災害も含まれるとされています。

さて、本町における近年の災害状況については、台風襲来に伴う災害と口永良部島新岳の噴火によるものがあります。台風通過後には、人的被害状況や住家、非住家被害、道路等崖崩れ、農産物等被害状況の災害調査を集落ごとに実施をするとともに、防災無

線を通じて、住宅と及び農産物等に被害が生じた方に対し、町税等の減免申請受け付けの広報をさせていただいております。

集約しました調査等情報及び被害者本人からの申し入れにより、現地に出向き、個々の被害状況を確認をいたします。また、農産物の被害内容については、ポンカン、タンカンの落下、枝折れ、倒木、風傷果、塩害等であります。他の農作物では、山芋、ウコン、ガジュツにも茎や葉の切折や塩害被害を受けております。

調査が終了した後、災害被害者に対する町税、国民健康保険税、後期高齢者保険料、介護保険料について、それぞれの条例、規則の規定に基づき、減免対象に該当するかを判断し、申請を受け、減免を行っているところであります。

#### ○ 15番（岩川修司君）

災害とはということで、色々町長から答えをいただきました。暴風、洪水、色々もうろをして、あとは地震とかその他の部分とかいうふうにありました。

農作物に対して、災害の、いわば何て言うんですかね、これも入るんだよという、今さっきおっしゃったんですけど、雨というのは入ってなかつたですかね。暴風で入っているわけですね。豪雨。私も暴風と洪水、まあ洪水と聞こえた。で、あれば、あればですよ、このあり方というのに、私は少し、ちょっと懸念をいたしております。

というのは、私も、もう大分になります。同じような質問をしたことあります。これは、日高十七郎町長の時代であります。災害の調査のあり方、その中で、どこでそれを把握しているのか。ただ最初のときで、落ちたのと、なっているミカンとのそのあれをしている。そして、私は多分、今なっているミカンで、どのぐらい落ちたのとそれをしてあるだろうと、そういうふうなやり方だと思うんですよ。

でも、農業をしている人、生産者にすれば、それが商品になるか。町長おっしゃいました風傷みもおっしゃいました。風傷みで商品にならない。今年度のように水腐れで商品にならない。だから、私は、最後に生産者が出したときに最後の調査をするべきだということで、1回そういう質問もしたこともございます。そのときに、「検討しましょう」ということの中からありました。

それは検討されていないのも事実でございまして、今度、今年の場合は、皆さん、ポンカンをつくっている組は、さあ、水腐れが少なかったところもあるかと思います。でも水腐れの多いところは、管理センターに3人も4人も頼んで、それを落とすんですよ。当然、お金にもならないやつを落とす。昼見ると、もう絨毯のようになる。ある家庭の中では、16回しかちぎれない、40回ぐらいちぎるところが、16回しかちぎれないと。あれは半分以上は水腐れで捨てると。でも、食べられるんですよ。これを一つのところの所得の向上の中に持っていくこともできます。

それをやっぱり町や農協、そういうのとやっぱり模索しながら、これ食べるのも大丈

夫なんですよと、食べられるんですよということも少しでも見出す方向性というのは、僕はあってもいいのかなと思っております。それは町長、そこら辺はどのように思われますか。

○町長（荒木耕治君）

確かに農協に出荷をするのは、かなり厳しい状況で実はあります。私のつくっているポンカンは一個も農協には出せるような状況ではありません。ですから、今、水腐れとか傷とか、それと前から言われているのは、摘果をした小っちゃなミカンを何とかできないかという問題は、ずっと前から言われております。何か研究はできないかと。今、ポンカン、タンカンにしましては、要するにジュースにしたり、ジャムをつくったり、そういうところも今少しずつではありますけれども、進んできております。特に、タンカンのジュースのほうは、かなり人気も高いですから、そういうものは、見た目が悪くても、中は十分糖度もあるわけですから、そういうふうにジュース等にするように、なるべく農家が1年かかってつくったものが、少しでもお金になるような形を、今後も考えていかなければいけないというふうに思っております。

○15番（岩川修司君）

町長おっしゃるように、本当に町長がおっしゃるとおりなんです。やっぱりつくっている人は、水腐れでして、管理センターまで頼んで、もうそのお金というのは、自分から払わなくちゃ何もお金にもならないですから、やっぱりそういうところを少しでも違うところで売ってあげるとか、タンカンの場合は、当然、色々な問題とか、ジュースとかになりますけど、ポンカンの場合は、ほとんどジュースにつくる人、余りいないのかなという気がいたします。

それで、私、昨年度、馬路村というところに行ってまいりました。産業厚生委員長からの報告もあったと思いますけど、ありました。その中で、ユズのしぶりかす、それを肥料化にする、そういう取り組みをやっているところでございました。

私たちの島でも、この町でも、そういうところを肥料の会社と提携をしながらでも、そういうところに少しでも出したら、まだお金になるんじゃないかということも、もう少し研究してやるべきだと思っております。

担当課長は、やっぱりそれは担当課長になって、また云々じゃなくて、その時代にはやっぱり少しでも答えを残していただきたいと思っております。それは、先程町長がおっしゃった摘果の問題。摘果の問題も私もそれも質問した。それを、確かに一個、二個であれば、そうめんのあれでもいいけるよねというのがあります。でも、かなりの摘果の数です。それを化粧品の云々としてできないかというような質問をしたこともござります。それは色々模索するからということで、そのままの状態になつとったわけですが、それに関して、私はどうこう言うつもりはありませんけど。でも、ことしのように水腐

れが多い年では、何らかの補助があつていいのかなと考えます。

その中で、共済保険というのもございますけど、共済保険は、今は全て個人が支払つた中で、個人がすると。前は、たしか、課長、補助はあつたような気もしますけど、保険の。あれはなかつたですかね。課長、あつたかなかつたかだけを答えていただきたい。

○農林水産課長（鶴田洋治君）

農業共済組合の合併当時に、果樹共済を推進しましようということで、旧町時代に果樹共済に入る方に対して、若干、町のほうから補助をしたということはありました。

○15番（岩川修司君）

であれば、すばらしいことでございます。少しでもそういう農業をしている人を助けるためには、それも手助けの一つになると思います。町長、そこら辺をよろしくお願ひをいたします。お答えいただきます。

○町長（荒木耕治君）

前向きに検討をしてまいりたいと思います。

○15番（岩川修司君）

前向きというのは、多分送りバントの失敗だというふうに思いますけど。ぜひ検討していただいて、それを少しでも役に立たせてもらつたらなというふうに考えておりますので、そこら辺は、やっぱり心してかかっていただきたいと思っております。

それから2番目になります。減免をされた農家数というのを、ちょっと、何々は何、何々は何というふうにして教えてほしいと思っております。

○町長（荒木耕治君）

災害者に対する各税の減免については、屋久島町災害被災者に対する町税減免条例及び国民健康保険税の減免に関する条例の規定に基づき、事務手続をしております。農作物の被害にあっては、農作物の減収による損害額の合計額が、平年における農産物による収入額の3割以上であるものに対して、町税等を減免をしております。

直近の実績では、平成26年の台風18号・19号災害による農作物の減収により損失のあった方に対し、減免をしております。国民健康保険税の減免該当者10件、町県民税の減免該当者3件、固定資産税については住家非住家の減免該当者3件です。

次に、平成27年の口永良部島新岳噴火に伴う災害関係では、町税及び国民健康保険税の納期限延長を行い、さらに所得が前年中の総所得金額より減少すると認められた被保険者については、国民健康保険税において、該当者8名の減免をしております。

また、今年度においては、さきの台風24号災害関係で、農作物の被害による減免については該当がありませんでしたが、固定資産税に係る減免では、住家1件、非住家1件の計2件、火災による減免1件、合わせて3件の減免をしております。

なお、後期高齢者医療保険料及び介護保険料については、直近において減免の実績が

ありませんが、口永良部島新岳噴火時に納期の延長を行っております。

以上です。

○15番（岩川修司君）

私は、もう余り減免したところがないのかなというふうに思いました、30%といったら農作物にしてもそうだけど、ほとんど減免がないのかなと思っておりましたが、確かに町は町なりの優しい気持ちの中、またサービスの中で、ずっと回ってやっているということがよくわかりました。これからも、ぜひそういうところは、また水腐れの問題にしても同じですけど、そういうところで一つ一つ、やっぱり出向いて、出向くことは私はいいことですから、出向いて話をしながら、町民と接触しながら、そしてまた農業をしている人とか、そういう接触をしながら話を聞いていただきたいと思っております。ぜひそうするようにしていただきたいと思います。

それでは、あと2問ございますが、もう時間もありませんので、町長も明確に「やりましょう」という言葉が早く聞けたら、もう終わりたいと思います。

漁業における災害補助についてを質問させていただきます。

現在は、屋久島近海、そして、もうトビウオがなかなかとれなくなつた。獲れても、また低下していると。そういう状態の中で、網をフカに、「フカ」と言ったほうがいいんですかね、ここは「サメ」と言ったほうがいいのかよくわかりませんけど、一応「フカ」という表現をさせていただきます。

フカの被害に遭っている漁師というのは相当いると。その中で、やっぱり屋久島町も、さきがけではありませんけど、前1回そういうふうな、たしか事例もあったような感じもいたしますが、屋久島町にとっても、やっぱりこのフカ問題というのは、色々厄介な問題、そしてまた2020年度には屋久島町にとって、国体のスイミングのありますから、そういうような中でも、やっぱりある程度の駆除はしていくと、そういう気持ちの中で、ぜひ補助対象にしていただきたいと思っておりますが、答弁をお願いします。

○町長（荒木耕治君）

フカですか、サメですか。これ、共通語が「サメ」じゃない。（「サメですけど」と発言する者あり）議場ですから、「サメ」で統一をしていただければ。（「フカヒレっていうのがあります。サメヒレって言わない」と発言する者あり）サメの食害については、今言われるようにサバ漁、シマアジ買い付け漁業等、一本釣りに大きな被害を及ぼしていることは承知をしております。

漁協におけるシマアジ買い付け漁は、今現在、操業を中止をしているような状況でございます。現在、離島漁業再生支援交付金でサメ駆除を実施をしております。交付金により、用船料、日当、駆除の道具代、駆除費キロ当たり200円を支出をしておりますが、100キログラムを超えるサメもあり、地元の漁師が導入している設備では、対応に苦慮

するケースも出てきております。また、海の中なので、むやみにサメ駆除に出かけても経費だけかかって捕獲できないケースもあります。

このような問題点については、熊毛支庁を通じて、県、国へ改善策要望を行っております。今後も、関係機関と協議を続けて、できるだけ早急に対応ができるよう検討してまいりたいというふうに思っております。

#### ○15番（岩川修司君）

サメに統一させていただきます。サメの駆除問題というのは、県とかそういうものではなくて、やっぱり町独自でやっても私はおかしくないと。そのために、ふるさと納税使ってくださいよ。ふるさと納税使ってでも、やっぱりこういうふうに。でないと、国体のときにそういう噂を聞くと、やっぱりどうかなという不安もありますから、それを解消するためにも、どんどんふるさと納税を使って、少しでも、確かにそれをとりにいくというのはないかもしないけど、とて持ってきたのを駆除した場合、幾らだよと、キロ200円じゃなくてキロ400円でも。そういうような形の中で、ぜひやってほしいと。そのためには、私はふるさと納税を使うことも何ら問題はないというふうに考えております。町長、どうでしょう。

#### ○町長（荒木耕治君）

議員も御承知のとおり、屋久島の漁業をする方も、かなり高齢化をしてきております。今、そしてひとりどりの漁船が多うございます。その中で、なかなか1人でサメを捕獲をしろということでも、なかなか難しい。4メーター、5メーターあるサメを、どうやって処理をするのかということで、なかなか厳しい問題でございます。ですから、これは根本的にやり方を考えないといけないというふうに思っているわけです。ですから、そのサメを、じゃあどうやって、今すぐとれるのかということはありますけれども、少しどういうやり方であるのか、少し調査研究もしなければいけない。

私どもの小さいころは、サメをとる船が、たまに屋久島近海にも来ておりました。それでサメをとて、それは何に使っていたかというと、何かカマボコと一緒に使っていたという話を聞いておりますが、もう今現在、そういうことはやっていない。どこか遠くですかね、一部の地域は、まだそういうことをやっているみたいで。もう屋久島あたりでは、そういうことは全くありませんから。

今の漁師だけではなくて、屋久島に釣りで来られる釣りの観光の方にしても、要するに磯場までサメが来るというような話も耳にしております。トビウオ漁もそうですが、サバ漁にしても、もう水深百五、六十メーターから釣り上げてきて、7匹、8匹、そこで、こうやって上がってくるときには、1匹、2匹しかついていない。あるいは、もう全部サメにとられる。サメだけではなくて、今言われているのは、イルカもそういうのがあると。ですから、今はもうサメだけではなくて、イルカもかなり増えています。

イルカもそういうのがあるということも聞いておりますんで。私もそういうことは十分承知をしておりますので、少しそういう話しさしたい。

先程も言いましたけども、全国離島でも、この話も今問題になっておりまして、色々なことで何か方法を考えて、国県の補助を何とかしてもらうという話もしておりますんで、そこら辺も含めて、精一杯やっていきたいというふうに思います。

○15番（岩川修司君）

町長、船を持っていますから、かなりの認識度もあるし、高いし、まあ県とか国とか、そういう補助も、確かにそれを模索しながらやることも、私たちの町にとっては大事だと思っております。でもやっぱり早急に、何らかの形をとって、そして農業とか、ほかのものに関しては、ある程度の補助の緩和というのは結構あるように感じております。漁協に対しては、余り、スラグを拾うとか、そういうような問題とかって、それありますから、網をやられたとかそういうのになると、本当にもう死活問題になってきますから、そこら辺は町長も早くお答えを出していただきたいと思っております。

それでは、とうとう最後になりましたが。カラスの問題ですけど、カラスを駆除した場合に、町長、1匹当たり400円ということを聞きました。鉄砲の玉が250円と。20匹撃っても、20匹撃っても、もう極端に言うと8,000円ですね。8,000円の中で、鉄砲の玉が5,000円と。自分が持って帰るのは3,000円と。

そして、本当にこのカラスに関しては、今増えてきておりまして、もうある集落からは、たしか役場のほうにも、それぞれの駆除が入っていると思います。ある集落からも、今のごみステーションをかえてくれんかと、そういうようなところまでしております。

ぜひこのカラスに対して、本当に全然採算の合わない、ボランティアやらなきやいけないと、ここに獣友会の会長も議員としていますけど。本当に自分がこれで撃ち殺そつかなということで、20匹撃ち殺しても家に持て帰るのは3,000円と。そんな段階では、どうだろうかというふうに考えております。ぜひ、撃ち殺すっていうのは、議長、済いません、撃ち殺すというのは、人をどうのこうのという例えじやありませんから、それはお許しいただきたいと思います。当然、鉄砲でやる場合には一撃でしとめると、そういう格好ですから、それはもうぜひお許しいただきたいと思っております。

その補助に対する金額を改め直す気はないか、お聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

改める気はあります。（笑声）

○15番（岩川修司君）

まあ、余りにもあれだったんですけど。（笑声）改める気はあるということで、私はそれを心の中に信じてやまない男でございますけど。町長、最後に3,000円、2,000円、そこら付近をぜひ検討していただいて、ハンターのほうにも、ある程度のあれがなけれ

ば、僕はもう多分、鉄砲の玉で終わるんじゃないかと思っております。だから、せいぜい2,000円以上きばっていただきたいと、そういうふうに私の希望を兼ねて、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岩川俊広君）

しばらく休憩します。

13時30分から再開します。

休憩 午前 1時56分

---

再開 午後 1時30分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、12番、日高好作君に発言を許します。

○12番（日高好作君）

皆さん、お疲れさまです。今定例会は非常に心が重たいといいますか、何か頭の重たいスタートになりましたけど、気合いを入れて行いたいと思います。

通告に従いまして質問を行います。

東日本を襲った大きな地震、津波災害から早くも8年が経過しようとしています。いまだに完全復興がなされていない現状を見ますときに、自然災害の脅威というものを改めて考えさせられる次第です。

本町議会においても、災害・防災に対する質問が毎回のように定例会で出てきますことは、皆さんが災害に対する意識が非常に高いあらわれと考えます。

専門家を中心に南海トラフ地震の発生の可能性が高いと言われる中、平成29年12月議会で同僚議員から質問がなされた北分遣所の高台への移転について、その後検討がなされたのか伺います。

また、南海トラフ地震についてどのような見解を町長自身が持たれているのか伺います。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

日高好作議員の質問にお答えをいたします。

平成29年第4回定例会において、屋久島北分遣所など公共施設の高台移転についての御質問に対し、用地選定や取得費用、建築工事費や解体工事費など多くの時間と多額の財政負担をしいられること、また、宮之浦地区などでは複数の公共施設が浸水するおそれがあり、高台移転の順位づけが難しいことなどから、現時点では不可能であると考え

ざるを得ないとお答えをいたしました。

その後の検討状況につきましては、高台移転の重要性は理解をしておりますが、現時点では具体的な検討は行っておりません。

また、熊毛地区消防組合において、北分遣所の高台移転が検討されているのか北分遣所に確認いたしましたが、現時点では検討はされていないとのことであります。

次に、南海トラフ地震について、見解についてお答えをいたします。

平成26年2月に鹿児島県が公表した地震等災害被害予測調査における本町の南海トラフ地震による最大の被害想定は、最大震度4、地震発生の49分後に11.89メートルの津波が襲来し、全半壊390棟、死者130名、負傷者80名、重傷者30名となっており、甚大な被害が予想されていることは重く受けとめております。

また、南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は70%から80%と言われており、いつ発生してもおかしくない状況にあると考えておりますので、住民が迅速かつ安全に避難ができるように今まで以上に各地区の自主防災組織と連携を図るとともに、地域防災のかなめである消防団員の確保、消防車両や資機材の更新、技能の向上に努めていきたいと考えております。

## ○12番（日高好作君）

今の答弁にありますように、確かに過去の南海トラフ沖地震、これが8回ほど起きているということで、大体100年から間隔があるときには200年ぐらいの間があるということなんですが、大体最後の南海トラフ沖地震というのが1946年ですか、終戦直後というこの時期にあって、それが戦後70年余り過ぎて。

ですから、単純計算しても二、三十年は大丈夫なんじゃないかなというふうな見解を持たれている方もいれば。片や昭和地震の、命名が昭和地震ですけど、その3年前からの地震のマグニチュード5以上の集計が、当時よくとっていたもんだと思って感心しますけど。ここ3年ぐらいに色々な大阪とか北海道とか地震が起こりましたけど、その分布を見たときに、全く同じような状況を示しているという地震の発生地域、しかもマグニチュード5以上の地震が。特に四国沖、今回のフィリピン海プレートとユーラシアプレートですか、この重なる部分、その付近での地震が海底を中心にかなりの回数、ちょうどその分布、発生した分布というのが当時の3年間の集計と全く類似しているということで、非常に危機感を募らせているといいますか、学者によつては非常に危険な状態ではないかというようなことで言われております。

余計にそういうこともあって、毎日のように騒がれるんではないかというふうに思っておりますが、総務課長からも前回から検討はされていないというようなことも若干耳にはしていましたので、ある程度、想定された答弁ではあったかと思いますが。私はやはり、まず宮之浦の地形を考えたときに、当然一番津波が発生したときに入り込んでく

る、入って、これというのは被害が一番大きく出るんじゃないかな、そういうような地形であると思うわけですね。

20年後なのか、30年後なのかわかんない地震に対して、災害に対して、そんなに真剣にならなくてもいいんじゃないかなというような部分もどっかであるんじゃないかなと思うわけです。特に屋久島は花崗岩でできている。これまでもやっぱり大きな地震と言えば震度3ぐらいですか、そういう意味でどっかで住民の間でも屋久島大した大きな地震は来ないんじゃないかな。そういう思いが心のどっかにあるようであれば、私はやはり非常に危ないといいますか、注意しなければいけない部分ではないかなというふうに思うわけです。

前回では、やはり場所と費用の部分は言われて、公共施設ということで宮之浦支所も含んだような話でしたので、若干私は分遣所の高台移転という部分で考えたときに、やはりいざというときに、町長は前回の答弁では機材も持ち出せる、車も持ち出せると、そのぐらいの訓練しているんだから当たり前というふうなことだったんですけど。果たして、それで対応はできるのかなというふうに思うわけです。

あくまでも予想で津波到達まで47分ぐらいかかるというふうにありますが、でも実際47分が、そういう災害が、しかも多発的に災害が発生したときに対応それでできるのか、そこに車の移動やら機材の運び出し、そんなのに二、三十分かかる、高台へまず分遣所そのものが移動して、じゃ災害の発生したところへ出動となったときに、それで本当にいいのかなという思いがありますが、その辺についてはどうお考えですか。

#### ○町長（荒木耕治君）

今、40数分地震があつてから津波が来ることでということを言われているわけですけれども。これは私も学者というか口永良部の噴火のとき、色々地震学者あるいは火山学者、そうした人たちと話をしましたけど、私も素人ですから余りびんと来ないというところはあります。ある意味、きょう来るかもしれない、10年後かもしれない、また30年、50年後かもしれないということを言われるんですが。だけど、実際日本という国は災害の多い、災害とずっとつき合ってきた国ですから、いつどこでどういう災害が起こるかというのは、もうこれは日本中どこでもそうだと思っています。

ですから、それに備えるというのは、まず生命、財産を守るということが私どもの使命ですから、そのことに関しては先程も言いましたように重く受けとめて考えているところでございます。

ですから、宮之浦につきまして、今色々と言われましたけれども、実際私が住んでいるところも、海拔3メーターのところに私は今、居を構えております。ですから屋久島の中で津波の危険にあるのはどこかと言うと、西のほうから言うと永田、一湊、宮之浦あるいは楠川も若干そうかもしれませんけれども、あとは栗生、中間、安房も一部下の

ほうはそうかもしれません、そういうところは危険的なところがあるわけですよね。ですから、屋久島全体的に考えても、そういうふうに色々と考えていかなければいけない。

だから分遣所にしても、あそこはもう海拔2メーターぐらいしかないところです。ですから、先日、支所の利活用について答申も受けましたわけですけれども、これについても要するに分遣所あるいは法務局、こちら辺は高台移転が喫緊の課題だろうということは言っております。ですから、一般質問を受けて、すぐそういうことを色々、すぐ結論を出せないというのがあります。宮之浦に限って言うと、小中学校もあります。ですから、じゃ、児童生徒の命をどうするのかというのもあります。

ですから、それにしても分遣所というのは初動やるのは分遣所が一番、そういう面では住居もありますけれども。今は前回も言いましたけれども、40分ぐらいという時間が本当にそうなのかということで、40分あれば色々な資機材を高台に上げて、私が前回言ったのは今屋久島高校の宮之浦の体育館のある、前まで操法大会をやっていた、そこにすぐさま分遣所が移動をして、そこを拠点として色々活動をやるというふうに、そういうふうに考えていたわけですけれども。

それが具体的に今そういう話を含んだことがまだないのが現状でございますので、またそういうことはこれを機にもう一遍考えてみたいというふうに思っています。

## ○12番（日高好作君）

あくまでも想定ですから、40分が30分になるのかあるいは1時間なのか、そこらがわからない。そしてまた、いつ発生するかも明確には言えないという部分があるから、なかなか答弁といいますか、そういう回答というのも難しい部分はあると思うんですが。

議長、副議長を始めこの議員の中にも消防のOB、何人もいます。それから現役の消防団員もおります。私も32年ほど所属してやってきましたが、現役のときには夜中に防災無線のカチッというスイッチの音で飛び起きました。それで消防服に着がえて1分するかしないかで、もう車に飛び乗って、詰所へ向かう。そして走りながら窓をあけて場所を確認して、みんなが集まって、それで消防車に乗り込んで、消防車の中では場所を確認して。じゃ、水利はどっから引っ張ろうか。大概夜中の出動というのは住宅火災が主でしたから、そういう中立ちで消防車の中で色々作戦じゃないですけどホースの引き方とか、そういうものを含めて検討して現場へ向かう。

要は、やはりそこに一分一秒、俗に言う争うと言いますけど、やっぱり町長が毎年出初式で消防の崇高なる奉仕の精神という言葉を使って消防団員をたたえますけど、まさにそうなんですね。本当に特に夜中の出動は住宅火災、取り残された人がいるんじゃないとか、消防団員というのはいつでも飛び込んでいくぐらいの覚悟で出動していきますから、いかに生命・財産を守るため気合いを入れて出動するかという、現役の消防団員も皆さんそうだと思うわけですよ。

この47分という、これにとらわれることはないんですけど、じゃ、多発的に仮に地震が発生して、大きな住宅の倒壊とかそういったものが発生して、下敷きになっている人がいるとか、そういう状況を想定したときに、じゃ、津波が発生しました。分遣所を高台へ移動して準備が整いました、それから出動しますと言ったときに、本当に生命を守れるのかというふうに、私はやはり消防団も長くいて、常々そういうことを考えるわけですね。ですから、やはり備えがあって憂いなしで、いつ来るかわからないんですけど、そういういった備えというもの本当に真剣に考えるべきではないかなというふうに思う。

これが私も防災計画を、本町の防災計画よくできていると思います。でも、これは単発的な災害には十分機能はできると思うんですけど、いわゆる南海トラフ沖地震というのは屋久島でも震度5を想定した。色んな建物は崩れる、道路は崩壊する。そういう多発的な現場を想定したときに、やはり初動で命を救えるものというのはたくさんあるんじゃないかなというふうに思うわけです。これはやっぱり行政の使命として、本当に真剣に考えていかなければならぬと思うわけですが、その辺についてはどうお考えですか。

#### ○町長（荒木耕治君）

先程も申しましたけれども、今ものをつくりたり、そういうことがすぐできませんので、今すぐできることということはやはり今議員が言われるように、地域防災のかなめである地区の消防団員をいかに確保して訓練をして。要するに高台へいかにして逃げるかという言葉が適當かどうか知りませんけれど。

まず一番やらなければいけないことは寝たきりとか、要するに老人ひとり世帯、そういうものをきちんと今現在把握をして、わずか三、四十分の時間にその人たちをどういう方法で安全なところに運び出すかということを、まず今すぐやっていかなければいけないことだというふうに私は思っております。

#### ○12番（日高好作君）

東日本大震災のときに、東京電力の福島第一原発所がああいう状況になりましたですね。あのときにもう以前から現場の職員たちの間から本社に対して、南米のチリ沖とか、そういったところに大きな地震があったときに、五、六メートルの津波が予想される。だから防波堤を会社としてもつくるべきじゃないかというふうに盛んに言われていたらしいんですけど、上は取り合わなかった。

ああいうチェルノブイリ以降最大の原発事故、これに廃炉まで40年以上かかり、また予算を40兆円、国家予算の半分近くを費やすぐらい、それでも確実に廃炉になるかどうかわからない。ちょっとした本当に現場の声を聞いていれば、あのような重大な事故は発生はしなかった。こんなに世界的に放射能で日本がたたかれることもなかったのではないかというふうに思うわけです。

だから、そういうことも踏まえて、やはり事があつては当然取り返しのつかない、そういう状況になりかねないというふうに私は思うわけですんで、ぜひそういうふうに検討して、できたら長期進行計画の中に入れて、早急に高台への移転を検討していただきたいと。

私は現在ある分遣所の建物というのは、別に壊す必要はないというふうに思うわけですよ。当然あの高さですから、建物を想定した訓練には十分使えますし、仮に総合グラウンドのあたりに新しい分遣所をつくるとしたら、車庫と通信施設、それから休憩室とか仮眠室ですか、そのぐらいのものでも十分間に合うんじゃないかな。目の前にはグラウンドもありますし、体力の訓練にも十分環境は整っていますから。

だから、そこに多額の資金が必要というふうには私自身は考えていませんが、そこらも含めてより安く、より機能性のある分遣所というものを構築していただきたいなというふうに思うわけです。

今通信施設というのは、分遣所は2階にあるわけですね。総務課長でもいいですけど。

#### ○総務課長（鎌田勝嘉君）

昨年の補正予算におきまして、通信非常用発電の機器の整備をしました。現在1階にございます。ただ、以前から浸水があるということで若干可能な限り高さを高くして、15センチぐらいなんですけども、そういう工夫はしてございます。

#### ○12番（日高好作君）

1メーター50とかいうのは、15センチというのは動かしていないのに匹敵するかなという。非常に大雨のときも浸水しやすい場所ということで、公用車も移動させるような環境ですので、ぜひせめて2階に移すぐらいのそういう対応はしていただきたいなというふうに思います。本当にこれで、じゃわかりましたというわけにはいかない部分もあるんですけど、とりあえず次のあれに移りたいと思います。

よろしいですか、町長。

#### ○町長（荒木耕治君）

分遣所の今件ですけれども、ちょっと今もう一方では、分遣所を統合しようという思いも一つ持っております。今、北と南とありますもんですから人員も多いです。これ一つにして人員もちょっと減らそうと。例えば、全くこれ私案ですけれども、要するに今本庁舎ができます。あそこは海拔が36.5メーター、今本庁舎は海拔が。今12メーターぐらいの波ですから、例えばこれが3倍の波が来ても、今の本庁舎は災害の起点になつていいだろう。

ですから、今、分遣所も一つ集めて、そういう高台にして、要するに一番問題になるのはこの救急ですから、救急をどこか2つ、例えば永田と栗生に救急を置いて、それで総合病院は宮之浦にあるわけですから。要するに今、尾之間から出て、例えば尾之間か

ら栗生に行って患者運んで宮之浦に行く。そういうのよりか、例えば栗生にあれば、栗生からもう直線で宮之浦に行ける。永田は永田から来る、そういう救急のものも含めたりして、全体的な見直しをやらなければいけないのかなというの今は思っているところで、そういうのも含めて、この災害に対応してまいりたいというふうに思います。

○12番（日高好作君）

分遣所を1ヵ所にという、集約するということは、本庁舎の部分、悪くない話だと思います。今町長が言われたように、救急が一番の課題でしょから、それに十分対応できれば、集約した形も私は個人的にはいいのではないかというふうに思うわけですけど。それは私案として具体的にぜひ練り上げて、いずれ長期振興早い段階で入れていただきたいなというふうに思っております。

それでは、同じ防災の関係、2番目に、本町の防災計画に示されている急傾斜崩壊危険箇所や県道の崩壊予想地域の検証や改善の現状について伺います。

○町長（荒木耕治君）

急傾斜地崩壊危険箇所は、急傾斜地法に基づいて県知事が指定をした崩壊するおそれのある急傾斜地で、崩壊すれば相当数の居住者に危害が生ずるおそれのある土地の区域のことあります。この指定された区域内での立木の伐採や水の放流、土砂の掘削や盛り土などの一定の行為を制限することによって、国土の保全と住民の安全を図っています。

また、この指定区域内では、危険が及び人家が多くある等の一定の要件を満たせば、急傾斜地崩壊対策事業で保全工事を実施することも可能となっております。

危険箇所の検証については、毎年県・町警察、消防の防災関係機関が集まって、県下一斉防災点検として危険箇所の点検を行っており、こうした点検の中からあるいは地域の要望等で特に保全対策が必要ということになった場合には、対策事業を計画し、実施していくこととなります。

なお、現在のところは急傾斜地崩壊対策事業の計画は、なされていないところであります。

また、県道の崩壊予想地域につきましては、鹿児島県が県道の詳細な点検を行って、県道沿いの斜面の状態を評価し、防災カルテという形で整理をしております。

その防災カルテに基づいて、県単道路災害防除事業として年次的に対策工事を進めているようあります。

○12番（日高好作君）

防災計画に示されている危険箇所というのはかなりの数、急傾斜地で崩壊危険箇所は53ヵ所ですか、数字は変わっているかもわかりませんが。山腹の崩壊危険地区が10ヵ所、それから崩壊土砂危険地区というのが26ヵ所、建築基準法に基づく危険区域が7ヵ所、

交通途絶予想箇所13カ所と非常に数多くの危険箇所が島内に存在しているということは防災計画書の中に示されているわけですが。

これが単発的な崩落というのは今まであって、想定というかそういうことはできると思うんですが、全体的にこの危険箇所を南海トラフのような大規模な多発的な災害の場合を想定したシミュレーションというのを描いてみたことがあるのかどうかちょっとお聞きします。

○建設課長兼庁舎建築係（松田純治君）

これらの防災計画に示されている色々な起因による災害の予想される地域というのが指定されておりますが、この指定された地域は先程の急傾斜地のほうの説明でもありましたように、その場所に色々な行為を加えることによって、さらに危険が増すことを防ぐために地域を指定しているという側面もありますと、そういう地域を指定しております。

こういう家族の地域がありますので、それらが崩壊したときのシミュレーションというのは、なかなか行われていないところです。

○12番（日高好作君）

やはり新庁舎へ移転もするわけですが、ぜひ建設課の中で、じゃ、いわゆるそういう大規模災害が発生したときのシミュレーションというのは、私は描いておく必要があると思うわけです。特に北部地区が危険箇所が多いように思うわけですよ。県道からすぐ山肌、山腹がずっとつながっていますし、そういった部分から考えますと、ぜひ何カ所も同時に崩落、崩壊したときのそのシミュレーション、この場合どのぐらいの状況になるのかという、描いてみるということは色々な県の防災計画なり参考にしながら、私は描いておく必要があるのではないかなど。

何もかも地域の消防団員に、もちろんそれは出動して救助とかやるわけですけど、当然それだけでは手が足りない状況というのは想像できるわけですので、ぜひ担当課として、そういったシミュレーションというものを描いていただきたいなというふうに思っております。

建築基準法に基づく危険区域については、実際に地域に住んでおられる方々に対してどのような啓蒙といいますか実際に行われているのかどうか伺います。

○建設課長兼庁舎建築係（松田純治君）

崖に建設するところが建築基準法に基づく危険区域となっているところがあります。そこについては、大分以前に県がつくりましたそういう箇所ですよ。あるいは移転事業というものもありますよというチラシを配布したことあったようですが、最近はそういう啓蒙活動といいますか、そういうのをちょっとなされていないところです。

○12番（日高好作君）

やはり県頼みじやなくて、町独自の、私はこの質問の通しで全て単発的な災害を言っているわけじやなくして、やっぱり南海トラフのような同時に多面的、多発的な防災に対しての町の見直しといいますか、そういうたシミュレーションも描く必要があるんじやないのかなということで、その部分は通しで質問をしているつもりです。

例えば中間とか、安房の里町ですか、それから吉田、永田も防災計画の中には出てきていますけど、やはり日ごろからじいちゃん、ばあちゃんも含めてですよ、建設課のほうでやっぱり町独自の動きというものをする必要があると思うわけですよ。やはり若者は色々な情報仕入れるのかわかりませんが、じいさん、年配の方々に近くまで行ったときには、こういうことも万が一のときにはこういう形で、どの方向に避難してください。もちろん集落でもやっているでしょうけど、そういったことをお願いしたいというふうに思っております。

それでは、次、奄美の瀬戸内町では、南海トラフ地震防災対策推進計画が作成されていますが、本町ではどのように考えているか伺います。

#### ○町長（荒木耕治君）

南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された自治体は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法第5条第2項の規定に基づき、地域防災計画において南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に係る項目など5つの項目を定めるよう努めることになっております。

本町では、現行の地域防災計画の地震災害対策編及び津波災害対策編において、これらの事項が掲載されており、推進計画については策定済みとして取り扱われております。

しかしながら、地域防災計画には、具体的な対策等の記載が不足し、内容が十分とは言えない状況にあることに加え、推進計画は先程申しました津波災害対策に章をつくるなどして明示することが望ましいとされています。推進計画は南海トラフ地震対策の推進を図る上で重要な計画ですので、新たに計画を作成するか、防災計画の修正を行うか方向性を定めて対応したいというふうに思っております。

補足で総務課長に。

#### ○総務課長（鎌田勝嘉君）

議員申し上げております瀬戸内町の南海トラフ地震防災対策推進計画につきましては、この第4編南海トラフ地震防災対策推進計画という位置づけがございますので、地域防災計画に位置づけをされているものだと思います。

さらに、その特別措置法に基づきます5項目についての記載を明確にしております。町としてもこれを参考にしながら、地域防災計画の位置づけをするなどの検討はしていきたいというふうに思います。

#### ○12番（日高好作君）

本当に先程も言いましたように、町の防災計画というはある程度できているというふうに思います。あえて私はこれを言いますのは、やっぱり町民の意識向上という、南海トラフ沖地震という、その言葉をやっぱり入れた防災計画といいますか、そういうものを町民に明確に示す、そういうことが大事だということで申し上げております。

というのは、東日本の地震が起きたとき、ちょうど3月の11日ですから、ここで合併後の議会が当時行われておりまして、ちょうどテレビで津波の来る映像を見ながら非常に驚いたといいますか、恐怖を覚えたといいますか、すごいことが起こっているんだということを、さまざまとテレビで見ておりました。

会が終わって、私は尾之間から安房に、船行ですから帰る途中、ちょうど安房の今の県道の橋を通っているときに、海岸沿いにかなりの数の人がいたわけですよ。防災無線では盛んに「津波が来るから高台へ避難してください、避難してください」と繰り返し呼びかけているにもかかわらず、いわゆる津波見たさ、怖いもの見たさに川沿いに相当の数の人が集まっていたという、その光景を見たときに、やはり行政の思いと住民が思っているところが違う部分があるというものを、そのとき感じたわけです。

ただ、あのときは1メートル未満の津波が押し寄せる可能性がありますというようなことで、実際高いところでどうだったですかね、七、八センチぐらいあったんですかね。五、六十センチぐらい、安房あたりも五、六十センチぐらい来たんじゃないかなと思うんですけど。そういう放送の仕方もあるって、そのぐらいだったら大丈夫じゃないかなという思いがあって、川沿いに津波を見に集まっていたという、そういう光景じゃないかなというふうに思うわけです。

私はそういう経験をやっぱりあったもんですから、町は避難訓練もしています、色々防災無線で呼びかけていますというふうに言われますけど、そこらの住民の意識の確認というのも、また担当課として今後図っていかなきやいけないことじゃないかなというふうには思うんですけど、それについては町長どう思われますか。

#### ○町長（荒木耕治君）

今まさに議員の言われるとおりで、今月の11日でこの震災があって丸8年になるわけで。そのときに私も釜石へ視察に行かせていただきました。もう本当に言葉が出ないというか、その状況を見たときに、そういう状況でございました。

そのときに、そこで話を聞いたときに、まずその人たちが口々に言うのは、もうとにかくまず逃げることだと、高台に逃げること、まず、ということを盛んに言っていました。ですが、一遍逃げたけれども、今議員が言われるよう、津波見たさにまたおりてきた、それで亡くなった人がかなりいるという話を現実に私は聞きまして。ですから、住民の意識といいますか、そういうものがいかに大事かということで。

私どもは口永良部島の噴火でそういう経験を身近でしました。これが災害が出なくて、

要するにうまく避難をしたということは、日々の訓練の何者でもない、そういう島民の意識の高さ、そういうことだと思います。

ですから、平時のときに、なかなかそういう訓練をやっても皆さん緊張感がなくてですけれども、しかし、あんだけ訓練をしていた口永良部の人たちも、あのときに着の身着のまま裸足で飛び出したと私には言います。やはりバッグをもらってヘルメットももらって貴重品も入れて、そのときにはヘルメットをかぶって出るようにと、そういう訓練も何回もしても、だけど実際はもう着の身着のまま裸足で出ている。そのぐらいやっぱり恐怖感というのが、噴火のときでもそうですし。

ですから、津波はまだ私どもが経験をしたことがないことですけれども、今議員が言われるよう、日々のそういう意識というのか、そういうものは、これは必ず30年後かどうか知らないけれども、起こると言われておりますんで、そういう意識というのは植えつけていく必要があるんだろうというふうに私も十分思えております。

#### ○12番（日高好作君）

町長おっしゃる、まさにそのとおりなんですね。口永良部の経験もありますし、1人の犠牲者も出さなかつたという立派な結果もあります。

ちょうど、きのう私はたまたま車、ラジオつけていたら、MBCラジオで、志布志市の学校の名前までちょっと聞き取れなかつたんですけど、いわゆる予告なし、抜き打ちでの避難訓練を小学校でやつたというのをラジオで流れておりました。海拔4メートルぐらいの海に近い小学校ということで、全然知らせもなく避難訓練をやつたということで。そこも非常に結果としては、いい経験だったというようなことで、ちょっとラジオで流れておりましたんですけど。

やはり避難訓練をやりますというのと、予告なしの訓練というのは、これは私は職員の庁舎の中でもぜひそういうことも一度か二度ぐらい予告なしの、実際に、じゃ職員がどれだけ動けるのか、そういった動きも観察するという、確認するという意味では、やってみる価値もあるんじゃないかなというふうに思っております。

それでは、次に、内閣府の告示では南海トラフ地震防災対策地域に指定されていますが、県内で最大の津波の高さが予想される本町が、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域への編入というのは考えられないのか伺います。

#### ○町長（荒木耕治君）

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域は、津波により30センチ以上の浸水が震災発生から30分以内に生じる地域及び特別強化地域に挟まれた沿岸市町村が指定をされることになっております。

議員のおっしゃるとおり、本町は南海トラフ地震により県内で最大の津波が到達することが予想されていますが、到達時間の基準を満たしていないため特別強化地域に指定

されず、南海トラフ地震対策推進地域に指定されております。

特別強化地域に指定された場合、津波避難対策緊急事業計画を作成し、国の同意を受けることで避難施設などの整備費などに対する補助率がかさ上げをされるため、地震発生から津波到達までの時間が特に短い地域においては、ハード対策を進める上で有効な策があると考えられます。

本町においても津波の襲来に備え、避難に必要なハード対策を進めていくことは重要でありますので、必要に応じて特別強化地域への指定を検討していく必要があると考えますが、これまで本町では津波に対しては、住民の防災意識向上を目指し、海拔表示板の設置や各地区の避難訓練の支援などハード事業よりソフト事業を優先的に実施をしておりままでの、今後もソフト対策を重点的に取り組みたいと考えております。

大規模災害においては、公助には限界があるため、自助と共助が特に重要であると言われております。地震発生から津波が本町に到達する約40分間の間に高台への避難が完了するよう、日ごろから各家庭で避難場所や避難路について確認をする。各地区で役員や消防団が中心となり、避難行動要支援者の把握や避難方法の検討、避難訓練を実施するなど各個人や地区が、日ごろから防災に対する意識を高く持ち、実際に行動していくことが重要であると考えますので、各地区的防災対策等の支援や広報活動にも今まで以上に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

#### ○12番（日高好作君）

12月議会で同僚議員が高知県の話をちょっとしまして、町の何カ所も避難棟といいますか、それが私が数えただけでも、確認しただけでも4カ所だったですかね。多分それが四国、高知県ですんで、この特別強化地域に入っているんじゃないかなというふうに、事業を導入しているんじゃないかなというふうに思うわけですよ。

県内で、西之表、志布志、大崎、東串良、南大隅、肝付、中種子、南種子という太平洋側に面している市町、市と町がこの特別強化地域に入っているわけですけど。私が思うには、種子島が入っていて、県内で最大の高波が来るという屋久島、これはやはり町長、ぜひ力で編入させていただきたい。と言いますのも、津波の速さはジェット機並みというふうに言われます。時速七、八百キロで沖合から来るわけですよ。種子屋久の距離を考えたときには、ほんの数分で屋久島まで来るわけです。

私の理論としては、そういう公のあれが13メートル、12メートルですか、それだけの高い、県内で一番高い津波が屋久島に来るということを公のところが明らかにしているわけですから、それを逆手にとるわけじゃないんですけど、その危険度を訴えて種子島から数分で屋久島は津波が来ますよという、そういう理論でぜひ編入して、もしかすると先程の分遣所も安い事業を導入して移転とかも考えられるんじゃないかな。そういうことも総合的に考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

今、議員がおっしゃるように、強化地域に指定されているのは、種子島はもう全て1市2町が対象でございます。ですから、その後、特別強化地域の指定は国の許可が必要になるようありますので、県内で今現在推進地域から特別地域へ変更されたところはないということでございます。

ただいま申請をしているところもないということでございますので、どういうやり方でやれば、これを特別強化地域に指定を受けられるのか、ちょっと内部で勉強させてもらって、ぜひそういう申請のやり方があるんであれば、そういう方向で特別地域に編入をできるように努力をしてみたいというふうに思います。

○12番（日高好作君）

ぜひ町長の力で編入をしていただきたい。

きのうの施政方針の中で、「言いようのない不安を覚えるのは私だけではないと思います」という、これは町長の言葉ですよね。ですから、ぜひ町民の不安というものを払拭していただけるような取り計らいをお願いしたいと思います。

時間も迫ってまいりましたので、短めでの答弁をお願いしたいと思いますが。新庁舎での災害発生時の対応はどのような体制で考えているのか、簡単でいいです。

○町長（荒木耕治君）

発生時に一番必要なのはマンパワーだというふうに思っております。職員が今ばらばらでいるところが、本庁舎でそこに集めることによって、色々な対応ができるというふうに思っております。

新庁舎は色々なケースが考えられるわけですけれども、海拔は高いところですから津波のまず心配はないということで、そこが防災の拠点になり得ると。ですから色々な救助にしても、空港も近いということで、ヘリの発着もできるということでは今までのところよりかなり場所的には被害の状況の把握とか物質の搬入とか、そういうものもスペース的にも広いものがありますんで、色々なことでは使い勝手がいいようなことになるんではないかというふうに思っております。

○12番（日高好作君）

機構改革で課が再編されるわけですので、災害の対応のマニュアルというのは、現時点でできているわけですね。まだ新体制に向けてのあれは、総務課長でもいいです。

○総務課長（鎌田勝嘉君）

防災計画につきましては、毎年3月変更するようにしています。現在のところ今のままの機構になっております。来年3月には新機構にあわせた改善を、改正をしていきたいというふうに思います。

○12番（日高好作君）

新年度にあわせるということなんですか、来年の3月に検討するということですか。

○総務課長（鎌田勝嘉君）

一応今のところ、条例の施行が5月1日になっておりますので、来年になるかとは思います。その前に当然検討はしていきたいと思います。

○12番（日高好作君）

当然町長が言われるように、私は多分空港にも近いし、緊急のヘリとかあるいは応援の医師とかそういったものを含めると、フォーラム棟の使い方というのも十分検討されなきやいけない。そういう多くの負傷者が運ばれてきたときの準備といいますか、それもやはり想定をして発電機とか毛布類とかそういったものはあるでしょうし、非常食とかそういうものも総合的にぜひ検討していただきたい。

発電機も燃料なしでは動きませんので、そこらももう本当に長時間の停電を確保ということで想定して、色々なもの進めてもらいたい。

それと、避難所のことで、去年の11月の町民との意見交換会、一湊の区長さんから、議運の委員長からも発表がありましたけど、避難所の毛布等総務課にお願いしても回答が得られない、集落で用意せえということかとかいうようなことも言われました。そのとき私は言ったんですけど、私はてっきり町内全域そういうもの整備されていると思った。というのは、南部地区に関しては、どの集落にも毛布、ヘルメットあるいはハンドマイクとか懐中電灯とか、ある程度のものはちゃんと公民館に設置されておりますんで、ぜひ北部のほうも、もし合併前の南部だけということであれば、同じようなものをそろえるような対応はしていただきたいということと。

あと、これも同僚議員から出ましたけど、ドローンの活用ですね。総務課長でもいいですけど、島内で資格を持ったドローンの保持というか所有者というのはどのぐらいおられるか、確認をしたことありますか。

○総務課長（鎌田勝嘉君）

町内全域でそういう資格を持った方が幾らいるかわかりませんけれども、昨年でしたかね、遭難ございました。そのとき森林管理署の協力を得てドローンで捜索をした経緯もありますので、まず調査してみたいと思います。

○12番（日高好作君）

建設協会と災害時の協定を結んでいますですね、町長。それと同じように私は平時の、今この何事もないときに、ドローンというのは非常に災害のとき、私は活躍といいますか、それがまた望まれると、必要とされるものだというふうに思っている。この間、テレビでは最新の機器を使うと20キロ範囲まで飛ばすことができるということで、技術の進歩もかなりのものがありますから。だからそういう多発的な災害に備えて、町内に資格を持った保有者、所持者がどのぐらいいるのか。やはり建設業界と同じような災害時

の協定というのは、私は平時に結んでおく必要があるんじゃないかなということで、それも検討していただきたい。

それから、1月28日付の南日本新聞の県内の市町村の避難所指針の未策定が4割ということで本町も入っておりました。義務はないということですけど、そこら辺の考え方といいますか、その点について伺いたいと思います。簡単でいいです。

○総務課長（鎌田勝嘉君）

緊急避難所と当分の間避難するところについては、今屋久島町は定めてございません、全て避難所になっております。災害ごとの避難にあわせて指定をしていくべきと考えておりますので、検討していきます。

○議長（岩川俊広君）

最後です。

○12番（日高好作君）

質問した内容というのは、的外れな部分もあったかもしれませんし、あくまでも大規模災害を想定したことで、私は一貫して質問したつもりであります。できる部分からお願いしたいと。ぜひ早期にやるべきことはやっていただきたいということをお願いして質問を終わります。

○議長（岩川俊広君）

しばらく休憩します。14時45分から再開します。

休憩 午後 2時32分

---

再開 午後 2時45分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、寺田猛君に発言を許します。

○14番（寺田 猛君）

皆様、御苦労さまでございます。寺田猛でございます。お時間をいただきまして一般質問をいたします。

「あすありと思う心の仇桜、夜半に嵐の吹かぬものかは」、「春に3日の晴れ間なし」とは、よく言ったものであります、日々目まぐるしく天気が変わりますが、季節のめぐりはたしかであります、いつの間にか野山は春の装いになってきました。弥生、3月はさよならの月でもありますが、この議場での一般質問での登壇もいよいよ最後となりました。しばらくおつき合いをいただきたいとお願いいいたします。

今回の私の質問事項は、大きく分けて3点であります。いずれも今後さらに加速するであろう人口減少、少子高齢社会への本町の対応を問うものであります。町長の明確な

答弁と善処を期待し、まず1点目の子育て支援制度の拡充について質問をいたします。

先般、町民生活課よりいただいた資料によりますと、本年、平成31年1月末現在の屋久島町の人口は1万2,546人、高齢化率は34.35%、年齢階層別人口で見ますと、0歳から14歳のいわゆる年少人口の割合は31年1月末現在で13.82%であります。出生届は29年度は102名でしたが、30年度は2月末現在で59名と急激に減少をしております。

屋久島町の人口はと問われたとき約1万3,000人というのは、もはや終わったと思います。高齢化率は年々上昇、年少人口は年々減少、出生届は100名を切る、これが現実の数字であり、本町においても児童生徒数の減少など人口減少、少子高齢化の波が各方面で顕著にあらわれてきております。

人口減少が地域社会に及ぼす影響に関しては、この議場に集うものは皆共通の認識があると思いますので多くは述べませんが、最優先の研究課題であると私は思います。全国津々浦々の自治体があまたの育児支援策を展開しておりますが、我が屋久島町においては、インパクトのある子育て支援あるいは育児支援策は見当たらないのが現状ではないでしょうか。

子育て世代の負担を軽減するため、例えば医療費や学校給食費あるいは幼保育費の無償化など、独自の子育て支援策を拡充して少子化対策を展開すべきであると考えますが、町長の見解をお聞かせください。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

寺田猛議員の質問にお答えをいたします。

本町の子育て支援事業について、子育て世帯の負担を軽減するための施策として、乳幼児医療費助成事業による医療費無償化を対象年齢を中学生まで拡大、出産祝い金支給事業による祝い金の支給増額などを行ってまいりました。

また、来年度に向けては、当初予算で計上しておりますが、19歳未満のインフルエンザ予防接種補助を始めることとしております。

なお、学校給食につきましては、町内小中学校の児童に月額950円、生徒に月額1,000円の補助を実施をしておりますが、町内4カ所の調理場施設は老朽化が激しく、機器の更新や施設の改修、修繕に多額の予算を伴っております。給食センターとしましては、施設運営、維持管理の効率化と衛生面の向上を図り、これまで以上の安心・安全でおいしい食の提供ができるよう協議検討をしていきたいと考えております。

したがいまして、今後予想される施設や機器の改修や更新のための財政支出を考えると、現在において給食費の無償化は大変厳しい状況にありますので、御理解をお願いいたします。

幼児教育・保育無償化については、先日国会にて本年10月から一部無償化する決定を行ったところですが、制度の概要や実施時期など国の今後の動向を注視したいと考えております。

詳細については、まだ不明ですが、全ての子供が無償化の対象となるわけではなく、対象とならない世帯の支援について検討したいと考えております。

また、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供に向け、地域の特性ニーズを十分に把握した子育て支援策検討のため、平成31年度に屋久島町子ども・子育て支援事業計画を策定し、具体的な施策や支援策等を盛り込んでいきたいと考えております。

このことにより新組織においては、これまで個々の課で所管をしておりました子育て関連系を統合をし、新たに福祉支援課内に設置をして、これまで以上に子育てに関する施策を推進をしてまいりたいというふうに考えております。

#### ○14番（寺田 猛君）

昨年、総務文教常任委員会で小豆島の土庄町というところをお訪ねして色々勉強させていただいたんですが、子育て支援策みたいなものはかなり充実しているなという、それを勉強しに行ったんですけども。

例えば私、例として学校給食費とか医療費とか、保育の情報は新聞にこの前出ていましたから、ああそりなんだろうなと思って。例えで例に挙げたんですが、ネットでこの種のやつを調べると、ぱぱっと出てくるんです、色んなところの色んな制度ですね。例えば22歳まで医療費は無償にしますとか、学校給食費はもう10年間ずっとただすよみたいなのが、たくさんそういう市町村が出てきたりして。例えば避妊治療、避妊じゃなかった、子供を授かるために治療する、ああいうのを、ごめんなさい間違えました。150万円出しますよとか、いっぱい出てくるんですよ。

どうしてこういう市町村がこういうことができるのかな。大きなところじゃないです、もちろん大きな東京都港区とかああいうところは、そういったことができるんだろうなと思うんですけど、北海道の南富良野町とかローカルなところがたくさん出てくるんですけど。どうしてこういうところはこういうことができるんだろうなとすごく不思議に思うんですが。

例えば、副町長に僕はお尋ねしたいなと思うんです。副町長、総務課長も長いことされて財務的には非常に詳しいと思うんです。こういうところはどうしてこういうことができるんです、どう思われますか。

#### ○副町長（岩川浩一君）

私が議員の求めたいようなお答えができるかどうかわかりませんけども、よく屋久島町、旧町合併する以前から両町とも言われていたことですけども、屋久島のこの町は、全てをやらないといけないと。例えば漁港がないところもあるだろうし、今町営船がや

っているとか。要するに土木、建築、全てを海から山、全てのことをやる町ですねと。よく財政の色んなヒアリングに行くと、屋久島町は全ての項目に並ぶんですよね、事務をとると。ということがよく言われておりました。

ですから、内陸部で特に農業に特化する町は、農業に特化した色んな政策ができるんでしょうし、漁業に特化した町はそういった施策もできるんでしょう。ということで、オールマイティに屋久島町の場合はやるということから、全ての項目について一定の施策をやっていく必要があるということから、余り余裕がないのかなと、個々についてはですね。ただ、トータル的には、そう貧弱にならないようにやっているということは思ってはいるんですけども、一つの面を捉えるとかなり弱い分は確かにあるというふうに思っております。

#### ○14番（寺田 猛君）

今回なぜこういう質問するかと言うと、屋久島って、すごく子育てしやすいよとか、例えば色んな優遇されている制度があるよと。移住するんだったら自然も物すごく、世界遺産でごくいいとこだけど、子育てもすごくしやすくて色んなプラスアルファがあるよみたいなのが広がることが、Iターンを募るあるいは定住・移住促進をするとかというときのインパクトというんですか、そういうのに非常になるんじゃないかな。

屋久島、少し誤解を恐れずに言いますと、ほっといても人が来る時代がありましたよね、人が来るというか、Iターンの方がですね。そういう時代もしかし、ちょっと過ぎたなという気がします。

先程も壇上で申しましたけども、出生届が後ほども言いますけども、ここ10年の資料見ますと、多いときに145人ぐらいあるんですよ。108とか110とか、ことしどういうわけか昨年の4月からこの2月末まであと1ヶ月足しても、とてもじゃないけど100行かない。よういって80ぐらいでしょうか、そういう時代が来ていますから。

内陸部の本土の例えば信州の長野県だとか山梨県だとか、ああいうところの何とか村とかというのは、子育て支援の充実をしていくと、隣の村あるいはその先の町から、その町に若い人がどんどん移住ってきて、その村が、町が一定の人口規模をずっと保っている、あるいは微動だけでもふえる、そういうことが必要なんじゃないかなというふうに思うもんですから。

先程副町長にあえてお尋ねをしましたけども、そういうハード部分もいいんですけど、ソフトの部分で何か目玉みたいなものを、ぜひ荒木町政の中で出していただきたいと思いますけど、いかがですか、そういう何とか計画というのも結構なんですけど、ぽんとインパクトのあるような、屋久島町はこういうことしました、ぽんとこうやって、それこそいい話題でネットに載るような、ヤフーニュースに載るようなことをぜひ考えるべきじゃないかなと思いますけど、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

今、よくない話でヤフーのネットに載っていますので（笑声）名誉挽回のためにも今後そういうことも含めて考えてまいりたい。

○14番（寺田 猛君）

全て関連した形で、順番は多少ずれますけども、ぜひ何かそういうことをやると、サービス合戦になってもよくないなというのは一方では思いますけども、やはりあんだけ生活環境というか交通の便というか、そういう意味では十島村、三島村、トカラ特にそうですけども、宝島とかああいうとこにどんどん移住者が来て、子育て世代が来て、幼稚園みたいな保育園みたいな子育てのそういうのが、どうして、そういうものを超えた世界の中で、やはり人が集ってくる、人が移動してくる、移住してくるというのは、やはり何かそれなりのものがきっちりあるんだろうなと。

私どもの屋久島も、そういう意味ではそういうことを考えていかないと、社会を構成するメンバーが不足するな。今言って、きょう言って、あした何も成果出ませんけど、10年先、20年先に、あのときに荒木町長がこういうことを町政の中で打ち出して、そのことで今があるねというようなことが、僕はきっとあるんじゃないかなと思いますので、ぜひそういうことも含めてプランを練っていただきたいな、そういうふうに思います。

これはなかなか一朝一夕にすぐ答えが出ることじゃないと思いますので、町長、離島の会長もされておりますので、色々なところで色々な参考事例たくさんごらんになると思いますので、ぜひそういうことをプランの中でやってアピールをしていただきたいな、そういうふうに思います。

2点目に行きます。屋久島高校の位置づけと地域振興に関してお尋ねをしたいと思いますが。

きょうですかね、きょうとあしたですかね、高校入試が行われると思います。出願の定数を見てみると、普通科が2クラスなんんですけど、最初41名でどうにか2クラス、セーフかなと思っていたんですけど、40名になったということで、ひょっとすると普通科が1クラスになるかもわからない、そういう状況が現実的に出てきましたけども。

昨年、この中の半分は同じとこに勉強に行かせていただきましたけど、大崎上島での高校の魅力化プロジェクトみたいなものをしっかり勉強してきたんですが。そういう意味では屋久島高校もそういうことをそろそろ考えて、調査研究をしてやるべきじゃないかなというふうに思いますけど、どのようにお考えでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

本町は議員も御承知のとおり、まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成27年度から5ヵ年計画で屋久島まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をしております。その策定段階で行った本町の人口シミュレーションの結果に基づき、目指すべき屋久島町人口ビ

ジョンの目標値を2060年に1万1,000人以上に設定をいたしました。

この数値の根拠は本町の貴重な資源や文化を継承するため、先代から引き継がれている既存集落を維持できる人口です。数のみならず健全な人口構成のためには、現在ある小中学校を維持、存続できる子供数が必要であり、また若年層維持のためにも議員から御指摘のとおり、町内唯一の全日制高校である屋久島高校が維持存続できる生徒数を毎年確保することが必要であります。

この策定した基本目標の中に、屋久島を起点とした教育、交流、移住サイクルの確立を掲げていることから、以前、屋久島高校魅力化事業の取り組みを具現化するため屋久島高校と協議をいたしましたが、合意形成が得られなかつた経緯があります。

言うまでもなく屋久島高校は県立ですから、教育機関の充実のために県がやるべきこと、そして地域の高校として、町が取り組めることについては、改めて関係機関と連携を進め、かつ高校とも協議を再開し、より魅力ある屋久島高校を目指してまいりたいと思います。

本町の今年度の取り組みとして、島外からの屋久島高校生徒数を増やすため、地域協力魅力化プラットホームが主催する地域未来留学事業に参画し、自然豊かな環境で学びたい学生や学ばせたい保護者に、まずは屋久島高校に関心を持っていただくことに力を入れたいと考えております。

しかしながら、先般報道にありました最終出願者数を見ても、現クラスを維持するには非常に厳しい数であり、予想以上に人口減少も加速しつつあると認識をしております。

高校を始めとする小中学校の存続や既存集落の地域コミュニティー維持のためにも、子育て支援や移住対策など、既に今行っている取り組みも、なお一層充実をさせていきたいというふうに考えております。

#### ○14番（寺田 猛君）

定数が普通科が2クラス、情報ビジネス科が1クラスで120名だと思うんですけども、ここ数年の出生数を見ていきますと、小学校1年生から以前教育委員会のほうからもらったんですけど。屋久島にいる子が全部が学校に行っても、まだ定数に届かない、全部が行ってもですよ、そういうことはまずあり得ないですけど。

そういう意味では情報ビジネス科が1クラス、これはいつも定員オーバーするぐらいの志願者がいますけども。普通科2クラス40名、50名から60名ぐらいで25人ぐらいで2つか30人ぐらいで2クラスになれば、もうベストなんですけど。

そういう意味では島外からの志願者を5名から10名少なくともいると、屋久島の子供たちが約40名ぐらいが普通科行くでしょうから、そうするとうまいこと2クラスに当面いけるんじゃないかなというふうに思います。

町長おっしゃるように、県立高校ですから、さつき合意に至らなかつたというとき、

僕はちょうどPTA会長をしていて、学校の、経緯経過よく存じ上げているんですが。

やはり学校側のほうの先生方が、大崎でもそういうこと聞きましたけど、こうする場面があつたりするわけですね、教育の現場の人たちが。ちょっと自分たちの領域に入つてもらうとぐあいが悪いなみたいなところがあって、それが現実だと思うんですけど。

広島県もそうですけども、以前からよく言いますけど、海士町、島根県なんかは全県上げて全国から生徒募集、こっちの津和野から隠岐の島ずっと、出雲のあっこら辺も含めてです。

県立高校の中には必ず寮がある。寮は地元の子ももちろんそうですけど、全国から色々な人が、島根留学と言うらしいんですけど、全県上げてそういうこと一生懸命やっている。鹿児島県は残念ながらそこまではなかなか県のスタンスとして、何かいっていなないと。

大島高校、川内高校は甑島等があつて寮があります、屋久島高校ももちろん昔あつたんですけども。県に言つていてもらつて明かないなという気がするんですね。例えばですよ、例えば町立て寮をつくつて、寮をつくつてというか指定して、全国から生徒を募る。

大崎は地域おこし協力隊の人たちが、公営の塾もそうですけど、寮監さんで僕ぐらいの年齢じゃなかつたかなと思って、皆さん記憶あると思うんですけど、50代後半か60ぐらいの方が寮監さんでいました。食事をつくつてくれる女性だとか、かなりちょっとぜいたくな寮でしたけど。その前は中国電力の社員寮を町が買い上げてやつていて、というふうにお聞きしましたけど。

町でそういうことをやっていけば、そんなに金もからなくて、例えばちょっと後継者がいなくてというか、そういう民宿とか、そういうところを町が借り上げて、地域おこし協力隊みたいなスタッフをそういうことに、好きな子が、今色んな子がいますから来るんじゃないかなと思ったんです。

そうすると、例えばですよ、例えばこの岳南校区、栗生とか宮之浦まで行くのに1時間以上かかるのもちょっとねというような声、ずっと歴代ありますから、そういう子でも志願すればそこに入れる。何かそういう町で寮みたいなものをつくつてしていくと、下宿探しずっとしますけど、なかなか難しいじゃないですか、町長にお願いしたこともありましたけど、以前に。そういうことを僕は町でやって、そろそろそういうこともやっていいんじゃないかなというふうに思いますけど、いかがですか。

## ○町長（荒木耕治君）

以前、屋久島高校に県で寮をつくつてくださいという話が、県知事にじかに話したことあります。その当時の知事は、「寮ぐらいつくつていいんじゃないの」と軽い返事をされました。残念ながらいなくなりましたんで、今その話は立ち消えになったんです

けれども。今、聞くと、県は寮はつくらないと言っているそうでございます。ですから議員が言われるように、やる方法とすれば、今議員が言われる方法がベストなのかなというふうに思います。

一昨年でしたか、南大隅町が寮を町でつくったということを聞いております。もう少し詳しく聞くか、あるいは調査に行ってみたいと思っていますけれども、今南大隅が自前で寮をつくって、どんなやり方をやっているのか、新しくつくったのか、今言わるようにどっかの庁舎買い取ったのかどうかですね。

そういうことでやっているということですんで、今そんなに最初から大規模にはできませんけど、四、五人の例えれば子供たちをそういうふうにするということは、ある一方では屋久島は観光立町だけを言っているわけじゃなくて、一つは教育の島としてもやらなければいけないということは常々私も思っているし、やらなければいけないというふうに思っていますんで。

今、議員から言わされたこと、それはやれそうですんで、ちょっと前向きに色々調査研究をして、内部でちょっと調整をさせていただければと。

#### ○14番（寺田 猛君）

これ以前聞いた話なんですけど、今の二十五、六歳ぐらいの子ですかね、その子たちのとき1回普通科が1クラスになって大騒動したことがあった。その後、私はちょうどPTA会長しているときに、教育長先生は御存じだと思うんだけど、6月になると出願の希望りますね。こんなこと議場で言つていいのか知りませんけど、「とりあえず屋久高と書いてくれ」みたいなことをお願いをして、先生方は言えないからとPTA会長さんたちにお願いして、2クラスをとりあえず確保するわけですね。

当時聞いた話では、1年そういうのがあると、教員の正規の教員が減らされて、例えば物理とか、ああいう教科の専門の先生がもう真っ先にカットされるんだと。次の年から2クラスに復帰しましたと言っても、正規の先生が来てスタッフが全部そろうのに6年かかるんだ、6年、先生のやりくりがですね。そうですから、ことし、ひょっとするとそうなると、また6年間はこうなる。何で物理が、僕ら余り物理興味ないですけど、何でだめなんですかと言ったら、進学するときの、大学受験するときの選択肢が非常に狭まるんだと、生徒さんの。そうすると非常にぐあいが悪いんだ、そういう言い方をされていました。

そういう意味では、普通科1クラス、情報ビジネス科1クラスでもいいんじゃないと言えば、そんだけのことですけども。せっかくぎりぎりのところがあつて、そうすると今度は1クラスになりますと、はじき飛ばされる子が出てきて、どうしても鹿児島市内の学校に行かなきやいけないという状況が逆に出てきたりしますので、普通科が2クラスあってちょっとすいているようらしいが、ちょうどいいそうじゃないかなと思ったで

すけど、ぜひそういうことも真剣に考えていただいて。

縁のある子、興味のある子、色々な事情を抱えているのは当然なんですけども、そういう屋久島に集う機会をぜひ町のほうで真剣に検討する時期にもう来ているんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひそういう方向で進めていただきたいなというふうに、楽しみにしておりますので、ぜひ。

参考事例は山ほどありますよ、山ほど。離島魅力化プロジェクトというのは、もう沖縄の久米島高校、私どもも行ったところもそうですけど、日本中にそういう試みをしているところはたくさんありますし、そういうノウハウを提供する会社と言ったらあれでしようけれども、そういう機関もあつたりしますから、そういうこともぜひ調査、研究していただきたいなというふうに思います。

3点目に移ります。育英資金のことで少しお伺いしたいんですが、通告書に書いてありますけども、職種を問わず屋久島町にUターンしてきた奨学生、要するに町のお金をお世話になりながら学問を積んだ子が、帰ってきたときに、奨学金の3分の1は免除しますよと、返済の2分の1は免除しますよと。そういうことをできないかなというふうに思います。

ずっと私は引っかかってというか、ずっと頭の中にあって、あえて今回調べてもらつたんですけど、屋久島農林漁業後継者修学研修資金貸与、これは農林水産業に従事した後継者の子弟が屋久島に帰ってきたら、その間お世話になった奨学金は免除しますよという制度で、これは合併のとき、すり合わせをしたときに、それはちゃんと生き残って、たしかあったなと思ってお尋ねをしたら、今現在その機関の子が、青年が2人、果樹と茶業と言いましたかね、それもここ数年応募者があれませんということでしたけど。

そういう意味では、屋久島の中の就業の動向みたいなもので、ハローワークの色々なところにある、よく見るんですが、どこも人手不足ですね、人が足らない、足らないと言っています。屋久島を代表する屋久島電工すら人がなかなか集まらない、働いてくれる人が来ない。観光業はしかし、医療、福祉、徳洲会なんかいつも出ていますね。介護施設だとか、ありとあらゆる業種の中でそういうことが見られます。

そういう意味では、屋久島で育って、屋久島の奨学金を借りて学業を終えて帰ってきた子は、そういう「おまんさよう帰ってきた、えらかった、頼んど」という形で、町が一定期間ですよ、出たり入ったりする子は困りますけども、就労しているという、名前出して悪いんですけど、例えば三岳酒造さんだとJRホテルさんだとという、色々なところに就業して、はい、間違いなく、この子は私どものところへ働いてもらっていますという証明書なんかもらって、3年あるいは5年したら、もうその間のやつは猶予しますみたいな、そういうことも考えていいんじゃないかなというふうに思いますけど、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

人材回帰に向けた育英奨学金制度の創設についてはということでございますが、まず本町の育英奨学資金は、貸与型の奨学資金事業となっており、議員も御存じのように、平成29年度より基金として運用し、貸し付けを行っております。

議員の質問の中に就業の形態や業種にかかわらず、学業を終えた屋久島にUターンをした奨学生は返済を一部免除する等の、ふるさと回帰や定住を促進する奨学制度を創設をするべきではないかということですが、現在地元企業への就職や都市部の大学からの地方企業への就職を促進し、若い世代の地方定着を目指す目的の返還支援制度は、全国的な広がりを見せております。

全国の返還支援取り組み状況を見ますと、平成30年度で32府県が実施をし、鹿児島県でも要件を満たし、県内企業等に就業、県内居住を行うことなどで返還支援する制度があります。

県内市町村においては現在11市町、返還支援制度を創設をしている状況であり、それぞれの市町村でその支援内容もさまざまである。例としまして、西之表市では、市の奨学生であった方が最終学校を卒業後、返還期間内に市に住民登録をし、引き続き5年間市内に居住し、かつ本市において就業していたときは、奨学資金の返還を全部または一部免除する制度があるようです。

2例目としましては、薩摩川内市の例ですが、企業からの寄附金を一部財源とし、造成した奨学金返還支援金基金を活用して、要件を満たした市内修了者が学生時代に貸与を受けた奨学金の返還を支援する制度ですが、市内事業所に就職と居住もしている方などが対象で、前年度に返還した奨学金の2分の1に相当する額を補助金という形で支援をしようということあります。

このような状況を踏まえ、本町も現在の貸与型の奨学金制度だけではなく、西之表市が行っている免除制度や薩摩川内市の給付制度などを含め、議員の言われるようにふるさとや地域への力へつながるような制度導入を模索し、財源の確保等を検討してまいりたいというふうに考えております。

○14番（寺田 猛君）

人口減少のスピードは、私どもの想像以上に恐らく進んでいくんだろうな。社会を構成する消防にしても何にしてもそうですけども、そういうのを非常に足らなくなっていますね。なるんだろうと思います。

成り立たない、公が成り立たなくなっていく、そこまで来ているような気がしますから、やはりまずはもって屋久島の今いる人たちの子弟、子供たちに帰ってきてもらうというのは、もう一番早い話で、そういう意味ではそういうきっかけをぜひそういうことも含めてつくっていくというのは僕は必要じゃないかなというふうに思う。

当然第1次産業の後継者ももちろん大事ですけども、午前中きのうもちょっとありますけども、例えば山岳ガイド、認定ガイドの人が100何十人もいるという、その人たちが一生懸命子育て世代、多分そうなんだろうと思うんですけど。そういう形の人であっても、これもネットで調べると、もう幾らでも出てくるんですよ。町長今、鹿児島市内、県内の事例をおっしゃっていましたけども。

日本学生支援機構というんですか、昔の育英財団みたいなやつだと思うんですけど、そこで借りている人が例えば、これはよその話ですけど、1ターンで屋久島に来るじゃないですか、そこから借りて学生時代にお世話になりました。そういう人にもそこで就学したら、屋久島に例えば自分たちの市町村に住んでくれたら、3分の1は市が面倒見ますよ、町が面倒見ますよ、そういうところもあるんですね、すごいなと思って見ているんですけど。

そういう意味では、何がしかの人を呼び込むあるいは社会の構成員になってもらうための青年とか若い人を呼び込むためには、そういうことをどんどん手を打っていかないとダメじゃないかなと思います。その辺が礎になってくるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひそういう形で調査研究をしていただきたいなというふうに思いました。

これ事例ですけども、例えば私は一湊ですから、一湊の一湊川の上流に白川山という小さな集落というかコミュニティーがありますけど。昭和40年代の後半にちょうど60年安保、70年安保通過した団塊の世代のちょっと先輩たちが最初来て、その後に団塊の世代の方が。その子供たちというのが、ちっちゃいときからよく見ていた子たちがいるんですけども、こうやって思い浮かべると、白川山自体にはなかなか親と一緒にというのは、そんなにいませんけども、永久保だと長峰だと安房だと、旧屋久町のエリアも含めて何人かいるんですよ、やっぱり。

そうすると親はそういう形で屋久島に来て住んで、何がしかのなりわいを持ちながら住んで、そこで一湊の小学校、中学校出た子供たちが、屋久島高校行ったり、ほかに行ったりする。帰ってきて、どっかに暮らしを立てている。そういうワンサイクル、恐らく屋久島に来たい、そういう形の移住者というのは彼らが一番上じゃないかなと思うんですけども、林業だとか漁業だとか別にしてですよ。そういう意味ではそれが、その子供たちが来て、今30代ですかね、40代前後だと思いますけど。ワンサイクルして、やっぱり何がしかの形で帰ってきているというのは、一番強力な層なんじゃないかな。

今いる、ここ10年ぐらいの間に屋久島に来られた人たちの子供さんたちも屋久島高校出たりして、また上級の学校に行ったり、働いたりしても、またその子たちが帰ってくる。そういう循環をしていかないと、この屋久島の地域社会は持続可能な永久的に回転していかないんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひそういうことも、ほかに

全国に幾らでも事例はありますから、ぜひ調べていただきたい。調べるだけじゃあれですから、時期が来たらそういうことも試みでやっていただきたいなというふうに思います。

そういう意味では、優秀な子たちがいっぱいいますから、帰ってきて構成員になって、公務員は別ですよ、公務員になるにはもうちゃんと返してもらわなきゃ困りますけども。社会、屋久島の産業を支えるような企業なり、個人のガイドでもホテルでも何でもいいですけども、そういう形で根づいてくれて構成員になってくれる人たちには、そういう手当をぜひしてほしいなと思いますけど、いかがですか、再度答弁いただきたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

自分たちの子供や孫を帰すというのが、一番それはこの島にとって望むことかもしれません。実は本町の役場の募集も、今ネットで全国募集をかけております。ことしの採用、昨年の採用は県外から応募がありまして、県外の職員を採用をしました。そういう面ではそういうことも大事だろうなというふうに思っております。

今、私立の大学ですけれども、屋久島ですが屋久島に帰るという、卒業したら帰るということであれば、国の補助金を使って国が半分、学校が半分、授業がただで4年間大学に行ける、そういう学校も今出てきております。ですから、そういう学校に屋久島高校から生徒を送ってくださいという案内等もございますんで、ぜひそういうものを色々議員が言われるようなことをして、屋久島に帰すように、そしてまた新しい人が来られるような、そういう環境整備をやっていきたいというふうに思います。

○14番（寺田 猛君）

色々申しましたけども、やはり人いて何ばやなというような世界やっぱりありますから、私は一湊に住んでいますけども、見てますと、例えば消防団とか色々な団体の集まりとかで飲み会なんかで見てみると、地元の子もいますけども、婿どんというんですかね、女性のほうに引かれて住んでいる子とか。それで山のガイドしている子だとか、ダイビングのガイドだとか、もう多種多様、色々な人がして、この子たちがいるから助かるよねというのも、たくさんそういう場面ありますから。ぜひそういうふうに、「いや、俺屋久島帰りたくなかったけど、屋久島の奨学金借りて帰ったら返さんでええというから、俺は帰ってきたよ」みたいのが一つのきっかけには十分なり得ると思います、それは。

親も、何だかお金借りているんだから、帰ってきたら帰さなくていいんだよとか、じゃ、そうしようかなというのは出てくると思います。動機として、動機づけとしてはそういうことは十分可能だし、細かいこと言えば集落あるいは町全体の社会を構成する一つのきっかけになればなというふうに思いますので、ぜひそういうことも含めて研究をしていただきたいなというふうに思います。

終わります。

○議長（岩川俊広君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、3月7日午前10時から開きます。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時32分

# 平成31年第1回屋久島町議会定例会

第 3 日

平成31年3月7日



平成31年第1回屋久島町議会定例会議事日程（第3号）

平成31年3月7日（木曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
11番 小脇清保	<p>1. 観光行政の在り方について</p> <p>(1) 平成32年に入込客数35万人を達成するとのことであるが、その予定は。（具体的にお示しください。）</p> <p>(2) 里の観光資源の発掘は重要と思うが、約束された横峯遺跡の看板の設置も予算計上されていない。また、森林トロッコについて再三の協力要請も無視されているが、その理由と今後もそのスタンスか。（観光協会からも陳情が上がっていると思うがどうするか。）</p> <p>(3) 観光協会への補助金の増額は考えられないか。</p> <p>2. 山岳部保全利用協議会の不祥事について</p> <p>(1) 会長としての責任の取り方は。</p> <p>(2) 再発防止策をお示しください。</p> <p>3. 鹿銀閉鎖について</p> <p>(1) ATM設置を断った理由は。</p>	町 長 町 長 町 長 町 長 町 長 町 長
1番 眞邊真紀	<p>1. 屋久島町ホームページでの情報発信は適切か</p> <p>(1) 屋久島町のホームページはとにかく見にくく、必要な情報にすぐにたどりつけない。</p> <p>情報を適切に公開するために根本からの見直しが必要であるが、見解は。</p> <p>【こちらを参考にしてください】</p> <p><a href="https://www.asukoe.co.jp/umcontents-for-g/">https://www.asukoe.co.jp/umcontents-for-g/</a></p> <p>自治体が行う基本的なサービスである、行政サービスに関する情報を、WEBサイトを始め、アプリ、オープンデータ、AIなどIT分野で活用しやすくするためのデータベース提供サービスです。</p>	町 長

	<p>2. 宮之浦支所とその周辺の今後について</p> <p>(1) 支所活用等検討委員会で協議されたことを受けて町の方針は。</p> <p>第4回委員会では、宮之浦庁舎は解体の方向に話が進んでいる。雨天時に活用できる施設の整備や、現在検討中の屋根付き運動施設をここに設置することを検討して欲しいなどと記載されているが、今後の方向性は。</p> <p>(2) 跡地利用も含めた方向性をお示し下さい。</p>	町 長
4番 上村富士高	<p>1. 屋久島の林業振興について</p> <p>(1) 植えて育てる時代から伐って使う時代を迎え本町の現状はどのように推移しているか。</p> <p>国は国産材受給率50%を目標にさまざまな施策を打ち出し、林業を取り巻く環境は大きく変わりつつある。</p> <p>しかしながら本町の場合、離島であるがゆえにさまざまな課題を掲げている。</p> <p>そこで、以下の点についてお尋ねしたい。</p> <p>①離島活性化交付金による島外出荷の現状について。</p> <p>②31年度から始まるとされている森林環境税と森林環境譲与税について。</p> <p>③森林整備公社と共に林組合の現状と今後、町はどう取り組むのか。</p> <p>④国と町と一部町民による部分林について。</p>	町 長
8番 榎 光徳	<p>1. 男女共同参画社会の構築について</p> <p>(1) 町内において各種職場等における女性登用や女性事業主等の現状を、どのように把握しているか。</p> <p>(2) 男女共同参画社会の実現の為、どのような取り組みがなされているか。</p> <p>なされていなければ、どのような具体的方策があるか。</p>	町 長

<p>(3) 今後の推進策として、さまざまな立場の女性の方々との意見交換、情報収集の為「女性100人の会」（仮称）的なものを立ち上げる考えはないか。</p> <p>2. 庁舎移転に伴うインフォメーションの整備等について</p> <p>(1) 新庁舎入り口の案内板の設置、道路その他の各種看板等の見直し、整備をどのように考えているか。</p>	町長 町長
--	----------

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員 (16名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	眞邊 真紀君	2番	相良 健一郎君
3番	岩山 鶴美君	4番	上村 富士高君
5番	大角 利成君	6番	渡邊 千護君
7番	石田尾 茂樹君	8番	榎光徳君
9番	眞邊 有次君	10番	高橋 義友君
11番	小脇 清保君	12番	日高 好作君
13番	下野 次雄君	14番	寺田 猛君
15番	岩川 修司君	16番	岩川 俊広君

1. 欠席議員 (なし)

1. 出席事務局職員

議会事務局長 書	上釜 裕一君	書	記	鬼塚 晋也君
記 長	井 綾乃君			

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木 耕治君	教育長	塩川 文博君
副町長	岩川 浩一君	会計管理者兼 会計課長	桑原 幸夫君
総務課長 宮之浦支所長兼 財産管理課長	鎌田 勝嘉君	尾之間支所長 兼税務課長	日高 邦義君
教育総務課長	山口 健蔵君	監査委員事務局長	上釜 裕一君
社会教育課長	佐々木 昭子君	電気課長	笹倉 聰君
企画調整課長	計屋 正人君	町民生活課長兼栗生出張所長兼 永田出張所長兼運営管理委員会事務局長	
建設課長兼 建庁舎建築係	松本 薫君	安房支所長兼 福祉事務所長	寺田 太久己君
商工観光課長	松田 純治君	給食センター所長	川東 真稔君
環境政策課長	竹之内 大樹君	介護衛生課長	寺田 和寿君
庁舎建設推進室長	矢野 和好君	健康増進課長	日高 孝之君
農林水産課長	岩川 茂隆君		
	鶴田 洋治君		

△ 開 議 午前 10 時 00 分

○議長（岩川俊広君）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（岩川俊広君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許します。

始めに、11番、小脇清保君に発言を許します。

○11番（小脇清保君）

皆さん、おはようございます。小脇です。

2週間ほど前でしょうか、ごらんになった方もいらっしゃるかもしれません。NHKのニュースで、財政破綻に近い自治体を実名入りで報道をしておりました。幸いなことに鹿児島県は入っておりませんでしたが、鹿児島県の中にはありませんでしたが、3自治体ほどを実名入りで紹介していました。

その原因は何か、議会が機能をしていないというのが最大の理由でした。議会が機能をしていないという理由は、要するに議案が修正案の提出もなく、100%執行部の提案どおりの案件で可決しているということが大きな原因だとはっきり報道しておりましたので、私は、私たち数名は、何か抵抗勢力か、不穏分子みたいな扱いを受けていますけれども、私は、このニュースを見て、ああ、自分の議会活動は間違っていないと、意を強くしたところであります。

したがって、今後もそのスタンスでいきたいと思いますが、屋久島町議会も個人的な支持することと議案審議は別だというスタンスで、ひとつ我々の議会も進んでいきたいというふうに思います。

さて、そこで質問をいたします。

私の質問は、3点ありますが、まず最初に観光行政のあり方についてお伺いをします。

現在、25万人まで入り込み客数が落ち込んだ屋久島町の観光客ですが、これを平成32年度には35万人に増やすというような計画を町長は宣言をされております。

さて、その具体策はどういうことをすれば35万に変えるのか、そのことをお尋ねをしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

## ○町長（荒木耕治君）

皆様、おはようございます。小脇清保議員の質問にお答えをします。

屋久島町観光基本計画において、計画期間中の中年の年である平成32年度を目標に設定をし、達成目標数として入り込み客数を35万人に設定をしております。種子屋久観光連絡協議会が集計する入り込み客数は、平成29年度は6年ぶりに前年を10%も上回る約29万6,000人となり、また航空機利用は過去最高の9万1,310人となりました。

しかし、平成30年度における4月から12月までの入り込み客数は22万8,000人と、前年度同期の比較でマイナス4.6%、約1万1,000人少なくなっており、現状では昨年度からの右肩上がりの増加は見込めないと考えております。マルエーフェリーによる試験運航、大型クルーズ船での入り込み客を考慮すると、本町への観光客の入り込みが減少していることは明らかだと考えております。

のことから、入り込み客の目標達成のために交通アクセスのダイヤ、料金のほか、航空路の利便性の向上について企業努力をお願いするとともに、屋久島旅行を促すPRをメディアや雑誌、SNSなど幅広い媒体で取り組み、また旅行会社へ商談活動を観光協会会員と連携しながら実施をし、目標達成に向け努力をしてまいりたいと考えております。

さらに、入り込み客数の減少に起因する地域経済対策としては、縄文杉や白谷雲水峡などの目的達成型の観光から、長期滞在型観光への転換の推進をし、地域全体で取り組む観光地づくり、地域経済への効果を高めたいと考えております。そのためには、屋久島町観光推進会議を早期に発足し、行政、民間、町民、関係機関が一体となり、基本方針に基づく具体的な施策の検討と事業実施に向けた連携を図りたいと考えております。

## ○11番（小脇清保君）

具体的には、どういう施策をすれば観光客を増やすかというようなこともないわけですね。要するに、長期滞在型の観光客を増やすということも大変な目標だろうと思いますが、私、前から申し上げているとおりに、先の観光資源を開発しないことには、屋久島の持続型の観光というのは不可能だろうというふうに、山も一時期、ピークを超えたから、そういう意味では、それを提案しているんですが、その中で、一昨年でしたか、里の観光資源の発掘で、春牧の横峯遺跡をという提案をしました。

その中で、町長の回答は、集落と話し合いながら進めていくという回答をもらったんですが、この前、区長に会ったら、小脇さん、町から何も言うてこないんですよねと言うから、うちの町は仕掛けないと、何も言ってこんよと、あんたのほうから仕掛けてすれば、町長は対処をしますと約束したんですから、してくださいというふうに申し上げております。

ただ、私の質問の中で、春牧区に横峯遺跡という看板は31年度に設置しますという一

般質問に対する回答書をもらっているんですが、この新年度の予算にはのっていません。言ったことは守っていただきたいといけないので早急に、これは大体31年度につくるといつたら補正の形で上げるものじゃなくて、当初予算で上げてください。

だから、それがどれだけの観光資源になるかないかは別にしても、そういうものは必要なんです。ですから、そのことのお願いをしておきます。

それと、もう一つ、私、町長就任以来、この7年ですよ。森林トロッコを動かそうという団体があるんですよ。これを再三てこ入れしてくれませんか、手助けしてくれませんかというふうなことをお願いしてあります。

そういう中で、全く無視された中で、私たちは屋久島電工、森林管理署と交渉して、そして何とか屋久電の合意も得て、じゃ国立公園に入らない部分の1.5キロを共有するわけにはいきませんから、分かれて使いましょうと、そのかわり今の荷役場所を別につくってくださいということで、そこまで合意をして、設計図も描いて、屋久島電工に渡して、ああ、このスペースじゃちょっと狭いですから、もう少し広げてくれませんかということで、また設計図を専門家に頼んで描き直して、屋久島電工に渡しました。

ところが、一向に返事が来ないものですから、去年の9月、突然屋久島電工から、今までの話はなかったことにしてくださいと、利用させるわけにはいきませんという回答をもらったんですが、私、ぴんと来た。これは何かの圧力がかかっているなと思いました。それでなければ、あれだけ親しく話をして、設計図まで出させた中で、突然なかつたことにしてくださいというのは、私おかしいと思うんですよ。町長、心当たりありませんか。

#### ○町長（荒木耕治君）

横峯遺跡の看板設置の件は、素直におわびをしたいと思います。ですが、担当課に指示をして、今年度中に横峯遺跡のほかに老朽化している看板等も文化財の中にあるものもたくさんありますので担当課に、私も、この質問が出てから聞いたわけではなくて、その前に尋ねたらやっていませんということでしたので、それは早急にやりなさいという指示をしたら、こういう今、文化財のことでのほかのものもある中で、そういうことも一緒にやりますということでしたので、そのほかのものはさておいて、横峯遺跡のやつを優先的に先にやりなさいという指示を今しているところでございますので、今年度中には2カ所か、あるいは3カ所か、横峯遺跡のそういう案内板はつくります。

それと、森林トロッコの話ですけれども、今、議員は、私が全然無視をしているというような言葉を使いましたけれども、私は、議員と一緒にあのトロッコにも乗りましたし、今1.5キロ先のあの道路も歩いて、その1.5キロをつくるというところまで私も一緒に確認をしました。

何か今聞いていると、私が全然最初からやる気がないような言い方をされますけれど

も、私は、屋久電の社長ともお会いをします。今言われるよう、山に集中しないように、里地に分散型のものをつくろうというような、私もそういうことですから、今、里のエコツアーなど、集落の歴史や文化、そういうものをやっていこうということで、今そういうふうに仕掛けて、今集落も7地区までそういうことをやってくるようになりました。

そして、川であったり、海であったり、カヌーであったり、ＳＵＰであったり、色んなそういうものを観光に携わる人たちもそういうことでやってくれております。特に安房川なんかではカヌーやら、そういうものを今たくさんやっている。それは滞在型観光で、1泊を2泊に、2泊、あるいは3泊にということでやっていこうとしていることがあります。

ですから、屋久島の場合、入り込み客が単純に少なくなった。ただ、出たり入ったりするのは少ないかもしれませんけれども、1泊で帰るということはほとんどないと、だから2泊、あるいは3泊するということは、その入り込み数の要するに倍、3倍になって、要するに屋久島の中にいるという、そういう判断を一方ではできるというふうに私は思っております。

ですから、所信でも述べましたけれども、観光関連というのは一喜一憂といいますか、一長一短にこれをやつたらそこがよくなるという、そういうものでもありませんから、そういうものに、数字だけに、数字はもちろん大事ですけれども、そういうことだけを見て判断をするんではなくて、やはり長い目で、私は、屋久島の観光というのは、ですから35万という目標を立ててやっているということは、1万3,000を切りましたけれども、1万3,000の人口が経済的活動ができるには、30万から35万が屋久島に観光に訪れてくれば、そこでそういう経済が潤っていくんだろうというふうに思ったから、そういう目標を立てているわけでございます。

前後しますけれども、森林鉄道の件に関しては、私も最初、そういう話を聞いたときに、色々この鉄道に関して歴史をずっと調査をしてみました。昭和63年に森林軌道計画というのがありますて、これ当時の屋久町はかなりの予算と労力をかけて調査をしています。その結果が、これはできないという判断をしてやめております。

それから、最初にしたのは26年の7月にNPO法人ができた、特定非営利活動法人屋久島森林トロッコ、多分これが今、議員が言われていることだと思います。始点から1.5キロ区間までの限定、要するにそれから先の延長計画がない、縄文杉登山のための輸送施設ではないという、時速7キロ、旅客輸送は遊具施設であるということですやっております。

ですから、これは議員とも私も再三話をしてきて、私も何もこれを最初から否定をするわけではなくて、だから議員やそのNPOの人たちのそういう観光に対する思いやり

とかやる気というのは、私も十分わかっております。

ですが、肝心かなめのここを今現在使っている屋久島電工、私は、社長とも本当話をしました。それはどういうふうにあなたたちが受け取っているかは知りませんけれども、やれる方向でお願いしますと言ったら、これはその当時のこの屋久町時代にも、その当時は石井という社長ですけれども、石井という社長は、軌道敷は借地、軌道設備で会社所有となっている。現状では事業の推進は考えにくいと、この時点でも、その屋久電の社長は、使うことには反対だと言っているわけですね。それでも、NPO法人をつくる、全部がダメだから、1.5キロで今度はやろうということでやり出した。

ですから、確かに観光資源として、あそこを乗っていく、自然景観というか、沢を見ながら、例えば手づくりで、手掘りをしたトンネルとか、そういうところもありますから、確かにそれはそうだというふうに思っている。

ですが、ここに来て屋久島電工さんに私も確認をいたしました。私が内容を受けてから平成28年の1月の28日付で特定非営利活動法人屋久島森林トロッコ理事長小脇清治氏から、森林トロッコ復活利用について要望書をいただきました。町として計画に示された内容について検討し、現場の確認等を行いました。

また、事業運営をしている屋久島電工や土地の所有者である森林管理署との関係機関との協議も行いました。その結果を踏まえて、平成28年3月8日付で、町として理事長宛て回答書を提出しております。

また、平成28年の第2回の一般質問でもお答えをしておりますよう、町が後援をしたり支援をするということは、より確実な事業性、あるいは安全性、そういうものをきちんと担保できなければ踏み切れないというのが私の気持ちでありますという回答をしているところであります。

### ○11番（小脇清保君）

私の質問時間がほとんどなくなるじゃないですか、町長。回答していただきましたけれども、私、去年の9月に町長のそこの席まで行ったじゃないですか、町長。屋久電から断られましたと、何とかなりませんかと言ったら、町長、覚えていらっしゃるでしょう。屋久電の社長厳しいからなと、まるで六つ子を諭すような言い方をされたんですよ。あつ、これやる気ないなと、私、そのとき判断したんです。

私も屋久電との交渉の席に何回か出席して、下泉社長を存じ上げていますよ。そんなに人を食ってどなりつけるような厳しい社長じゃない。町長に、このNPO法人のトロッコ運営を支援する気持ちがあれば、屋久島電工にじきじき赴いて、ちょっと協力してやってくれよということが、その一言が私は欲しかった。今まで一度もないじゃないですか、町長。

ここに、これ「だれも知らない屋久島」というカレンダーがあります、12枚つづりの。

これは屋久島町の「島いとこ」の名簿の中に入っていると思いますが、その人が自費で、屋久島が好きで、もともと小杉谷出身です。毎年自分で自費出版をして、屋久島に10部ぐらい送ってくれるんですかね。その中の1枚を私持っているんですが、12枚つづりがあって、ここに、真ん中に映っている方が御本人です。梶原忠男さんという方のカレンダーですが、一番最後には、いつも早くトロッコを動かしてくださいよという写真がいつも載っているんです。

そして、この写真、ちょっとごらんください。昭和45年に常陸宮華子様がお見えになつて、最後のトロッコに乗ったときの写真があるんですよね。やんごとなきお方がこのトロッコに乗っているんです。それくらい観光資源としては、私は十分対応できるものだというふうに思つているんですよ。

そこで、屋久島電工が今までの話はなかったことにしてくださいと断つたことに対する、町長、圧力かけていませんか。

#### ○町長（荒木耕治君）

私は、屋久電の社長と一遍も会つてないと言いますが、私、屋久電の事務所でも、この件について話をしました。ですが、そのときもいい返事はもらえなかつたということです。

だから、私が何もこのことについてやる気がないからそういうことをしないと議員はおっしゃいますけど、私は、そういうことは、議員が言われたことはやつてゐるつもりです。上松にも行くと言いましたけれども、上松も見てくださいと、ただ、上松に行く前に、上松のものがどういうものなのかということを担当のものに電話をして、いただいた名刺の方は異動をしていらっしゃいませんでした。

ですが、そのときも議員は、いや、N P O 法人で、町が借りてくれれば、全部うちでやるんだから、町には一切迷惑もかけないんだと言いましたが、そういうことじゃないんですよね。やはり町に責任があるんですよ、最終的に。どうですか。

#### ○11番（小脇清保君）

旧屋久町がこのトロッコの運営を計画したのは、平成5年です。日高十七郎町長の時代にですね。そのときには、軌道と、汽車として動かすという名目なもんですから、予算が30億円も超えて、幅員を広げなさい、色々な制約があつてできなかつたんです。私たちは、10キロ以内で走る遊具として運行するというのは、陸運局の許可ももらつてゐるんです、これ。

そして、1.5キロを二、三年実績を出して、安全性が確保されたら16キロの小杉谷まで延ばして、そして登山客の入り込み客数の制限だとか、そういうものに寄与しようという計画でやつていて、本来なら、町長、このオリンピックのときには開通している計画で進めていたんです。

ただ、残念なことに、町に責任があるとか何とかという前に、観光資源で大事だから、屋久島電工さん、このN P O法人に協力してやってくださいと、ただ、この一言でよかったですよ、森林管理署も。これがなかったと私は言っているんですよ。

○町長（荒木耕治君）

それは言ったけど、屋久電がいい返事をしなかったということじゃないですか。議員は言わなかったと言いますけど、それは屋久電の社長がそう言ったんですか。

○11番（小脇清保君）

何ですか。

○町長（荒木耕治君）

私がそういうことを言わない、一遍も来たことがないということは、社長がみずからそういうことを議員におっしゃったんですか。

○11番（小脇清保君）

来ていないとは言いませんけれども、町長が行動を起こした足跡がないんですよ、正直言って。屋久電から、町長にも頼まれたけど、N P O法人さん、これ断りますよと言われたことがないんです、今まで一度も。町長、本当に行きましたか。

○町長（荒木耕治君）

行っていますし、屋久電の担当、今、窓口になっている方とも、話は何回もしたことあります。

○11番（小脇清保君）

常務が来て、昨年の9月、5項目の断る理由を上げてきました。安全性が確保されないと、それは私たちがすることじゃないですかと、理由にならない5項目を上げてきたから、じゃ社長名であれば、社長名の文書をくださいと、文書で断りの文書をください。それでないと、私たちN P O法人もそれぞれが資金を出し合って運営しているから、その人たちを集めて、今後どうするかという会議も開かなきやいけないので、文書でください。いまだに来ませんよ。本当に社長名なのかどうかということも、私は疑わしいところです。

わかりました。それでは、この議論をここでやっても仕方ありませんけれども、町長がしたと、私がしていないと言っているわけですから、水かけ論ですから、今後ちょっと活動してみて、その結果を見て、また再度お願いをするということでいきます。調べますからね。ちゃんとね。

では、次の質問に入りますが、いや、その前に、町長、これ屋久電、森林管理署とか、そういうところに行って、我々の要望に応えて、行動を起こしてくれますか。

○町長（荒木耕治君）

上松に色々した結果を申し上げますと、これ森林鉄道は、長野営林局から貸し付けは

町が、N P Oには貸さない。町が貸して、そして町が借りて、委託で、今この森林トロッコは運営しております。

ですが、この運行に伴う一切の責任は、森林鉄道の借り受け人が負うものとするという契約になっているんです。そうでないと、森林管理署は貸さないということなんです。

ですから、議員は、事故があつても何をしても、NPO法人で全部払いますよと、そういうこと、事故はないですからということを言いましたけど、万が一そういうことがあったときに、町が責任を負うってはつきり言われたんです。

ですから、そういうことと同時に、指定管理者と同時に、ここは上松は、最終的に責任を負うようなことになると思われるというから、これはやはり慎重にしないと、私の一存でやるやらないは決められないという判断をしたから、今現在ではやれないという判断をしているわけです。

○ 11番 (小脇清保君)

町長、長野県の上松町は、観光協会そのものは観光課なんです。役場なんです。だから、役場と契約している、森林管理署と。だから、NPO法人に貸さないとは言っていないはずです。観光協会そのものが役場の管轄だから、役場が契約しているようになっているだけのことですよ。違いましたか。そこまで調べてくれましたか。そういうことなんです、町長。

○副町長（岩川浩一君）

この件について、屋久島森林管理署と過去に協議した経緯があるんですけども、屋久島も町でないと貸さないという回答をこの以前の、今の所長じゃなくて、前の所長からそういう回答はいただいております。

○ 1 1番 (小脇清保君)

屋久島町、町との契約でないと貸さないと言ったんですか、それはおかしいよ、副町長。そういうふうに言わせているんじゃないの。いや、というのが、あれ近代文化遺産ですから、屋久島電工だけが占有するという権利は何もない。国民の財産ですから、近代文化遺産の一つですから、N P O法人が一応形として立ち上げるところまでいって、運行は、また運営会社が別にできるわけですから、そこが全責任を負うということで、町が責任を負うということでなければ貸さないという話になつてないと思いますよ。

A horizontal line of 30 empty circles, arranged in a single row. The circles are evenly spaced and have a thin black outline.

○議長（岩川俊広君）

A horizontal row of 15 empty circles, evenly spaced, used as a visual element in a document.

○ 11番 (小脇清保君)

A horizontal row of 20 empty circles, used as a visual aid for counting or grouping.

それは、それでいいです。私たちが行動を起こしてみて、町がこれからどういう関与の形で取り組んでくれるかというところを見きわめていきたいと思います。

ただ、こんな小さなことは、選挙の道具にはしないようにしましょうよ。町長ね。それだけ私申し上げておきます。

私がこれだけ言えば、おお、じゃそうしますと言わないでしようけれども、きのうの質問の中で、観光業に携わっている人が7割はいますという、町長回答されていました。確かにそのとおりで、私、8割はかかわっていると思うんですね。屋久島町の産業構造そのものが観光業になっているというふうに思っているのですから、そこで観光協会の補助金の増額は考えられないかということでお願いをしたいんです。

というのは、合併前は旧屋久町から700万円、上屋久町から700万円、1,400万円の補助金があったんですが、合併時に1,250万円ですか、減らしたという経緯があるんですが、この観光協会は、合併というのは2つあるものを一つにするという、経費の節減で合併しているんですけども、観光協会そのものは、そのときから一つでしたから、これが合併と同時に、補助金を減らすという理由には、私はならないと思う。

そして、今の観光協会の執行部は大変、前と違って後藤新会長を始め、三役が頑張る、理事が頑張る、なかなかいい経営をして、私、たまたま監事をさせてもらっているものですから、理事会にも出席するし、あるんですが、その中で出る話が、私、監事ですから、話を聞いているだけで隅にいるんですけども、補助金をちょっと増やしてくれれば、誘客のイベントが組めると、今のところ資金が足りないので、観光客の誘致をするようなイベントが思い切りできないという話があったことと、もう一つは、職員が一生懸命働いているんだけれども、報酬が大変少なくて恐縮だという話がありました。この2つを見たときに、私がここでお願ひしても、うんとは言わんでしょうから、将来屋久島の観光業の考え方であれば、ひとつ検討事項に入れてください。

そして、ことしの予算の中に、観光振興協議会みたいなものを立ち上げていますよね、予算を組んで。これをしないと、この審議会そのものが絵そらごとに私思いますので、回答がありましたらどうぞ。

○町長（荒木耕治君）

小脇議員の解釈は、非常に端的といいますか、非常にいい視点で物事を捉えたり言っている。

しかし、私と、また考え方もちょとそごするところもありますので、公益社団法人屋久島観光協会への運営補助金は、平成31年度において1,200万円です。言われるよう に、1,400万円を1,200万円に、額の根拠は観光協会理事会における運営報告を踏まえ、 平成29年度、平成30年の3月31日末の正味財産合計が610万円、単式で捉えられる翌年

度への純繰越金は約400万円となっていることから、引き続き安定的な運営のために増額の計上をしているところであります。

このような状況は、平成28年度に300万円の運営補助金を追加し支出したことに加え、平成29年度から登山バスチケット、山岳部保全協力金の収納事務手数料、ストラップ制作事業の収益が新たに生まれたことにより、運営が安定してきていると判断をしております。

なお、議員が申されるように、旧町時代との補助金と比較して減少しているとの指摘については、観光パンフレット制作業務を平成27年度から町が担っていることから、実質的には減額になっていないことは、現事務局体制にも理解をしてもらっているところであります。

したがって、観光協会の補助金の増額については、事務所移転や新たな組織体制に伴う財政支援など、特別な臨時の経費に充てるための要望であれば、検討をする余地があると思います。

しかし、補助金の増額は基本的に認めておりませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

#### ○ 11番（小脇清保君）

もうそれで結構です。ひとつそのことが町長の頭の隅にでもあれば、そのうち誘客するにはどうするかということも考えると、おいおい増額という道に進むんじゃないかという善意に解釈しておきます。

これから2問はちょっと時間を要しますけど、山岳部保全利用協議会の不祥事について、大変マスコミもにぎわっている中で、ヤフーのツイッターは炎上しています。町長、ネットされないんで、直接ごらんになることもないですけれども、私のブログの記事ぐらいは職員がコピーされて配られているという話を聞いていますけど、このツイッターについて、職員から何かコピーでももらってお読みになったことありますか。

#### ○ 町長（荒木耕治君）

ありません。

#### ○ 11番（小脇清保君）

では、その前に、この山岳部保全利用協議会の不祥事についての質問について、町長のほうから回答が、まず聞いてからいきましょうかね。回答、用意されているんでしょう。

#### ○ 町長（荒木耕治君）

屋久島環境保全のために御賛同をいただいた多くの皆様、また郷里の皆様を始め、関係する皆様に多大な御迷惑をおかけしたことは、大変申しわけございませんでした。このようなことが二度と起きないよう、再発防止に取り組み、信頼回復に努めることが私

の責任でありますので、全力で取り組んでまいります。

また、協議会事務局を担う町の代表者としましては、今回の事案は協議会の会計規定どおりの確認がなされていれば防ぐことができたのではないかと痛恨のきわみであります。担当課にしまして、再発防止の取り組みを迅速に行うよう指示をするとともに、全職員に対し、今回失った信頼を取り戻すため、一人一人が気を引き締め、襟を正し、業務に努めるよう伝えたところであります。

以上です。

○11番（小脇清保君）

これ議会最終日におわびのしるしで、町長と副町長の報酬の減額の追加議案が出るという話を聞いていますけれども、これは当然のことですよ。当然のことですが、私は、これ3月1日に町長、バスの発着口に行って、観光客に謝ったりしている映像を私見ましたけれども、あれで済む問題じゃないと思います。ツイッターを見ると、これだけの金がなくても運営できたんだったら減額しろよというのが1つ、もう一つは、皆さん、協力金を入れるのをやめましょうと、こういううざさんの状況で協力金する意味がないというのも呼び声があります。

そういう中で、この2,900万円を私の考えとしては、それは小脇さんの考えでしょうと言われたらそれまでですが、一旦埋めなければ、私、だめだと思います。これ町長と副町長の責任、大きいですよ。協議会の会長、責任は大きいですが、町長や副町長だけに言うんじゃないなくて、これ担当課が一番悪い。担当課、ここで説明がありました。

そして、私は、議会が逃れるわけじゃなくて、議会も29年度は決算特別委員会で認定しているわけですから、議会にも責任がある。これだけの範囲の責任で2,900万円つくりましょうよ、返しましょうよ、町長、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

返済を今どうこうということは、協議会で決定をして、今現在、25日に記者会見をして、おわびをし、そしてこれからどうするかということは、ですからおわびをしながら、3月1日から制度が始まるので、それをやっていきましょうということで、協議会で決

定をした。

ですから、それで近いうちに再度協議会を開いて、これ町長の責任と協議会の会長としての責任は違うでしょう。一緒ですか。

○11番（小脇清保君）

一緒ですよ。充て職ですか、これじゃ。町長、責任ありますよ。町長。

○町長（荒木耕治君）

ないとは言っていないじゃない。

○11番（小脇清保君）

うん。だから、協議会の席で、町長がどう提案するかですよ。私が半分は背負いますよとか、いや、そうじゃなくて、このまま誤っていれば済む問題じゃないです、これ。これ、町長いいですか。こういう状況で、協力金が潤沢に集まらなくなつた。

だけど、5,000万円から6,000万円の出費があるわけですよ。じゃ、足りない。私、2,700万円の基金の中から310万円、補正予算で出しました。これも違法だと思っている。というのは、山岳部環境保全協議会の条例違反ですよ、これ。第10条には、次に掲げる事業に必要な経費を財源として充てるという8項目があるんですが、バスのチケット代をこの中から払おうなんていう条例はありませんよ。

法律家が法律を無視するのと一緒に、これ条例つくったほうが、条例を無視して、だから私、30年度の補正予算には反対をしたんです。これも一つの理由です。これこのまま基金の中から、バスのチケット代200万円出したままの状態にしていたら、これ条例違反ですから、負の連鎖が続きますよ。こういう不祥事の後に、町の体制そのものが条例を無視するような組織そのものが疑われますよ。

これ一旦2,900万円を返して、そしてバスのチケットも、今、金がないんだから、基金から充てるのはしやあないと思いますけれども、後で返すという方法をとらないと、条例無視もいいところです。これ感想ありますか。

○町長（荒木耕治君）

同僚議員からも、その件については指摘を受けました。

ですから、近いうちに協議会を開いて、この件も含めて、今、穴埋めをどうするのかという話を今されていますけれども、このバスチケット代は、今言われるよう、そういうことですから、これは別の手立てを考えなければいけないというふうに私は思っております。

それと、穴埋めの件ですけれども、じゃ例えば2,900万円、私も議会も悪いので、じゃ例えた話が私と小脇さんで2,900万円、じゃ入れますかという話ですけど、これはそうはいかないと私は思っているんです、そういう気持ちがあつても。

というのは、私どもは公選法があります。町の不祥事、これ任意の団体ですよ、山岳

部利用協議会。私は、町の町長として、職員がそういう公金を使ったりしたことには、それは町に減額をしてでも払うということはあるかもしれませんけど、あるいは法的手段を受けて、住民監査請求からこれを受け払うということはあるかもしれません。

ただ、この任意の団体は、私も今これからちょっと勉強しますけれども、全国で今聞いたことないんですよ。ちょっと今、勉強した結果ですね。

ですから、私ができなければ、議員もできないんです。公選法に係るから、そこら辺はあるんです。ですから、そこら辺も含めて、近々協議会を開いて、じゃそれをどうするのかということを、ただ、きょうここで、いや、それは払いますよ、払いませんよという言葉を言えない。もう少し時間をくださいと、今言っていることは、そこなんですよ。協議会で、また方向性を出してきちっとやります。そのときには、私も、じゃ穴埋めどうするのという話もやりますのでということです。

○11番（小脇清保君）

これ公職選挙法に抵触するという法務相談員の話ですか、これ公職選挙法には抵触しませんよ。

○町長（荒木耕治君）

いやいや、そうじゃないんですよ。私がそう思っている。

○11番（小脇清保君）

いやいや、これが寄附行為じゃないわけですから、公職選挙法に抵触する事案じゃないと思いますよ。だったら、町長、こうしましょう。5,000万円要るけれども、ことしの協力金は1,000万円でしたと、基金の積み立てが2,700万円あるから3,700万円、あと1,300万円足りないというときに一般財源から出す状況になったときに、議会議員、これ一般財源から出すのを賛成したら、2,700万円を返済しないで、一般財源から足りない分を1,300万円出しますと、これ賛成したらリコールあいますよ、議会は。恐らく、賛成しない。私は、賛成しませんけど、ほかの議員も賛成しないと思いますけれども、そのときどうしますか。

○町長（荒木耕治君）

いや、今そういう話を、するしないの話じゃなくて、それは議員個々の判断でしょうから、今、議員はそう言いますけれども、またそういう状況にならないように、また努力をすることです。

○11番（小脇清保君）

対策協議会開かれるでしょうから、いつ開きます。議会は20日までですけれども、どうぞ。

○町長（荒木耕治君）

遅くとも今月以内には開こうと思っております。

## ○11番（小脇清保君）

なるべく早い時期に開いていただきて、結論を出していただかないと、故事に「覆水盆に返らず」という言葉があります。あれも覆水盆に返らずとは言うけれども、対処が早ければほとんどすぐえるんですよ、あれ。それで、すぐない分は布巾で吸わせて絞れば、もとに返りますから、だからいかに早い対処が必要かということを申し上げていますので、これこのままこの状況が拡散していったら協力金する人いなくなります。

ただ、スタート口で謝っていれば済むという問題ではありませんので、そのあたりのことは頭に、私が申し上げなくとも、町長、十分お考えでしょうから、ぜひ早い機会に、とにかく返済するという方法が一番いいと思います。

行政全体の責任ということであれば、職員から全員2%報酬をカットしたら1年で出てきます、3,000万円なんていう金は。みんなに労使交渉をして協力もらえばいいんですよ、2%。そのあたりのことを考えて全額返済するという、そして返済しといて、本人には後で民事訴訟で返済を迫るという形でいいわけですから、これ一回返さないと、この話の收支は終わらないというふうに私は思います。町長がそうでなくて納められたら、大したものです。

それで、最後に、こうなったら集まりませんから、恐らく。私が前にも一度提案しましたけれども、今、島の人たちは離島カードで区別ができます。交通機関の窓口エージェントで協力金をもらうという形にすれば、事故も起こらないし、そして確実に収入ができると、それにシフトを変える時期に来ているんじゃないかと、私、前にも一度提案しました。そういうふうにしたほうが事故も起こらなくて、確実な金が集まると思いますので、そっちのシフトもお考えいただくようにお願いをしておきます。

最後、町長、鹿銀が閉鎖されるのを御存じでしたよね。これ恐らく構造的な改革の計画でしょうから、小さな自治体が交渉しても聞き入れてもらえなかつたかもしれませんけれども、閉鎖しないでくださいよという交渉を一度でもしましたか。

## ○町長（荒木耕治君）

しておりません。

## ○11番（小脇清保君）

おりません。三振でもいいんですよ。これはその町の長として、町民の利便性を考えると、していただかなければいけない事項だった。三振でよかったです。当然三振になるとと思いますよ。構造改革ですから、そんな申し入れは聞き入れられませんと言われたかもしれません。それでも、首長としてはそれくらいの仕事をしないといけないと思います、私は。

なぜATMの設置、私、鹿銀に行ったんですよ。鹿銀さんって、ATMの設置、合庁じゃちょっと遠いけど、安房の支所に置く選択肢はなかったんですかと言ったら、断ら

れましたって、なぜ断ったんですか。

○町長（荒木耕治君）

ATMの機械は、今、屋久島事務所の駐車場にあります。私も現物を見てまいりましたけれども、2坪ぐらい、高さは2メーターちょっとぐらいのやつです。それを駐車場にということでございました、安房の支所の。今でさえ手狭な駐車場に、あそこにあんだけのものをつくるわけにはいかないという、私はそういう判断をしたわけです。今、支所は空きます。

ですが、300人余りのホールも残ります。そして、あそこでそういうものを使う。今でさえ駐車場は小さい手狭、ですから今建っているロータリーのあの正面玄関の築山とか横にある倉庫とか、ああいうものを壊して、なるべく広いスペースの駐車場をつくりたいというふうに思ったからお断りをしたわけです。

○11番（小脇清保君）

あのね、町長、駐車場が手狭になるということはないですよ。職員がそっくり引き揚げるわけですから、後ろの職員と公用車の入る駐車場が、20台以上入るところがあるじゃないですか、あそこが職員が引っ越すから空くんですよ。

それと、庁舎の中に入っていくと、左側から入っていくと、奥に小さな部屋があります。あれ旧屋久町時代は散髪屋さんが入っていたんです。あそこは散髪屋さんが、昔の役場はのんびりしていたんですね。役場に散髪屋があって、職員は業務中に散髪に行っていたんですかね。あそこは散髪屋だったんですよ。あそこでよかったですよ、ATMの設置場所は。今、合庁にある設置場所は、雨漏りは防げない。雨が降るとき、駐車場の横で待っていると、後から来た人が入っていくということで、今20日ばかりATM開かれていますけど、それは私に対するクレームを含めて、相当なものですよ。やはり町民に寄り添うような行政をしないと、支持はもらえませんよ、町長。もう一回考え方直してください。

○町長（荒木耕治君）

もうおっしゃるとおりだと思います。私がなぜ断ったかというと、一方的に鹿銀が言ってきた。何の相談もなしに、ある意味で、銀行を閉めるという話を。

先程私が言わなかつたというのは、それは私が悪いと思いますけど、ただ、もう一つの理由としては、鹿児島銀行は現敷地があるわけです。建物もあるわけです。その中に、その1カ所にATMを置けばいいじゃないかということです。何でわざわざうちの駐車場を借りるのかと、自分の土地があって建物もあるのに、そこの中につくれば誰にも迷惑もかからないことだと思ったから断ったんです。

○11番（小脇清保君）

だったらそう言えばよかったですよ。鹿銀は、旧屋久町から買った土地なんです。

建物はね。そして、そのときに狭いと、あの土地じゃ狭くて、駐車場も狭いから、あそこを売らずに、もうちょっと広いところを売れよという話もあったんですけども、そのときの支所の駐車場を使えばいいじゃないですかということで、鹿銀はあそこに移つたんですよ。

鹿銀は、ATMを移したということはあのビル、誰かに売るつもりでしょう、恐らく。それは会社の資産ですから、その選択肢でやったんだと思いますけれども、駐車場が手狭になる。全く軽トラックが1台に入るだけのスペースですよ、ATMなんていうのは。私は、支所の中に入れてくれなければいけなかつたと思っているんです。

ほいで、駐車場が手狭になるとと言いますけど、町長、これまた話が少し脱線しますけど、文化協会が総合センターの緞帳が動きませんから、緞帳を修理してくださいと言つたら、緞帳を使うような行事は離島総合開発センターを使ってください。これ予算を伴うことですから、町長の担当課の指示でしょう、この回答は。違いますか。（発言する者あり）いやいや、後段があるからいいんですよ。

○議長（岩川俊広君）

小脇清保議員、最後ですよ。

○11番（小脇清保君）

何でまだ。

○議長（岩川俊広君）

最後です。

○11番（小脇清保君）

屋根つきスポーツセンターは、尾之間にあるから、宮之浦の人もそこへ行ってくださいと言えないから、今度つくろうとしたわけでしょう。そうなれば、イベントの数は格段に減るわけですから、総合センターを使う数というのは。そうすると、駐車場は混雑するということはあり得ませんよ。そのあたりの配慮もしていただいて、総合センターに座ったのは仕方ない。もう一台、鹿銀が応じるかどうかわかりませんよ、支所の中に。それでないと、安房の人たちのクレームというのはすごいものです。考えてください。

○町長（荒木耕治君）

交渉の中で、そういう話も総務課長がしております。今の敷地があるんだから、その建物の中に。

ただ、それは売るんで。という話をして、ですから、私もそれは余りにも身勝手じゃないのかと、じゃ売ってもいいから、その2坪ぐらいを残して、そこにATMをつくって、あと残りを売るとか、そういうことは鹿銀側がやるほうじゃないのかと、そういうことで、今のATMはそういうふうになった。

ですから、今、議員が言われるように、もう一台置けないかという話、それは広くな

って、そういうスペース等ができるようであれば、そうしなければ。

それと、もう一つ、総帳の話はどの職員が言ったか知りませんけど、私はそんなこと指示もしていませんし、あれは修理をしてちゃんと使えるようにするようにという指示はしましたけれども、そういう指示はしておりません。

○11番（小脇清保君）

議長からとめられましたけれども、今のこの総帳の話は皮肉を含めて、ちょっと脱線しただけのこと、いやいや、事実担当課はそう答えているんですから、だから予算を伴うものは町長の指示だと思うのが普通ですから、私はそうお聞きしただけのこと、それでもう一度鹿銀と交渉していただいて、支所は移転すれば、恐らく観光協会が入るんでしょう。

下の中は、奥のほうは、昔、散髪屋だったという部屋は空くわけですから、そこにATMを置いていただければ、観光客もそこで案内をもらいながらATMが利用できるということだと思いますので、ひとつぜひもう一度鹿銀と交渉して、もう一台据えてください、町長。その交渉をしていただけますか。

○町長（荒木耕治君）

跡地利用の計画もありますが、今、あと的一般質問でも出ますけれども、3支所の利活用等がありますので、その中で十分協議して、そういう議員が言われるような、そういうスペースが確保されて利便性があるようであれば、すぐすぐというわけにはいけないでしようから、それは時間をかけてそういう話を、まず安房支所をどううまく使っていくかというのが第一義だと思いますので、それはそういうふうにお願いしたいと。

○11番（小脇清保君）

終わります。

○議長（岩川俊広君）

以上で終わります。

しばらく休憩します。

11時15分から再開します。

休憩 午前11時04分

---

再開 午前11時15分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、眞邊真紀君に発言を許します。

○1番（眞邊真紀君）

こんにちは。

まず、冒頭で今話題になっている山岳部保全利用協議会関連のことについて話したいと思います。

山岳部保全利用協議会関連の事件について、本当に色々な方々から問い合わせや意見が寄せられています。きのうも議会から帰って、直接家に訪ねてきた人、今までちょっと顔も見たことないんじゃないかなという方から、どうなっているんだという電話をいただいたりとかして、結局夕食をつくるのが随分おくれてしまったようなことがありました。

この寄附金の収受の方法について、疑問の声が以前からガイドさんとか、島外の方からも私のもとに寄せられていたにもかかわらず、私自身もどのような入金の方法をとっているのか、そして不正な取り扱いができない仕組みになっているのかということを確認したことが実はありませんでした。

先程も話に出たように、決算審査特別委員会の席で、私たちは決算を認定しています。その席で確認をできたはずなんですけれども、その現金の取り扱いについてですね。そういう機会があったにもかかわらず、私も議員の一人として、それを確認することなく、きょうまで来ています。

行政のチェック機関である議会の役割の不備も当然問われる事例だと認識しています。この事件に関しての情報を必要としている住民や国民がとてもたくさんおられることから、事件そのものについての関心の高さと屋久島の知名度の高さを改めて実感しています。自分の役割を十分果たせていないというもどかしさが爆発していますが、今後に生かせるよう尽力するのみです。

そして、ここ私、もちろん皆さん予定を調整するのに手帳を使うかと思うんですけれども、ここ数年、3月始まりの、どうしても学校の関係、また議会も年度で区切られているので、3月区切りの手帳を去年から使っています。毎年手帳の内側にその年の目標、目指すところを書く習慣があるんですけども、去年黄色い手帳に、開いたところに言いわけはしないという言葉をずっと書いて、言いわけしたくなったら、その言葉を開いて、鉛筆で書いていたので、随分真っ黒になるまで何度もなぞりました。

ことし何にしようかな、家がちょっと散らかっているので、清掃を徹底するとか、そういうことにしようかなと決めていたんですけども、色々活動のことで言いわけしたいこともたくさんあってとても苦しかったので、ことしも何を書こうかなと思って安いペン、キャップをあけたら、言いわけをしないというふうに書いていました。

なので、私、言いわけしたくなることもあります。なので、言いわけしないと言ったじゃないかというふうに、私が言いわけをしている場面があったら、ぜひ御指摘いただけたらなと思います。

1つ目、質問に入らせていただきます。

屋久島町のホームページでの情報発信は適切か、屋久島町のホームページはとにかく見にくく、必要な情報にすぐにたどり着けない。情報を適切に公開するために根本からの見直しが必要であるです。御回答をよろしくお願ひします。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

眞邊真紀議員の質問にお答えをします。

本町のホームページは、合併後の平成20年に公開をしましたが、この10年余りの間に情報発信の重要性は飛躍的に高まり、それに伴うデータの増加や観光情報の発信、外国语ページなどに対応するため、基本設計から見直す大幅なリニューアルを経て、平成27年4月1日より現在のホームページとなりました。

公開後、4年目となり、意見も多く寄せられています。それらに耳を傾け、速やかに是正すべきものは逐次調整をしておりますが、管理運営にはさまざまな立場や目線で考え、かつ客観的な評価を加える必要があります。

来年度予定をされている新庁舎の移転や機構改革に伴い、ホームページは高い機能を求められると認識をしております。調整は不可欠ですが、大きな改定に当たっては新たな費用の発生も想定されますので、現在のホームページを基本とし、その内容にさらなる精査を加えつつ、利用者の御意見や御教授いただいたこと、また他の自治体のホームページなどを参考に検討を進めているところです。これからも電子自治体推進及び地域情報化の一環として、町ホームページを管理運営し、適切な情報公開と誰もがすぐに欲しい情報にアクセスできることを目指してまいります。

また、情報発信のもう一つの柱である町報についても、この1年わかりやすさ、正確さを目指して鋭意取り組んできたところです。これからもホームページとの互換性を高めつつ、利用しやすく、正確な情報発信に努めてまいりたいというふうに考えております。

○1番（眞邊真紀君）

平成27年の4月から今のシステムを、ホームページを使い始めていると、導入したときに400万円ほど予算が必要であったというふうにお聞きしています。今、私が見ていて、ホームページ非常に問題だなと思うのが、情報がいち早く、わかりやすく引き出せないというのがまず第1点目の大問題だと思うんです。

もう一つ、ホームページふだんごらんになられますでしょうか、ふだんホームページよく開かれますか。見たらわかるんですけれども、観光のパンフレットみたいな感じなんですね。観光客がぱっと開いたときに見た目はいいんですけども、非常に機能性がないと、まず気になることがたくさんある中で、トップページ開きますと、「食」、

「癒」、あと何でしたか、済みません。それぞれ、4つ項目が出てくるんですが、ごめんなさい。済みません。丸いコンテンツが出てきて、そこをクリックすると、食のところは、色々伝統的な食の紹介とか、そういうのが出てきます。

「癒」というと、何なんだろうなと思ってクリックすると、全部温泉のそれぞれ情報なんですね。というのは、情報の見せ方としては、まず温泉情報とか島の温泉とか、そういうふうにあらわさないと、「癒」って何だろうなと思ってクリックして、中身を見せないと、その温泉情報にたどり着けないと、これ非常にわかりにくいんです。

だから、自分でどこかの会社のホームページとかで情報を得るとき、まず最初に端的にわかる言葉をクリックして情報を得るということをされると思うんですね。

だから、ちょっと自分の課で発信しなきやいけないような内容、商工観光課だったら、先程の温泉とか屋久杉の情報とか、各施設がありますよね。そういう情報とかを発信するのに入り口がわかりやすいかなというチェックが必要と思うんです。

そういうホームページをそもそも見てどう感じいらっしゃるかというのをお伺いしていきたいのと、具体的にお金をかけなくとも、どんなふうにえていけるのかなという構想があるかどうかっていうのを、今後機構改革ありますので、それも踏まえて御回答いただけたらと思います。

#### ○企画調整課長（松本 薫君）

企画調整課のほうがお答えします。

今御指摘のこととは、先程町長の答弁にもありましたが、さまざまな御意見いただいております。恐らくちょっとインデックスというか、ちょっと目次がわかりにくいということに集約されて、そこから中に入りにくいと、それで利用される方にとってはダイレクトにその情報がつかめないというようなところじゃないかというふうに思っております。

それで、私どもの課のほうでは、今おっしゃっていただいたように、機構改革もございます。新庁舎の移転もあります。逆に、いいきっかけができたということで、町報のほうは、この1年かけて色々な動きをとってきました。

それで、ホームページについてもあわせて、それと軽微なものについては、今回答申し上げたように、逐次対応しておりますが、例えばバナーを張るとか、トップページを大幅にレイアウトを変えるとか、そういうことにつきましては、どうしても費用が発生しますので、今後、今、課内でちょうど調整をしているところで、町民の皆様、それと町の職員の意見も聞きながら、どこかのタイミングできっちりしたものができるべなというふうに思っております。私ども最大の情報の発信ですので、なるべく早い機会に対応できればなというふうに考えているところです。

以上です。

## ○ 1番（眞邊真紀君）

私、通告書に、自治体が行う基本的なサービスである、行政サービスに関する情報を、Webサイトを始め、アプリ、オープンデータ、AIなどIT分野で活用しやすくするためのデータベース提供サービスですという株式会社アスコエパートナーズというところのURLのホームページを御参考にしてくださいというふうに張りつけたんですが、参考に見ていただけたかかどか、御回答ください。

## ○企画調整課長（松本 薫君）

拝見しました。先程御指摘ありましたけど、私どものホームページのトップページで、少し観光に目線を置いた構成になっているんだろうと思います。今回御指摘いただいたというか、御紹介いただいたホームページのほうを見ますと、行政の基本的な働きといいますか、機能をきっちりと御紹介すると、それができれば統一的であれば利用者のほうもわかりやすいですよというようなことだろうと思いますので、この件もあわせて参考にさせてもらいたいと思います。

以上です。

## ○ 1番（眞邊真紀君）

ホームページをつくるときに本当は、本来ならこの平成27年に導入したときに自治体のホームページの制作に特化した会社に依頼するべきだったと思うんですね。これは明らかにプロで、この自治体のホームページの制作のプロではない方がつくられているというのははつきりとわかるので、これはお金、予算がかかるでしょうから、すぐに変えられなくても、私が提案したこの株式会社アスコエパートナーズというところは、ホームページを全くつくり変えなくても、中身を変えていけるという提案ができる会社で、自治体のホームページの改革に特化した会社です。

なので、十分、何というんですか、導入事例なんかも見ていただいて、参考にしていただけたらなと思います。先程課長が入り口の問題だというふうにおっしゃっていましたけど、実は中身も非常に問題で、私も自分のできる範囲で、周りに聞いて意見を求めていました。もともとホームページを制作しているような友人とか知人が私の周りには非常に多いので、全ての方には聞けなかつたんですが、その中から具体的な例を挙げてくださった方の意見を紹介したいと思います。

ちょっと済みません、お時間ください。すごくいいんですよ。福岡県に鯖江市というところがあって、ここは総務省が自治体のホームページの表彰をしたときの最優秀賞をとっているところです。

こここのまず比較をさせていただくと、例を挙げます。例えば、水道を引きたい、水道課に関することです。屋久島町の場合は、水道を調べると、トップページから、これまたわかりにくいんです。「島民の方へ」というところ、「観光の方へ」「事業者の方

へ」というふうに分かれているんですが、これをまず選ばないと、そこには行かない。

「島民の方へ」というところをクリックすると、「暮らし」というところに行きます。「暮らし」というところにもいっぱい項目があって、水道というところをクリックして初めて水道のことが情報得られるんですけれども、結局水道を使い始めるときというところ、屋久島町の場合は届け出が必要です。お問い合わせ先、建設課、43-5900とあります。この先、必要な書類が、届け出が必要なんですけれども、本来なら届け出の用紙をPDFをダウンロードできるぐらいまでほかの自治体はサービスがついています。役場が何曜日から何曜日の何時から何時が開庁しているので、そのほかはお問い合わせできませんという、そういうお断り書きもされてたりするんですね。

だから、中身にも、入り口だけではなくて、中身を開いてみたときに必要な情報が最終的に引き出せるのかというところがホームページのある意味だと思うんですよ。

なので、この鯖江市のところで簡潔に、私が相談した方にまとめていただいた御意見によると、情報にたどり着くまでに選択するメニュー表示が細かくてわかりやすい。トップページから欲しい情報のあり場所が判断できる構成である。行き着いたページでは、知りたい情報が網羅され、疑問に答えている。ホームページを訪問した人の声をアンケートで集め、さらなる改善をしていく姿勢というところです。

なので、自分たちが持っている簡易な情報を宛てがうではなくて、それによって何が知りたくて、どういう手続をとれば、本当に水道が引けるのかというところまで出していくのが情報だと思います。

1つ、今の仕組みで問題があるのが、広告塔である企画調整課がホームページの運営を担っています。各課からの情報を寄せられて、担当が発信していますよね。各課は、その各課の広報係がいらっしゃるのか、誰が確認するのかわからないんですけれども、アップされた後に中身をごらんになっていますかというのを聞きたいんですけど、もしごらんになっている課長がいらしたらちょっとどんなふうに確認されているのか、お伺いしておきたいんですけど。

#### ○企画調整課長（松本 薫君）

私どものところで、受け手のほうですので、各担当のほうから原稿をいただいて、それを私ども課のほうで精査して、間違いがないかも含めて、それでアップしておりますということです。それで、私のところで出す原稿については、私のところで全部見て、最終確認するようにしております。

以上です。

#### ○1番（眞邊真紀君）

それが各課の広報のお知らせしたいことの機能として、十分充実するのかというと、企画調整課は各課から出された原稿なりを発信するという、その仕組み自体を担ってい

るだけで、中身については各課が、またどんなふうに、どんな入り口を持って、どういう、何回クリックしてその情報に行き着くのかというのを確認しないといけないと思うんですね。

ただ、お願いしました、それを皆さんがどんなふうに見ているのかという確認をしないというのは、これは怠慢だと思うんですよ。

なので、その機構改革に伴って、課も集約されて、課長も変わります。参事にもつたりします。そのときに、ぜひ実行していただきたいのが広告の係である課が広告するというだけではなくて、各課がどういうふうに広告されているのかというのを責任を持ってしていただくということを確約していただきたいんですけど、その辺、町長お願いします。

#### ○町長（荒木耕治君）

ホームページの件は、私も再三、子供、東京にいるんですけど、たまに見ると、色々クレームを私も言われていて、その都度、企画調整課とは、こんな話もあるよということは話をしたりして、今、議員が言われるよう、これからきっとそういうことは、これを機にきっとやっていきたい。

そして、今申されるように、出したものをきっと担当課がどういう内容で、どうすればそこに行き着くのか、そこまできっと確認をするような、そういう体制をつくっていきたいというふうに思います。

#### ○1番（眞邊真紀君）

私もホームページから情報を得ることが非常に多いです。担当課に連絡をして、議会事務局に何々の資料をくださいというのは簡単なんですけれども、自分がホームページをいじっている中で、ああ、暮らしている人はこういう不便を感じているんだなということを感じる必要があると思うので、それを繰り返しているんですが、その中でも、今回2番目の宮之浦支所とその周辺の今後について、各支所の検討委員会の議事録、それを何度も読み返したいなというのもあって、新庁舎関連のバナーをクリックすると、その後に全部新庁舎の進捗状況やら契約の件やら、その下に支所の検討委員会の議事録が出てくるんですが、それを開くと、しばらく議事録作成中という、12月にあった会議がつい最近まで議事録が公開されていない状態でした。

だから、何かそういうことをきちんと誰も見ていないんだなと、本来ならその次の委員会が始まる前に確認をして、議事録を作成して、公表しとくというのが普通だと思うんですね。

なので、やっぱりいち早くその情報を出していただきたいというのと、先程も言ったように、担当課長か担当課の職員が中身を見ていないというのが感じ取られることがあって、その支所の検討委員会の議事録を何度もまだ出でていないかなと思って見たら、結

局、第7回は、先程ちょっと違うとおっしゃったんですけど、第5回の議事録がページの表示だけPDFで公表されている格好になっちゃっているんですね。

なので、どこで間違って、その内容が公表されていないのかわからないんですけれども、確認をしていないというところがすごく問題があるのかなと思っています。間違いは誰にでもあるんですけれども、確認をすれば、随分防げることもあるので、趣味というか、おうちに帰ってからも、ほとんどの方がスマートフォンを使ったりパソコンを使ったりすると思うので、町のホームページどうなんだろうと、1日1回ぐらい確認するとか、そんなふうにいただけたらなと思います。その辺いかがですか。

○企画調整課長（松本 薫君）

先程申し上げたように、27年にリニューアルして、その後4年経過しております。27年当時、そのときの情勢の中でつくられたホームページだろうと思います。それで日々こういう情報変わっていきますので、少し追いついていない部分があるのかもしれません。何度も申し上げているように、いい機会ですので、今後検討を加えていきたいと思います。

以上です。

○1番（眞邊真紀君）

ぜひ自治体に特化したページづくりとか、提案をされているところを参考にしてほしいというのと、さっき言った鯖江市とか、以前、私が12月議会のときにお知らせした新潟県の上越市、あそこのホームページも非常に内容が充実しているので、わかりやすい。膨大な会議録も、きちんと公表しています。

なので、そういうところをぜひ参考にしていただいて、なかなか独自で考えるのって難しいと思うんですね。評判があるところのホームページを、あとやり方、仕組みをその自治体に直接聞いてやっていくというのが一番わかりやすい仕組みだと、やりやすいと思うので、ぜひその点も頑張っていただけたらなと思います。

町報の話もさっき出てきたんですけども、町報は随分本当にわかりやすくなつたっていう実感を私も持っています。カラーページも多くて、本当に見やすいなど、町報で得た情報が、またそこを入り口にホームページで次得られるような格好で、継続してやっていただけたらなと思います。

あと防災の情報がいま一つわかりにくくいう御意見もあります。

例えば、避難勧告が出されたときに、勧告する告知が出るんですけども、結局解除された後も、勧告が出たまま解除されていなかつたりとか、これ非常にまずいと思うんですね。いつまでも避難してなきゃいけないのかなと思わざるを得ない状況をつくり出してしまって、その点は一番わかりやすいところにほんと、「癒」とか「食」とか出てくるところぐらいに防災情報として大きく出していく必要があるのかなと思います。

今回協力金の事件に関することも当時はトピックスの上のはうに載っていたので、クリックすればすぐ見れました。

だけれども、どんどん次のトピックスが出てくると、下にずれていってしまう性質があるので、今、皆さん、何が起きているんだろうというのを知りたいとき、ホームページを見ているんですよ。下のはうに隠れてしまうと、これ本当にわかつていただく、理解していただいて謝罪する気があるのかなというふうに思われると思うんですね。

なので、その点も今、重要な事項って何だろうということをきちんと把握をして、これは絶対トップページに載って、ぽんと目に入らないといけないよねというのを選定するというのも私、大事だと思います。その辺いかがですか、協力金に関することが今、トップページからぼんと出て、見れなくなっているんですが、ちょっとその辺、何かどこか感じた方がいらっしゃらないか、お聞きしたいんですけど。

#### ○企画調整課長（松本 薫君）

今おっしゃるように、トピックスを載せますと、日によってどんどんどんどん消えていくといいますか、その辺につきましては、実は今回の御質問いただいたて、中身を全部見てみました。そうしますと、古い情報もかなり残っていますが、ただ、古くても残しておかないといけない情報もあるなと思いました。すぐ即座に今おっしゃったような件は、噴火の件は消さないといけないというのもありましたので、その辺のことについては、よく精査しながら、所管課とも協議してやっていかないといけないと思っております。

そういう意味では、ホームページ、情報発信のツールでもあるんですが、片や町の魅力を伝える一つのツール、武器にもなってきていますので、そういう意味では両方兼ね備えたホームページをつくっていかないといけないなど、今、御質問のあった件については、少し課内のほうでも協議していきたいと思います。

以上です。

#### ○1番（眞邊真紀君）

観光のはうの魅力を発信するのも兼ね備えたということなんですが、自治体のホームページとしては、暮らしを支えるということがメインなんですね。なので、観光の要素は別のコンテンツで、そこからの入り口で情報を発信していくということが必要だと思います。

だから、両方を載せて、どちらにも、半分半分に見せる見せ方ではなくて、屋久島町のホームページとしては、暮らしを支えるもの、そこがどんと主軸であって、観光はおまけというか、観光はその入り口から見ていただく、枝分かれしていくところに位置づけないと、暮している人には非常に納得できないホームページだと私は思います。

なので、観光の要素はちょっと横に置いといて、そこからたくさん発信していただく

というふうに、今はどう見てもトップページが観光のほうに軸足が置かれていると思うんですね。

なので、暮らしている人を支えるには一体どうしていったらいいんだろうということを網羅した上で、観光のこともしていただきたいなと思います。見せ方はたくさんあると思います。観光をおざなりにするという意味では決してないので、暮らしを支えるというところに重点を置いていただきたいなと、住民代表としては思います。いかがですか。

#### ○企画調整課長（松本 薫君）

ちょっと誤解を招きましたらあれなんですが、ホームページというのは見てもらわないことにはまずいけないと思いますので、そういう意味で、観光というのをちょっと引き合いに出させてもらいましたが、魅力的でないといけないというのも一つあります。

それで、私どもの課のほうでは、実は町報の話いただきましたが、これは町民全てに、平等に行き渡る情報ですので、まずはこれを取りかかろうと、それで費用もほとんどかかりませんので、みんなの能力を結集しようやということで、今、町報のほうを取り組んでいるところでございますので、先程御紹介いただいた自治体の基本サービスについてのホームページ、こちらのほうは今おっしゃっているようなことが書かれておりましたので、暮らしといいますか、そういう部分に目線を置いたホームページですので、こちらのほうも十分参考にさせてもらいたいと思います。

以上です。

#### ○1番（眞邊真紀君）

じゃ、この件は最後なんですけど、町報で情報を発信していくということ、大変いいことだなと思います。今、デジタルの時代なので、私、今回編集した議会だより、何ページ、2ページだったかな。QRコードをつけています。その紙の媒体にデジタルの情報に飛べるようにQRコードをつけることが今できる時代なので、その先のホームページで詳細な情報を公表しておくと、このことについては、このQRコードから情報を見てくださいという、実は20ページの紙面が何百ページにも広がる可能性があるんですね。

だから、そういうのもきちんと捉えていただいて、発展していただけたらなと思います。この件に関しては以上んですけど、次、2番に移らせていただきます。

宮之浦支所とその周辺の今後について、支所活用等検討委員会で協議されたことを受けて町の方針は。

第4回委員会では、宮之浦庁舎は解体の方向に話が進んでいる。雨天時に活用できる施設の整備や、現在、検討中の屋根つき運動施設をここに設置することを検討してほしいなどと記載されているが、今後の方向性は。御回答お願いします。

## ○町長（荒木耕治君）

屋久島町支所庁舎活用等検討委員会は、これまで7回の会議を開催をし、それぞれの支所の活用について、住民アンケートの結果や現状確認などを行なながら検討をいただいたと報告を受けております。

支所の利活用に関する報告については、3月4日に委員長から報告を受けており、報告書を見る限り、さまざまな意見が出されておりますが、その全てをかなえることは不可能であると考えております。私は、当初から支所の利活用については、地域の活性化につながるような活用をしたいと考えております。提出された報告書の内容をもとに関係各課及び地域の住民の皆様と協議をしながら、よりよい活用方法を検討をしてまいりたいと思っております。

宮之浦支所庁舎の解体につきましては、検討委員会の報告でも、幾つかの老朽化した建物の危険性も考慮した上で、解体する方向性が示されております。宮之浦支所区域には、支所本館、電気庁舎、建設課庁舎、保健センターなどの執務棟のほか、離島開発総合センターや歴史民俗資料館、中央公民館もあり、その他小規模な建物が数棟存在をします。

宮之浦支所周辺では、これまで離島開発総合センターでのイベント開催時の駐車場の不足や交通の危険性もありました。町といたしましても、機構改革の中で公共施設管理計画を行う部署を新設をしており、支所庁舎のみでなく、町全体の公共施設のあり方も含め検討を行ないますが、これらの状況も踏まえ、地域の皆さんと利活用方法を十分検討した上で、最終的な方針の決定をしてまいりたいと思います。

また、議員御質問の屋根付き運動施設につきましては、宮之浦支所跡地利用活用案として、屋根付き施設建設の検討をお願いしたいとの検討委員からの答申を受けておりますが、平成31年度にブロードバンド事業や学校のエアコン設置の事業も計画しておりますことから、実施時期、建設場所についても、再検討をしてまいりたいと思っております。

## ○1番（眞邊真紀君）

答申の内容を見ると、特に今回宮之浦支所に特化させていただいたのは、以前から宮之浦支所は解体する方向なんじゃないかなというのが以前の議会からうかがいとれる中で、今回の委員会の席でも、第4回の宮之浦支所に関する検討の委員会でも、解体の方向だ、解体したほうがいいんじゃないかというのが議事録上、非常に目立ちました。

この答申の内容でも、利活用案、宮之浦支所に関しては、宮之浦支所本館を始めとする中央公民館やその裏手の建物は老朽化しており、危険性もあるため、解体することが維持管理上、望ましいと判断します。解体後は、中庭駐車場との高低差をなくすよう埋め立て更地化し、大きな多目的広場とした上で、以下の利用案を提案します。駐車場が

不足しているので、一部駐車場用地にということと、雨天時にも活用できるよう、現在、計画中の屋根付き施設が本地域に建設可能か検討をお願いしたいということが書かれていて、この前の議会で屋根付き運動施設の設計委託料、土地調査費用が出てきて、先日の一般会計の補正予算案で985万円、設計委託料が減額されて、いま一度見直しますという回答が得られました。

このことを照らし合わせてみると、1回減額して、ブロードバンドを敷設したりとか、そういうので予算的なことも勘案して、一旦取り下げる、また案を再構築するという考えだと思うんですが、この答申の結果はちょっと非常に気になって、ここに屋根付き施設を建設するというのも一部考えながら985万円というのを戻したんじゃないかなというのが心配されるんですね、私としては。その辺実際のところどうでしょうか、今の方針性。

○町長（荒木耕治君）

屋根付きゲートボールは、あくまでも仮設住宅をつくったあの場所を予定をしている。

○1番（眞邊真紀君）

じゃ、支所の利活用に関しては、検討委員会の答申を受けてから検討しますというのが以前の、9月議会でもおっしゃっていたんですが、何かこの答申を見ると、更地にした後、一部は駐車場で、あとは屋根つきの施設か何がしかの地域を活性化するものを建設してほしいというふうにしか読み取れないので、それはあくまでも河口の海拔の低いところにそういうものを持ってくるという考え方そのものはちょっとすごく危険だなと思うので、そういうのも踏まえて考えると、そこに屋根つきの施設は現実的ではないなという感触はお持ちになられているのかどうか、お聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

委員会の答申は尊重をしなければいけないというふうに思っております。屋根付き、そういう意見があるということはですね。今、宮之浦支所の跡にそういうものをということで、ですからあそこの今後、海拔2メーターぐらいのところですから、今言われている南海トラフ等々の関係もありますので、十分そこら辺を考えて、議員が前から申されているように、分遣所のこともあります。法務局もあそこにありますので、そういうことも含めて、あの一帯を今後どうしたほうがいいかということは考えていきたいというふうに思っております。

○1番（眞邊真紀君）

先程はあくまでも屋根付き運動施設は、今の現ゲートボール場にというふうにおっしゃっていたんですけれども、それと同時に、答申の結果は尊重していきたい。そちらのほうの声も尊重していきたいというので、一体これはてんびんにかけたときにどっちのほうが強いのかなと思うんですけども、漠然としていて、わからないならわからない

という回答で結構なんですが、一旦予算が承認されていますよね。

土地の調査費用が200万円ちょっと使ったから985万円減額で、設計委託料を戻していると思うんですけども、その辺土地の調査をしながら200万円使ってというところの考え方は尊重されないんですか、そこをお聞かせください。

#### ○町長（荒木耕治君）

今のところをボーリングしたわけですよね。地質調査をやった金額がそんだけかかったということでございます。ですから、今、私はあくまでもそこにという、今は、気持ちはそうですけれども、皆さんのお意見、地域がどういうことを求めているかというのもあるわけですよね。

今、議員が言われるように、私はそこにつくりたいと思っていますけれども、それはそこに別なものをつくって、今のをつくったらどうかという、これはあくまでも委員会の答申ですから、このとおりにやるということではありませんので、これからまたこれを受けて、また私も地域ともお話をしますし、そういう話を、今後あの跡地どんなふうにつくっていくか、屋根付きゲートボールは、今のところはあくまでも自分が最初申し上げたそこにつくりたいというふうに思っております。

#### ○1番（眞邊真紀君）

新たにこの答申が出てきたからといって安易に、最初考えていた案を、予算も承認された案をそちらにという振りかえは、住民のその意見があるのはしかりなんんですけど、最初のその先の予算、建設するには億円単位の予算が必要なわけですよね。その計画を立てて、それを簡単に引き下げるというのはあり得ないことだと思いますし、きのうも一般質問の中で、北分遣所に関する高台移設についての質問がありました。

地域活性化のために宮之浦の庁舎を壊して、跡地を駐車場の利用と何か建ててほしいという意見はわかるんですが、今求められているのは防災の仕組みだと思うんですよ。きのうも答弁の中で1カ所にするかもしれない、そういう方向を自分は考えていると、町長おっしゃっていましたけど、私はとっても気になって、一つの県ほどの距離がある自治体ですよ。

今、総務省のほうから消防の本部の広域化については、随分そっちに推し進めるように働きかけはあると思うんですけども、結局それはあくまでも本部を集約させるだけであって、分遣所としての機能は本当に持たなくて大丈夫なのかというのを、私、総務省にも出入りしている人物に、消防のことに特化した知識のある人物に、きのう余りにも気になったのでお伺い立てたところ、それは非常に危険だと思うよ。

屋久島にも来たことあるんですけど、かなり道があらゆるところからアクセスもできず、海岸線上にあの長い県道があると、真ん中には山があるよね、そこにあの消防の施設を1カ所にというのはちょっと考えられない話ですよというのを意見いただきました。

実際5月にゴールデンウイークも利用して、屋久島に来ます。それ相当の情報を持っている方なので、よかつたら1回話聞いてもらえたならと思うんですが、そういうこともあわせて考えたとき、その分遣所の話は、私が去年、おととしの12月議会でした一般質問から、特に詳細検討していないという回答がきのう得られたんですけれども、そういうことを考えていない一方で、今回の答申に沿って、宮之浦支所の解体のこと、活性化のための屋根付きの施設をどうするかという考え方が進んでいくというのは、これ全く理解ができないので、防災ということを軸に考えていただきて、今、きのうも津波が来るのは30年先かもしれない、40年先かもしれないというふうにおっしゃっていたんですが、本来なら、今来るかもしれないという姿勢で物事を進めていく御時世なんですよ。もうあと数日で3月11日が来ますよね。

なので、現地に行って、被害に遭われた方は聞いたらびっくりする話だと思うので、ぜひ北分遣所のあり方も含めて、あの宮之浦の庁舎の周辺の地について計画を練っていただきたいなと思います。この答申どおりにというのは、非常に大事にしたいのはわかるんですけども、皆さんの安心・安全を守っていただくという施策に重きを置いていただきたいなと思います。御回答をお願いします。

#### ○町長（荒木耕治君）

30年、40年、私は、あす来るかもしれないということを最初に言いましたので、私もそういう危機感を持ってはいるわけでございます。

ですから、今、議員が言われるよう、あの地域はそういう低いところでもありますから、私は個人的に、じゃ変えたいなと、どうしようかなというのを私が個人的に考えたのは、そういうものをつくるよりかは、要するに公園化をして、いつでもそういうものを更地にして、あるいは駐車場も足りないですから、そういうのがいいのかなという思いは、個人的な思いはしていました。

だけれども、答申がそういうふうに出てきたので、じゃ地域の皆さんのことも勘案をしなければいけない。ですから、そういうことで、あそこにはどういうふうに使っていくのが一番いいのかということは考えていかなければいけない。ですから、今言われるよう、だからといって、あそこに屋根付きゲートボール場をつくると決めたわけではありませんので、それはあくまでも私が予算化をしたその場所で、今現在もそう思っております。

その地域防災、分遣所の話は、要するに地域、消防というのが今24集落整備をしていて、火事というのは分遣所より先に、ここが出動するわけですね。分遣所が今、屋久島で一番担っているのは救急医療なんですよ。

だから、救急のときに、そして今、両方で30人、まあまあ予算もあるわけですけれど、分遣所を一つにすることによって、少し人員も削減ができる。

ただ、救急は救急で、2カ所は持たないといけないということで、昨日はそういう話をしたわけです。

○1番（眞邊真紀君）

その辺も実際に救急の部門だけ分けてというふうには考えられないと思うんですね。というのは火事に出動する署員と救急で出動する署員と、それぞれの勉強、学校に行くなり、資格を取るなりしています。結果的に人員削減したことにも機能を集約したことにも、私はならないと思うので、その辺の実際的な議論をさらに深めていただけたらなと、ちょっと話それで申しわけないんですけども、それは重要事項だと思うので、よろしくお願ひします。

宮之浦の庁舎を解体したときに、大体どれぐらいの予算がかかるでしょうかというのを宮之浦の議場で、9月議会のときに質問した覚えがあります。そのときの返答は、五、六百万円で済むでしようということだったんですけども、実際問題、それぐらいで済むのかどうかというのをお伺いしたいんですけど、その五、六百万円だと言った根拠そのものが私にはちょっと納得ができないので、大体どれぐらいかかるんでしょうか。

○庁舎建設推進室長（岩川茂隆君）

前回のお答えした金額につきましては、検討委員会の中で、一応これぐらいでできないかなど、セメントがらを埋め立てに再利用したりとか、分別をちゃんとしてリサイクルするとかいうことで、ただ、根拠はありません。今から決定した段階で設計をし、ちゃんとした金額が予算として出てくるものと思います。

○1番（眞邊真紀君）

そういう財政の負担もそれ相当あると思うんですね。この支所の検討委員会の議事録自体も、新庁舎の関連で、委員会もその中にあって、課長が集約をされていて、議事録もそこで公開されています。新庁舎をつくるから、結局はこの庁舎の解体という案も出てきたと言って過言ではないと思うんです。

何が言いたいかというと、この宮之浦の支所を解体するという、この庁舎の解体そのものも本来なら庁舎建設の総事業費としてまとめて計上される、考え方としては解体もその片づけも総事業費としてまとめて本当は公表するので、今24億円とおっしゃっているんですが、実はそうではないということがはっきり言えるかと思います。

今その議論をする場面じゃないので、このことは御回答を求めるんですけれども、考え方としては、その五、六百万円だというときに、かなり重みのある言葉であるということを、それは十分皆さんにも承知していただきたいなと思います。今の時点でははっきりわからないという回答でよかったですかなと思います。五、六百万円で済むんならなんて、五、六百万円でも大事な血税ですよ。

なので、その点も今後の財政のことも考えて、今回の答申の内容も、さらにその防災

のことに関することも、人口集中しているところなので、じっくり考えていただけたらなと思います。

ただ、新庁舎が5月1日から稼働する、仕事を始めるということで、ああいったところ、そつなく利用方法を考えるとかしていかないと、こう廃れた感じが、この庁舎もそうですけど、ひどくなるのかなと、そうならないようにスピード感を持ってよろしくお願ひします。

以上で終わります。

○議長（岩川俊広君）

しばらく休憩します。

13時30分から再開します。

休憩 午後 零時07分

---

再開 午後 1時30分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、上村富士高君に発言を許します。

○4番（上村富士高君）

お疲れさまでございます。

近日、私が感じたことを述べさせていただきます。

「人生樂ありや苦もあるさ」、有名な水戸黄門の主題歌の冒頭ですが、ある本によれば、人生の苦のほうが多く、悩み、苦しみ、色んな問題を抱えて、精神的に病んでいる人は数多い時代になっている。代表的なものは、いじめ、虐待、家庭内暴力などが掲げられる。精神的に弱い人は追い詰められて、自殺を選んでしまう例もあったとありました。

なぜ、この話をするかというと、2月28日、屋久島町自殺対策推進協議会が発足し、第1回の会合が開かれ、委員として参加し、自殺実態を知りました。家族は自殺で亡くなる前に専門機関に相談していたか。実態調査を1,000人にした結果、70%は相談していましたとありました。相談していても救えなかった。

屋久島も5年間で20人が自殺していると言われています。やはり、至急、ネットワークで相談できるまちづくりが大事ではないかと思います。委員として、しっかりと取り組んでいきたいと思います。

さて、話は変わりますが、平成時代も終わろうとしています。平成時代は大きな災害が日本を相次いで襲いました。河川などの身近な場所の対策を求める声もあり、先手を打って対策を進めなければならないと思います。防災、減災対策は急務であり、起きて大きな被害が出てからでは遅いと思います。

屋久島町でも島民の声を聞き、島民の不安を取り除く対策をいち早く始めるべきではないかと考えます。これから、台風、地震、噴火など、記録を塗りかえるような災害が起きることが懸念されています。今後、しっかりと取り組むべきだと決意を新たにしているところであります。

では、通告に従って質問をいたします。

今回は、林業振興について質問をします。

国は、国産材自給率50%を目標にさまざまな施策を打ち出し、林業を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。しかしながら、本町の場合、離島であるがゆえにさまざまな問題を抱えている。植えて育てる時代から伐採して使う時代を迎える本町はどのように推移しているか、現状をお伺いします。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

上村富士高議員の質問にお答えをいたします。

離島活性化交付金に係る戦略產品輸送支援事業は、離島のハンデである海上輸送費を削減することにより、地域産業の活性を図ることを目的に取り組んでいる事業であります。

現在、林業関係では、一次加工した原木と木材チップの島外搬出に係る海上輸送費に対し、国が60%、町が20%を支援をしています。平成29年度の実績といたしましては、一次加工した原木の出荷量は約2,400立方、木材チップの出荷量は約8,880立方です。平成30年につきましては若干減少する見込みであります。

平成31年度以降については、木材チップ用原木が足りていない状況にあるため、島外から原木を買い入れる分の海上輸送費も支援を計画をしております。

○4番（上村富士高君）

今述べられたこと、海上輸送費の件とかでしたけども、ここ5年間でこの林業はどれだけ伸びてきたかというのをお聞きしたかったんですけど、昔はチップ工場閉鎖とか色々なことがあって、山にそのまま山積みに置かれていたりするのが多かったんですけど、今は、チップも再開されて、また、販売ルートもできて、そういうことが、伸び率がどのくらいあるものかなということをお聞きしたかったんですが、どうでしょうか。

○農林水産課長（鶴田洋治君）

済みません。農林水産課です。伸び率がどのくらいかというのを、細かい数字を捉えておりませんでした。ただ、チップ工場も再開をされまして、大体目標どおりの数字が搬出をされております。

この島内での間伐も進んできているんですけども、原木が少し足りないということ

で、来年度からはチップセンター、施設のほうも島外からもちょっと入れて、チップのほうは搬出をするということになっております。

製材のほうも、色々な関係機関と協議をしながら、販売先については検討をしておりまして、特に地杉加工センターのほうから、計画をちょっと下回ってはおりますけれども、大体2,400立方ほどの加工材を出荷しているところです。

これにつきましては、やはり、国内産材が見直されてきているということの一つの大きなあらわれであると思っております。

以上です。

#### ○4番（上村富士高君）

伸び率も、5年間でずっと見てみると、大きく、林業は屋久島も伸びてきて、今まで、全伐倒とかそういうのは余りなかったんですが、最近はずっと杉が足らなくて、全伐倒とかずっと続けて、植林とかという方向に移っていっているんですけども、そのとおりの意味から見て、町もそういうのに助成していく必要があるんじゃないかということで、この離島活性化交付金について次、質問したいと思います。

離島活性化交付金についてですが、木材の島外出荷に対する運賃助成だと理解しているが、現実と実績についてお伺いしたい。

民有林、公社有林、国有林、積極的に間伐がなされているが、生産量はどれくらいなのか。そして、また、この丸太はどのような経路で流通販売なされているか。これは、先程ちょっと課長から言われたんですけども、あわせて、森林組合やその他の島内林業事業体は大変苦労して森林整備事業に取り組んでいるようだが、生産性の向上、所得の向上は図られていると思いますか。

また、一般的な流れとして、働き方改革などが求められていますが、林業従事者の実態はどうなのか聞きます。

#### ○農林水産課長（鶴田洋治君）

現状の実績につきまして、先程もお伝えしましたが、繰り返しになりますが、製材、一次加工した原木が約2,400立方、これは、主に松島木材センターというところに出荷をされております。それから、チップにつきましては、約8,880立方です。これは、中越パルプというところに出荷をしておりまして、屋久島から仙台港のほうにチャーター船で運ばれています。

それから、所得の向上ということなんですが、やはり、木を切ることによって、事業体の方たちは、それを販売して所得を得ることになりますので、今後、民有林を中心に、町有林等の活用も関係機関と検討しながら、どのくらいの量を年間切っていけるのか、そういう計画を立てて、きっちり取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○ 4 番 (上村富士高君)

その流通系統はわかりましたけれども、働き方改革ということで、非常に今、I ターン者が各林業にいるんです。それで色んなこの所得向上を目指さないと、この I ターン者もやめていく。今までの例が、来て、林業で非常に危険な仕事で、3 日してやめていたり、1 週間してやめていたりって、そういう例は非常に多いんです。1 年もしないうちにやめていくとか。

だから、そういう意味から見ても、危険な仕事であるがゆえに、やっぱり所得向上は一番望まれる場所なんです。そういう意味から、所得向上を図るためにには、やはり、材も経路とか、色んな、材が高値で売れないとなかなかそういう所得向上は図れないという状況なんです。

それを踏まえて、やはり、屋久島では、本土と比較して木材の価格が 2 割から 3 割程度安いんです。なぜこのような差が出るのか。さらに、船賃も 80% は助成されていますけども、あと 20% は手出しである。これらを含めると 4 割から 5 割の差が出てくると聞いています。それでも離島の宿命としてあきらめなければならないのか。現場で流して働く町民の姿を考えるとき、何とか本当の格差を縮めることが、我々政治にかかる使命だと思いますが、どうでしょう。

#### ○ 農林水産課長 (鶴田洋治君)

働き方改革の件につきましては、今、議員おっしゃられるように、林業従事者は I ターンの方が増えております。こういう方々に対しては、事業体のほうも、関係機関県とか町も含めて、労働安全の研修、講習会とか、それから、現在、できるだけ効率的に作業ができるようにということで、大型機械の導入等も図られております。そういう大型機械の取り扱いの研修会とかというのも実施をしております。

ですから、昔のような、3 K という言葉もはやりましたけれども、そういうものから少しづつ改善がされて、働き方も改善をされてきていると思っております。

それから、販売価格の面については、やはり、枝打ち等が昔からきっちりされていないということで、大分とか高知あたりの杉林を見たときに、屋久島の杉の人工林については手入れが行き届いていないなということが一番の大きな原因で、販売価格も、内地のものに若干、材になる歩どまりが悪いということで、単価が上がっていないのも現実であります。

ですから、そういう枝打ち作業等も今後、どういった保全事業があるか検討しなければなりませんけれども、そういう事業体にお願いをして、しっかりと管理ができるようやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○ 4 番 (上村富士高君)

所得の向上もしかりなんですけども、やはり、価格が安いということは、そういう儲けが少ないので、賃金を上げることはできないというのがほとんどなんですけども、やはり、今、みんなで検討をしていることは、地杉の色んな加工製品をつくろうということで今、盛んに、私も研修に行ったとき、馬路村の杉のかばんとか、そういうのを見てきたんですけども、そういう方向にも今動こうとしている事業体もあります。

そういう意味からも、そういうのをしっかりと把握しながら助成をしっかりとしていただきたいと思います。

次に、2番に移ります。

森林環境譲与税についてなんですが、森林関連法令の見直しを踏まえて、平成31年度税制改正において、森林環境税及び森林環境譲与税を創設することになって、この使い道をどうするかということの質問なんですが、この譲与税というのは、このあれにうたっているように、市町村が行う間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないものとするとあります。

この意味から見ても、この使い道が非常に大事であって、森林資源を活用する時代を迎えて、不在地主、経営体がなされていない放置林等への所有者の理解と森林税への協力が得られるための取り組みと理解をしているんですけども、本町の取り組みはどのように進めていくのか。

また、森林環境譲与税は、森林面積や林業従事者の本町の人口などで配分がなされると聞いているが、どのくらいの配分なのか。また、その使い道はどうするのかを教えてください。

#### ○町長（荒木耕治君）

昨年の国会で森林経営管理法の一部が改正され、新たな森林経営管理制度、森林環境税及び森林環境譲与税が創設をされます。

森林環境税は、平成36年度から年額1,000円を個人住民税と合わせて賦課徴収することとなっております。森林環境譲与税は、森林環境税の財源をもとに、地方公共団体に対し、人工林面積、林業就業者数等を勘案して譲与されることになっております。

本町には、平成31年度約924万円の譲与税が見込まれております。この譲与税を一旦基金に積み立てて、間伐の推進、人材育成、担い手確保、木材利用の推進や普及啓発に要する費用として今後活用してまいりたいというふうに考えております。

#### ○4番（上村富士高君）

今、町長のお答えで、基金に積み立てていくと、この数字が余りに小さいので、充てようがないという意味なのかなと今考えたんですけど、この使い道について、ある程度県のほうから指導とか、そういうのがあったんでしょうか。

○農林水産課長（鶴田洋治君）

平成31年度の使い道につきましては、先程申しましたように、一旦基金に積みます。

それから、使途検討委員会を開きまして、この委員には林業関係者の方たちに入っていただくというふうに考えておりますが、その中で、一応、当面の使い道としましては、提案として、再造林に向けた杉苗の生産補助、それから、先程出ましたように、林業従事者の資格とか、そういうものにかかる研修等にかかる旅費の補助、それから、島内産材の需要拡大に伴う補助事業、それから、民有林の間伐促進事業、こういったものに充てていこうというふうに考えているところであります。

以上です。

○4番（上村富士高君）

これは非常に大事な税金、みんな一人一人1,000円ずつ税金取られるわけですけども、そういうことから見て、使い道は非常に考えるべきだと思います。

ここで、県は、今の県森として、県の森林組合の中に支援センターというのを今度発足させて、各市町村のそういう使い道、そういう指導をしていくセンターがこの前できたと私は聞いているんです。だから、いち早くそういう専門分野の人たちを呼んで指導していただいて、そういう使い道をしっかりとしていくべきではないかと思います。

この譲与税については、まだ規模は今のところ屋久島は小さいんですけども、ほかのところは何千万円、何億円という税になってくるので、やっぱりそういう機関というのがちゃんとあるんですけども、屋久島もそういう使い道をよく考えるそういう、何もわからないんじゃなくて、そういう専門の人がいないので、やっぱり専門分野の人を呼んでやっていくべきではないかと思います。

この専門分野についてですけども、今、林野庁とかが取り組んでいるのは、市町村における専門員の設置というのがありますて、これは、こっちが要請しなければいけないと思うんですけども、一部の市町村においては、計画的かつ円滑に森林整備を進めるために、地域の森林に精通する者を専任雇用し、森林所有者との調整等を実施している。

その流れとして、市町村が専門員を雇用して、森林所有者に対して、森林の説明、切ったらいいよとかいう、そういう説明をしていくというその専門の人です。

また、ほかに参考的には、地域林政アドバイザー制度、平成29年ごろから始まっているんですけども、このアドバイザー等を呼んで、林業におけるお金の使い方とか、そういうやり方とかというのを、専門の人をやっぱり雇わないと、なかなか先へ進まない。

また、屋久島の場合は林業、農業、水産業なんで、これからは林業を大きく見込まれる産業なので、ぜひ、そういう専門分野を呼んで取り組んでいただきたいなと思います。次の質問に移ります。

森林公社と共用林組合についてですが、昔から共用林組合のことは知らされているか

どうか、どのような組織でどうなっているのかよくわかりません。森林整備公社の作業は共用林組合がするんだと聞いており、実際10年ほど前までは共用林組合の作業をしてきたことはあるが、最近では共用林組合の作業はほとんどなくなっています。どうしてなのかをお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

大正10年に国から屋久島国有林經營の大綱、俗に言う屋久島憲法により、国有林の一部、前岳部分約7,000ヘクタールの保護を地元集落に委託をされることとなりました。

その後、昭和26年に国用林野法の改正により、委託林は共用林野に切りかえられ、地元による共用林組合、旧上屋久町に8組合、屋久町に12組合が設立をされます。

また、昭和36年に地元共用林組合を主体に、県及び地元町を社員とする社団法人屋久島林業開発公社が設立され、平成11年には鹿児島県森林整備公社と合併、平成27年に公益社団法人鹿児島県森林整備公社へ移行し、現在に至っております。

共用林の現状におきましては、当初設定された約7,000ヘクタールのうち、杉人工林として公社営林、分収造林が2,884ヘクタール、共用林野が1,670ヘクタールで、植の面積から2,446ヘクタール減少している状況であります。

面積が減ってきている要因として、共用林活動の減少、組合員の減少、共用林の狭隘化が原因だと言われております。また、木材価格の低迷により、立木の伐採及び販売を行っても、収益が見込めなかつたことも挙げられます。

しかし、チップ製造工場の再稼働や屋久島地杉加工センターの稼働など、木材を取り巻く状況はよい方向に変化しつつあることから、今後、伐期を迎えた面積等調査を行い、共用林に対しての取り組みを県森林整備公社や、それぞれの共用林組合と話し合いを行い、今後の方針を検討していく必要があるというふうに考えております。

○4番（上村富士高君）

やはり、今、森林整備公社に合併したということで、共用林組合は各集落にあったんですけども、やはり、こういう活性化を図るためにには、その人の地元の人たちがするのが一番いいんですけども、そういうのは今できない状態になっているので、やはり、町が主体になって、そういう事業体とか、各あれに仕事を増やして、やはり、森林整備を大きく町が先頭に立って、リーダーシップを切ってやっていただきたいなと思います。

また、各色んな日本の取り組みを見てみると、色んな町で、やっぱり町が先頭に立って、町が長になるというのはおかしいんですけども、やはり、先頭に立って、そういう森林整備に取り組んでいるところは非常に多いです。

また、今、日本全国的に林業が見直されているときなので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

この次に、4番目の部分林についてなんんですけど、これは、私は2年前ぐらいに部分

林について、また、所在不明の人たちのあれをどうするかということを一般質問をしたことがあるんですけども、最近、この部分林の話を一部の関係者の方々から尋ねられるのですが、本町の国有林と契約している部分林というのはどれぐらいあるのか、また、その関係者、手入れ等はどの程度なされてきたのか、契約の期限や、任期が来ているのではないかと思われるが、どうなっているのか教えてください。

○町長（荒木耕治君）

部分林とは、国有林野において、国以外の者が分収造林契約に基づいて造成をした森林のことを言います。

国が権利関係を複雑化させる部分林の新設を極力回避したため、市町村は主な契約相手としてきました。しかし、国有林事業の財政悪化に伴い、1970年代から国有林経営改善の一環として、部分林の活用が推進されるようになり、1984年に部分林は分収造林に改められ、積極的拡大が図られました。この改正によって、部分林は民有林の分収造林と同じ概念を使用することになりました。

これを受けて、町は国と契約した分収林を細分化して、分収林を希望するグループや個人との契約を行ってきました。町とグループや個人との契約された分収林の中には、契約終了を迎えたものがありますが、木材価格の下落により、当初予定していた分収金を受けることが難しい状況にあります。

また、契約期間が長いものでは、契約終了を終えても、契約者の死亡や転居等により連絡がとれず、履行できない等の事案も発生をしております。このような不明の契約者の捜索には多大な時間と経費を要することから、なかなか進んでいかない現状あります。

現在は、町と国との契約期間を延長することで対応していますが、今後は、他の市町村においても同様の悩みを抱えることから、問題解決事例を参考にするとともに、国の指導も受けながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

補足説明を農林水産課長にやらせます。

○農林水産課長（鶴田洋治君）

本町が国有林と契約している部分林がどのくらいあるかというお尋ねでしたので、町のほうで国と契約しているのは308ヘクタール、現在あります。古いものは昭和15年に契約をされて、平成31年が契約満了となるんですが、一部、実際にこの部分について、昨年、伐採をした部分もあります。しかし、やはり、思っている以上の単価が取れないというのが実情であります。

ですから、やはり、それは、額が取れないというのは、先程議員の御質問にもありましたように、手入れが行き届いていない部分が大きいと思いますので、これらをどう対応していくのかということにつきましては、また、関係機関の御指導もいただきながら、

銳意進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○4番（上村富士高君）

この308ヘクタールというのは、切った部分もあるということなんですけども、どうにもならないという今お答えです。

何とかしていこうというので譲与税とか、そういうのも、そういうところにも使われてもいいんじゃないかなと思うんですけど、このまま放置していくと、昭和15年に契約したということになると、何十年たっていますか。ほとんど腐れて、根腐れを起こしたりなんだりして、切りどきをとつくの昔に過ぎている杉ばかりです。それは使える部分があったとしても、やっぱり、色んな環境とか、そういう災害とかを見越すならば、何らかのこの手を打っていくべき問題ではないかと思います。

だから、やっぱりそういう専門的な人たちを呼んで、相談して、いち早くそういうのを切れるような状況にしていっていただきたいなと思います。

まだ森林に関しては色々あるんですけども、やはり、町は表立って森林に関して関与していないような気がするんです。というのは、ほかのところもちょっと見てみると、種子島なんかも色々な、1市2町で森林組合等の機械の補助とか色々やっています。ただ、今の屋久島の林業事業体とか、森林組合とかというのは、機械を買うにしても、鹿児島県の補助しか出ないんです。

そういう意味からしても、そういう林業に必要な、今は高性能林業機械とかを使わないと合わない時代というか、手で昔みたいに手で切っていたり、チェーンソーではかつて切っていた時代というのはほとんど終わって、高性能林業機械で自動的にやるという時代でないと、単価が合わないというある本を見たら書かれていました。そういう意味から見ても、そういう林業機械を買うときは、やっぱり町も補助をしながら、林業に大きく顔を向けていっていただきたいなと思います。

以上をもって、質問を終わります。

○議長（岩川俊広君）

しばらく休憩します。

14時15分から再開します。

休憩 午後 2時04分

---

再開 午後 2時15分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、榎光徳君に発言を許します。

## ○8番（榎 光徳君）

皆さん、こんにちは。お疲れさまです。平成最後という言葉、よく耳にするんですが、屋久島町議会平成最後の一般質問となりました。しばらく時間をいただきたいと思います。

私は10年前の3月定例会の最終本会議の日にここに立っておりました。40年間の行政生活にピリオドを打ち、早期退職を決意した後、退任の挨拶の際に初めてこの席に立たせていただいたことを覚えております。当時の先輩議員の皆さんや同僚議員の方々の顔を思い出しながら、くしくもこの席に立ち、平成最後の定例会で平成最後の一般質問を、そして、この議場で最後となる一般質問をさせていただくことに、何のめぐり合わせか、不思議な縁を感じているところであります。

これまでこの議場で議員と執行部によるさまざまな議論が幾度となく交わされ、本日も熱い議論が交わされたところであります。多くの施策等も展開されてまいりました。特に南部の先輩議員や同僚議員の皆さんには、長きにわたりこの議場でかかわってきたその思いというのをひとしおだらうとお察しいたしますが、今後はこの施設が広く町民に愛され、親しまれ、有効に利活用されますよう願うところであります。

それでは、通告に従い質問をいたしますが、今回の私の質問は、男女共同参画社会の構築についてと庁舎移転に伴うインフォメーションの整備等についての2点であります。

まず、1点目の男女共同参画社会の構築についてのなかで、町内における各種職場等における女性登用や女性事業主等の現状をどのように把握しているのかをお伺いいたします。

## ○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

## ○町長（荒木耕治君）

榎光徳議員の質問にお答えをいたします。

平成27年9月に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法が施行されました。女性の社会進出より一層推進し、全ての女性が輝く社会づくりのかなめとして制定をされた法律であります。この法律において、国や地方自治体並びに従業員301名以上の大企業において事業主行動計画を策定することが義務づけられており、それぞれにおいて女性の活躍状況の把握と課題分析を行うこととされています。

また、従業員300名以下の中小企業においては、事業主行動計画の策定が努力義務となっていることから、統計的な調査がなされておらず、データとして持ち合わせがないため、現状を把握できていない状況にあります。

私見ではありますが、どこの地方においても少子高齢化が進み、地域社会の維持に男

性、女性と言っていられない状況に直面してきているのではないかと思いますので、このような状況と時代の流れを踏まえ、本町においても一昔前と比較してそれぞれの企業努力において女性の登用が進んでいるのではないかと考えております。

○8番（榎 光徳君）

女性活躍推進法が施行されて、今の町長の答弁にあったとおりの取り組みがなされてきているということなんですが、なかなか本町においては具体的な取り組みというのがされていないのかなという気がしているんですけども、私なりに、今お手元に資料をお配りしてありますが、調べてみました、女性登用のですね。これは、国・県とか、下に参考に挙げてあるんですが、町の関係の分、色々町議会から始まって、ずっと教育委員会とか、農業委員、民生委員、ずっとありますけれども、いずれもこのパーセントからいくと、非常に少ないパーセントです。民生委員・児童委員、これは42名に対して20名女性がいるということで47.6%、これはいつも多いわけですけれども、あと、スポーツ推進員の12名に対しての4人とか、こういう状況であります。

なかなか男女共同参画ということについては余り話題にしたがらない。これまでなかなか触れたくないというか、そういう傾向にあったのかなという思いがするんですが、先程、町長も、今はもう男性、女性と言っていられない時代だということを先程言われたんですが、今、このパーセントは参考までにちょっと出してみたんですが、こちら辺を見られて、登用に関して、これは町長がそういう例えで登用に直接かかわることができる部分、あるいは、もう外郭団体とかそういうので全然かかわれない部分、色々あると思うんですけども、このパーセントからいって感じたことをちょっと。

○町長（荒木耕治君）

これを見て直接感じたのは、非常に少ないということでございます。

けさのニュースだったか、きのうのニュースだったか、日本の国会議員ですか、議員の数が女性登用は世界で165番目だというようなことでした。それからしても日本全体も少ないし、本町もそういう状況であるというふうに思います。

○8番（榎 光徳君）

議員に特化して言わせていただければ、一昨年、うちも御存じのように、女性議員が2名誕生したわけですけれども、これまでの感じからすると、非常に華やかさというか、そういう意味では幾分活性化が出てきたのかなという感じがするんですが、今の県内においても色々女性議員を増やそうという動きも非常にあります。

それで、後のはうの質問にも出てくるんですけども、県内には女性が1人もいない市町村とか、あるいは、1人もいない市がありまして、そういったのを色々1人でも女性の議員を増やそうというようなこともあるんですけども、本町においては特に、私は下のはうの参考のところに挙げてあるんですが、町の消防団員、これが6分団で9名

の女性団員がいると。あるいは、原・麦生には女性婦人消防隊が出動しているというようなことで、非常に女性の活躍が出てきているという、最近ですね。特に消防団員に関しては、それこそ先程ありましたように、男性、女性の区別なく、全て今は色々な取り組みから、雇用、賃金体系から、そういったのも全て一緒だというようなこともあるようですので、こういったのがまさに男女共同参画の推進の実現に向けての取り組みのかなと思っているところなんですけれども、このほか、色々女性の活躍する場、あるいは、今現に女性が色々な場で、例えば、以前から当然、保健師とか、あるいは保育士、それから医薬業とか、色々な場で女性が活躍する場は男性と違ってまた色々あったわけですけれども、最近はそれこそ男性、女性の区別なく、そういったところに門戸が開かれているというか、そういう状況にあるようですので、そういうのがどんどん進んでいければいいのかなと思っているところです。

もう2番目の質問とあわせていきたいと思うんですけれども、これまでの男女共同参画社会実現のための施策は、町として具体的な取り組みがこれまでなされてきたのか。なされていないとしたら、方策的にはどういうことがあってというか、そういうなのを方策をしていましたのか。そこら辺をお聞かせいただきたいと思います。

#### ○町長（荒木耕治君）

平成11年6月に男女共同参画社会基本法が制定をされ、20年が経過をしようとしております。先程触れました女性活躍推進法とあわせて、国の施策により、男女の性別に関係なく、個人の意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会づくりを推進しております。

本町がこうした社会を目指すため、まずは役場という一つの事業所が率先して変わらなければならぬと考えております。私も一事業所の長として、性別の隔たりなく新しい人材を採用することや責任あるポストへの女性の登用等を含め、適材適所の人事配置を行ってまいりましたので、少しずつではありますが、一定の成果はなしているものと考えております。

一方、対外的な取り組みにつきましては、本町地域女性団体連絡協議会の2名の役員の方に、県男女共同参画地域推進員として役割を引き受けていただいております。町内においては、女性団体の取り組みを通じて地域住民への啓蒙活動を行っていただいております。引き続き、今後においても女性団体の活動を支援し、連携を図ってまいりたいと思います。

また、本町においては専門的に業務を行う部署を設けていないため、男女共同参画に特化した取り組みを実施することが難しいところですが、各所管においても実施する事業を展開していく中で、民間事業所の安定経営化や新たに事業を始める方への支援を行うなど、町内経済の活性化を図ることにより、男女共同参画の社会づくりを推進していきたいと思います。

さらに、私自身、各種団体等の会議等に多く出席する機会がございますので、そういった場においても民間経営者の方々へ、男女共同参画や女性活躍推進の取り組みを積極的に呼びかけてまいりたいというふうに思っております。

#### ○ 8番（榎 光徳君）

先程の法律と一緒に、1999年に内閣府が出した男女共同参画社会基本法、ちょっと読ませていただきますと、男女が社会の対等な構成員として、みずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつともに責任を担うべき社会の実現に向けての法律ということで、男女共同参画社会基本法の第2条にうたわれているわけですけれども、これを受けて、実現するための5つの柱ということで具体的に方策が出されております。なかなか一つ一つ挙げてみると難しいんですが、冒頭申し上げましたように、なかなかこういった事案には触れたがらないということもあります、私も今回、勉強のつもりでこれから色々議論を深めていければいいのかなという思いで質問をさせていただいております。

その5つの柱、基本理念というのがあるんですが、この中では、当然、男女の人権の尊重というのがあるわけですけれども、男女の差別の解消、社会における制度又は慣行の配慮とか、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立という、色々こういうのもうたわれているわけです。この5つの柱を実現させるために、今度は地方公共団体の責務というのがあります、これが例えばこういう行政等に下がってくる責務なのかなと思っているんですが、その中に2つ、基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組むというのが1点、それと、地域の特性を生かした施策の展開ということの2つがうたわれております。先程申しました家庭の充実とか、それから地域力の向上とか、こういうのにつながってくるわけですけれども、先程、町長が言わされました役場の職員の女性登用、先程の表にもありました。今、管理職1名ですね。こういったことやら、あるいは、地域女性団体連絡協議会ですか、昔は婦人会といって各集落に全て婦人会もあって、それこそ200名、300名の団体だったんですが、きのうもちょっとお尋ねしたところ、今、50名だそうですね。それで、中には1人でやっているというのが3地区ぐらいあって、そして、なかなか婦人会としての活動ができていないと。それで、今、女性連絡協議会ということでなっているんですが、中にはそこの地域に女性団体じゃなくて、婦人部とか、色んな名前や形態を変えて活動はしている地区もあるということですね。ですから、ここら辺を再度また見直しも含めて、そして活性化に、実現に向けた取り組みをしていかなければならないのかなと思っているんですが、例えば、町長、ほかの地区でも色々な取り組みをしているんですが、婦人会では昔から、熊毛地区とか、屋久島町、旧上屋久町・屋久町、それぞれ婦

人大会であるとか、婦人会とかそういうのがあったわけですけれども、今も一部そういうのはありますけれども、例えば、女性の日とか、女性大会みたいなことを設定して、そこに色々な関係の人たちが集まって意見交換なり何なり、そういういったイベント的なこと、そういうたのは何か呼びかけられないものか、どうなのかなと思うんですが、そこら辺は町長どう考えられますか。

○町長（荒木耕治君）

今はなかなか難しいと思いますけれども、女性団体、今は婦人会もそのように、議員も若いころ、青年団活動を盛んにやっていたというふうに私も記憶はしていますけれども、今、女性だけではなくて、男子のそういう活動に対しても、青年団活動自体がもう少なくなってきていて、なかなかできていないと。ですから、それは人が少なくなったとかそういうことじゃなくて、何かそういう意識というか、個々の思いというのが色々変わってきていている部分もあるんじゃないのかなというふうに、私は個人的にはそういう私見も持っております。ですから、女性の日、あるいは、そういう何か女性が集う、例えば、逆にじゃあ、女性だけ集う日をつくると、これはおかしいんじゃないのと一方ではいう意見も必ず出てくると私は思います。だから、今は非常にそういうものではやりづらいといいますか、そういう時代でもあるので、そこら辺はちゃんともうちょっと色々なところから考えていかなければいけないのかなというふうに思っています。

○8番（榎 光徳君）

なかなかやりづらいと。根気強くそういうのも色々呼びかけて、実は私も今回の質問に先立って、私が1期目のときでした。マニフェストというか、公約のあれの中に、女性100人の会を立ち上げたいなということを出していたんですが、そうしたら、この前の議会報告会のある地区で、議員は公約には色々挙げるけれども、達成率はどうなのかと。自分たちの挙げた公約をちゃんと取り組んでいるのか。そういうのも議会だよりあたりに載せればどうなのかというような声もあったりして、私も名指しで言われたものですから、ちょっと身につまされる思いもしたんですが、実はちょっとだけ取り組みしたこともあったんです。何人かに声をかけて、こういうのを立ち上げたいが、どうなのかというようなことで話をしていたんですが、なかなかうまくいかなかったという経緯もあります。

今回、再度、取り組みをしてみようかなという思いなんですが、一つの事例として、これは曾於市のなんですけれども、行政が曾於市女性起業家応援プロジェクトというのを立ち上げて、そして、色々な著名な女性の起業家とか、そういうた方を呼んで講演会をしたりとか、パネルディスカッションをしたりして、そういう取り組みをしております。昨年9月にも末吉町の総合センターで講師を招いてやったというようなことで、そういう取り組みもしているわけです。ですから、何かそういう取り組み。かつては、町

の生涯学習大会あたりでバーバラ植村さんが来て講演をしたりとか、あるいは、松野明美さんが来てやったりとか、女性のそういった頑張っている人も色々来て講演もしたこともあります。ですが、講演をして聞いて何かを感じるわけですけれども、やっぱりそれを後につなげていきたい。何か形のあるものに残して、そして、今回、私は男女共同参画というか、女性の活躍に関してを取り上げていますから、そういうのにつなげていけるような方策をすべきなのかなという思いがあるんですが、そこら辺を町長、いま一度、何か方策はないものかお聞かせいただきたいと思うんですけど。

○町長（荒木耕治君）

議員の言われることもわかりますので、例えば、起業家の女性だけを集めてやるとか、そういうのはもうもともと起業をしている女性の方ですから、それはいいと思いますけれども、色々な何かやり方があるのか、少し研究をさせていただければというふうに思います。

○8番（榎 光徳君）

議論を深めたいということを先に言ったんですが、なかなか難しいところがあります。もう3番目もあわせて話をしたいと思うんですけれども、私、仮称・女性100人の会というのをできないかということで挙げているんですけども、このことに関しては何か別に答弁書ございますか。

○町長（荒木耕治君）

さまざまな立場の女性の方々の意見交換として、これまでも、地域女性団体連絡協議会の皆様を始め、あらゆる場面で素直に声に耳を傾けてきたつもりでございます。

今、地域女性団体というよりかは、私たちがそういう団体に出かけていって一番元気のあるのは商工会の女性部だというふうに思っております。ここは定年制がありませんので、元気な方は何歳でも、商工会の青年部は今40か45ぐらいまでで青年部というのは区切りがあるんですけど、女性部というのはないわけで、行くと一番ここがにぎやかで活発で元気に頑張っているなというふうに私は感じているところでございます。

色々な意見をいただきますけれども、その中で施策の中に反映をして、色々と女性の考え方、物の見方、視点、そういうものを町政の中で反映をしていきたいというふうに思っております。

この議会でも2名の女性議員が誕生しまして、今までとやっぱり私どもが見る目、視点、角度、そういうものと、ある意味では言うと目からうろこみたいな、私自身が「え」と思うような視点とか論点で色々言われることがあります。そういう志を持った女性の方が1人でも増えていくことのほうが、屋久島町の将来のためにはなるんじゃないのかなというふうに考えております。

○8番（榎 光徳君）

女性100人と言いましたけれども、100人が100人じゃなくても、最初は5人でも10人でもいいと思うんです。そういう形なりのものをまずは立ち上げて取り組みをしていければ、徐々にそれが発展していくのかなという思いがありますので、この件についてはぜひ、担当部署がどこになるかわかりませんが、取り組みをぜひしていただきたいと思います。

議員のことにも触れましたけれども、垂水市が今度、全国の市の中で垂水だけ女性議員が1人もいないと。これまで1人も誕生していなかったそうなんです。それで、人口1万5,000人ぐらいいるんですが、このことに関して、鹿児島で女性議員100人の集いというのがあるんですが、その中で、垂水市に女性議員を誕生させようという動きをしているようです。そういう動きもあつたりしますので、それと、参考なんですが、熊毛の状況は、西之表が16に対して女性が3、中種子が15に対して2、南は定数10ですけど、今は欠員で8になっているようですが、1人もいないという状況です。職員、管理職に関しては、西之表が21の部署で3名、中種子が17で2名、南が13で1名という状況で、いずれもこれはもう似たような状況ですね。非常に低い状況というようなことですので、また折に触れ、そういう何かのときは話題にしていただければ、町長を始めですね、この実現に向けた取り組みの一環にもなるのかなという思いがありますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それじゃあ、大きな2番目に入りたいと思います。

庁舎移転に伴うインフォメーションの整備等についてですけれども、本庁舎もいよいよ完成に向けて最終段階に入っているようです。今、外構工事とか周辺整備、取りつけ道路も含めて工事が行われておりますけれども、インフォメーションのかなめというか、入り口の門柱、案内板、そういったことはまだ見えてこないわけですけれども、そこら辺についてどういう状況になっているかをお示しいただきたいと思います。

#### ○町長（荒木耕治君）

新庁舎入り口の県道側につきましては、石銘板の作成を検討しておりますが、現在、造成工事を進めており、完成次第、見え方などを考慮し、設置する場所や大きさの検討を進める予定にしております。

また、庁舎内につきましては、複数箇所、全館案内板を設置し、さらに誘導案内板を用い、わかりやすい案内板の設置をすることとしております。

議員御質問の県道沿いの案内板に関しましては、県の管轄でありますことや航空法の高さの制限があることから、庁舎周辺への案内板の設置は厳しいと考えておりますが、既存の空港前にある案内板などに追加の表記ができないか、今後、県と協議を行ってまいりたいというふうに思っております。

#### ○8番（榎 光徳君）

私は以前、今の現庁舎の入り口の案内板、あれのことに触れたことがあるんですが、県道沿いなんかに、例えば、今までそうでしたけれども、役場所在地、何というところですよとか、こう行けば役場ですよとか、そういった表示が全然今までないわけですね。それを、当然県道ですから、県に言ってそういうのができないのかということで以前、私は質問したこともあるんですけども、今回、新庁舎に合わせて、当然、入り口の門柱も、町長は先程、石材で考えているということだったんですが、石材がいいのか、木材がいいのか、せっかく庁舎も総地杉ですから、木材でもよかったですのかなという思いもありますし、こう言っちゃあ何ですけれども、色々初めて見る方が何だろうかとわからないという人もいるわけです。我々なんかが見て、庁舎です、すばらしい庁舎ができますよということは言えるんですけども、例えば、車でさっと通ったりすると、そこが屋久島町役場ですよという表示が、やっぱり私はもうこの際だから、金をかけるというわけじゃないんですが、大きなものをぱっとわかるようなことをやったほうがいいんじゃないかなという思いがします。

航空法で高さ制限とかそういうのもあったりするということなんですが、県道の取りつけがあって、またそれは変えないといけないとかいうことになった場合は、移動可能なことも考えて、そういうのを検討したらと思うんですが、どうですか。でも、やっぱり庁舎は今度つくればもう50年、100年もてるわけですけれども、門柱とかそういうのも、そういう考えに合わせて設計なりそういった検討をしたらと思うんですが、そこら辺はどう考えられます。

#### ○町長（荒木耕治君）

先程、石銘板と言いましたけど、これも当然、屋久島の石でつくるわけでございます。ですから、今、雨ざらしにすると、杉でつくると非常にもたないので、庁舎の入り口にそういうものを屋久島の、地元の石でそういうものをつくったほうが、先々それで腐つたりどうのこうのないので、そのほうがいいだろうということです。

#### ○8番（榎 光徳君）

まだ決定はされていないと思うんですが、石材ということであれば、そういうぜひ検討をしていただきたいと思います。

今、こここの庁舎の閉序記念ですか、立派なのが立っていますが、イメージ的には石つてどうなんですか。どれぐらいのやつをイメージされているんですか。そこら辺まではあるんですか。

#### ○庁舎建設推進室長（岩川茂隆君）

大きさは一度検討したことがございます。現実、石を見て、この石でという案があつたんですが、先程も町長からお答えいたしましたとおり、どうしても高さの制限というのがひつかかってきます。今、庁舎の入り口、芝生を張っているところに、ちょっと

1メーターぐらいの高さの外灯があるんですけれども、あの外灯を設置するにも県の一応承認が必要になってきます。そういうこともあって、なるべくそういう高さに触れないような、なんですけれども、ちょっと横に広くするというような工夫で、ちょっと大き目なものをつくりたいというふうには考えています。

○8番（榎 光徳君）

1メーターぐらいではちょっとですね。今言われるように、横にぱっと広げてやるような。今、鶴丸城の御楼門ですかね、あそこの話題もありますけれども、規模的には違いますけれども、あそこは木材か何かどこか、あるいは、岐阜のケヤキか何かを持ってくるようなことで10億ぐらいかかるらしいんですけども、ああいった立派なのでなくとも、やっぱりそこそこアピールできるような何かそういうのをぜひ計画していただきたいと思います。

それと、県道の看板ですね。町内をずっと見てみると、観光地とか、色々そういったところの看板がもう数多くあるんですが、施設の、例えば、国の機関、県の機関もありますけれども、先程言ったような役場ですよとか、そういったのは全然ないわけで、この際、全部見直しをして、例えば、空港出入り口、港の出入り口、そういったところもぜひそういった表示ができるように県とも話を進めていただきたいと思います。

かごしまロマン街道とか、緑の回廊とか、ああいった看板はあっちこっちにずっとあるんですね、県道沿いに。観光地とか、そういったのは大分あるんですけども、裁判所の看板が今の坂のほうからこういって行ったところに左に立っているんですが、あれは「この予告灯を右に右折してください」というのを書いているんです。ぱっと見れるんですね。わかるんです。だから、そういったような、ある程度、県の看板の見直しとか、そういうのもぜひ進めていっていただきたいなと思っております。

色々申し上げましたけれども、非常に転機というか、平成の最後とか、元号の変わり目とか、色々転機の年でありますので、ぜひそういったのにも合わせて、皆さん気が分がうきうきしていくような、そういった取り組みができるようにぜひ努力をしていただきたいなと思いまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（岩川俊広君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は3月20日午前10時から開きます。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 2時56分

# 平成31年第1回屋久島町議会定例会

第 4 日

平成31年3月20日



平成31年第1回屋久島町議会定例会議事日程（第4号）

平成31年3月20日（水曜日）午前10時開議

- 日程第1 議案第16号 屋久島町口永良部島本村温泉の指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第17号 屋久島町口永良部島湯向公民館等の指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第18号 債権の放棄について
- 日程第4 議案第19号 屋久島辺地総合整備計画の変更について
- 日程第5 議案第20号 口永良部島辺地総合整備計画の変更について
- 日程第6 議案第21号 屋久島町介護保険給付費準備基金条例の一部改正について
- 日程第7 議案第22号 屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第23号 屋久島町介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第24号 屋久島町口永良部島本村温泉条例の一部改正について
- 日程第10 議案第25号 屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について
- 日程第11 議案第26号 屋久島町へき地学校教職員住宅管理条例の一部改正について
- 日程第12 議案第27号 屋久島町営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第13 議案第28号 農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第29号 屋久島町未来につなぐ森林づくり基金条例の制定について
- 日程第15 議案第30号 平成31年度屋久島町一般会計予算について
- 日程第16 議案第31号 平成31年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第32号 平成31年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第18 議案第33号 平成31年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第34号 平成31年度屋久島町診療所事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第35号 平成31年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第36号 平成31年度屋久島町船舶事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第37号 平成31年度屋久島町電気事業特別会計予算について
- 日程第23 議案第38号 平成31年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 日程第24 議案第39号 金岳小学校校舎危険改築工事請負変更契約の締結について
- 日程第25 議案第40号 屋久島町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定について
- 日程第26 質問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 日程第27 質問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

- 日程第28 諒問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第29 諒問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第30 平成30年陳情第6号 土地の原状回復、工事費相当額の求償に関する陳情書
- 日程第31 平成30年陳情第7号 日米地位協定の見なおしを求める意見書の提出を求める陳情書
- 日程第32 発委第1号 日米地位協定の見直しを求める意見書（案）
- 日程第33 発委第2号 屋久島町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第34 発委第3号 専決事項の指定について
- 日程第35 議員派遣について
- 日程第36 閉会中の継続審査申し出の件について
- 日程第37 閉会中の継続調査申し出の件について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員 (16名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	眞邊 真紀君	2番	相良 健一郎君
3番	岩山 鶴美君	4番	上村 富士高君
5番	大角 利成君	6番	渡邊 千護君
7番	石田尾 茂樹君	8番	榎光徳君
9番	眞邊 有次君	10番	高橋 義友君
11番	小脇 清保君	12番	日高 好作君
13番	下野 次雄君	14番	寺田 猛君
15番	岩川 修司君	16番	岩川 俊広君

1. 欠席議員 (なし)

1. 出席事務局職員

議会事務局長 書	上釜 裕一君	書	記	鬼塚 晋也君
	長井 綾乃君			

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木 耕治君	教育長	塩川 文博君
副町長	岩川 浩一君	会計管理者兼 会計課長	桑原 幸夫君
総務課長 宮之浦支所長兼 財産管理課長	鎌田 勝嘉君	尾之間支所長 兼税務課長	日高 邦義君
教育総務課長	山口 健蔵君	監査委員事務局長	上釜 裕一君
社会教育課長	佐々木 昭子君	電気課長	笹倉 聰君
企画調整課長	計屋 正人君	町民生活課長兼栗生出張所長兼 永田出張所長兼運輸管理委員会事務局長	塚田 賢次君
建設課長兼 建庁舎建築係	松本 薫君	安房支所長兼 福祉事務所長	寺田 太久己君
商工観光課長	松田 純治君	介護衛生課長	寺田 和寿君
環境政策課長	竹之内 大樹君	健康増進課長	日高 孝之君
庁舎建設推進室長	岩川 茂隆君		
農林水産課長	鶴田 洋治君		

△ 開 議 午前 10 時 00 分

○議長（岩川俊広君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

議案審査の前に、小脇清保君から発言を求められておりますので、これを許します。

○ 11番 (小脇清保君)

それから後段の部分では、行政に関わらず関わる全員が、この不明金は補填しなければならないんじゃないですかという提言をしております。そういう意味で前段と後段の言葉の整合性が合いませんので、この文言の削除は要望にお答えすることはできません。

しかしながら反論があれば、議長にはあなたの反論の許可はもらっていますので、どうぞ反論でも何でもしてください。

○議長（岩川俊広君）

○11番 (小脇清保君)

この言葉で拘束力があるわけではないし、私は発言の中で少しユーモアを入れて言ったつもりですから、これも削除しません。

○議長（岩川俊広君）

議長としてこれは不適当だと思いますので、これは削除したいと思います。

○11番 (小脇清保君)

それは議長の判断でしょ。

○議長（岩川俊広君）

はい。

○ 11番 (小脇清保君)

○議長（岩川俊広君）

先程申しましたように、議長として、これは不適当と思います。この文についてだけ削除します。

○ 11番 (小脇清保君)

お言葉だけ受け止めます。

○議長（岩川俊広君）

本日の日程は、配付いたしております議事日程表のとおりです。

- △ 日程第 1 議案第16号 屋久島町口永良部島本村温泉の指定管理者の指定について
  - △ 日程第 2 議案第17号 屋久島町口永良部島湯向公民館等の指定管理者の指定について
  - △ 日程第 3 議案第18号 債権の放棄について
  - △ 日程第 4 議案第19号 屋久島辺地総合整備計画の変更について
  - △ 日程第 5 議案第20号 口永良部島辺地総合整備計画の変更について
  - △ 日程第 6 議案第21号 屋久島町介護保険給付費準備基金条例の一部改正について
  - △ 日程第 7 議案第22号 屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について
  - △ 日程第 8 議案第23号 屋久島町介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について
  - △ 日程第 9 議案第24号 屋久島町口永良部島本村温泉条例の一部改正について
  - △ 日程第10 議案第25号 屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について
  - △ 日程第11 議案第26号 屋久島町へき地学校教職員住宅管理条例の一部改正について
  - △ 日程第12 議案第27号 屋久島町営土地改良事業分担金徵収

### 条例の一部改正について

- △ 日程第13 議案第28号 農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について
- △ 日程第14 議案第29号 屋久島町未来につなぐ森林づくり基金条例の制定について
- △ 日程第15 議案第30号 平成31年度屋久島町一般会計予算について
- △ 日程第16 議案第31号 平成31年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について
- △ 日程第17 議案第32号 平成31年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について
- △ 日程第18 議案第33号 平成31年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について
- △ 日程第19 議案第34号 平成31年度屋久島町診療所事業特別会計予算について
- △ 日程第20 議案第35号 平成31年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について
- △ 日程第21 議案第36号 平成31年度屋久島町船舶事業特別会計予算について
- △ 日程第22 議案第37号 平成31年度屋久島町電気事業特別会計予算について
- △ 日程第23 議案第38号 平成31年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について

#### ○議長（岩川俊広君）

日程第1、議案第16号、屋久島町口永良部島本村温泉の指定管理者の指定についてから、日程第23、議案第38号、平成31年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてまでの23件を一括議題とします。

本案については、各常任委員会への付託案件です。

これから各常任委員長の審査、報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

#### ○総務文教常任委員長（寺田 猛君）

皆さん、おはようございます。

平成31年第1回屋久島町議会定例会において、総務文教常任委員会へ付託された議案

に関わる審査の経過と結果を御報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第17号、18号、19号、20号、22号、25号、26号、30号、36号であり、条例案3件、予算案2件、その他の案件4件、計9件でありました。

委員会審査は3月8日、11日、12日の3日間にわたり、午前10時から尾之間支所第3会議室にて、関係課長、事務局長の出席をいただき、詳細な説明を受け質疑を行い議案審議を行いました。

それでは、各議案の審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、議案第17号、屋久島町口永良部島湯向公民館等の指定管理者の指定について、担当課長から内容説明を受け質疑に入りました。

質疑、討論ともなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第18号、債権の放棄についてでは、担当課長から内容説明を受け、質疑に入りました。

質疑では、滞納金の請求や保証人のあり方、保証協会の利活用などの問題提起があり、庁舎内の収納対策の中で調査、研究するとの回答がありました。

討論を行いましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第19号、屋久島辺地総合整備計画の変更についての内容説明を担当課長から受け質疑を行いました。

質疑では、特に注目すべき事業はとの問い合わせに、道路、橋梁を追加、飲料水供給施設を増額している。

学校給食施設の建て替えの計画はないのかとの問い合わせに、今のところ計画はないが、今後、検討するとの回答がありました。

質疑を終え、討論を行いましたが討論はなく、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第20号、口永良部島辺地総合整備計画の変更について、担当課長の説明を受け、質疑に入りました。金岳小中学校の給食施設の変更点についての質疑に対し、平成30年度に工事を予定していたが、入札が不調に終わり、30年度に外部、31年度に内部を予定している。変更した部分と備品購入等で、金額が増加しているとの回答がありました。

質疑を終え、討論を行いましたが討論はなく、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第22号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について、担当課長の説明を受け、質疑に入りました。

質疑では、国民健康保険事業が、県と市町村が連携して運営していくスタイルになって1年が経過するが、将来の見通しはとの問い合わせに対し、保険料など統一されていくだろうが、県が引き継いだとしても給付が延びていくだろうから、保険料の負担も増えていくものと思われるとの回答がありました。

質疑を終え、討論を行いましたが討論はなく、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第25号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について、担当課長から内容説明を受け、質疑に入りました。

質疑では、町営住宅や教職員住宅の用途停止や所管換えの実態が、一般町民には非常にわかりにくいとの問い合わせに対し、公共施設の管理計画、個別計画を31年度に作成するので、その中で検討し、周知、広報を計画に盛り込んでいきたいとの回答がありました。

質疑を終え、討論を行いましたが討論はなく、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第26号、屋久島町へき地学校職員住宅管理条例の一部改正について、担当課長の説明を受け、質疑、討論を行いましたが双方ともなく、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第30号、平成31年度屋久島町一般会計予算（分割）について、各課の予算案の内容説明を受け、質疑に入りました。質疑内容が多岐にわたりますので、主なものを御報告いたします。

まず、企画調整課所管では、ふるさと納税の実績に関し、寄附件数は昨年の1.4倍になっているが、大口寄附者が減少したため金額自体は微動である。また、返礼品のあり方等、今後、調査、研究していくとの回答がありました。

地域おこし協力隊の活動内容や報告のあり方に対する質疑に対し、1名退職したので、新たに本年度1名を募集している。屋久島2名、口永良部島1名の3名体制で、ふるさと納税の返礼品や特産品開発、小瀬田中跡地の水耕栽培等を任務として予定している。活動報告は町報等で広報したいとの答弁がありました。

次に、財産管理課所管では、一湊団地解体についての質疑があり、アスベスト含有調査で、アスベストの含有が判明したため30年度は実施できず、31年度に解体工事を予定し、予算計上しているとの回答がありました。

次に、総務課所管では、口永良部島の火山観測で常駐している気象庁の職員は、4月以降どうなるのかの問い合わせに対し、現在、使用の場所を引き払い、4月以降新庁舎に移るとの回答がありました。

庁舎、新庁舎移転後の各支所の宿直体制はとの質疑に対し、現状と同じ合計8名体制で、将来的には夜間警備の民間委託等を検討したいとの回答がありました。

屋久島町の公社制度の見通しはとの問い合わせに対し、平成32年4月施行の会計年度任用職員制度に照らし合わせ、法律上どうなのか、調査検討中であるとの回答がありました。

防災対策工事費500万円の内訳はとの質疑に対し、南海トラフ地震等の津波から、高台への避難道路に取りつける手すり、一湊地区約200メートル、永田地区約100メートルを計画して予算計上しているとの回答がありました。

次に、教育委員会社会教育課所管では、安房の山城の調査に対し質疑があり、土地所有者が事業を行うための発掘調査であり、保存目的ではないとの回答がありました。

また、来年度、国体開催に向けての準備や体制等の質疑に対し、本年度の屋久島オープンウォータースイミング大会をプレ大会と位置づけ、会場設営費などを計上している。あわせて一湊海水浴場の既存施設の整備事業も観光施設整備事業費として、トイレ、更衣室、駐車場の整備費を計上しているとの回答がありました。

次に、給食センター所管では、機構改革で給食センターが教育振興課となることでの職員配置や調理員の待遇改善などの質疑に対し、検討課題であり善処したいとの回答がありました。

次に、教育委員会教育総務課所管では、公立幼稚園、各小中学校に配置される空調設備や防災対策の詳細な説明を求める質疑や要望が出されました。

また、山海留学実施事業について、問題が起きないように、計画や制度を設定して提案しているのかとの質疑に対し、実行委員会において策定した実施マニュアルにより、連絡体制、サポート体制などを充実させ、よりよい留学制度となるよう検討を重ねているとの回答がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論を行いました。

討論では、山海留学の制度の基盤がしっかりとしていない。受け入れ体制の責任等も危険を含みすぎる。予算が承認されると、責任のないまま児童生徒を受け入れることになる。よって、反対であるとの意見と、前回不祥事が起きたが、それを踏まえ色々な取り組みができている。留学制度は、学校や地域の活性化になる。実行委員会で中身を詰めて、設置サポート制度を整えてもらい続けるべきである。よって、賛成であるとの意見が出されました。

採決の結果、賛成5名、反対2名、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号、平成31年度屋久島町船舶事業特別会計予算について、担当課長の内容説明を受け、質疑に入りました。

新船の船名の決定や火薬運搬の設備等の質疑に対し、正式な協議はしていないが、船名は基本的に公募になると思う。火薬花火は危険物コンテナを置くとの回答がありました。

質疑を終え、討論を行いましたが討論はなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（岩川俊広君）

次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

平成31年第1回屋久島町議会定例会において、産業厚生常任委員会に付託された議案にかかる審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第16号、議案第21号、議案第23号、議案第24号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第37号、議案第38号の条例案6件、予算案8件、その他の案件1件の合計15件でありました。

本委員会は3月8日、11日、12日の3日間にわたり、午前10時から尾之間支所第2委員会室において、関係課長、事務局長に出席いただき、詳細な内容説明を受け、議案審査を行いました。

それでは、各議案の審査の経過と結果を報告いたします。

まず、議案第16号、屋久島町口永良部島本村温泉の指定管理者の指定についてでは、現状と今後の課題はとの質疑に対し、昨年12月に本村区との協議を行い、燃料費の高騰や賃金改定で運営が厳しく、若干赤字があり、本村区が補填している。委託料の増額や入浴料の見直しが必要な状況であるとの回答がありました。

また、委託料は幾らかとの質疑に対し、年間140万円であるとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号、屋久島町介護保険給付費準備基金条例の一部改正についてでは、6条2項で、サロンなどここから提供するのかとの質疑に対して、その認識でよいとの回答であった。

また、年間234万円もらえるのか、補填申請すればもらえるのかとの質疑に対し、国の数値で満点が600点であり、市町村の取り組みで点数も変わり、それに合わせた金額が234万円であり、今後は国の予算の増額や取り組み内容により、金額の変動があるとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第23号、屋久島町介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正

についてでは、今、委員15名を18名にする根拠はとの質疑に対し、協議会の運営可能な人員とのことで15名であるが、プラスして18名としたとの回答であった。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号、屋久島町口永良部島本村温泉条例の一部改正についてでは、働いている方の勤務時間と委託料はとの質疑に対し、午後2時から午後8時までであり、委託料、入浴料等合わせて260万円ほどで、支出の中で140万円ほどの賃金であるとの回答であった。

また、入浴料は町へ入るかとの質疑に対し、町へ入らず、指定管理者に入り運営をしているとの回答であった。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号、屋久島町営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正についてでは、中間管理機構は運営しているのか、管理機構の代表者はとの質疑に対し、中間管理機構より利用者の案内を送っていると思う。代表者は鹿児島県地域振興公社の代表である。屋久島支部等はないとの回答であった。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号、農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定についてでは、中間管理機構は農業振興のために管理しているが、目的外まで管理するのかとの質疑に対し、機構が管理している農地を土地改良区が事業した場合は、ほかの目的など契約解除した場合に特別徴収ができるという条例との回答であった。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号、屋久島町未来につなぐ森林づくり基金条例の制定についてでは、この事業で、地元産財の活用について考えているのか。また、地元産財の補助金の増額はとの質疑に対し、平成31年度検討している。補助金の増額は、今後の利用状況で検討していくかなければならないとの回答であった。

また、人材育成とはとの質疑に対し、地元で林業に就く人は少ないが、Iターン者など林業をしたい方に研修等に参加する支援を行うことなどで、人材育成と考えているとの回答であった。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号、平成31年度屋久島町一般会計予算（分割）についてでは、多岐に

わたりますので、主なものを報告いたしたいと思います。

まず、福祉事務所所管では、福祉協議会補助金1,500万円は、尾之間と宮之浦の施設の分かとの質疑に対し、この1,500万円は、社会福祉協議会で働く方々の人工費に対する補助金と考えている。施設に関しては、福祉センター管理費の中に町有施設管理委託、縄文の苑、こまどり館の電気代、水道代等を含め、1年間の委託料として793万4,000円を計上しているとの回答であった。

また、高齢者福祉の高齢者バスの手続きの簡素化についての質疑に対し、昨年の実績として431人が申請され、新年度の予算として500人程度の予算計上をしている。新庁舎の関係で、宮之浦、尾之間でも購入できないかとの声があるので考えていきたいとの回答であった。

委員から検討するのではなく、ぜひ実施していただきたいとの要望がありました。

次に、環境政策課所管では、山岳部環境保全基金の5,800万円は不祥事の発覚前の予算かとの質疑に対し、発覚前の予算であり、今後は補正で対応したいとの回答があった。

また、山岳部保全利用協議会負担金の2,937万7,000円は、人工費かとの質疑に対し、人工費が2,500万円ほどで、バスチケットの取り扱い手数料300万円、残りが事務所の維持費であるとの回答がありました。

また、クリーンサポートセンター飛灰処理委託の内容はとの質疑に対し、溶融炉を動かしていない。その前に出る飛灰である。今年度の予算で100トン出す予定にしている。30年度からの処理ができるようになり、31年度で約50トンを出す予定で、残りが400トンほどであるとの回答がありました。

次に、農林水産課所管では、森林づくり推進活動委託について、30年度はこの事業がなかったため、民有林等の作業がおくれたと聞いている。あのような問題があり、31年度はどのように進めていくかとの質疑に対し、森林づくり推進活動事業については新聞等で報道されているように、関係機関の皆様を始め、御迷惑をおかけして大変申しわけなく思っている。30年度につきましては、林務担当者が体調を崩し休職をしていた関係もあり、今は参事が兼務している内部事情もあり、この事業をどうするのか内部検討を行い、県からも意見を聞きながらやるか、やらないかを結果を出した。委員から活動報告を私たちの段階ではしっかり確認ができない状況の資料しか上がって来ず、そこを改善しなければ次年度この事業をやるのは厳しく、改善策も協議しながら計画書をつくる上で必要な活動だということを踏まえ、31年度は委託料を計上した。透明性を確保できる事業の実施を行いたいとの回答であった。

また、清掃委託について、業務の場所と金額の説明をとの質疑に対し、場所は一湊漁港のトイレ、布引の滝の公園のトイレ、栗生漁港のトイレの管理である。金額は一湊が33万6,000円。栗生が25万円であるとの回答であった。

次に、商工観光課所管では、まちを彩る花づくり事業補助金は、31年度は国民体育大会も控える中、なぜ減額したかとの質疑に対し、実績に基づき減額した。一老人クラブに3万円を上限として補助をしている。国体等、さまざまな取り組みがあると思うが、各課で検討していきたい。31年度はこの額で対応していきたいとの回答がありました。

また、在日外国人受入環境整備事業補助金は、600万円の3年間か、台北国際旅行博の出店料とはとの質疑に対し、だいすき基金を活用するために、外国人観光客に対し、港及び空港でアンケート調査を実施した。回答者の国籍は、ドイツが最も多く、ついで中国、昨年は中国について台湾も多く、屋久島はこのような制度がおくれており、自己資金で整備できない事業者も多く、インバウンドの受け入れについては積極的に取り組みたい。台北旅行博の72万6,000円の内容は、4日間のブース代40万7,000円。その他職員2名の旅費であり、出店の条件として、日本観光振興協会に加盟しなければならないとの回答であった。

次に、建設課所管では、危険家屋解体補助金はこの予算で大丈夫かとの質疑に対し、31年度は10件を想定し、300万円を計上している。足りないようであれば補正で対応するとの回答がありました。

また、麦生のバス停は、今年度完成かとの質疑に対し、32年度まで保証、33年度に整備工事であるとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号、平成31年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算についてでは、31年度の料金改定については、いつごろかとの質疑に対し、今年度2回の検討会を開催している。料金の値上げについては、了解を得ているところであり、3月中には第3回目の検討委員会を開催し、決定し、10月の消費増税と同時に15%の値上げをしたいと考えている。6月議会で提案し承認されれば、10月までを周知期間としたい。また、農集排についても、機構改革等があり、一緒に検討したいとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号、平成31年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算についてでは、新聞で屋久島町の国保税が上がっていたが、その見解はとの質疑に対し、新聞記事は、減額分や繰り入れをしていない数値になっている。平成30年度から制度は変わり、それに伴い緩和措置5,200万円くらいの県からの補助金があるとの回答であった。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号、平成31年度屋久島町介護保険事業特別会計予算についてでは、包

括支援センターの職員配置数はとの質疑に対し、5月以降は、南部に5名、北部に3.5名、包括支援センター以外として調査員やコーディネーターが配置されるので4から5名、北部に4.5名との回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号、平成31年度屋久島町診療所事業特別会計予算についてでは、医薬品について、ジェネリックの比率はとの質疑に対し、永田診療所は70%を超え、栗生診療所は80%を超えて高い比率であるとの回答であった。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号、平成31年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算についてでは、特に質疑もなく、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第37号、平成31年度屋久島町電気事業特別会計予算についてでは、スマートメーターのメリットはとの質疑に、人間が入力を行うと間違があるが、通信ができるので間違はないこと。滞納者に対する作業が、現場ではなく事務所ができるとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号、平成31年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてでは、特に質疑はなく、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、3月19日午前10時30分より、愛心会縄文の郷に出向き、意見交換を行いました。

以上で、産業厚生常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（岩川俊広君）

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより1件ずつ討論、採決を行います。

まず、議案第16号、屋久島町口永良部島本村温泉の指定管理者の指定について討論を

行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号、屋久島町口永良部島本村温泉の指定管理者の指定について採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、屋久島町口永良部島湯向公民館等の指定管理者の指定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号、屋久島町口永良部島湯向公民館等の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、債権の放棄について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号、債権の放棄について採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、屋久島辺地総合整備計画の変更について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号、屋久島辺地総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、口永良部島辺地総合整備計画の変更について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号、口永良部島辺地総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、屋久島町介護保険給付費準備基金条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第21号、屋久島町介護保険給付費準備基金条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、屋久島町介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号、屋久島町介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、屋久島町口永良部島本村温泉条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号、屋久島町口永良部島本村温泉条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、屋久島町へき地学校教職員住宅管理条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号、屋久島町へき地学校教職員住宅管理条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、屋久島町営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号、屋久島町営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、農地中間管理機機関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号、農地中間管理機機関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、屋久島町未来につなぐ森林づくり基金条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号、屋久島町未来につなぐ森林づくり基金条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、平成31年度屋久島町一般会計予算について討論を行います。

本案に対しては、眞邊真紀君、ほか1名からお手元に配付しております修正の動議が提出されています。

これを本件とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

○1番（眞邊真紀君）

おはようございます。

修正案の説明を申し上げます。修正は歳出予算のうち款の16項の1寄附金の世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金と款の17項の2基金繰入金の世界自然遺産屋久島山岳部環境保全基金繰入金及び歳出予算のうち、役務費、委託料を除く経費を削減。歳出予算のうち款の10項の1教育総務費の山海留学に係る経費を削除したく、修正をするものであります。

修正案を順次説明いたします。平成31年度一般会計予算書の鏡のページですが、平成31年度屋久島町一般会計予算第1条第1項中、102億7,400万円を101億9,051万1,000円に改めます。

1ページ、第1表歳入歳出予算補正のうち歳入につきましては、款の13国庫支出金項の2国庫補助金、金額の2億2,610万8,000円を2億2,274万8,000円に。款の14県支出金項の2県補助金、金額3億3,052万円を3億2,933万1,000円に。款の16寄附金項の1寄附金、金額の1億3,800万円を1億53万円に。款の17繰入金項の2基金繰入金、金額5億8,806万5,000円を5億4,959万5,000円に。款の20町債項の1町債、金額12億3,500万円を12億3,300万円に。

したがって、歳入合計、金額102億7,400万円を101億9,051万1,000円に改めます。

歳出につきましては、2ページ、款の4衛生費項の1保健衛生費、金額5億5,902万3,000円を4億8,308万3,000円に。款の10教育費項の1教育総務費、金額2億6,141万6,000円を2億5,243万3,000円に。款の14予備費項の1予備費、金額610万3,000円を753万7,000円に。

したがって、歳出合計、金額102億7,400万円を101億9,051万1,000円に改めます。

次に、第2表地方債につきましては、過疎対策事業費の限度額5億3,640万円を5億3,440万円に改めます。

なお、この金額の修正に伴う歳入歳出予算事項別明細書の修正内容は、修正案に添付している平成31年度屋久島町一般会計予算修正に関する説明書のとおりですので、お目通しください。

提案理由を申し上げます。本修正案を提出した理由は以下のとおりです。

まず、山岳部保全対策費について。現在、町の会計において約3,000万円の赤字になっています。現段階では、それをどのように補填するのか決定されていません。31年度予算案は、あくまでも不祥事が起きる前の案と同様で、6,000万円ほどの歳入と歳出を見込んでいます。

現在は、積極的に收受できない状況にあり、收受率が6%ほどとのことで、協力金の額は大幅に減額すると見込むことが妥当であり、提案された予算案では現実的ではありません。これだけの不祥事が発覚したあと、具体的な再発防止策が立てられていません。協力金の取り扱いに対して、事故が発生しない仕組みの再構築が不可欠であります。協力金を收受する側の責任を明確にすることと、不正が行えない仕組みを構築することを早急に協議し、結論を導き出す必要があります。それを抜きにして引き続き協力金を求める行為は、詐欺行為に匹敵します。本年度の状況を十分に勘案してから具体的な予算立てをし、議案として再度提出していただくことを求めます。

次に、山海留学関連予算について。山海留学においては、町と里親双方が提訴される事例が2件も続いています。1件は、この2月に和解が成立していますが、あと1件は、未だ係争中です。責任の所在についての判決が出次第、町はその結果をもって、今後責任の所在を明確にあらわすという姿勢を出しています。

この4月から来られる留学生に責任の所在を明確に示せないのは、重大な問題であります。現時点では、実行委員会が実施主体であるが、あくまでも任意団体であり、法的な責任はないと判断されています。法的な責任がない団体が実施主体と位置づけられ、責任を負えないこと自体問題であるが、さらに委員個人が提訴される事例も出てくる可能性があります。

事故の再発防止策に関しても非常に具体性がなく、現時点でも素案な状態であることから、万全な取り組みとは到底いえません。そもそも留学生、子供の命に対する認識が非常に薄すぎます。事故が起きてしまったときの保証についても、まだ確定していません。

上記に加え、つい最近まで教育委員会が保険について、関係者に具体的な調査をしていなかったことも判明しています。提訴された元里親から得た情報として、きのう3月

19日に教育委員会が元里親に連絡をして、裁判で使った保険の種類や契約内容などを問い合わせてきたとのことです。これは教育委員会が再発防止策を講じる上で、十分な調査をしていなかったことを証明しています。

現状のまま、4月からの留学生の受け入れをして事故が発生したら、よかれという思いで引き受けてくださる里親に、同様の負担を負わせる可能性があります。先日、元里親との面会をする中で、特に印象に残った言葉が「今までは、とても里親にはならないほうがよいと言いたいです。眠れない夜が続きました。今でも悔しくて眠れないことがあります」とおっしゃっておりました。

来年度の留学制度を実施するには、責任の所在を明確にすること。不足の事故に備えて、保険の加入により万全を期すこと。具体的な再発防止策を策定すること。留学生、里親、学校、各校区の実施委員会からの相談に親身に対応、助言ができる体制を確立すること。

以上を整備した上で、再度、本予算案を提出していただくことを求めます。いずれも問題の解決がなされていない事業であることから、明確な再発防止策を策定すること。責任の所在を明確にすることがないまま、予算を承認することは不可能です。とりあえずやりながら考えるという姿勢は、決して許されるものではありません。と言いますのは、協力金に関しては世界中の人々の善意、留学制度に関しては児童生徒の命そのものと直結しているからです。

よって、本修正案を発議いたします。なにとぞ御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩川俊広君）

これより、修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番（石田尾茂樹君）

今出ました町の教育振興費の中の結局、13委託料、ひょうたん留学を0にする、負担金の山海留学補助金を0にする、実際、もう子供たち、家族も含めて動いていると思うんですがそれは色々説明がありました、受け入れるなということですか。平成31年は。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

○1番（眞邊真紀君）

いえ、そうではありません。きょう3月20日です。3月31日までには、あと10日はあります。先日、委員会の中でも保証の制度についてお伺いしたところ、損保ジャパンに問い合わせをしていますというところで議論が終わっています。その後、返事もありません。この10日間の間に整備することは十分可能でないかなというふうに考えておりま

す。今まで、随分一般質問の中でも議論を重ねてきておりますし、あともうちょっとのところで整備が進んでいないんだな。この前委員会の中でもお話がついていない部分があつたので、その部分を折り合いをつけて、再度、このきちんと制度を確立したというのを確認してから議決したいと思いますので、3月31日までに段取りをしていただいて、再度予算案を上程していただくと、それを求めているだけです。

○議長（岩川俊広君）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑はないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第30号、平成31年度屋久島町一般会計予算（修正案）について討論を行います。

まず、原案に賛成の発言を許します。（「議長」と発言する者あり）原案です。

（「ああ原案か、失礼」と発言する者あり）一般会計原案です。一般会計全体です。

○8番（榎 光徳君）

賛成の立場で討論させていただきますが、先程から説明ありましたけれども、この入山協力金につきましては、導入時点から色々議論がされてまいりました。前身の車両対策協議会から、今回の屋久島山岳部保全利用協議会、衣がえをして再スタートしたわけですけれども、今回このような業務上横領という不祥事が発覚をいたしました。2,900万円以上というような耳を疑うようなこの多額の出来事に、本当にびっくりしたわけですけれども、やっぱりこのことについては事のてんまつをつまびらかにしまして、本当にこの再発防止に向けた取り組みを講じていくというのは当然のことであります。

これまで、色々調査報告が明らかになってきておりますけれども、いずれにしてもこの金銭の受理に関するチェック体制、またこの協議会の管理体制の甘さ等に危惧したものでありますので、任意の団体とはいえ、協議会長及び事務局としての町の責任は重く、大いに反省すべき点だとは思っております。

今後はそうしたことを踏まえて、しっかりと改善策のもとに、これまで色々議論されてまいりましたけれども、信頼回復と再発防止に向けた取り組みを強化をしていただきたいと思っております。

予算につきましては、当然、予算編成時点でこのような不祥事が発覚するということ

は予想だにしなかったと思いますんで、当然、歳入についても不確定要素があります。そこら辺は、今後、補正予算なりで対応していくという、処理できる部分もあるのではないかということを思っております。

それと先程の山海留学につきましては、これもこれまで少子高齢化、減少、こういったことで児童生徒数の非常にその現状があって、学校存続の危機、あるいは地域活性化の打開策として、それぞれの地区の実施委員会が取り組みを進めてきたものであります。これはもう皆さん御存じのとおりだと思いますけれども、しかしながらこれについても残念なことに、今回、2つの事案が発生をいたしました。このことについても、当然、このことのてんまつを、はっきり現在調査中でもありますけれども、していかなければならないということは思っております。この事件発生後の再発防止策、当然、実施委員会あるいは実行委員会で協議を進めておりますが、今後はこの今の委員会でもありましたけれども、防止対策として相談窓口となるサポーター制度の導入とか、あるいは事故やトラブルが発生した場合の対応、こういったものをマニュアル化をして、そして実施要項でうたっていくというようなことで、これも3月中には策定をしていくということが打ち出されております。当然、今回の出来事で、実行委員会、町としての責任所在というのも明らかにしていかなければいけないということもあります。これも先程ありましたけれども、保険制度の導入等についても、やっぱりこの保険制度の整備等をしっかりしたものを見つかりしていっていただきたいと。

この件に関しては、既に実施委員会では、17名の応募に対して、継続3名を含む14名の留学生を4月1日から既に受け入れをしているというそういう受入体制も整ってきております。これについては当然、実施委員会、実行委員会、里親、それぞれ協議の上で決定をされたものでありますけれども、そういったことでこの件については、もう既に屋久島に思いをはせて、希望に夢を膨らませて、早く屋久島に行きたいとそういう思いで、来島される子供たちがいるわけです。こうした子供たちの夢をここでストップさせるわけにはいかないと思っております。

いずれにしても、先程の協力金制度の問題もそうですけれども、制度そのものは本当にこれまで色々説明もあって、皆さんも十分理解されていると思っております。それぞれの事件について、今後は再発防止に向けた改善策というものをそれぞれ提案されておりますので、これが100%十分なものかどうかというのは、それぞれの皆さんのが御判断されていくことですけれども、これが十分達成できますように、そしてこういうことが二度と起きないように、最善の努力をしていただきたいということを申し添えまして、この件については提案どおり賛成をするものであります。

以上です。

○議長（岩川俊広君）

次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。（発言する者あり）指示どおりやってください。

原案及び修正案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の。（「議長ちょっと待って、原案も反対、修正案も反対となつたらどうすんの」と呼ぶ者あり）反対者があるんです。手続き、こうなつてますから。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

手続き上このようになっています。いいですか。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

#### ○11番（小脇清保君）

4月の19日まで、入山協力金を受けないということは決定しました。その中で、31年度の予算案は5,800万円以上の数字が出ているんですが、大幅にこれは下回るんじゃないかと思っていますので、まずこれの修正が必要だということは発議者が申し上げたとおりだと思います。

それとあわせて可決はしましたけれども、30年度の補正予算の繰入金310万円の条例違反ということも、修正をするという担当課長のお話ですから、それまで私は3月31日に修正案を提出するという、臨時議会でね、お話ですから、それまでこの予算案は可決するのを保留したいと思います。

それと山海留学制度については、実施主体の組織図の出来上がったのかどうかも私たち見せてもらったこともありますし、責任の所在を未だに係争中ということ自体が信じられませんので、発議者の言うように3月31日まで、その明確な回答があることを希望して、本日はこの修正案に賛成して原案は私も否決したいと。

#### ○議長（岩川俊広君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（岩川俊広君）

いいですか。

次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（岩川俊広君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

#### ○12番（日高好作君）

修正案を出されている方、議員の方、確かにお気持ちはわかります。本当に頭の痛い問題で、この議会中もずっと心が荒れる思いがなかったのは皆さん議員も職員の皆さん

も同じだと思うわけです。

この中で、確かに現在積極的に収受できない状況にあり、収受率が6%ほどのことで、協力金の額は大幅に減額すると見込めることが妥当であり、提案された予算では現実的じやない。これはもうまさにおっしゃるとおりだと思うわけです。ただ、会議の前の全員協議会、その場面でも、改善策ですか、そういういたものも出てきました。

また、ガイドからの協力金の要望、ガイドの方も制度そのものは認めるというような中で、今後はやっぱり再発防止の構築策を一体となってやっていると、そういう協力金制度を検討委員会も設けるというふうなことで、やっぱり4カ所、そこでの集金での徴収の場面で、修正案の提案者も具体的な方策が感じないという、例えばその番号の入った領収書の半券を確実に協力いただいた方にやる、そしてそれと金額と照らし合わせるとか、そういういたことも、今後、検討委員会の中で改善策として出していく。当然4月19日以降、やはり徴収を積極的には行えないまでも、それまでは自肅するということは当然5月の連休も控えて、色々保全に対する事業費も必要ではありますんで、私は原案に対して賛成いたします。

○議長（岩川俊広君）

次に、修正案に賛成の発言を許します。

○13番（下野次雄君）

賛成の立場で反論をしたいと思います。

まずは、皆さんのお話を、同僚議員の話を聞いているんですけども、制度がいいから、我々の制度に反対してるわけでも何でもありません。修正案に対しても、制度が悪いからそれを直しなさいという修正案ではありません。言っていることが起きたことに対する責任分野、そういういたものに対して、議会としてどうするのというのが、私は本音だろうというふうに理解をしております。そういう責任もまだ不明のまま、5,800万円というその財源をこの議会で議決してくださいと。

そして、先程その予算に対して賛成の議員が発言をされておりましたけれども、私はせいぜい修正すればいいんじゃないかという話がありましたけど、私は逆だと思うんです。逆にそれを認めて、逆に必要なものがあったら補正で上げればいいことであって、言っていることが何かちぐはぐのような気がしてしまうがないんですけども、それが議員の発言ですから、そういうのを私は否定してというわけにはいきませんけども、極端に言うと私が結論を急がしてもらいますと、言葉は適當ではないかもしませんけども、どんぶり勘定予算を認めてください。という案だというふうに私は理解します。そういうどんぶり勘定の予算には私は認めるわけにはいきません。

山海留学の件に関しても、責任分野が全く示されてないまま、それはまあ屋久島に来たいからということで十何名の人が町にああして来る、それは理解できますよ。でも、

来たときに何かあったときに責任分野が何も示されていないのに、来た子供がかわいそうじやないですか。問題が起きた度に。じゃから、そういういたものも明確にした上でするのが私は妥当だと思いますので、修正案に賛成をいたします。

○議長（岩川俊広君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○7番（石田尾茂樹君）

一番というか、山岳部保全対策費について、私も委員長報告にもありましたとおり、今、同僚議員から指摘がありましたが、補正で対応というのはどんぶり勘定だという、そういうおっしゃる意味も十分わかりますが、こういう不祥事が起きて色々協議会でも協議がなされ、各人たちの意見も聞きながら今できる対策を講じていく、そういう状況の中では厳しい状況にありますけれども、色々な対策をしていないわけではありません。それについては、今後、便宜を踏まえて十分補正で対応できるというふうに理解をしています。

それと留学制度についても、責任の所在が言っていますが、町は、今、係争中のこともありますって軽々には意見は出せないこともあります。決してそこから逃れているわけではありません。そして、今、サポーター、色々なことを提案し、里親、実行委員会がそれを納得し受け入れをするという段階で、こここの予算出てるんですけど、ということについては、私は反対したいと思います。

以上です。

○議長（岩川俊広君）

次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

○6番（渡邊千護君）

山岳部保全の件についてなんですが、先程、全員協議会でも私申し上げたんですけども、協議会傍聴してきました、協議会の話し合いの中で、「任意団体であり、道義的な責任はあるが法的責任はないと、協議会で補填する責任はない」ということを皆さんで確認をしておりました。

今回の不祥事は、もちろん横領した本人が一番悪いわけであります。しかし、協議会の管理体制の不備の責任も必ず問われる問題であります。一番の問題は、この法的責任

を負わない団体がそのまま協力金を取り扱っていくことが、僕は問題だと思っています。その中で、今、一番考えなければならないのは、善意でいただいたお金である、まずその補填、そして不正の行えない、まず仕組みづくりと組織づくり、あと責任の所在を明確にすることというの大事ではないかなということが、まず一つ。

そして、何より去年までの入山協力金の収受率は、80%ぐらいいっています。現在では先程から出ていますが、よくて6.74%です、6%しかないということ。今回、31年度の予算案の内容は、間違いなく現実的ではないということです。その上で具体的な予算案を予算立てしてもらって、それで早急に議案として提出していただきたいのが、まず一つの理由。

そして、山海留学の件なんですが、留学そのものは私はとてもいいことだと思っています。しかし、2月に和解が1件成立しました。この中で聞いたのは、里親は何度も実行委員のほうに足を出向いて相談に行ってます。そのとき、一切の助言はなかったそうです。何回も足を運んだのに。この姿勢そのものが、まずおかしいというのが一つ。この里親さんは、悩みに悩んで精神的にかなり追い込まれたそうです。眞邊議員にも、私、その辺を聞きましたけれども、その内容は余りにも想像を絶するものでした。非常にかわいそうなものでした。

この留学制度を存続させるのも、子供、里親を守るのも、しっかりとした再発防止策を策定し、もしものための保険の加入、そして、やっぱり責任の所在を明確にした体制を整えてから、再度、早急に予算案を提出していただきたいということで、この修正案に私は賛成であります。

○議長（岩川俊広君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○9番（眞邊有次君）

ただいま、原案に対する賛成、それから修正案に対する賛成意見の意見交流がされておりますが、私は原案に対する賛成の立場から討論をいたしたいと思います。

私がもう今から討論するまでもなく、先程来、賛成者の方から色々賛成意見が出ております。私は思いますには、やはりこの山岳部保全対策事業に対する今回の不祥事は、これはもう我々も含めて、町民全体、関係者全体の方々が反省をし、悪いことだとよくないことだということは、痛感しているところであります。

しかし、これでストップさせてしまっては何もありません。必ず打開策があるはずで  
す。それに向かって、対策協議会では打開策を求めて反省をし、打開策を求めて、今、  
進めようとしています。

していくというのが、予算執行の原則だと思いますので、この原案については賛成をしたいと思います。

また、警察等も捜査も進んでおります。捜査中であります。この結果を見て、対策協議会に十分な是正策を講じていただきたいというふうに思います。新聞にもよりますと、これから専門部会も立ち上げて検討もしていきたいということも書かれていますので、私はこれも信じたいというふうに思います。

留学制度については、先程から色々意見が出ておりますが、賛成をされた方の意見を尊重し、これにこの2つのことについては、今回の一般会計予算については賛成をいたします。

○議長（岩川俊広君）

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これから、議案第30号、平成31年度屋久島町一般会計予算について採決します。

まず、本案に対する眞邊真紀議員、ほか1名から提出された修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（岩川俊広君）

起立少数です。

したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

原案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（岩川俊広君）

起立多数です。

したがって、議案第30号、平成31年度屋久島町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。11時35分まで。

休憩 午前11時21分

再開 午前 11 時 35 分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案審査の前に、眞邊有次君より発言を求めておりますので許可します。

○9番（眞邊有次君）

したがいまして、会議録からの削除をお願いいたします。

○議長（岩川俊広君）

許可します。

次に、議案第31号、平成31年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第31号、平成31年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について採決します。

お詣りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、平成31年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号、平成31年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、平成31年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号、平成31年度屋久島町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、平成31年度屋久島町診療所事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号、平成31年度屋久島町診療所事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、平成31年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号、平成31年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号、平成31年度屋久島町船舶事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号、平成31年度屋久島町船舶事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号、平成31年度屋久島町電気事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号、平成31年度屋久島町電気事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号、平成31年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号、平成31年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

△ 日程第24 議案第39号 金岳小学校校舎危険改築工事請負変更契約の締結について

△ 日程第25 議案第40号 屋久島町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定について

○議長（岩川俊広君）

日程第24、議案第39号、金岳小学校校舎危険改築工事請負変更契約の締結についてと、日程第25、議案第40号、屋久島町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定についての2件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

平成31年第1回屋久島町議会定例会に追加提案いたしております案件につきまして、御説明申し上げます。

提案しております案件は、契約案1件、条例案1件の計2件であります。

まず、議案第39号、金岳小学校校舎危険改築工事請負変更契約の締結につきまして、御説明申し上げます。

平成30年第3回屋久島町議会臨時会において議決された議案第42号の契約について、敷地内の湧き水に対する地盤改良工事及び校舎進入路のコンクリート舗装工事等の追加事項による設計変更により、179万5,000円を増額し、総額を3億6,359万5,000円とし、昨年8月の新岳の噴火警戒レベル引き上げに伴い、一時工事中断を余儀なくされたことや、季節風の影響による海上天候悪化に伴う資材等の搬入遅延と、これに伴う職人の日程調整により工程に遅延が生じたため、工期を61日間延長し、平成31年5月20日までとする請負変更契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第40号、屋久島町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

屋久島山岳部保全利用協議会での不祥事に伴い、事務局を担う職員の監督不行き届き等の責任に鑑み、町長の給料を20%、副町長の給料を10%、それぞれ3ヶ月間減額するための条例を制定しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岩川俊広君）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○11番（小脇清保君）

町長、大変、報酬カットということで心苦しいですけれども、責任の所在を、これからどうするのかという解決策も見えない中で、3カ月間は少ないんじゃないですか。私の身分は揺るがせないんですけど。6か月の9月までは、それ以降の身分の保証はないので、9月まではカットしますぐらいの男気を出してほしかったですね。私の気持ちを言っただけですから、回答は結構です。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑ありませんか。

○1番（眞邊真紀君）

2点お尋ねします。

金岳小学校の契約変更の件。工事の進捗状況を教えてください。

あと、追加の工事なんですけれども、それ以外の建設途中にトラブル等ないのか、その点をお伺いしたいのが、まず、まとめて1件と、給料の減額の件ですが、20%、副町長が10%、3か月と導き出したその根拠をお知らせいただきたいのと、きょうまた、全員協議会の席で確認したかったんですが、自己資金でなくなったお金を補填ということが、公職選挙法に抵触するということで、できかねると。その実際的な根拠をお示しいただけないかなと思っています。

○建設課長兼庁舎建築係（松田純治君）

金岳小学校の校舎の危険改築工事の進捗状況につきましては、外回りの工事は舗装が終わりまして、今、内部の壁、天井などの内装工事に入っている段階であります。

それから、工事途中のトラブルというのはございませんでしたが、変更の理由に示しておりますように、校舎裏のところの湧き水が絶えることがないという状況が出てまいりましたので、そこを地盤改良と砂利舗装をする必要が出てきたということで、今回、変更契約をするところであります。

○副町長（岩川浩一君）

まず、10%、20%を導き出した根拠ということではありますけれども、特に、明確なものがあるということではないんですが、当然、過去において、いろんな自治体が行った例も調べてきました。

特に、ことしになってから新聞で報道された案件、まず奄美市の例、それから垂水市の例、それから、最近の鹿児島市の例等々、調査をいたしまして、県もなかなか、具体

的なことは教えていただけなかったんですけども、いずれも、町長、副町長の責任に言及したのは垂水市の例でございました。町長20%、副町長10%、期間は1か月ということでございます。いずれの例よりも重くしようということを基本に置いておりましたので、そのことを導き出した根拠と言えば、そういうことでございます。

今申し上げた3点は、いずれも職員もしくは嘱託の職員ということで、直接、町長、副町長が管轄する職員であったということで、今回の例は、協議会の会長としての町長の問題、協議会の問題ですから、町の町長として、副町長としての責任は、先ほど申し上げました事務局を預かる職員の監督と、そういったものがよくできてなかったということからいたしますと、例としては、非常に重たい条例だというふうに私は受けとめております。

それから、町長の寄附行為の関係ですが、これは公職選挙法に、199条の2に明確に記載をしてあります。

公職にある者、これは当然、公職選挙法で選ばれた議員さんも含むわけでありますけれども、公職にある者は、当該選挙区内にある者に対して、いかなる名義をもってするも寄附をしてはならないという根拠がございます。

そして、この根拠の中で、今回の協議会は任意の団体でありますから、この法律の解説として、当該選挙区にあるものの範囲というのがあるわけですけども、その当該選挙区にあるものとしては、人格なき社団も含むという法律の見解がございますので、町長として、いずれの立場をもっても公職選挙法違反だということでございます。

## ○1番（眞邊真紀君）

ちょっとそれについては納得いきませんので、またさらに深く調べていきたいと思っています。

こんな声が出ていますが、これどう思うか、ちょっと後でお聞かせください。

町長も副町長も道義的な責任はあると認めています。責任を認めた次は責任をとるです。责任感のある町長、副町長は減給、3ヵ月20%と10%でよしとしているはずがありません。今は現職で寄附はできませんが、退職すれば寄附は問題ありません。町を思うお2人には、きっと深い考えがあるはずです。皆さん信じましょう。

屋久島町長の退職金、10月で2期8年、76万1,000円掛ける5掛ける8、約3,000万円、副町長、給与掛ける2.8掛ける8が1,340万円になっています。10月で退職すれば、2人で4,000万円、税金を引いても、余裕で補填可能です。ということを書かれた記事を見かけたんですけども、これについて町長どう思うか、お聞かせ願えますか。

## ○町長（荒木耕治君）

私は今初めて聞きましたけど、町長の退職金というのは1期1期でございます。議員が言われたような、そんなたくさんはまだもらえない。いずれにしても、今はそういう

ことを聞いた限りでは、私は今、どういう形ができるかということは、今いろいろ考えております。ですから、今ここでどうするこうするというのは、まだ日にちも浅いですし、当然本人が弁済すべしというのはあるわけです。

議員もお聞き及びだと思いますけれども、2回に分けて、六百数十万円という金を既に返済をされております。ですから、近いうちに、それは、またそういう本人のあれもあるかもしれません。そういうことで、まだ今、いろんな方法がある。

じゃあ議員が先日申し上げましたけれども、監査した責任がある議員もみんなあるということで、じゃあ、私も今、いろいろとそう考える。じゃあ、議員は、自分で自分なりのそういう考え方というのはお持ちでしたら、参考までにちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（岩川俊広君）

反問権ですか。

○町長（荒木耕治君）

はい。

○議長（岩川俊広君）

許可します。

○1番（眞邊真紀君）

先日も環境政策課のほうに、また今の進捗とか、それでお伺いしたときにも話をしたんですけども、私自身も責任を感じております。もし、本当に寄附行為に当たって公職選挙法に抵触するのであれば、自分自身の進退も考えなきやいけないなというふうに考えています。

もし補填するとなると、私は町長みたいに、資産も全く持っていないので、どこからお金を取りようかというのも、実際に考えていますというのも、課長にお伝えしています。  
以上です。

○議長（岩川俊広君）

ほかにありませんか。

○6番（渡邊千護君）

私、今回の件で2カ月間減給という、町長がやっぱり責任を感じて、要は賛成しようと思っていました、今回の事件に対する町長の姿勢はとても感じましたんですが、これ、どうしても3カ月間という期限をもっての減給だったので、どうしても言え、任期中いっぱいどうしても、9月末までの責任は見せてほしかったなという気持ちがいっぱいありました。

そこに関連しては以上です。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております議案第39号と議案第40号の2件は、会議規則第39条第3項の規定において、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第39号と議案第40号の2件は委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号と議案第40号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を行います。

まず、議案第39号、金岳小学校校舎危険改築工事請負変更契約の締結について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第39号、金岳小学校校舎危険改築工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号、屋久島町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

○11番（小脇清保君）

これ、否決したら町長を助けることになるし、賛成したら、これ、この程度でお茶を濁されたら困るんですよ、正直言って。これからまだ、責任の所在はどこにあるのかと

いう住民運動みたいなものが起こると思うんですね。ですから、これでお茶を濁されても困るんで、かといって否決してもね、町長助けるだけだし、困っているんですわ。そういう意味で、後で判断します。

○議長（岩川俊広君）

今のは反対ですか。

○11番（小脇清保君）

反対討論です。

○議長（岩川俊広君）

次に、賛成者の発言を許します。

○14番（寺田 猛君）

一連の流れの中でいずれにしても、1つのけじめのつけ方だろうなというふうに思います。そういう意味では、たまたま、3月議会でこういう形に重なりました。最終日ではありますけども、賛成したいと思います。

○議長（岩川俊広君）

次に、反対者の発言を許します。

○1番（眞邊真紀君）

やはり、この20%を3か月、10%を3か月というのは、余りにも、金額的にも低過ぎます。どこにどういう責任をお感じになっているのかなというのが、町民からも声が聞こえてきます。やはり皆さん、これ納得しないんだなというのがあるので、私はこの額では、到底許されないであろうという立場に立って、この案には反対いたします。

○議長（岩川俊広君）

次に、賛成者の発言を許します。

○7番（石田尾茂樹君）

賛成者の立場で発言をいたします。

先ほど、同僚議員からお茶を濁すと言っていますが、1つのけじめとして、この条例案が出ています。

そういう中で、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、今後いろいろなことを考えているということあります。そしてやはり、事件を起こした当事者がいます。その行向を見ながら、警察問題にもなっています。そういうことをしっかり教えた上で協議会の中でも議論していると思っています。1つの区切りのけじめとして、私の賛成討論とします。

○議長（岩川俊広君）

次に反対者の発言を許します。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第40号、屋久島町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（岩川俊広君）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第26 諒問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

△ 日程第27 諒問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

△ 日程第28 諒問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

△ 日程第29 諒問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（岩川俊広君）

日程第26、諒問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてから、日程第29、諒問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについての4件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

諒問4件につきまして説明いたします。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるにつきましては、2期6年と11カ月の長きにわたり、人権擁護委員を務められました藤村いつ子氏が任期途中で退任されることになりました。これまでの御尽力に対しまして、心からの感謝を申し上げる次第であります。後任候補としまして竹之内律子氏を推薦しようとするものであります。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるにつきましては、6期18年と4カ月の長きにわたり、人権擁護委員を務められました東洋美氏が、任期満了により退任されることになりました。これまでの御尽力に対しまして、心からの感謝を申し上げる次第であります。後任候補としまして、木原裕子氏を推薦しようとするものであります。

諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるにつきましては、4期12年と3カ月の長きにわたり人権擁護委員を務められました岩川明氏が、任期満了により退任されることになりました。これまでの御尽力に対しまして、心からの感謝を申し上げる次第であります。後任候補としまして、渡邊浩氏を推薦しようとするものであります。

諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるにつきましては、肥後美穂子氏が平成28年7月1日より、人権擁護委員として法務大臣の委嘱を受け現在に至っておりますが、平成31年6月30日で任期満了となることから、引き続き、候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岩川俊広君）

これから、ただいま議題となっております諮問第1号から諮問第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

諮問第1号から諮問第4号については、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号から諮問第4号は委員会付託を省略することに決定しました。しばらく休憩します。

休憩 午後 零時03分

---

再開 午後 零時08分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、お手元にお配りしました意見のとおり、答申したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、お手元にお配りしました意見のとおり、答申することに決定しました。

次に、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、お手元にお配りしました意見のとおり、答申したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は、お手元にお配りしました意見のとおり、答申することに決定しました。

次に、諮問第3号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、お手元にお配りしました意見のとおり、答申したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号は、お手元にお配りしました意見のとおり、答申することに決定しました。

次に、諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、お手元にお配りしました意見のとおり、答申したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号は、お手元にお配りしました意見のとおり、答申することに決定しました。

△ 日程第30 平成30年陳情第6号 土地の原状回復、工事費相  
当額の求償に関する陳情書

○議長（岩川俊広君）

日程第30、平成30年陳情第6号、土地の原状回復、工事費相当額の求償に関する陳情書を議題とします。

本案については、産業厚生常任委員会への付託案件です。

これから、産業厚生常任委員長の審査報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（石田尾茂樹君）

お疲れさまでございます。

平成31年度第1回屋久島町議会定例会において、産業厚生常任委員会に付託された平成30年陳情第6号、土地の原状回復、工事費相当額の求償に関する陳情についての審査の経過と結果について報告いたします。

審査は3月12日の議案審査終了後に、尾之間支所第2委員会室において行いました。

担当課長に出席いただき、これまでの経過等の説明を受け、意見交換では、陳情の要旨が2点あり、要旨の1項、土地の原状回復については町も非を認めており、現状回復はすべきとの意見がありました。これらの意見を踏まえ、討論を行い、賛成者から、現状回復については、行政側が非を認めている。採択すべきとの討論があり、起立・採決の結果、起立多数で、平成30年陳情第6号の要旨1項については採択すべきものと決定しました。

次に、要旨の2項、第1項の工事施工に要した費用を国家賠償法第1条第2項の規定に準じ、求償するため、屋久島町議会は当該求償権を行使すべき旨の議決を行えについてでは、町から検査下命を受けた職員が検査し合格している以上、町として責任はあるが、職員に弁済させよと議決することには疑問がある。また、町民に対しての財産権の侵害をしたわけである。いずれ、懲罰委員会なり、それなりの処分は町が考えることであり、議会は求められないとの意見がありました。

これらの意見を踏まえ、討論を行い、反対者から、職員に負担させることについては、法律の問題であるし議会がすることではない。また、2項については、故意または重大な過失があった場合という点について議会は判断しかねるとの討論があり、起立採決の結果、賛成少数で、平成30年陳情第6号の要旨2項については、不採択すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（岩川俊広君）

以上で、産業厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより、産業厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論と採決を行います。

平成30年陳情第6号、土地の原状回復、工事費相当額の求償に関する陳情書について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、平成30年陳情第6号、土地の原状回復、工事費相当額の求償に関する陳情書について、採決します。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は一部採択です。したがって、この陳情は、第1の項目と第2の項目に分割して採決します。

まず、陳情第1の項目の、町は鹿児島県熊毛郡屋久島町安房2384番地4、地内の水道管現況図に表示の箇所に敷設した町営簡易水道の管路の収去の上、同箇所周辺の土地の原状を回復せよに対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（岩川俊広君）

起立多数です。したがって、この陳情のうち、1の項目は採択することに決定しました。

次に、陳情の2の項目の第1項の工事施工に要した費用を、国家賠償法第1条第2項の規定に準じて求償するため、屋久島町議会は、当該求償権を行使すべき旨の議決を行えに対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案に対して採択します。この陳情の2の項目を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（岩川俊広君）

起立少数です。したがって、この陳情のうち、2の項目は不採択とすることに決定しました。

△ 日程第31 平成30年陳情第7号 日米地位協定の見なおしを

求める意見書の提出を求める陳情書

○議長（岩川俊広君）

日程第31、平成30年陳情第7号、日米地位協定の見なおしを求める意見書の提出を求める陳情書を議題とします。

本案については、総務文教常任委員会への付託案件です。これから総務文教常任委員長の審査報告を求めます。

○総務文教常任委員長（寺田 猛君）

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第94条第1項及び同規則95条の規定により報告いたします。

本委員会は、3月12日午後、第1委員会室にて審議を行いました。

平成30年陳情第7号、日米地位協定の見なおしを求める意見書の提出を求める陳情書は、陳情者の趣旨を了とし、採択すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（岩川俊広君）

以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、総務文教常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論と採決を行います。

平成30年陳情第7号、日米地位協定の見なおしを求める意見書の提出を求める陳情書について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、平成30年陳情第7号、日米地位協定の見なおしを求める意見書の提出を求める陳情書について、採決します。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（岩川俊広君）

起立多数です。

したがって、本件は採択することに決定しました。

△ 日程第32 発委第1号 日米地位協定の見直しを求める意見書（案）

○議長（岩川俊広君）

次に、日程第32、総務文教常任委員長から提出の発委第1号、日米地位協定の見直しを求める意見書（案）についてを議題とします。

お諮りします。

発委第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第1号については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、発委第1号、日米地位協定の見直しを求める意見書（案）について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発委第1号、日米地位協定の見直しを求める意見書（案）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案の決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第33 発委第2号 屋久島町議会委員会条例の一部改正  
について

○議長（岩川俊広君）

次に、日程第33、議会運営委員長から提出の発委第2号、屋久島町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

お諮りします。

発委第2号については、会議規則第30第3項の規定によって趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第2号については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、発委第2号、屋久島町議会委員会条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発委第2号、屋久島町議会委員会条例の一部改正についてを採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第34 発委第3号 専決事項の指定について

○議長（岩川俊広君）

次に、日程第34、議会運営委員長から提出の発委第3号、専決事項の指定についてを議題とします。

お諮りします。

発委第3号については、会議規則第39条第3項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第3号については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、発委第3号、専決事項の指定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発委第3号、専決事項の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第35 議員派遣について

○議長（岩川俊広君）

日程第35、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第119条の規定により、お手元に配付しました会議等へ議員を派遣したいと  
思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決  
定します。

#### △ 日程第36 閉会中の継続審査申し出の件について

○議長（岩川俊広君）

日程第36、閉会中の継続審査申し出の件についてを議題とします。

総務文教常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第  
75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申  
し出がありました。

お諮りします。

総務文教常任委員長から申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議あり  
ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすること  
に決定しました。

#### △ 日程第37 閉会中の継続調査申し出の件について

○議長（岩川俊広君）

日程第37、閉会中の継続調査申し出の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条

の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成31年第1回屋久島町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 零時23分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員